第３節　避難設備

第１　避難器具

避難器具とは、防火対象物で火災が発生した時に、当該防火対象物の地階又は二階以上の階にいる者が階段を利用して避難することができなくなり逃げ遅れた場合に備え、避難階まで到達するためのものであり、その使用により人命の安全を図ろうとするものである。避難器具には、避難はしご、緩降機、救助袋、滑り台、滑り棒、避難ロープ、避難橋、避難用タラップがあり、金属製避難はしご及び緩降機を除き、避難器具の基準（昭和53年告示第１号。以下「避難器具告示」という。）でその構造、性能等について基準が定められている。金属製避難はしご及び緩降機が除外されているのは、法第21条の２の検定の対象とされているためであり、これらについては、別途規格省令により、その構造、性能等についての基準が定められている。

１　用途及び階に適応する避難器具の種類

階 防火対象物	地階	２階	３階	４階又は５階	６階以上 ※11階以上の階を除く
⑴　令別表第１⑹項に掲げる防火対象物で、収容人員が20人（下階に同表⑴項から⑷項まで、⑼項、⑿項イ、⒀項イ、⒁項又は⒂項に掲げる防火対象物が存するものについては、10人）以上のもの	・避難はしご ・避難用タラップ	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋 ・避難用タラップ	・滑り台 ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋	・滑り台 ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋	・滑り台 ・救助袋 ・避難橋
⑵　令別表第１⑸項に掲げる防火対象物で、収容人員が30人（下階に同表⑴項から⑷項まで、⑼項、⑿項イ、⒀項イ、⒁項又は⒂項に掲げる防火対象物が存するものについては、10人）以上のもの ⑶　令別表第１⑴項から⑷項まで及び⑺項から⑾項までに掲げる防火対象物で、収容人員が50人以上のもの（特定主要構造部を耐火構造とした建築物の２階を除く。）	・避難はしご ・避難用タラップ	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋 ・滑り棒 ・避難ロープ ・避難用タラップ	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋 ・避難用タラップ	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋

⑷　令別表第１⑿項及び⒂項に掲げる防火対象物で、収容人員が、150人（無窓階又は地階については、100人）以上のもの	・避難はしご ・避難用タラップ		・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋 ・避難用タラップ	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋
⑸　令別表第１に掲げる防火対象物のうち、避難階又は地上に直通する階段が２以上設けられていない階で、収容人員が10人以上のもの		注 ・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋 ・滑り棒 ・避難ロープ ・避難用タラップ	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋 ・避難用タラップ	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋

注　令別表第１⑵項及び⑶項に掲げる防火対象物並びに同表⒃項イに掲げる防火対象物で⑵項及び⑶項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するもの

２　用語例

⑴　「避難はしご」とは、固定はしご、立てかけはしご及びつり下げはしごをいう。

ア　「固定はしご」とは、常時使用可能の状態で防火対象物に固定されて使用されるもの（収納式のもの（横桟を縦棒内に収納しておき、使用の際、これを取り出して使用可能の状態にすることができるものをいう。以下同じ。）及びその下部を折りたたむこと又は伸縮させることができる構造のものを含む。）をいう。

イ　「立てかけはしご」とは、防火対象物に立てかけて使用されるものをいう。

ウ　「つり下げはしご」とは、防火対象物につり下げて使用されるものをいう。

エ　「ハッチ用つり下げはしご」とは、つり下げはしごのうち、避難器具用ハッチ（金属製避難はしごを常時使用可能の状態で格納することのできるハッチ式の取付け具をいう。）に格納されているもの（使用の際、防火対象物に突子が接触しない構造のものに限る。）をいう。

⑵　「緩降機」とは、使用者が他人の力を借りずに自重により自動的に連続交互に降下することができる機構を有するものをいう。

ア　「固定式緩降機」とは、常時取付け具に固定されて使用する緩降機をいう。

イ　「可搬式緩降機」とは、使用時に取付け具に取り付けて使用する緩降機をいう。

ウ　「調速器」とは、緩降機の降下速度を一定の範囲に調節する装置をいう。

エ　「調速器の連結部」とは、取付け具と調速器を連結する部分をいう。

オ　「着用具」とは、使用者が着用することにより使用者の身体を保持する用具をいう。

カ　「緊結金具」とは、ロープと着用具を連結する金具をいう。

キ　「リール」とは、ロープ及び着用具を収納するために巻き取る用具をいう。

⑶　「救助袋」とは、使用の際、垂直又は斜めに展張し、袋本体の内部を滑り降りるものをいう。

⑷　「滑り台」とは、勾配のある直線状又はらせん状の固定された滑り面を滑り降りるものをいう。

⑸　「滑り棒」とは、垂直に固定した棒を滑り降りるものをいう。

⑹　「避難ロープ」とは、上端部を固定しつり下げたロープを使用し降下するものをいう。

⑺　「避難用タラップ」とは、階段状のもので、使用の際、手すりを用いるものをいう。

⑻　「避難橋」とは、建築物相互を連絡する橋状のものをいう。

⑼　「取付部」とは、避難器具を取り付ける部分をいう。

⑽　「取付部の開口部の大きさ」とは、避難器具を取り付けた状態での取付部の開口部の有効寸法をいう。ただし、救助袋にあっては、取付部の開口部の有効寸法をいう。

⑾　「操作面積」とは、避難器具を使用できる状態にするための操作に必要な当該避難器具の取付部付近の床等の面積をいう。

⑿　「降下空間」とは、避難器具を使用できる状態にした場合に、当該避難器具の設置階から地盤面その他の降着面（以下この項において「降着面等」という。）までの当該避難器具の周囲に保有しなければならない避難上必要な空間をいう。

⒀　「避難空地」とは、避難器具の降着面等付近に必要な避難上の空地をいう。

⒁　「避難通路」とは、避難空地から避難上安全な広場、道路等に通ずる避難上有効な通路をいう。

⒂　「取付け具」とは、避難器具を固定部に取り付けるための器具をいう。

⒃　「避難器具用ハッチ」とは、金属製避難はしご、救助袋等の避難器具を常時使用できる状態で格納することのできるハッチ式の取付け具をいう。

⒄　「避難器具専用室」とは、避難はしご又は避難用タラップを地階に設置する

場合の専用の室をいう。

⒅　「固定部」とは、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分をいう。

⒆　「特定一階段等防火対象物」とは、階段及び傾斜路のうち、令別表第１⑴項から⑷項まで、⑸項イ、⑹項又は⑼項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下この項において「特定用途部分」という。）が令第４条の２の２第２号に規定する避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段及び傾斜路の総数が２（当該階段及び傾斜路が屋外に設けられ、又は規則第４条の２の３に規定する避難上有効な構造を有する場合については１）以上設けられていないものをいう（第１－１図参照）。

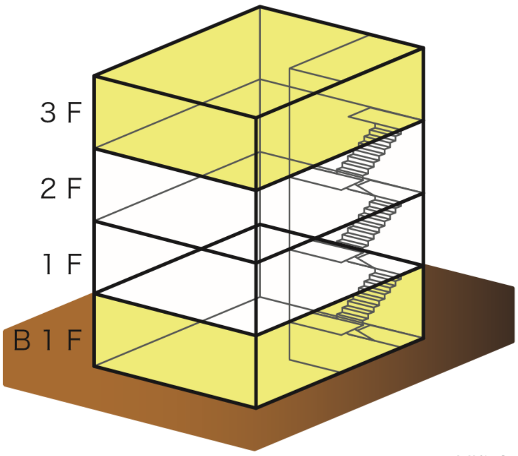

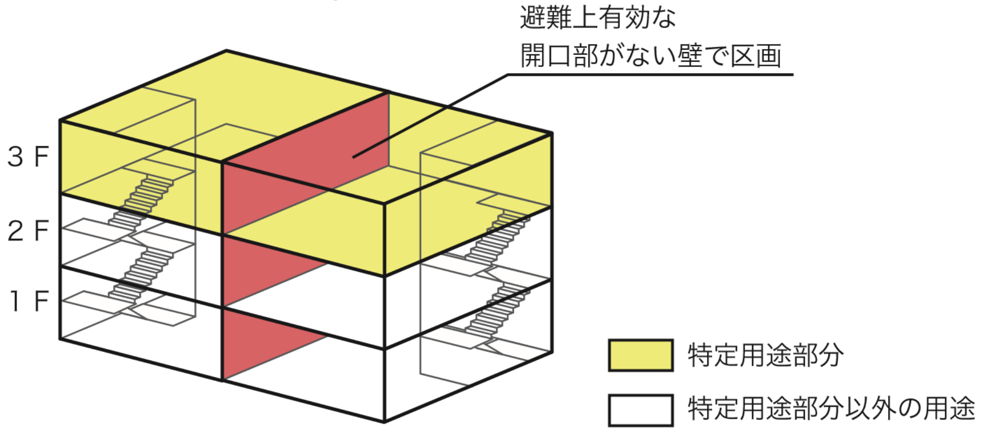

（特定一階段等防火対象物とならない防火対象物の例）

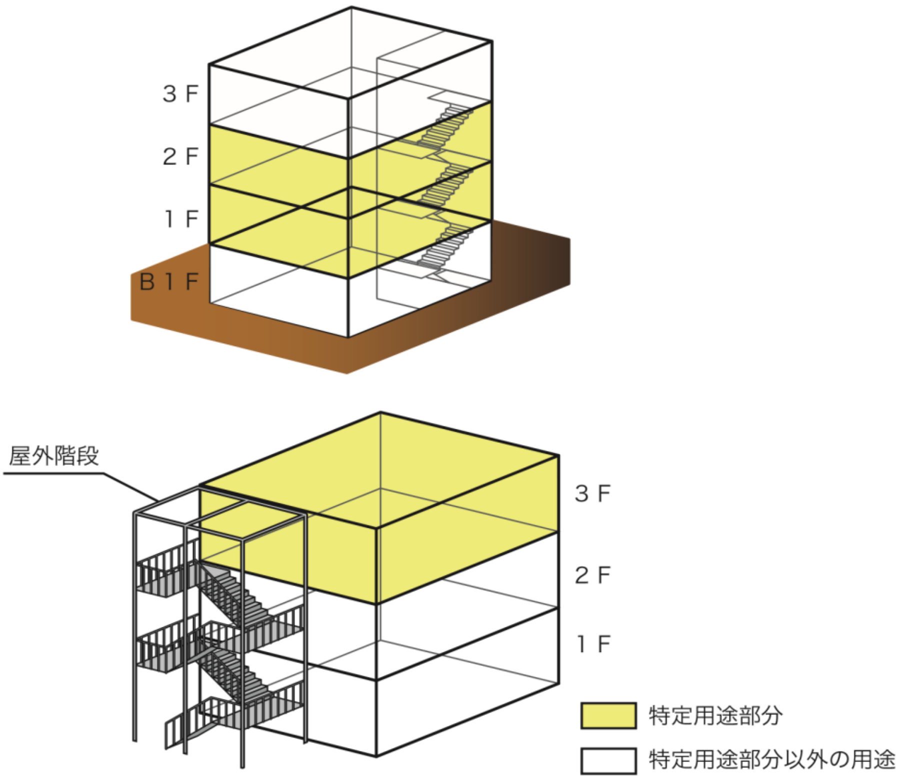

第１－１図

⒇　「避難階以外の階」とは、１階及び２階を除くものとし、規則第４条の２の２で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合については、その区画された部分をいう。

㉑　「避難上有効な開口部」とは、直径１ｍ以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75㎝以上及び 1.2ｍ以上の開口部で、次に適合するものをいう。

ア　床面から開口部の下端までの高さは、15㎝以内であること。

イ　開口部は、格子その他の容易に避難することを妨げる構造を有しないものであること。

ウ　開口部は、開口のため常時良好な状態に維持されているものであること。

㉒　「避難上有効な構造を有する場合」とは、建基令第 123条及び第 124条に規定する避難階段（屋内に設けるもので、規則第４条の２の３並びに第26条第２項、第５項第３号ハ及び第７項第３号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件（平成14年告示第７号。以下「屋内階段等告示」という。）が定めるものに限る。）又は特別避難階段である場合をいう。

(23)　「一動作型避難器具」とは、一動作（開口部を開口する動作及び保安装置を解除する動作を除く。）で、容易かつ確実に使用できる避難器具をいう。

3　避難器具の設置

避難器具の設置に関する事項は、令第25条の規定によるほか、次によること。

(1)　地上に直通する階段の個数の算出について

令第25条第１項第５号に規定する地上に直通する階段の個数の算出については、避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること（第１－２図参照）。

(2)　収容人員の算定について

令第25条第１項第５号に規定する収容人員の算定については、階全体で収容人員を算定するものであること。

(3)　避難器具の設置個数の算定について

ア　令第25条第２項第１号に規定する避難器具の設置個数の算定については、階全体の収容人員で判断するものであり、当該避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分ごとに収容人員を算定するものではないこと。

イ　避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分を有する階において、収容人員の算定の結果、避難器具の設置個数が１である場合等、避難器具の設置個数よりも避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分の数が多い場合は、当該避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分のいずれかに避難器具が設置されていればよいものであるが、努めて避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分ごとに均等に避難器具を設置すること。●

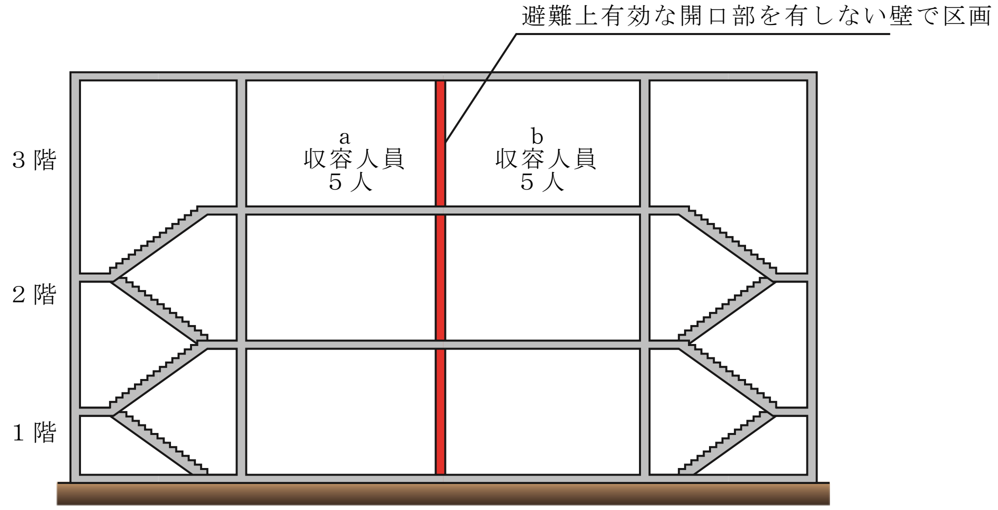

令第 25 条第１項第５号の規定により、３階に避難器具が必要となり、
ａ、ｂそれぞれの部分ごとに避難器具の設置を指導すること。

第１－２図

⑷　避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分の取扱いについて

避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分の具体例は、第１－３図によるものであること。

（避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分の直通階段が１の場合の具体例）

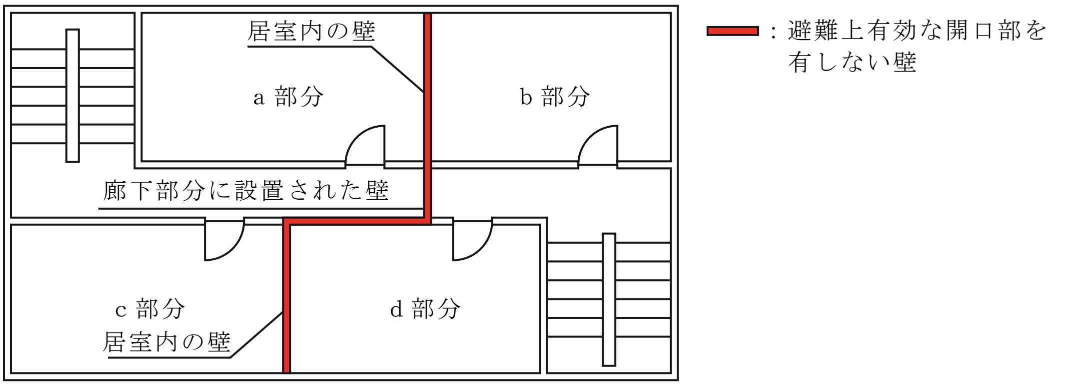

（避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分の直通階段が２の場合の具体例）

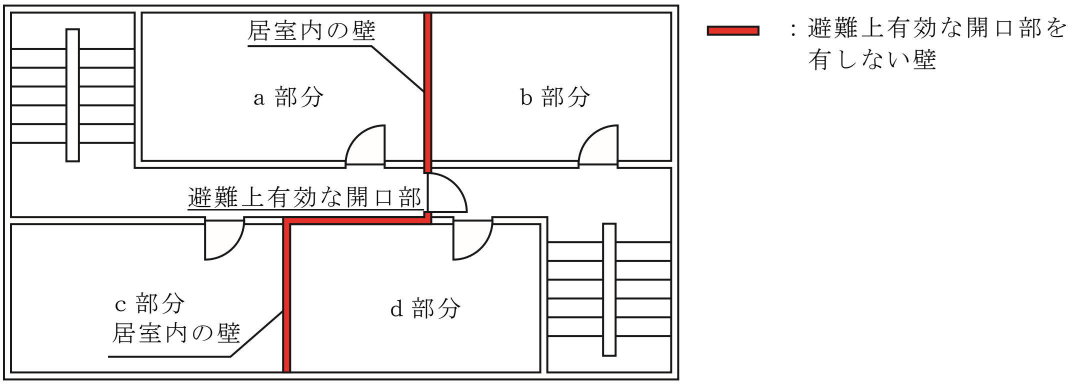

第１－３図

⑸　外気に面する部分に、バルコニーその他これに類するもの（以下この項において「バルコニー等」という。）が、避難上有効に設けられている防火対象物に設置する避難器具は、努めて避難器具用ハッチに格納された金属製避難はしご又は救助袋とすること。●

⑹　病院、幼稚園、保育園、社会福祉施設その他避難が困難な者が利用する防火対象物に設置する避難器具は、努めて滑り台とすること。ただし、避難が困難な者の状況に応じて、救助袋とすることができる。●

⑺　劇場、百貨店、学校、博物館その他多数の者が利用する防火対象物に設置する避難器具は、努めて救助袋又は滑り台とすること。●

4　特定一階段等防火対象物又はその部分に設ける避難器具

規則第27条第１項第１号に規定する特定一階段等防火対象物又はその部分に設ける避難器具は、次によること。

⑴　特定一階段等防火対象物又はその部分に該当するか否かの判断については、次の例によること。

ア　第１－４図の例に示すとおり、特定用途部分が避難階以外の階に存し、２系統ある屋内階段のうち、１系統は全階、もう１系統は特定用途部分が存する階まで通じている場合は、特定一階段等防火対象物に該当しないこと。

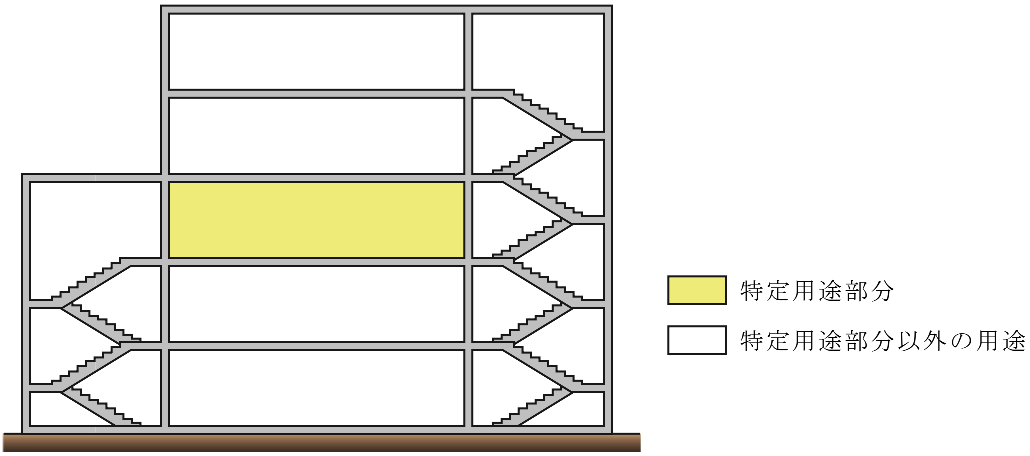

特定一階段等防火対象物に該当しない。

第１－４図

イ　第１－５図の例に示すとおり、特定用途部分が避難階以外の階に存し、屋内階段が１系統の場合は、特定用途部分が存しない階を含めて、特定一階段等防火対象物として取り扱うこと。

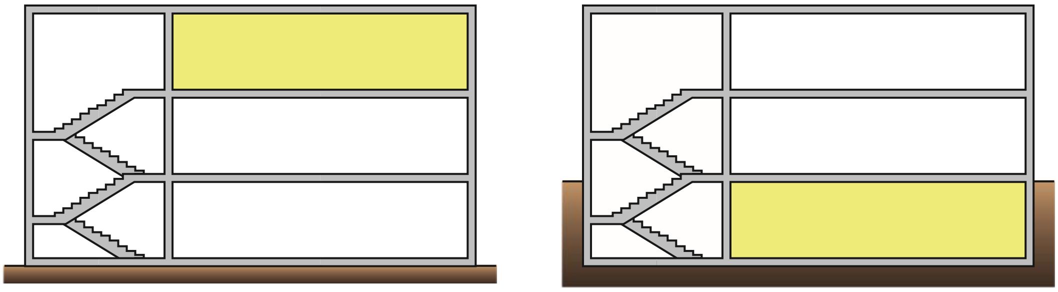

特定一階段等防火対象物に該当する。

第１－５図

ウ　第１－６図の例に示すとおり、特定用途部分が避難階以外の階に存し、２系統ある屋内階段のうち、１系統は全階、もう１系統は特定用途部分以外の部分が存する階まで通じている場合は、特定一階段等防火対象物に該当すること。ただし、屋内階段が２系統となる階の避難器具の設置については、令第32条の規定を適用して、規則第27条第１項第１号の規定を適用しないことができる。

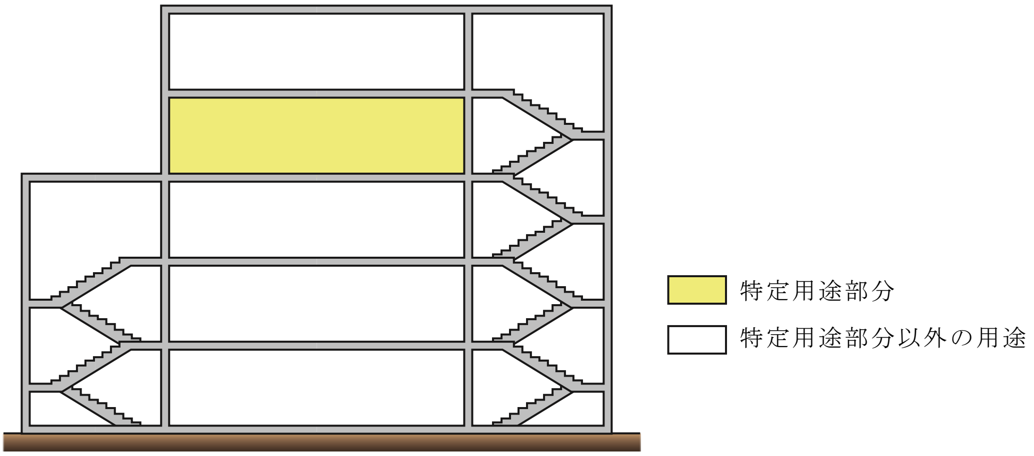

特定一階段等防火対象物に該当する。

第１－６図

エ　第１－７図の例に示すとおり、特定用途部分が避難階以外の階に存し、地階に至る屋内階段が１系統、地上階の屋内階段が２系統ある場合は、特定一階段等防火対象物に該当すること。ただし、屋内階段が２系統となる階の避難器具の設置については、令第32条の規定を適用して、規則第27条第１項第１号の規定を適用しないことができる。

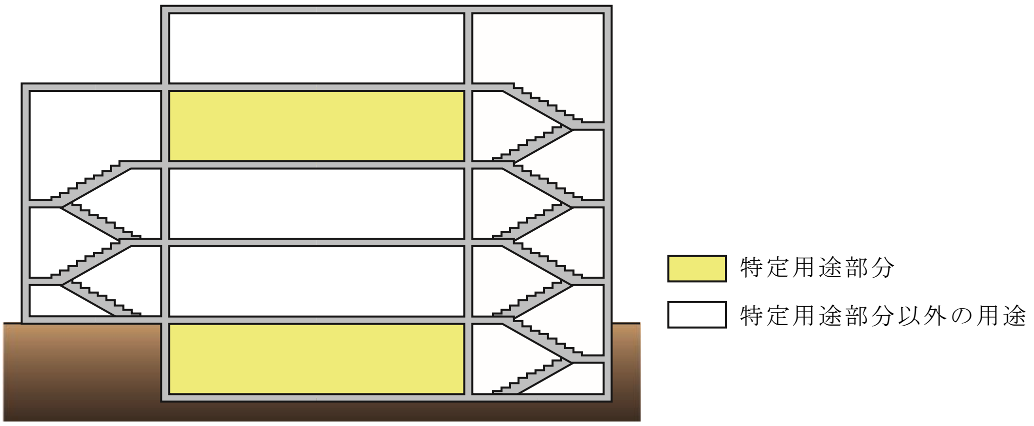

特定一階段等防火対象物に該当する。

第１－７図

オ　第１－８図の例に示すとおり、避難階以外の階に存する部分が、第２章第２節第２「令別表第１の取扱い」１⑶イの取扱いにより、特定用途部分とみなされる場合は、特定一階段等防火対象物に該当すること。ただし、当該避難階以外の階に存する特定用途部分とみなされる部分の避難器具の設置については、令第32条の規定を適用して、規則第27条第１項第１号の規定を適用しないことができる。

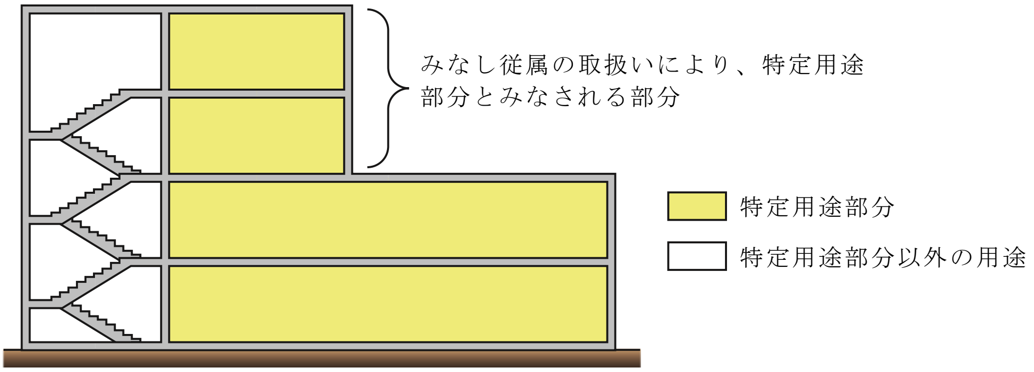

特定一階段等防火対象物に該当する。

第１－８図

カ　避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている場合

⑺　第１－９図の例に示すとおり、特定用途部分が避難階以外の階に存し、屋内階段が２系統存するが、避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている場合は、特定一階段等防火対象物に該当すること。

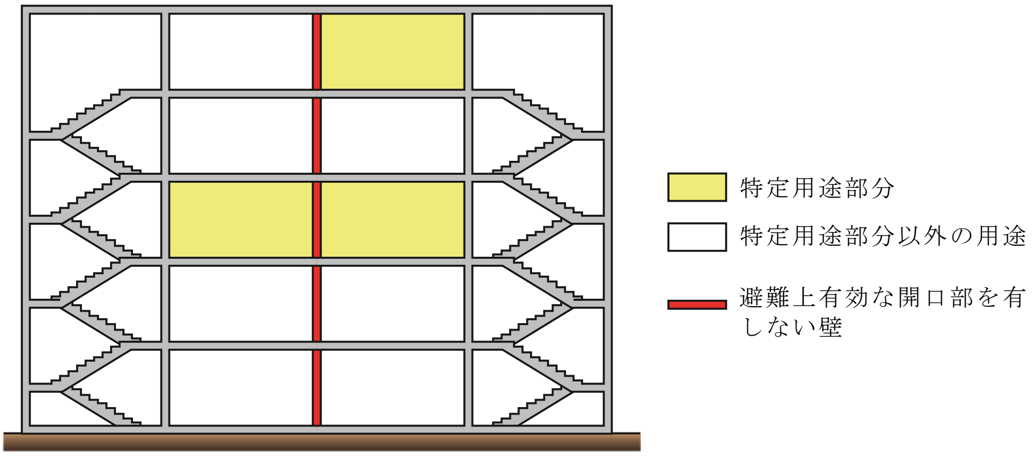

特定一階段等防火対象物に該当する。

第１－９図

㈠　第１－10図の例に示すとおり、特定用途部分が避難階以外の階に存し、屋内階段が２系統あるが、避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分と区画されていない部分が存する場合は、特定一階段等防火対象物に該当すること。

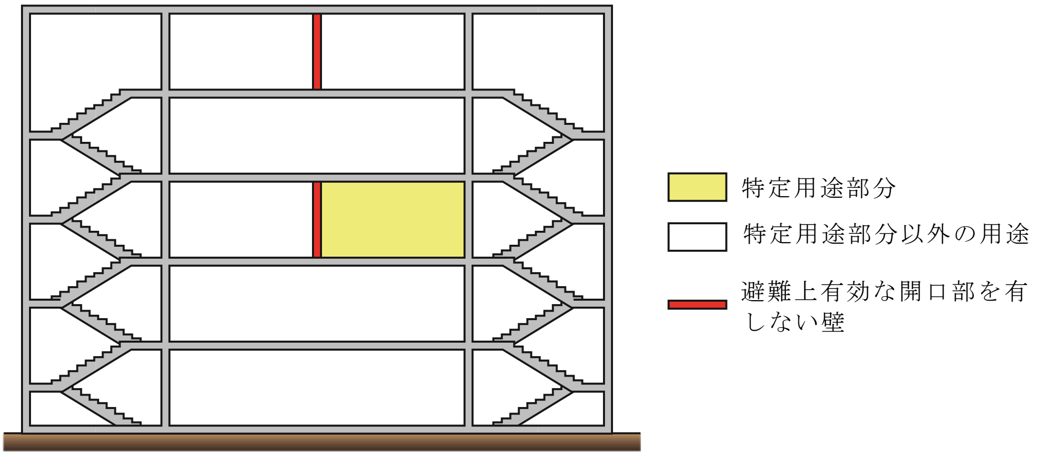

特定一階段等防火対象物に該当する。

第１－10図

⑵　規則第27条第１項第１号イに規定する「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは、おおむね２㎡以上の床面積を有し、かつ、床面からの高さが 1.1m以上の手すりその他の転落防止のための措置を講じた直接外気に開放されたバルコニー、同一フロアの屋上その他これらに準じるものであることをいうものであること（第１－11図参照）。この場合、避難器具用ハッチに格納された避難器具以外の避難器具を用いるものについては、手すりを 1.2m以下の高さ又は避難上支障のないようにステップ等を設ける必要があること（次の５⑴ク及び⑵ソ㈠において同じ。）。●

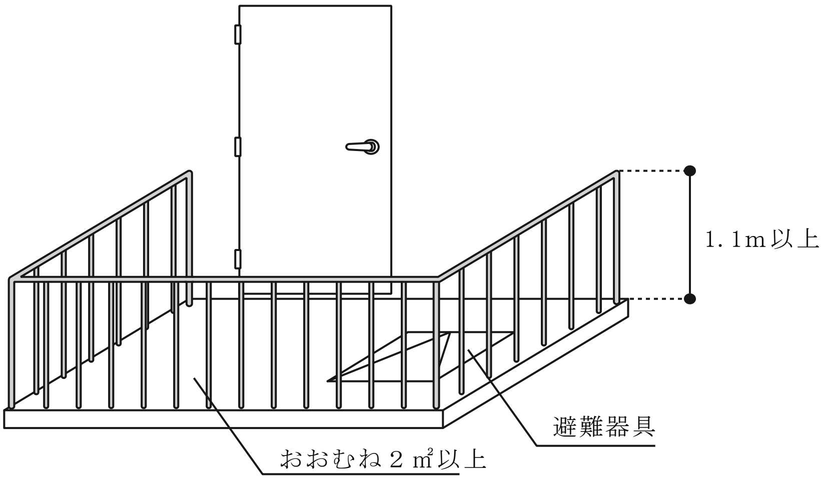

第１－11図

⑶　規則第27条第１項第１号ロに規定する「常時、容易かつ確実に使用できる状態」とは、避難はしご（固定はしごに限る。）、避難用タラップ（固定式に限る。）、滑り台、滑り棒、緩降機等を常時、組み立てられた状態で設置する等、避難器具が常時、使用できる状態で設置された場合をいうこと。

例えば、第１－12図のように緩降機の調整器の安全環がアーム先端の吊り輪に掛けられ、止め金具を確実に締め上げ、容易に取り外せない状態で設置されているもの又は支柱を伸長した状態で設置されているものについても、適合するものであること。ただし、この場合、規則第27条第１項第３号ロに規定する避難器具の使用方法を表示する標識について、整合が図られている必要があること。

（調速器をアーム先端に取り付けた状態）

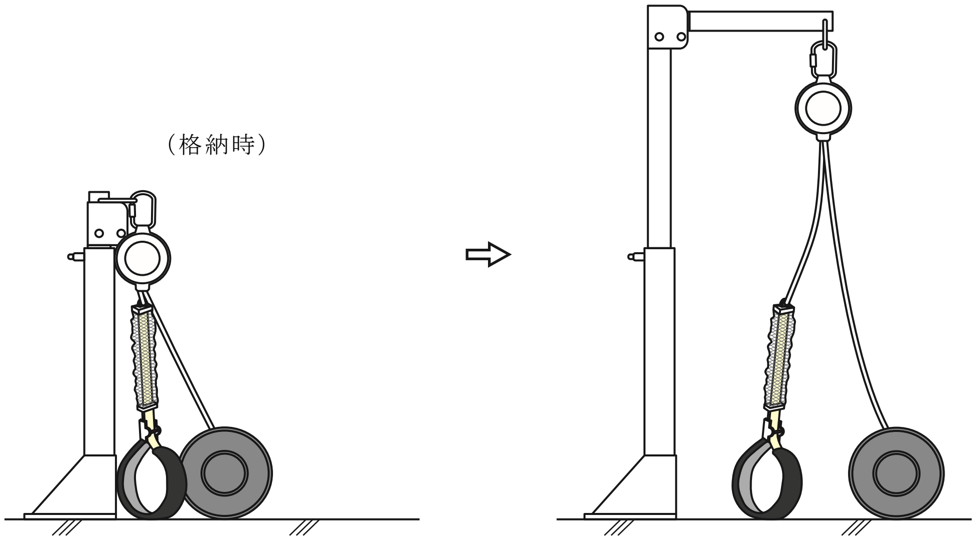

（支柱を伸長した状態）

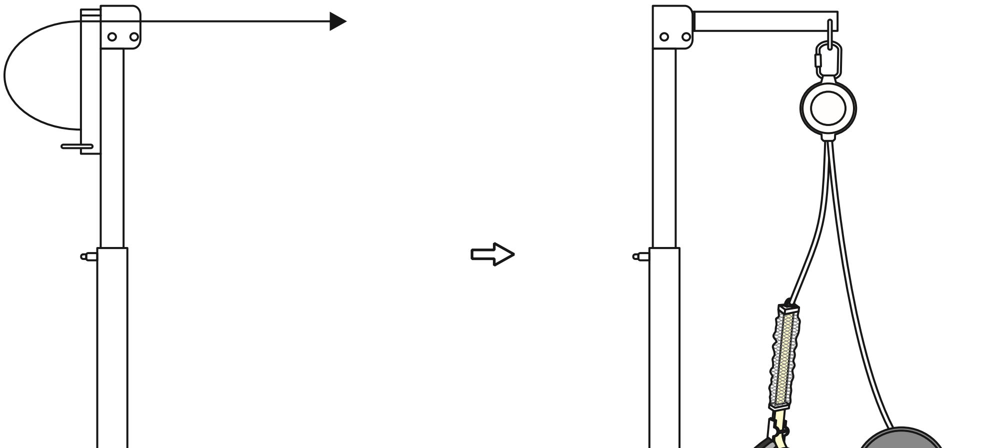

第１－12図

⑷　一動作型避難器具は、特定一階段等防火対象物以外の防火対象物に対しても設置できるものであること。

⑸　避難器具設置等場所の表示

規則第27条第１項第３号イ及びハに規定する、特定一階段等防火対象物における避難器具を設置し、又は格納する場所（以下この項において「避難器具設置等場所」という。）に設ける標識は、次によること（第１－13図参照）。

ア　規則第27条第１項第３号イの規定により、避難器具設置等場所の出入口には、当該出入口の上部又はその直近に、避難器具設置等場所であることが容易に識別できるような措置を講じることとされているが、ここでいう「容易に識別できる措置」とは、当該部分に避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目（平成８年告示第２号。以下「避難器具設置基準告示」という。）第５第１号に規定する「避難器具の位置を示す標識」を設けることで足りるものであるが、避難器具設置等場所であることが容易に識別できる措置であれば、これ以外の方法によることもできるものであること。

イ　規則第27条第１項第３号ハの規定により、避難器具設置等場所がある階のエレベーターホール又は階段室（附室が設けられている場合にあっては、当該附室）の出入口付近の見やすい箇所に、避難器具設置等場所を明示した標識を設けることとされているが、当該標識は、次によること。

㈠　標識の平面図には、避難器具設置等場所のほか、避難施設（階段等）、避難器具設置等場所への出入口を明示すること。

㈡　標識は、エレベーターホール又は階段室の出入口付近のいずれかのうち、日常よく使用される箇所に設けること。ただし、エレベーターホール及び階段室の出入口付近の両方の箇所に設けることを妨げるものではないこと。

㈢　標識は、避難器具設置等場所及び避難施設が容易に識別できる大きさとし、破損又は汚損しない方法により表示すること。

ウ　避難器具設置等場所の出入口とエレベーターホール又は階段室の出入口が近接する場合は、避難器具設置等場所を明示した標識を設けることで足りるものであること。

（避難器具設置等場所標識の例）

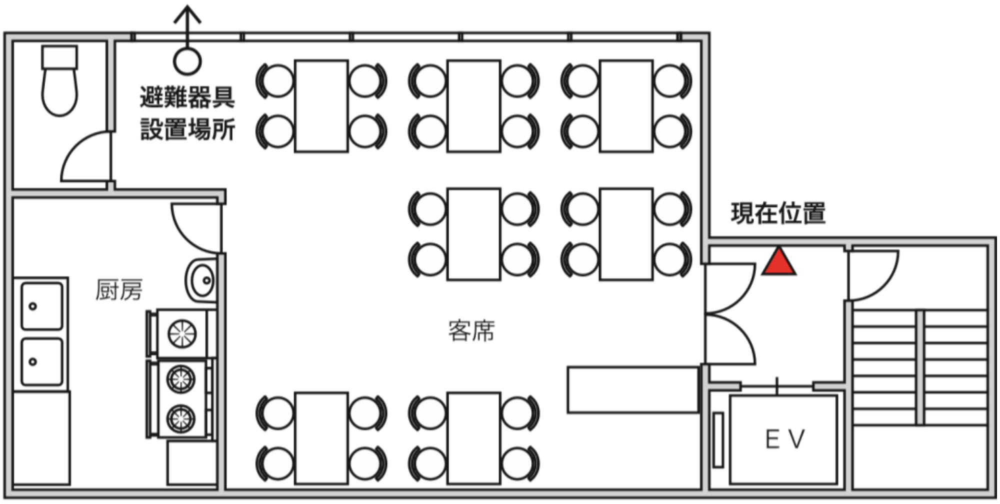

第１－13 図

5　避難器具の設置方法等

避難器具を設置する位置、構造、取付部の開口部の大きさ、操作面積、降下空間、避難空地、避難通路等（以下この項において「設置方法等」という。）は、次によること。

⑴　共通事項

ア　令第25条第２項第２号に規定する「避難に際して容易に接近することができ」とは、避難器具が設置された階の各部分から避難器具に至る経路が確保されており、当該経路に扉がある場合は、施錠装置がないことをいう。ただし、サムターン錠、クレセント錠等の当該経路の内側から鍵を用いることなく容易に開錠できる構造の扉については、この限りでない。

イ　管理権原が異なること等により、避難器具に至る経路に施錠装置が設けられ、当該経路が確保できない場合には、管理権原ごとに避難器具を設置すること（第１－14図参照）。●

（共同住宅に設ける場合の例）

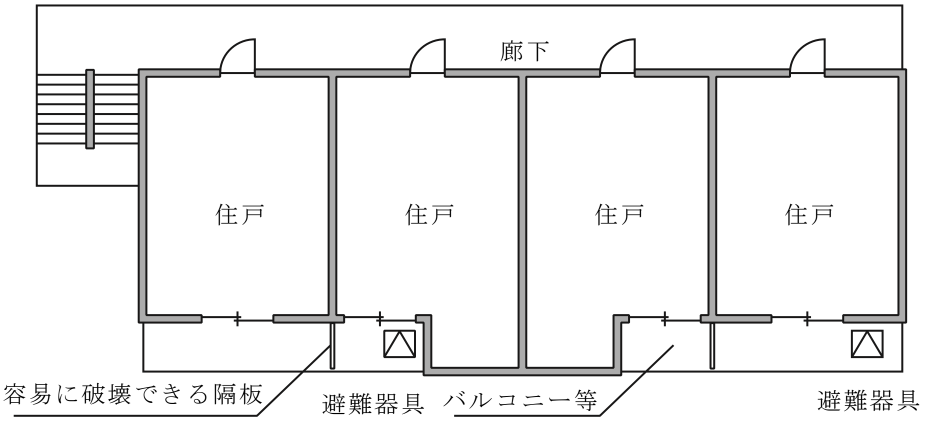

（飲食店に設ける場合の例）

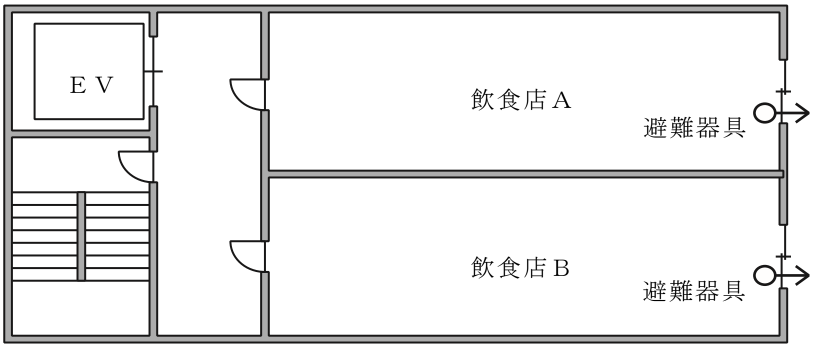

飲食店ＡとＢの営業時間が異なり、階の各部分から避難器具に至る経路が確保できない場合

第１－14図

ウ　避難器具は、防火対象物の関係者又は利用者の目に触れにくい機械室、収納庫等には設けないこと。●

エ　屋内からバルコニー等に設けられた避難器具に至る扉については、幅75㎝以上、高さ 1.8ｍ以上、下端の床面からの高さは15㎝以下とすること（第１－15図参照）。ただし、避難上支障がない場合はこの限りではない。●

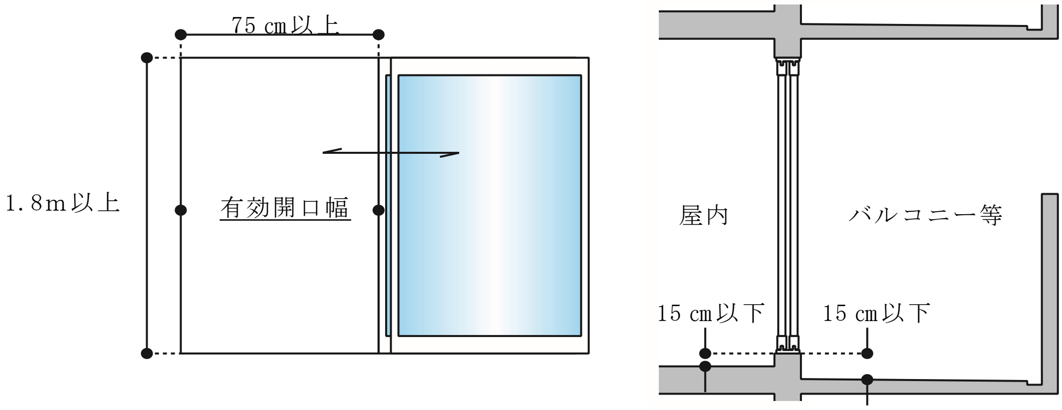

第１－15図

オ　隣接するバルコニー等が隔板等によって隔てられている場合については、当該隔板等が容易に開放し、除去し、又は破壊することができ、かつ、当該隔板等に次に掲げる事項が表示されていること（第１－16図参照）。●

⑺　当該バルコニー等が避難経路として使用される旨

⑷　当該隔板等を開放し、除去し、又は破壊する方法

⑼　当該隔板等の近傍に避難上支障となる物品を置くことを禁ずる旨

なお、隔板の大きさは、おおむね幅60cm以上、高さ80cm以上、下端の床面からの高さは15cm以下とすること。

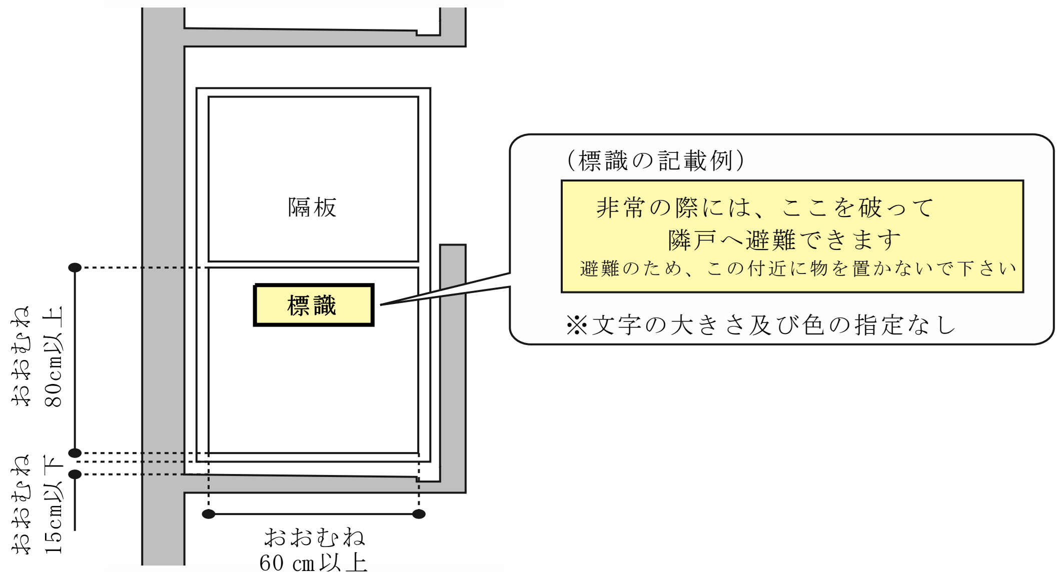

第１－16図

カ　令第25条第２項第２号に規定する「階段、避難口その他の避難施設から適当な距離」とは、階段、避難口その他の避難施設から適当な距離を隔てた位置に設け、火災時に全ての居室から、少なくとも一以上の避難経路を利用して避難できるよう考慮し、配置することをいう（第１－17図参照）。●

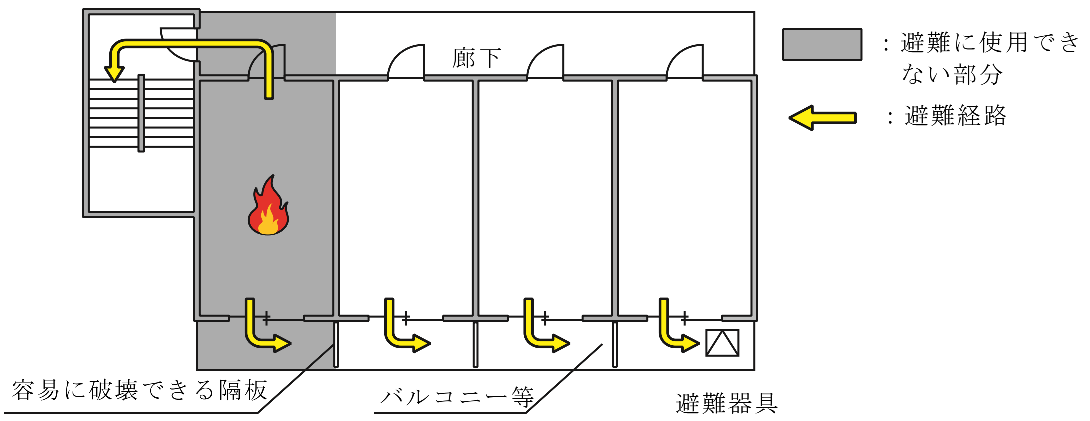

第１－17図

キ　避難器具は、避難器具を設置した階から地上まで避難できるように設置すること。この場合、セットバックした防火対象物又は避難器具用ハッチに格納された避難器具のように、避難階以外のバルコニー等に一時的に降下するような場合には、次の避難器具まで誤りなく通じるよう降着面と近接して設置すること（第１－18図参照）。ただし、次の避難器具の方向を明示した標識を設けた場合は、この限りでない。●

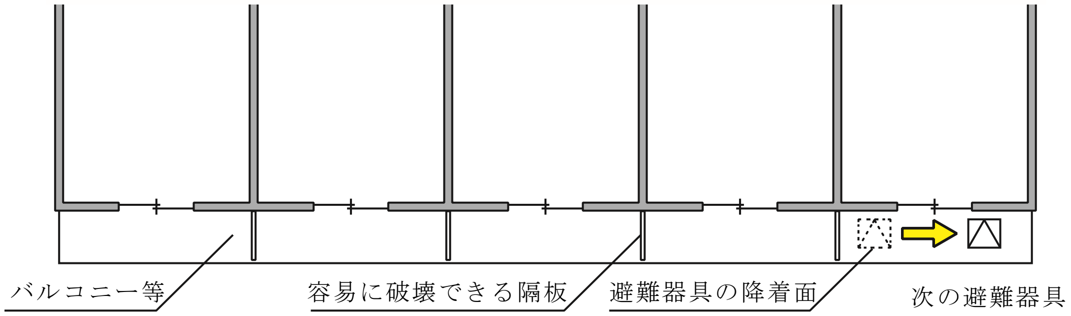

（望ましくない例）

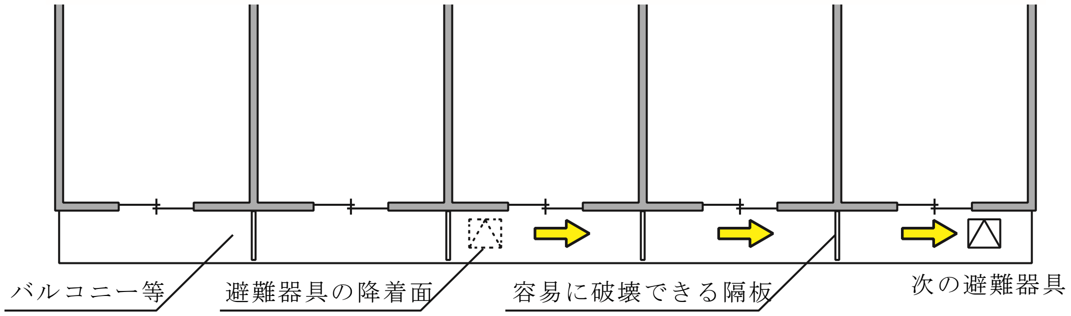

第１－18図

ク　取付部が転落のおそれのある場合は、高さ 110㎝以上の手すりを設ける等転落防止の措置を講じたものであること。●

ケ　避難器具は、使用方法の確認、避難器具の操作等が安全に、かつ、円滑に行うことができる明るさが確保される場所に設置するものとする（避難器具設置基準告示第６関係）。

なお、避難器具の設置場所に夜間においても当該避難器具の取扱いを容易にするための照明器具の設置を義務付けているものではないが、夜間において避難器具の取扱いが困難又は転落のおそれがある場合には、照明設備を設置すること。●

コ　令第25条第２項第１号の規定により、２個以上の避難器具を設置する場合には、極端に偏在しないよう避難器具相互に適当な距離となる位置に設置すること。●

サ　避難空地は、同一敷地内とすること。ただし、道路又は国若しくは地方公共団体等の管理する公園で、将来にわたって空地の状態が維持されるものについては、この限りでない。●

シ　避難空地には、駐車場、駐輪場、植栽（芝生、地被植物その他草丈が低く避難上支障のないものを除く。）その他避難上支障となるものを設けないこと。

ス　避難空地には、避難器具の降下に支障となるような物件が存置されるおそれのある場合は、避難空地を示すペイント又は囲いを設けること。●

セ　避難通路は、原則として敷地内の屋外の通路とすること（第１－19図参照）。ただし、避難上安全な経路が確保される場合には、この限りでない。●

ソ　避難通路は、周囲の状況から避難上安全と認められる場合については、令第32条の規定を適用して、避難器具設置基準告示第３第１号⑴ト、⑵ト、第２号から第６号まで及び第８号に規定する幅員未満とすることができる。

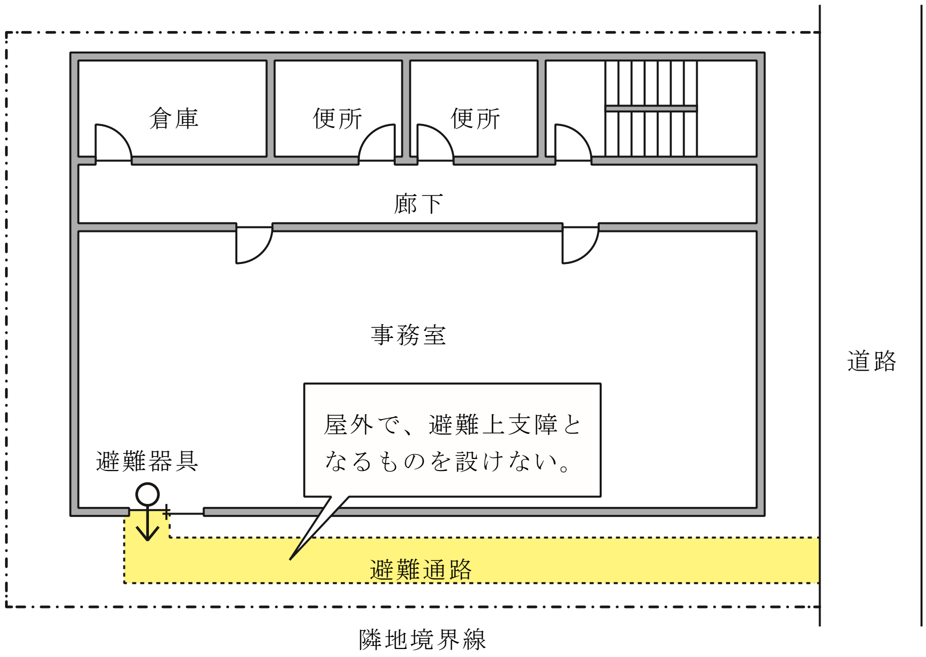

第１－19図

タ　地階に設ける避難器具は、原則として、固定式の避難はしご又は避難用タラップとし、ドライエリア（地階に相当する建築物の外壁に沿ったからぼり

をいう。以下同じ。）又は避難器具専用室に設けること。ただし、避難上安全な避難経路が確保される場合には、この限りでない。●

チ　避難器具専用室は、地階以外にも設置できるものであること。

⑵　避難はしご（固定はしご）

規則第27条第１項第４号及び避難器具設置基準告示第３第１号⑴に規定する避難はしごのうち、固定はしごの設置方法等は、次によること（第１－26図参照）。

ア　固定はしごは、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分に取り付けること（規則第27条第１項第４号イ関係）。

イ　固定はしごは、ボルト締め、埋込み、溶接その他の方法で堅固に取り付けること（規則第27条第１項第４号ロ関係）。

ウ　取付部の開口部の大きさは、当該開口部を壁面の部分に設ける場合にあっては高さが 0.8m以上、幅が 0.5m以上又は高さが１m以上、幅が0.45m以上、床面の部分に設ける場合にあっては直径 0.5m以上の円が内接することができるものであること（避難器具設置基準告示第３第１号⑴イ関係。第１－20図参照）。

（取付部の開口部の大きさ）

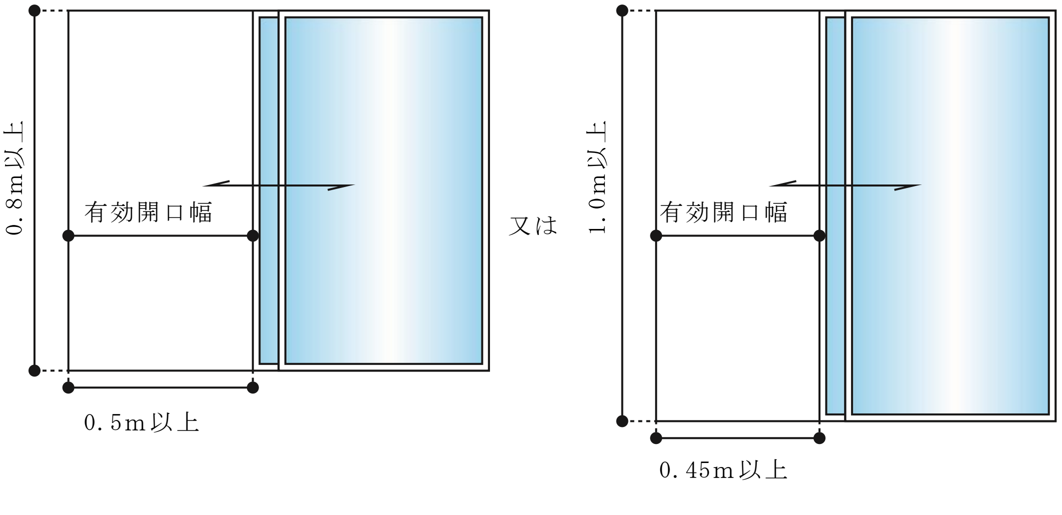

第１－20図

エ　壁面の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床面から 1.2m以下の高さとすること。ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合については、この限りでない（避難器具設置基準告示第３第１号⑴ロ関係。第１－21図参照）。

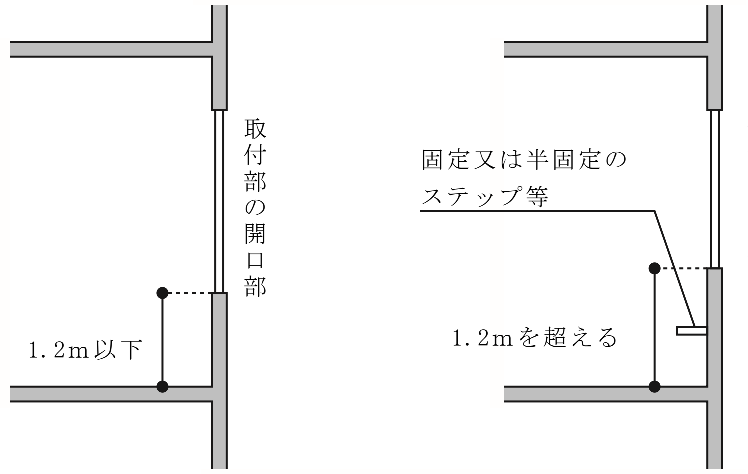

第１－21 図

オ　壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合については、ストッパー等を設け、窓及び扉等が避難はしごの使用中に閉鎖しない措置を講ずること。ただし、避難はしごの操作及び降下に支障を生じるおそれのないものについては、この限りでない（避難器具設置基準告示第３第１号⑴ハ関係）。

カ　操作面積は、0.5㎡以上（当該器具の水平投影面積を除く。）で、かつ、一辺の長さはそれぞれ 0.6m以上とし、当該避難はしごの操作に支障のないものであること（避難器具設置基準告示第３第１号⑴ニ関係。第１－22図参照）。

（操作面積）

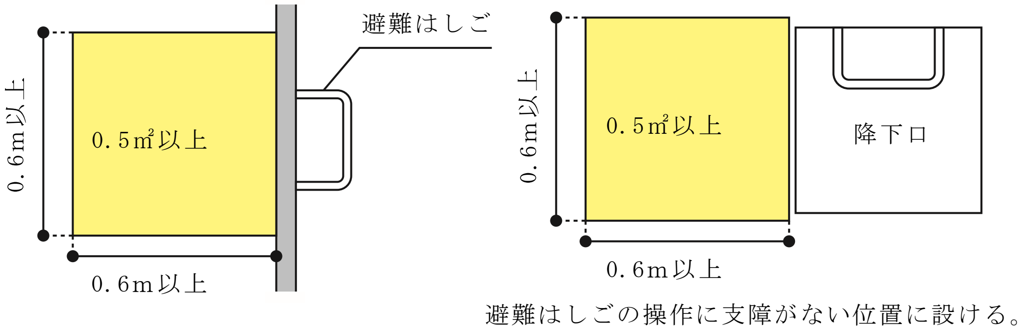

第１－22図

キ　固定はしごの降下口の大きさは、直径50cm以上の円が内接する大きさであること（規則第27条第１項第４号ニ関係）。この場合、降下口に下蓋を有するものについては、当該下蓋の下端は、避難器具用ハッチの下蓋が開いた場合に、避難空地の床面上 1.8m以上の位置であること。●

ク　降下空間は、縦棒の中心線からそれぞれ外方向（縦棒の数が１本のものについては、横桟の端からそれぞれ外方向）に 0.2ｍ以上及び器具の前面から奥行0.65ｍ以上の角柱形の範囲とすること（避難器具設置基準告示第３第１号⑴ホ関係。第１－23図参照）。

（降下空間）

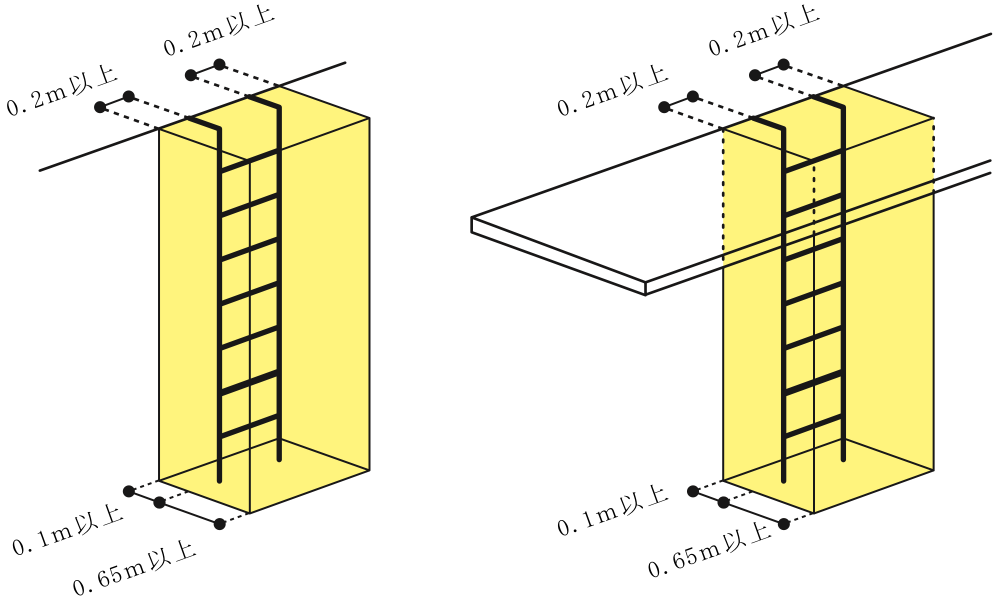

第１－23図

ケ　降下空間と架空電線との間隔は 1.2ｍ以上とするとともに、避難はしごの上端と架空電線との間隔は２ｍ以上とすること（避難器具設置基準告示第３第１号⑴ヌ関係）。

コ　固定はしごの横桟は、防火対象物から10㎝以上の距離を保有することとなるように設けること（規則第27条第１項第４号ハ関係）。

なお、コの字型とした丸鋼等を防火対象物の耐火構造の壁に直接取り付け、はしご状にして使用される、いわゆる「さるばしご」については、令第32条の規定を適用し、固定式の金属製避難はしごとして取り扱って差し支えないものであること。

サ　避難はしごを使用状態にした場合における当該避難はしごの最下部横桟（伸張した場合を含む。）から降着面等までの高さは、 0.5ｍ以下であること（避難器具設置基準告示第３第１号⑴リ関係。第１－24図参照）。

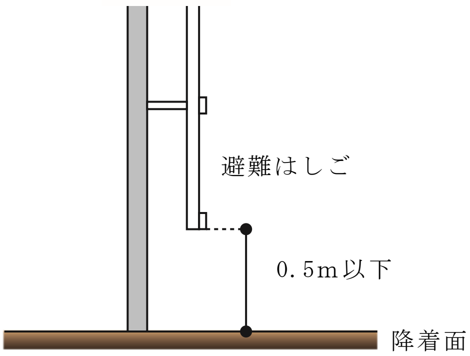

第１－24 図

シ　避難空地は、降下空間の水平投影面積以上の面積とすること（避難器具設置基準告示第３第１号(1)へ関係。第１－25図参照）。

（避難空地）

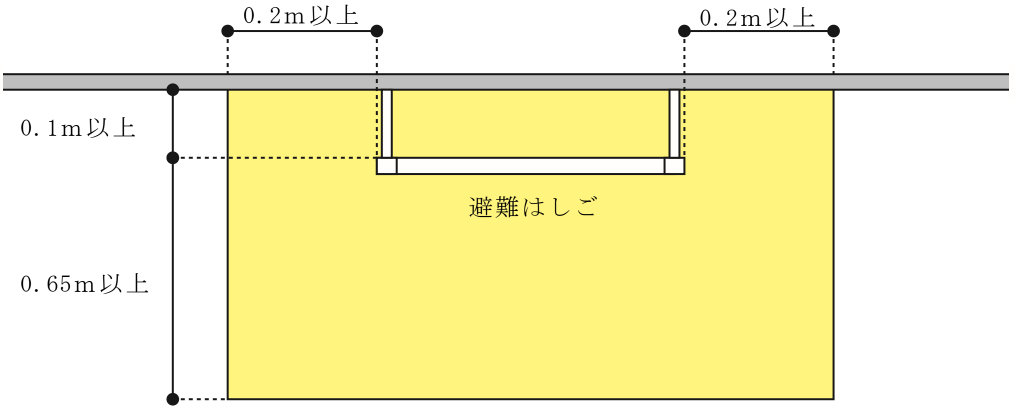

第１－25図

ス　避難空地には、当該避難空地の最大幅員（１ｍを超えるものにあっては、１ｍとすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること（避難器具設置基準告示第３第１号(1)ト関係）。

セ　避難はしごを地階に設ける場合は、固定式とし、ドライエリアの部分に設けること。ただし、避難器具専用室内に設置する場合にあっては、この限りでない（避難器具設置基準告示第３第１号(1)ル関係）。

（固定はしごの設置例）

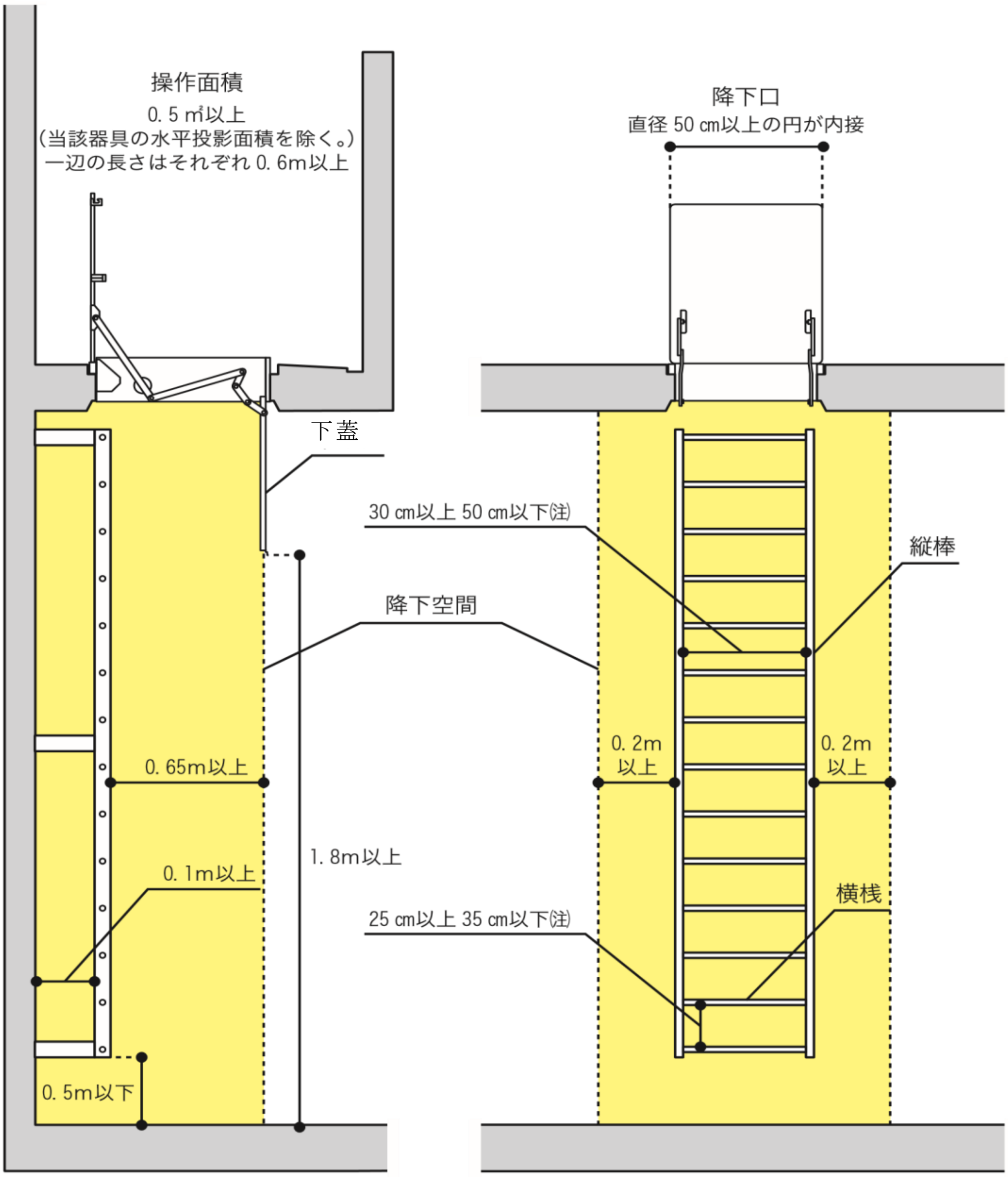

注　金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第３号）第３条関係

・避難はしごのうち、縦棒の数が２本以上であるものの縦棒の間隔は、内法寸法で30cm以上50cm以下でなければならない。

・避難はしごの横桟は、直径14mm以上35mm以下の円形の断面を有するもの又はこれと同等の握り太さの他の形状の断面を有するものでなければならない。

・避難はしごの横桟は、縦棒に同一間隔に取り付けられたものであり、かつ、当該間隔は、25cm以上35cm以下でなければならない。

・避難はしごの横桟の踏面は、滑り止めの措置を講じたものでなければならない。

第１－26図

ソ　４階以上の階に固定はしごを設けるときは、前アからスまでによるほか、次に定めるところによること（規則第27条第１項第４号ホ関係。第１－27図参照）。

㈠　固定はしごは、金属製であること。

㈡　固定はしごは、安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等に設けること。ただし、当該固定はしごを使用する際の落下を防止するための措置が講じられているものについては、この限りでない。

　なお、ここでいう「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは、おおむね２㎡以上の床面積を有し、かつ、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニーその他これに準ずるものをいうものであること。●

㈢　固定はしごの降下口は、直下階の降下口と相互に同一垂直線上にない位置に設けること。ただし、避難上及び安全上支障のないものについては、この限りでない。この場合、固定はしご間は60㎝以上の離隔をとること。

　また、隣接するバルコニー等が隔板等によって隔てられている場合については、当該隔板も同様とすること。●

（４階以上の階に設けられる固定はしご（横桟を縦棒内に収納しておき、使用の際、これを取り出して使用可能の状態にすることができるもの）の例）

（一動作型避難器具）

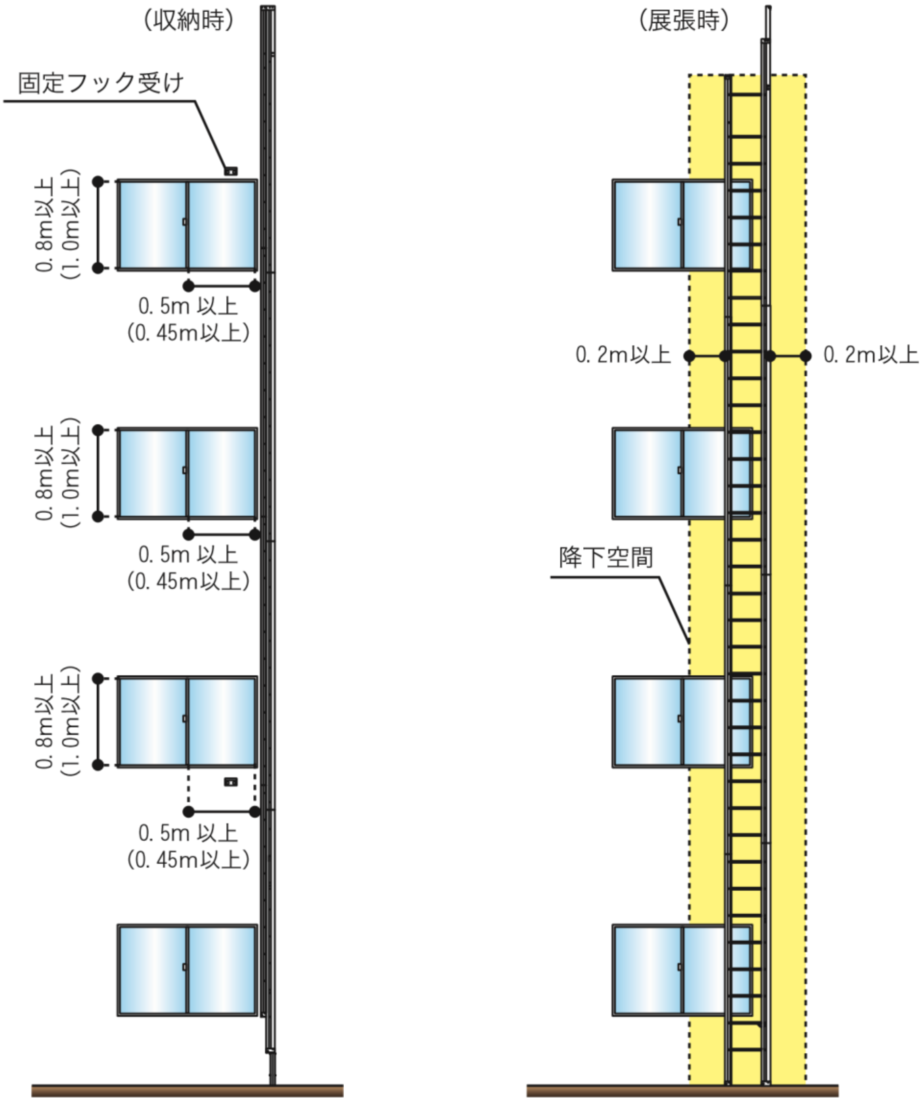

第１－27図

⑶　避難はしご（つり下げはしご）

規則第27条第１項第５号及び避難器具設置基準告示第３第１号⑴に規定する避難はしごのうち、つり下げはしごの設置方法等は、次によること（第１－36図参照）。

ア　つり下げはしごの取付け具は、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分につり下げはしごを容易に取り付けることができるように設けること。ただし、堅固な窓台その他これに類するものに直接つり下げはしごをつり下げる場合にあっては、当該取付け具を設ける

ことを要しない（規則第 27 条第１項第５号イ関係）。

イ　前アの取付け具に用いる材料は、ＪＩＳ Ｇ 3101若しくはＪＩＳ Ｇ 3444に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するものであり、かつ、耐食性を有しない材質のものにあっては、耐食加工を施したものであること（規則第27条第１項第５号ロ関係）。

ウ　取付部の開口部の大きさは、当該開口部を壁面の部分に設ける場合にあっては高さが 0.8ｍ以上、幅が 0.5ｍ以上又は高さが１ｍ以上、幅が0.45ｍ以上、床面の部分に設ける場合にあっては直径 0.5ｍ以上の円が内接することができるものであること（避難器具設置基準告示第３第１号⑴イ関係。第１－28図参照）。

（取付部の開口部の大きさ）

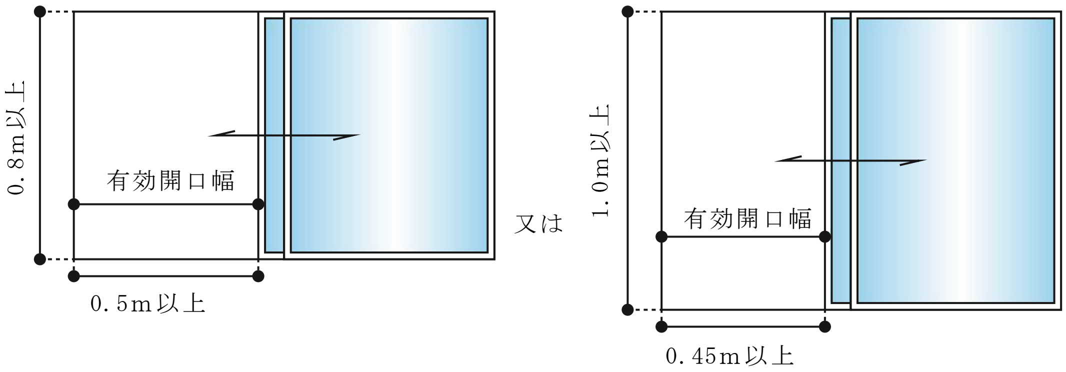

第１－28図

エ　壁面の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床面から 1.2ｍ以下の高さとすること。ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合にあっては、この限りでない（避難器具設置基準告示第３第１号⑴ロ関係。第１－29図参照）。

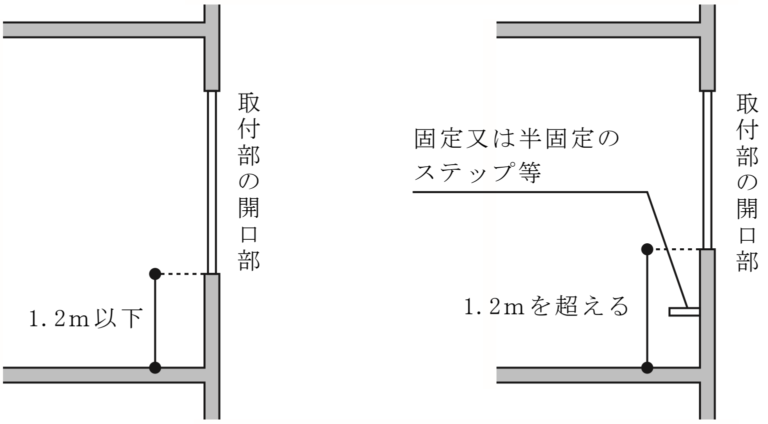

第１－29 図

オ　壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合にあっては、ストッパー等を設け、窓及び扉等が避難はしごの使用中に閉鎖しない措置を講ずること。ただし、避難はしごの操作及び降下に支障を生じるおそれのないものにあっては、この限りでない（避難器具設置基準告示第３第１号⑴ハ関係）。

カ　操作面積は、0.5㎡以上（当該器具の水平投影面積を除く。）で、かつ、一辺の長さはそれぞれ 0.6ｍ以上とし、当該避難はしごの操作に支障のないものであること（避難器具設置基準告示第３第１号⑴ニ関係。第１－30図参照）。

（操作面積）

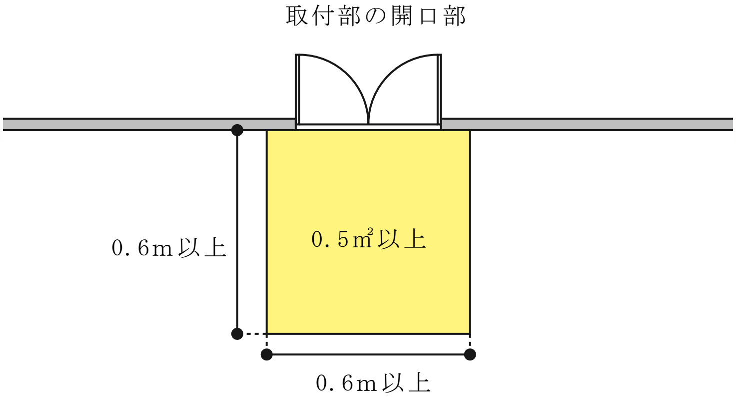

第１－30図

キ　降下空間は、縦棒の中心線からそれぞれ外方向（縦棒の数が１本のものについては、横桟の端からそれぞれ外方向）に 0.2ｍ以上及び器具の前面から奥行0.65ｍ以上の角柱形の範囲とすること（避難器具設置基準告示第３第１号⑴ホ関係。第１－31図参照）。

（降下空間）

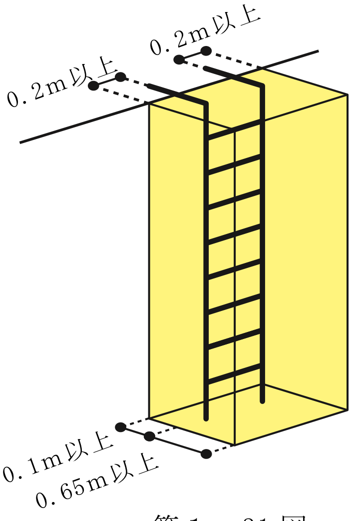

第１－31 図

ク　降下空間と架空電線との間隔は 1.2ｍ以上とするとともに、避難はしごの上端と架空電線との間隔は２ｍ以上とすること（避難器具設置基準告示第３第１号⑴ヌ関係）。

ケ　つり下げはしごの横桟は、使用の際、防火対象物から10㎝以上の距離を保有することとなるように設けること（規則第27条第１項第５号ハ関係）。

コ　つり下げはしごは、つり下げた状態において突子が有効かつ安全に防火対象物の壁面等に接することができる位置に設けること。ただし、使用の際、突子が壁面等に接しない場合であっても降下に支障を生じないものにあっては、この限りでない（避難器具設置基準告示第３第１号⑴チ関係。第１－32図参照）。

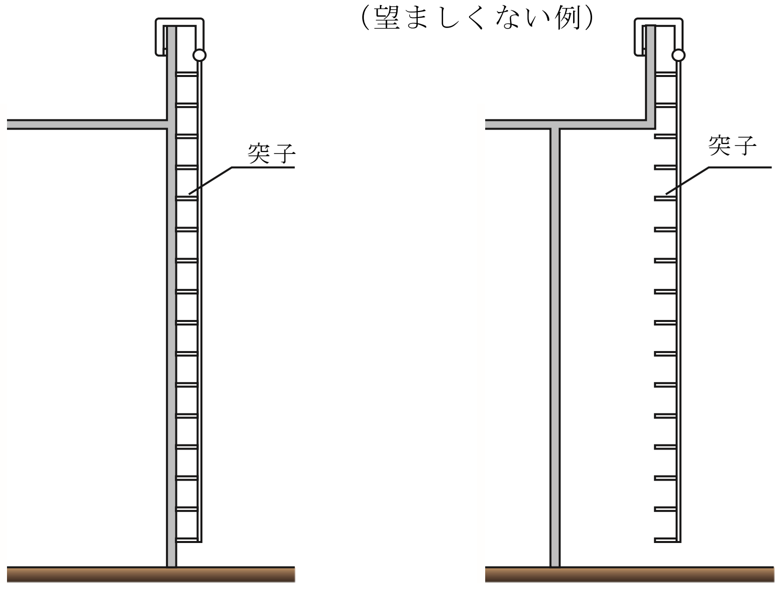

第１－32図

サ　避難はしごを使用状態にした場合における当該避難はしごの最下部横桟（伸張した場合を含む。）から降着面等までの高さは、 0.5ｍ以下であること（避難器具設置基準告示第３第１号⑴リ関係。第１－33図参照）。

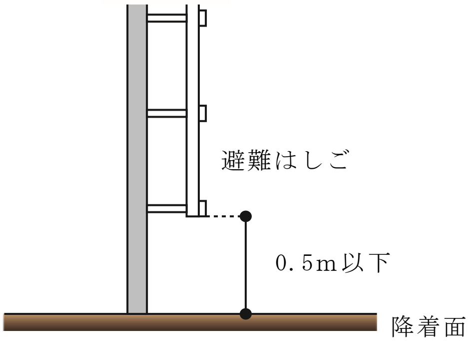

第１－33図

シ　避難空地は、降下空間の水平投影面積以上の面積とすること（避難器具設置基準告示第３第１号⑴ヘ関係。第１－34図参照）。

（避難空地）

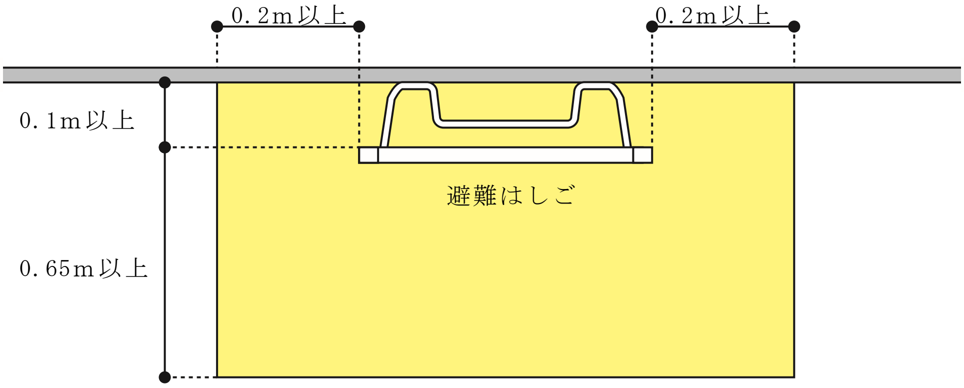

第１－34図

ス　避難空地には、当該避難空地の最大幅員（１ｍを超えるものにあっては、１ｍとすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること（避難器具設置基準告示第３第１号⑴ト関係。第１－35図参照）。

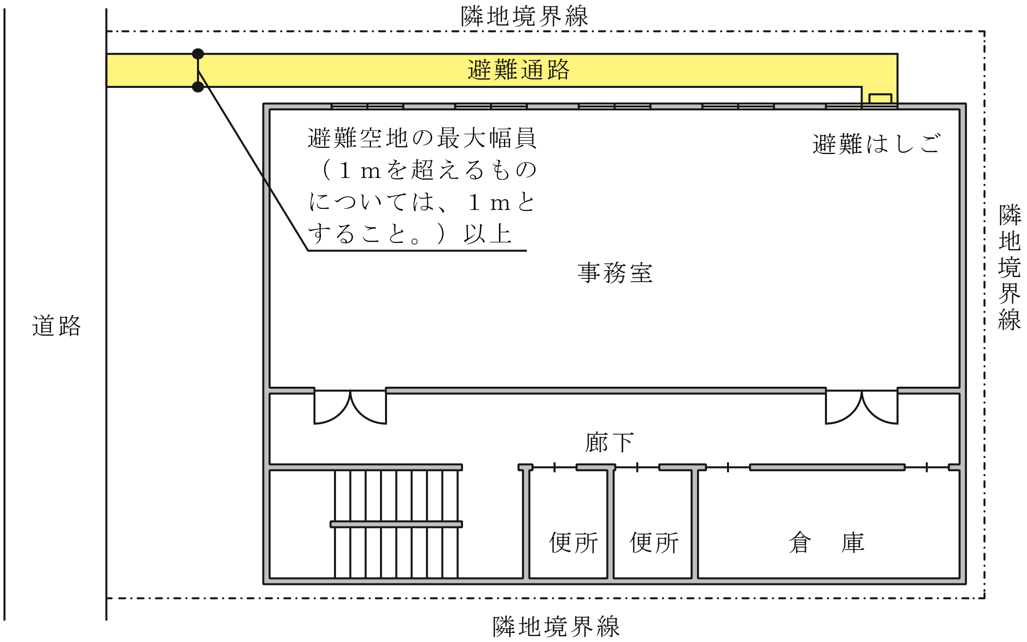

第１－35図

セ　避難はしごを地階に設ける場合は、固定式とし、ドライエリアの部分に設けること。ただし、避難器具専用室内に設置する場合にあっては、この限りでない（避難器具設置基準告示第３第１号⑴ル関係）。

ソ　金属製以外の避難はしごは、避難器具告示に適合するもの又は認定品のものとすること。●

（つり下げ式の避難はしごの設置例）

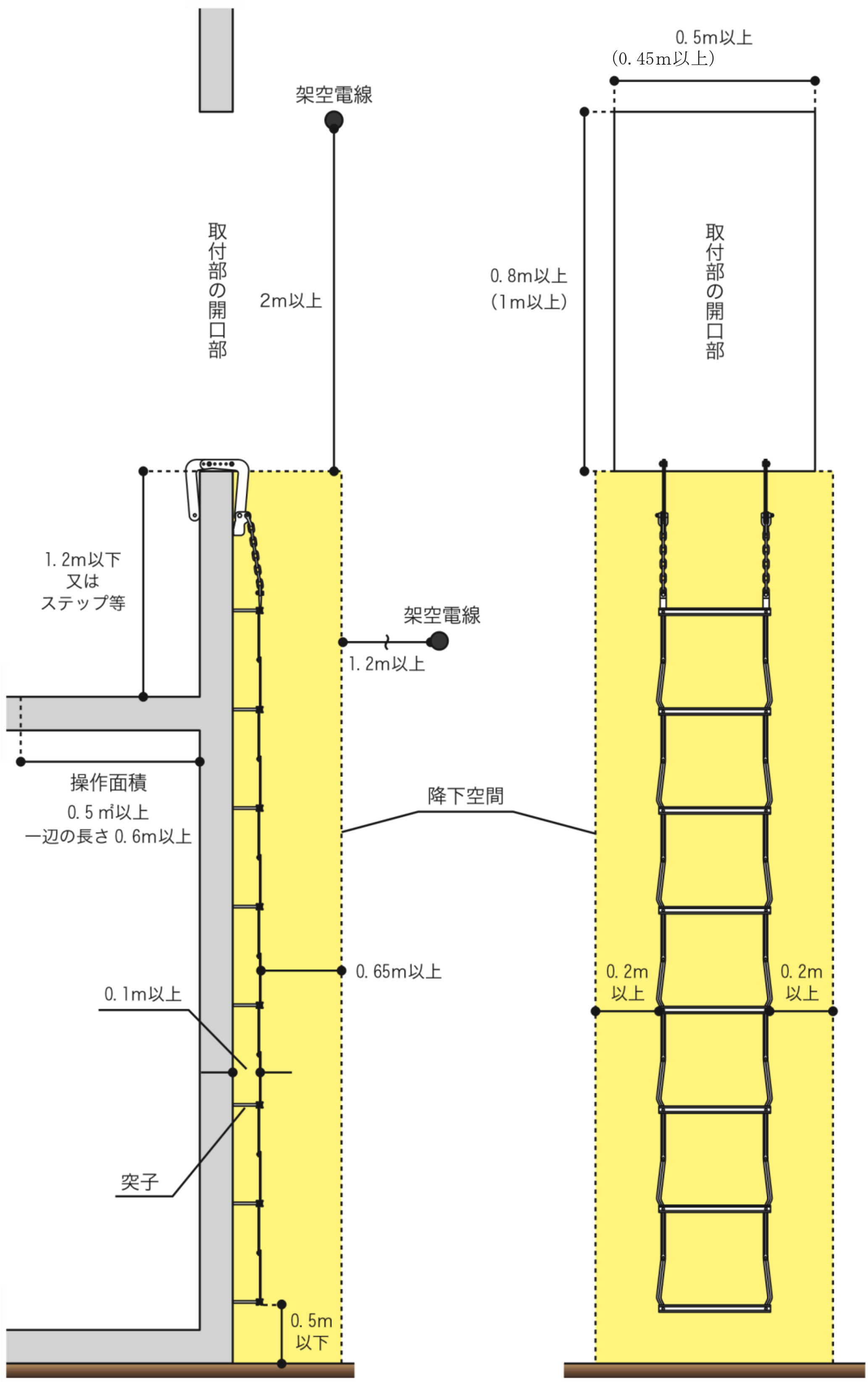

第１－36図

⑷　避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしご

規則第27条第１項第５号及び避難器具設置基準告示第３第１号⑵に規定する避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごの設置方法等は、次によること（第１－43図参照）。

ア　金属製避難はしごは、つり下げはしごであること。ただし、使用の際、突子が防火対象物の壁面等に接しない場合は、ハッチ用つり下げはしごであること（避難器具設置基準告示第３第１号⑵イ関係）。

イ　金属製避難はしごは、避難器具用ハッチに常時使用できる状態で格納すること（避難器具設置基準告示第３第１号⑵ロ関係）。

ウ　避難器具用ハッチは、避難器具設置基準告示に適合するもの又は認定品のものとすること。●

エ　はしごの吊り元側を建物の逆側に設置すること。●

オ　避難器具用ハッチは、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニー等外気に接する部分の床に設けること。ただし、避難器具専用室内に設置する場合にあっては、この限りでない（避難器具設置基準告示第３第１号⑵ハ関係）。

カ　各階の避難器具用ハッチの降下口は、直下階の降下口と同一垂直線上にない位置であること（避難器具設置基準告示第３第１号⑵ニ関係。第１－37図参照）。この場合、固定はしご間は60㎝以上の離隔をとること。

　また、隣接するバルコニー等が隔板等によって隔てられている場合については、当該隔板も同様とすること（第１－38図参照）。●

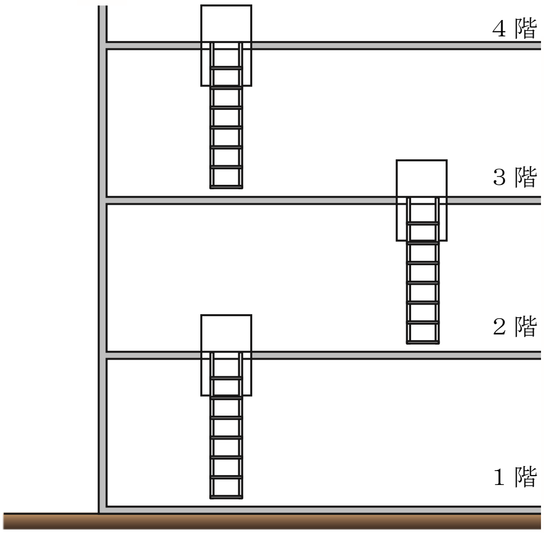

第１－37図

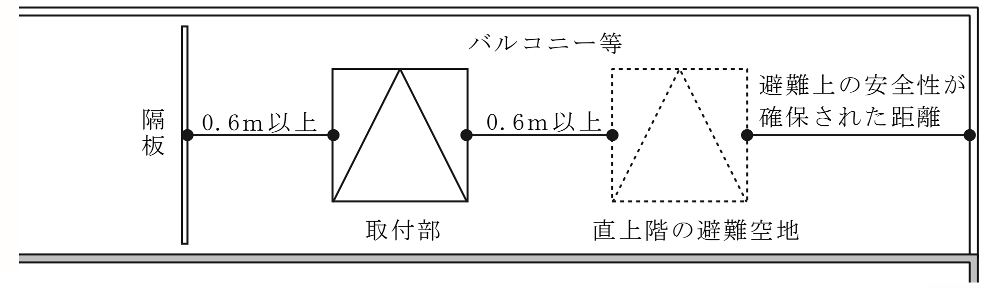

第１－38 図

キ　操作面積は、 0.5㎡以上（当該器具の水平投影面積を除く。）で、かつ、一辺の長さはそれぞれ 0.6m以上とし、当該避難はしごの操作に支障のないものであること（避難器具設置基準告示第３第１号⑵関係。第１－39図参照）。

（操作面積）

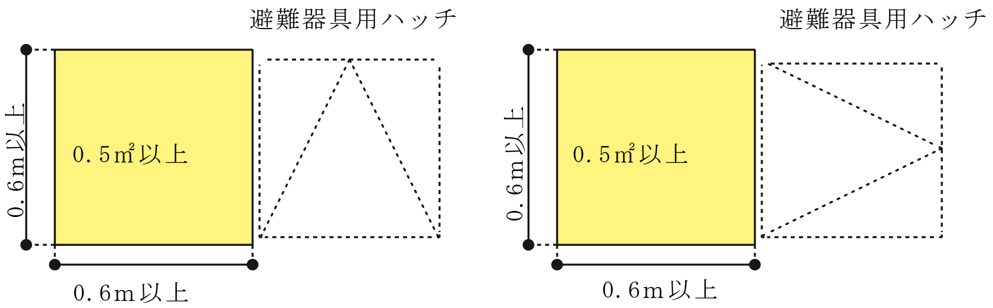

第１－39 図

ク　降下空間は、避難器具用ハッチの開口部から降着面等まで当該避難器具用ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲とすること（避難器具設置基準告示第３第１号⑵ホ関係。第１－40図参照）。

（降下空間）

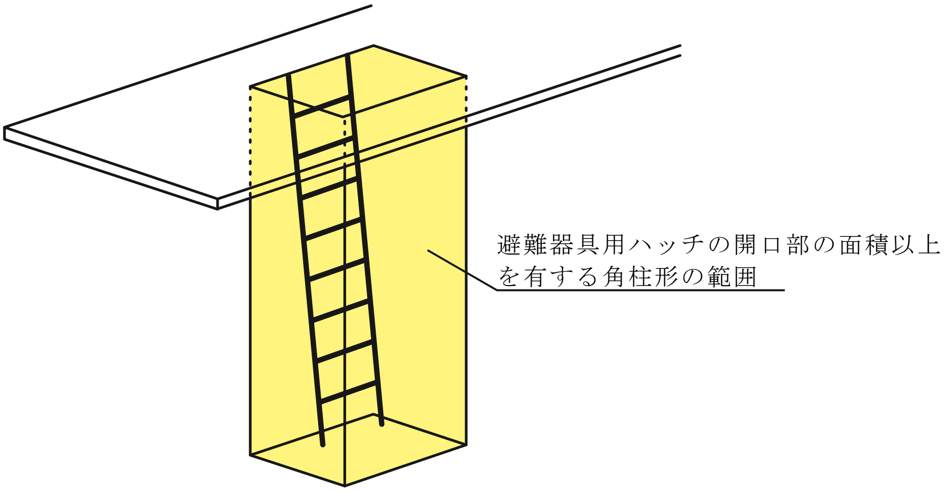

第１－40図

ケ　つり下げはしごの横桟は、使用の際、防火対象物から10cm以上の距離を保有することとなるように設けること（規則第27条第１項第５号ハ関係）。

コ　つり下げ式の避難はしごは、つり下げた状態において突子が有効かつ安全に防火対象物の壁面等に接することができる位置に設けること。ただし、使用の際、突子が壁面等に接しない場合であっても降下に支障を生じないものにあっては、この限りでない（避難器具設置基準告示第３第１号⑵関係）。

サ　避難はしごを使用状態にした場合における当該避難はしごの最下部横桟（伸張した場合を含む。）から降着面等までの高さは、0.5ｍ以下であること（避難器具設置基準告示第３第１号⑵関係。第１－41図参照）。

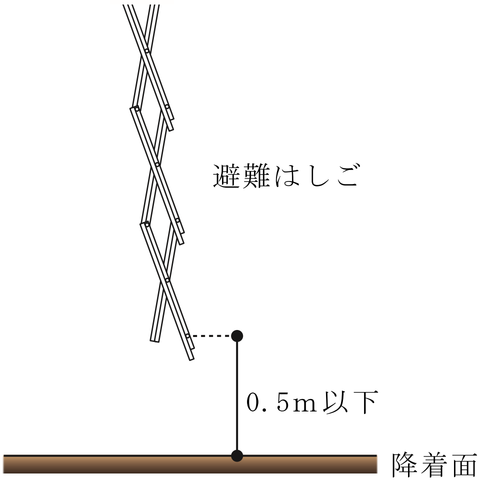

第１－41図

シ　避難空地は、降下空間の水平投影面積以上の面積とし、避難上の安全性が確保されたものとすること（避難器具設置基準告示第３第１号⑵へ関係。第１－42図参照）。

（避難空地）

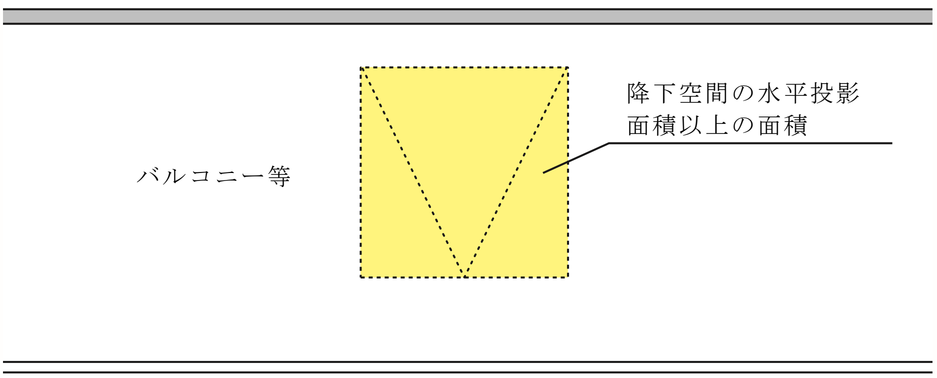

第１－42図

ス　避難階の避難空地には、当該避難空地の最大幅員（１ｍを超えるものにあっては、おおむね１ｍとすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路を設けること（避難器具設置基準告示第３第１号⑵ト関係）。

セ　下蓋の下端は、避難器具用ハッチの下蓋が開いた場合に、避難空地の床面上 1.8ｍ以上の位置であること（避難器具設置基準告示第３第１号⑵チ関係）。

（避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごの設置例）

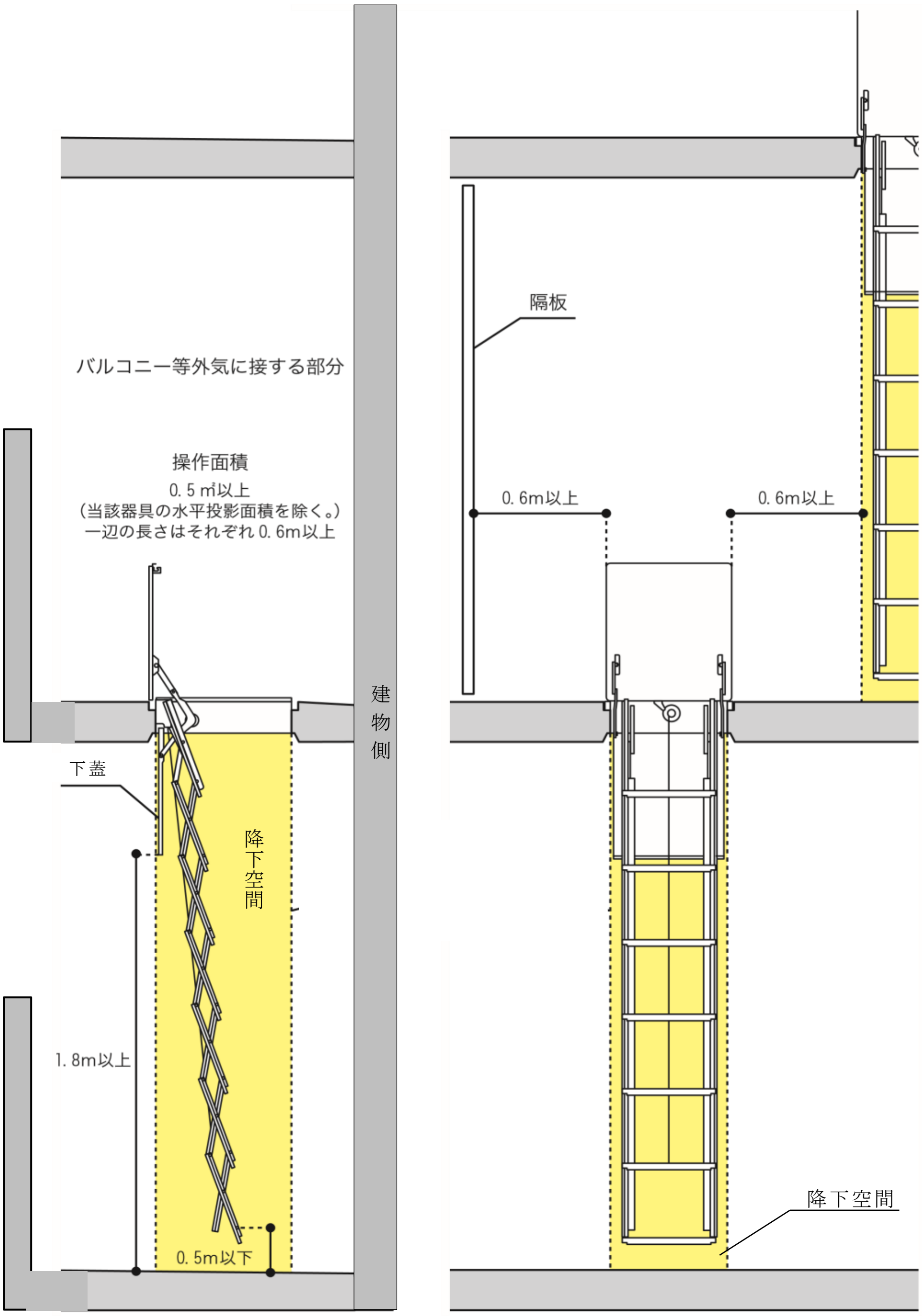

第１－43図

⑸　緩降機

規則第27条第１項第６号及び避難器具設置基準告示第３第２号に規定する緩降機の設置方法等は、次によること（第１－50図参照）。

ア　緩降機は、降下の際、ロープが防火対象物と接触して損傷しないように設けること（規則第27条第１項第６号イ関係）。

イ　緩降機のロープの長さは、取付位置から地盤面その他の降着面までの長さとすること（規則第27条第１項第６号ロ関係）。

ウ　緩降機のロープの長さは、取付位置に器具を設置したとき、降着面等へ降ろした着用具の下端が降着面等からプラスマイナス 0.5ｍの範囲となるように設定すること（避難器具設置基準告示第３第２号⑸関係。第１－44図参照）。

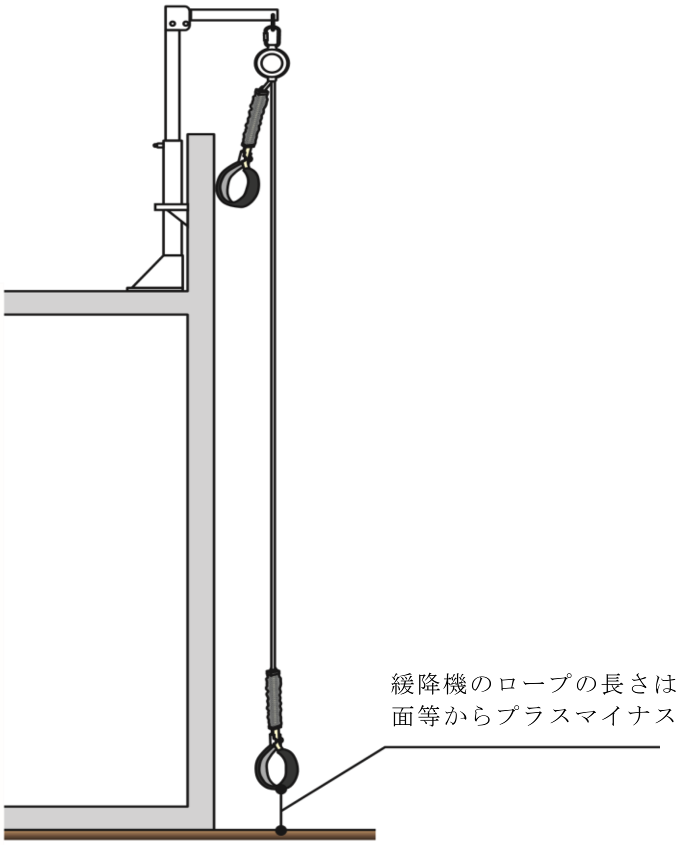

第１－44図

エ　緩降機の取付け具は、次の㈠から㈦までに定めるところによること（規則第27条第１項第６号ハ関係）。

㈠　取付け具は、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分に緩降機を容易に取り付けることができるように設けること。

(ｲ)　取付け具は、ボルト締め、溶接その他の方法で堅固に取り付けること。

(ｳ)　取付け具に用いる材料は、ＪＩＳ　Ｇ　3101若しくはＪＩＳ　Ｇ　3444に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するものであり、かつ、耐食性を有しない材質のものについては、耐食加工を施したものであること。

オ　取付部の開口部の大きさは、当該開口部を壁面の部分に設ける場合にあっては高さが 0.8ｍ以上、幅が 0.5ｍ以上又は高さが１ｍ以上、幅が0.45ｍ以上、床面の部分に設ける場合にあっては直径 0.5ｍ以上の円が内接することができるものであること（避難器具設置基準告示第３第２号関係。第１－45図参照）。

（取付部の開口部の大きさ）

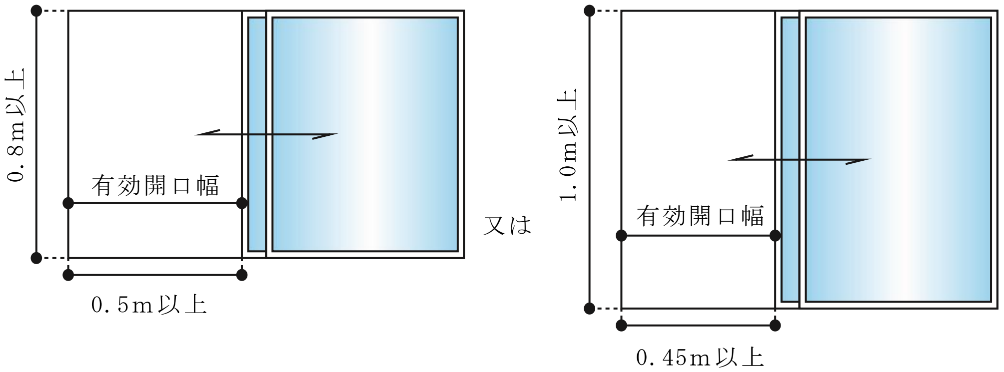

第１－45図

カ　壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合にあっては、ストッパー等を設け、窓及び扉等が緩降機の使用中に閉鎖しない措置を講ずること。ただし、緩降機の操作及び降下に支障を生じるおそれのないものにあっては、この限りでない（避難器具設置基準告示第３第２号関係）。

キ　壁の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床から 1.2ｍ以下とすること（避難器具設置基準告示第３第２号⑴関係）。

ク　床からの高さが 0.5ｍ以上の場合は、有効に避難できるように固定又は半固定のステップ等を設けること（避難器具設置基準告示第３第２号⑵関係）。

ケ　緩降機をつり下げるフックの取付位置は、床面から 1.5ｍ以上 1.8ｍ以下の高さとすること（避難器具設置基準告示第３第２号⑷関係。第１－46図参照）。

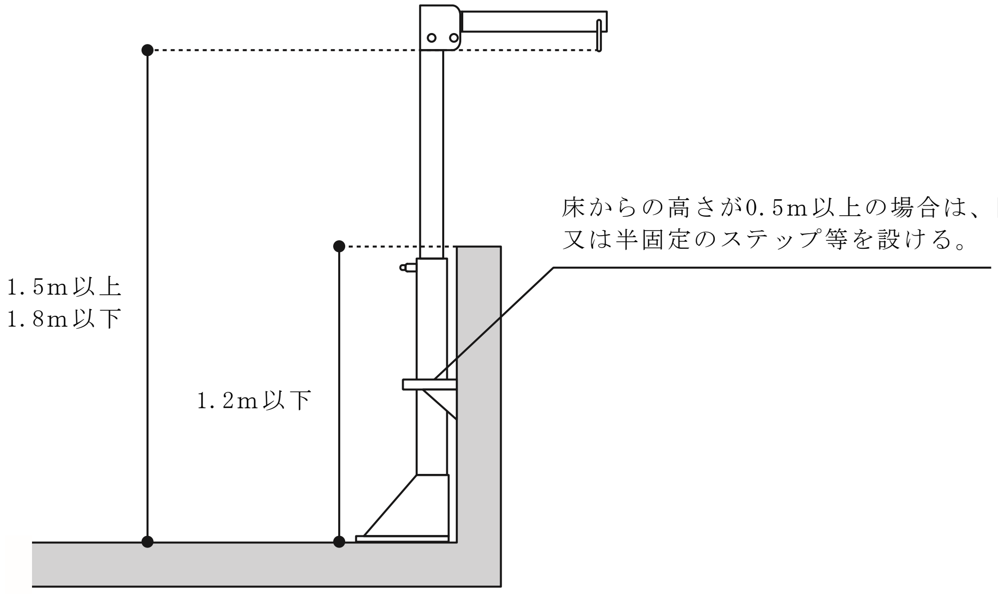

第１－46図

コ　操作面積は、 0.5㎡以上（当該器具の水平投影面積を除く。）で、かつ、一辺の長さはそれぞれ 0.6m以上とし、当該緩降機の操作に支障のないものであること（避難器具設置基準告示第３第２号関係。第１－47図参照）。

（操作面積）

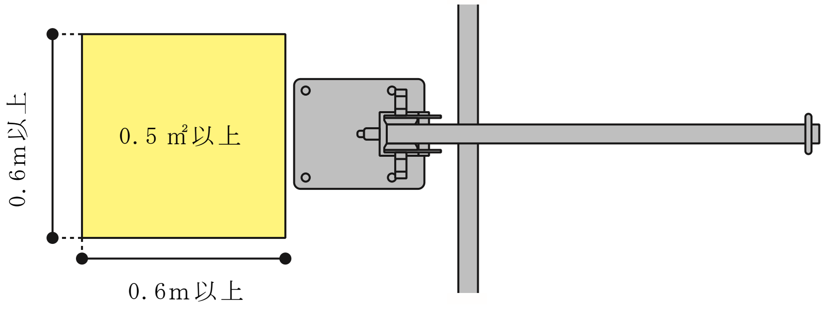

第１－47図

サ　緩降機は、使用の際、壁面からロープの中心までの距離が0.15m以上 0.3m以下となるように設けるとともに、降下空間は当該緩降機を中心とした半径 0.5mの円柱形に包含される範囲以上確保されていること。ただし、 0.1m以内で避難上支障のない場合若しくは 0.1mを超える場合でもロープが損傷しない措置を講じた場合にあっては、突起物を降下空間内に設け、又は降下空間及び避難空地を他の緩降機と共用する場合にあっては、器具相互の中心を 0.5mまで近接させることができること（避難器具設置基準告示第３第２号⑶関係。第１－48図及び第１－49図参照）。

なお、ここでいう「壁面」とは、全く開口部を有しない壁面であることまで求めているものではないことから、バルコニー等の部分についても、壁面のない部分の状況が緩降機での降下に支障を生じないものと判断できる場合については、壁面として取り扱って差し支えないものであること。

（降下空間）

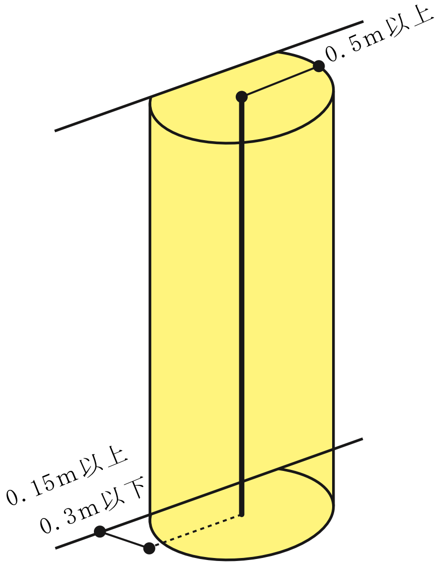

第１－48図

（降下空間を他の緩降機と共用する場合の例）

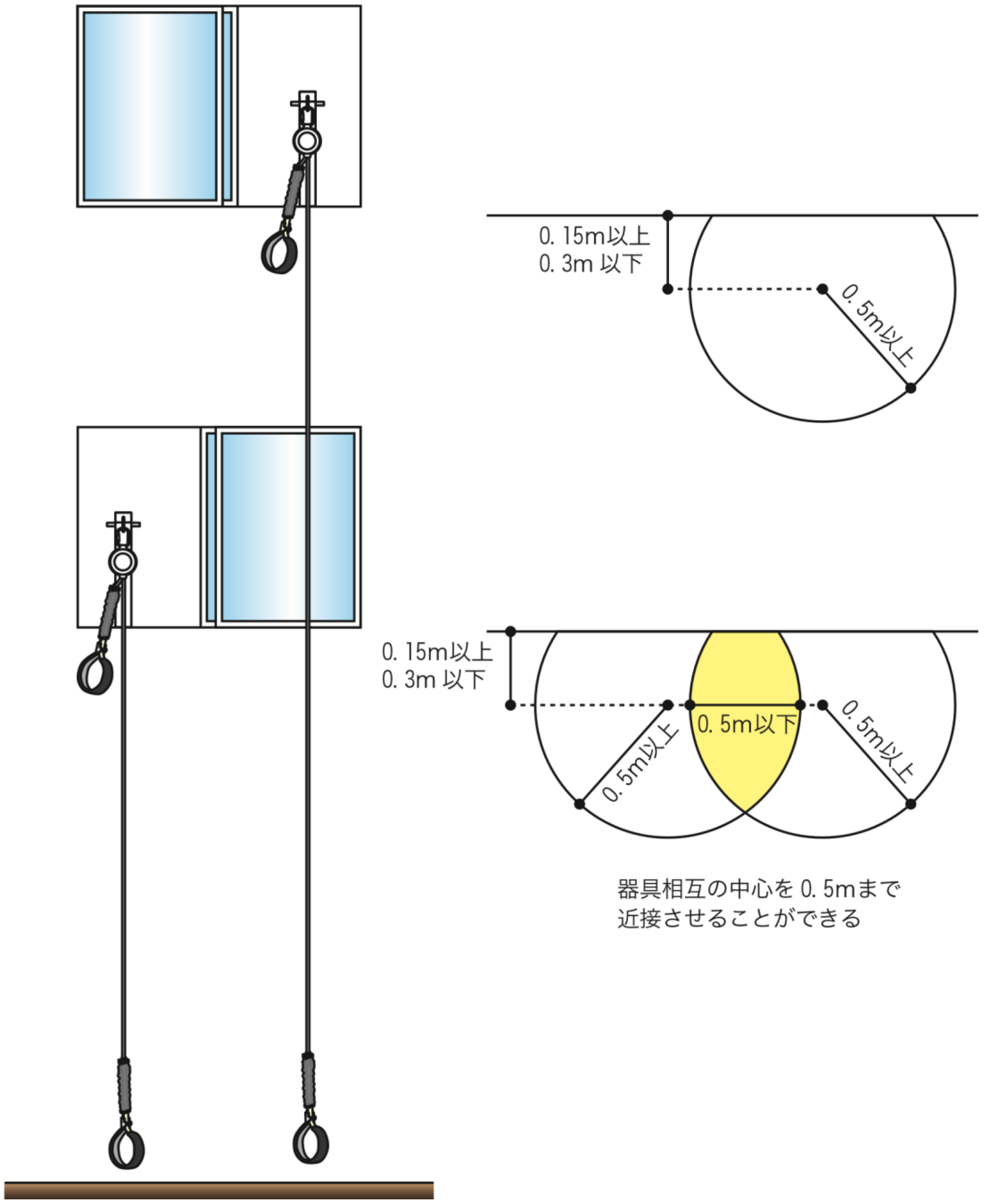

第１－49図

シ　降下空間と架空電線との間隔は 1.2m以上とするとともに、緩降機の上端と架空電線との間隔は２ｍ以上とすること（避難器具設置基準告示第３第２号関係）。

ス　避難空地は、降下空間の水平投影面積以上の面積とすること（避難器具設置基準告示第３第２号関係）。

セ　避難空地には、当該避難空地の最大幅員（１ｍを超えるものにあっては、

１ｍとすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること（避難器具設置基準告示第３第２号関係）。

（緩降機の設置例）

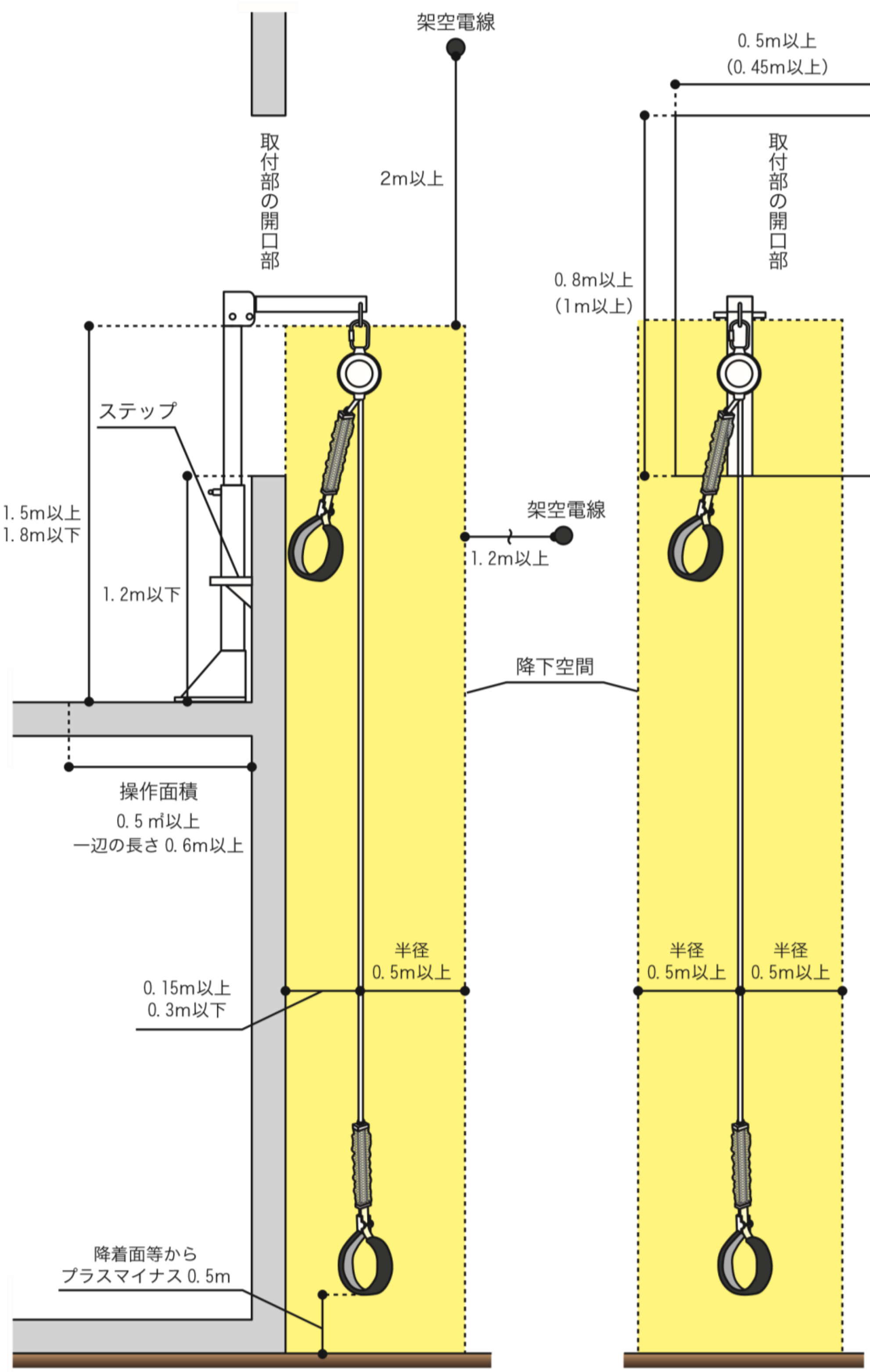

第１－50図

⑹　救助袋（斜降式のもの）

規則第27条第１項第10号及び避難器具設置基準告示第３第３号⑴に規定する斜行式の救助袋の設置方法等は、次によること（第１－57図参照）。

ア　救助袋の長さは、避難上支障がなく、かつ、安全な降下速度を保つことができる長さであること（規則第27条第１項第10号イ関係）。

イ　救助袋は、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分に取り付けること（規則第27条第１項第10号ロ関係）。

ウ　救助袋の取付け具は、ボルト締め、溶接その他の方法で堅固に取り付けること（規則第27条第１項第10号ハ関係）。

エ　取付け具に用いる材料は、ＪＩＳ　Ｇ　3101若しくはＪＩＳ　Ｇ　3444に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するものであり、かつ、耐食性を有しない材質のものにあっては、耐食加工を施したものであること（規則第27条第１項第10号ニ関係）。

オ　取付部の開口部の大きさは、高さ及び幅がそれぞれ 0.6m以上で、入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展張状態を近くの開口部等（当該開口部を含む。）から確認することができるものであること（避難器具設置基準告示第３第３号⑴イ関係。第１－51図参照）。

（取付部の開口部の大きさ）

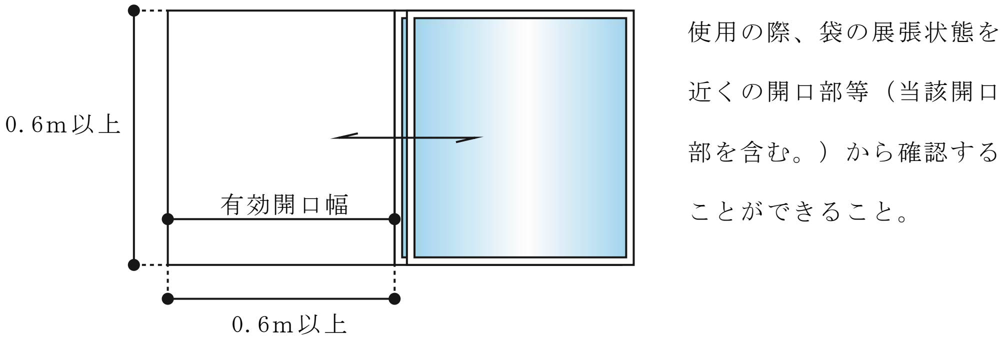

第１－51図

カ　壁面の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床面から 1.2m以下の高さとすること。ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合にあっては、この限りでない（避難器具設置基準告示第３第３号関係。第１－52図参照）。

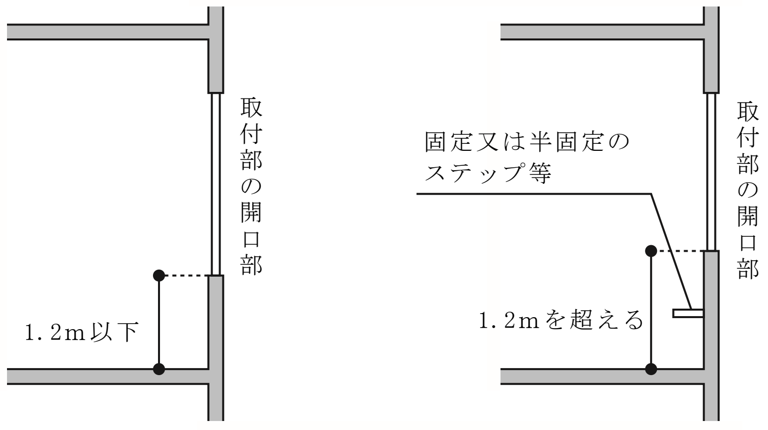

第１－52図

キ　壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合にあっては、ストッパー等を設け、窓及び扉等が救助袋の使用中に閉鎖しない措置を講ずること。ただし、救助袋の操作及び降下に支障を生じるおそれのないものにあっては、この限りでない（避難器具設置基準告示第３第３号関係）。

ク　操作面積は、救助袋の設置部分を含み、幅 1.5m以上、奥行 1.5m以上とすること。ただし、操作に支障のない範囲内で形状を変えることができるものとし、この場合の操作面積は、2.25㎡以上とすること（避難器具設置基準告示第３第３号⑴ロ関係。第１－53図参照）。

（操作面積）

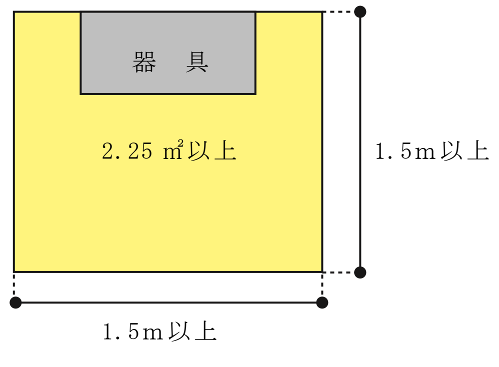

第１－53図

ケ　降下空間は、救助袋の下方及び側面の方向に対し、上部にあっては25°、下部にあっては35°の範囲内であること。ただし、防火対象物の側面に沿って降下する場合の救助袋と壁面との間隔（最上部を除く。）は、 0.3m（ひさし等の突起物のある場合にあっては突起物の先端から 0.5m（突起物が入口金具から下方３m以内の場合にあっては 0.3m）以上とすることができる

（避難器具設置基準告示第３第３号⑴ハ関係。第１－54図参照）。

（降下空間）

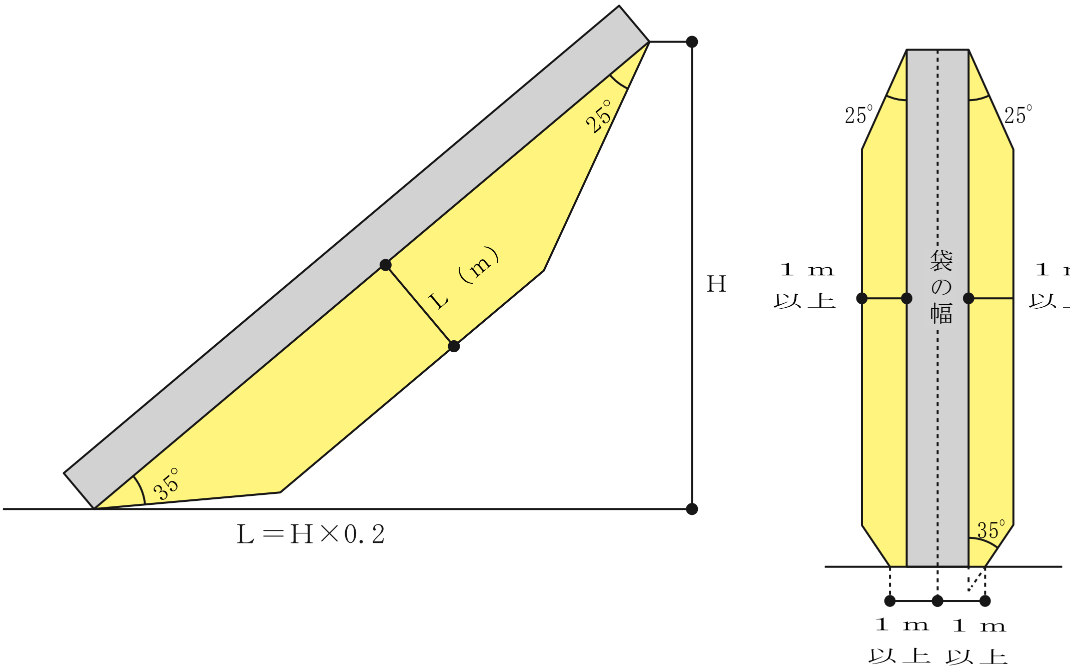

第１－54図

コ　避難空地は、展張した袋本体の下端から前方 2.5m及び当該救助袋の中心線から左右それぞれ１ｍ以上の幅とすること（避難器具設置基準告示第３第３号⑴ニ関係。第１－55図参照）。

（避難空地）

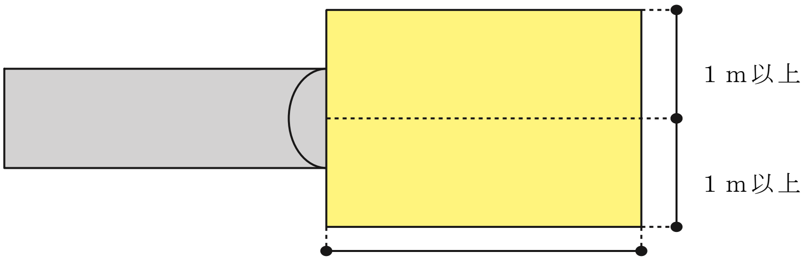

第１－55図

サ　避難空地には、当該避難空地の最大幅員（１ｍを超えるものにあっては、１ｍとすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること（避難器具設置基準告示第３第３号関係）。

シ　下部支持装置を結合するための固定環が設けられていること（避難器具設置基準告示第３第３号⑴ホ関係）。

ス　袋本体の下部出口部と降着面等からの高さは、無荷重の状態において 0.5ｍ以下であること（避難器具設置基準告示第３第３号⑴へ関係。第１－56図参照）。

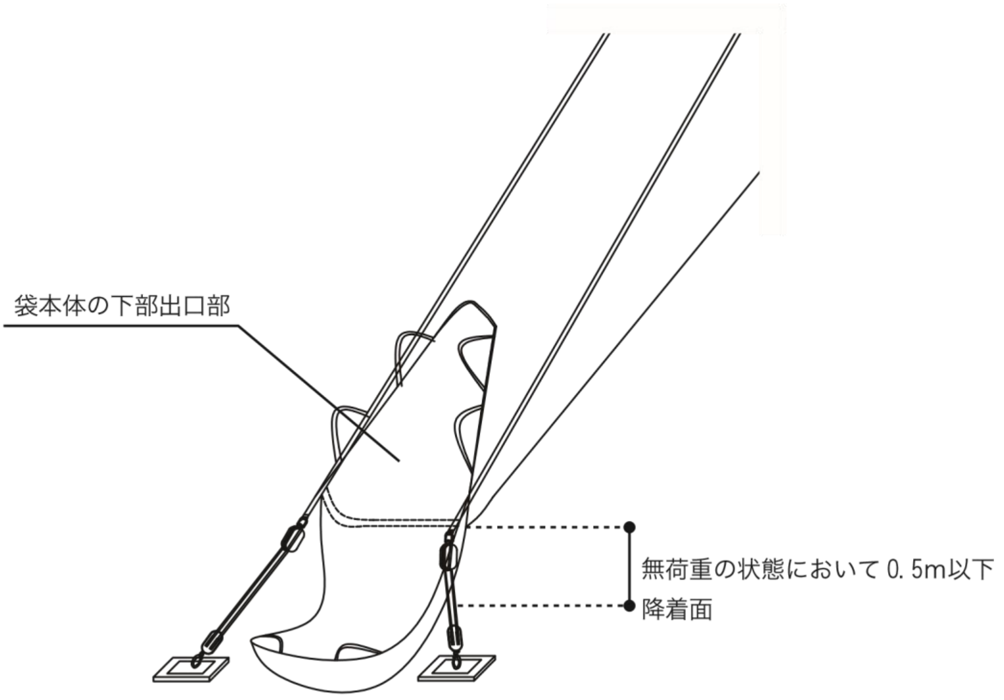

第１－56図

セ　降下空間と架空電線との間隔は 1.2ｍ以上とするとともに、救助袋の上端と架空電線との間隔は２ｍ以上とすること（避難器具設置基準告示第３第３号関係）。

ソ　救助袋は、避難器具告示に適合するもの又は認定品のものとすること。●

（斜降式の救助袋の設置例）

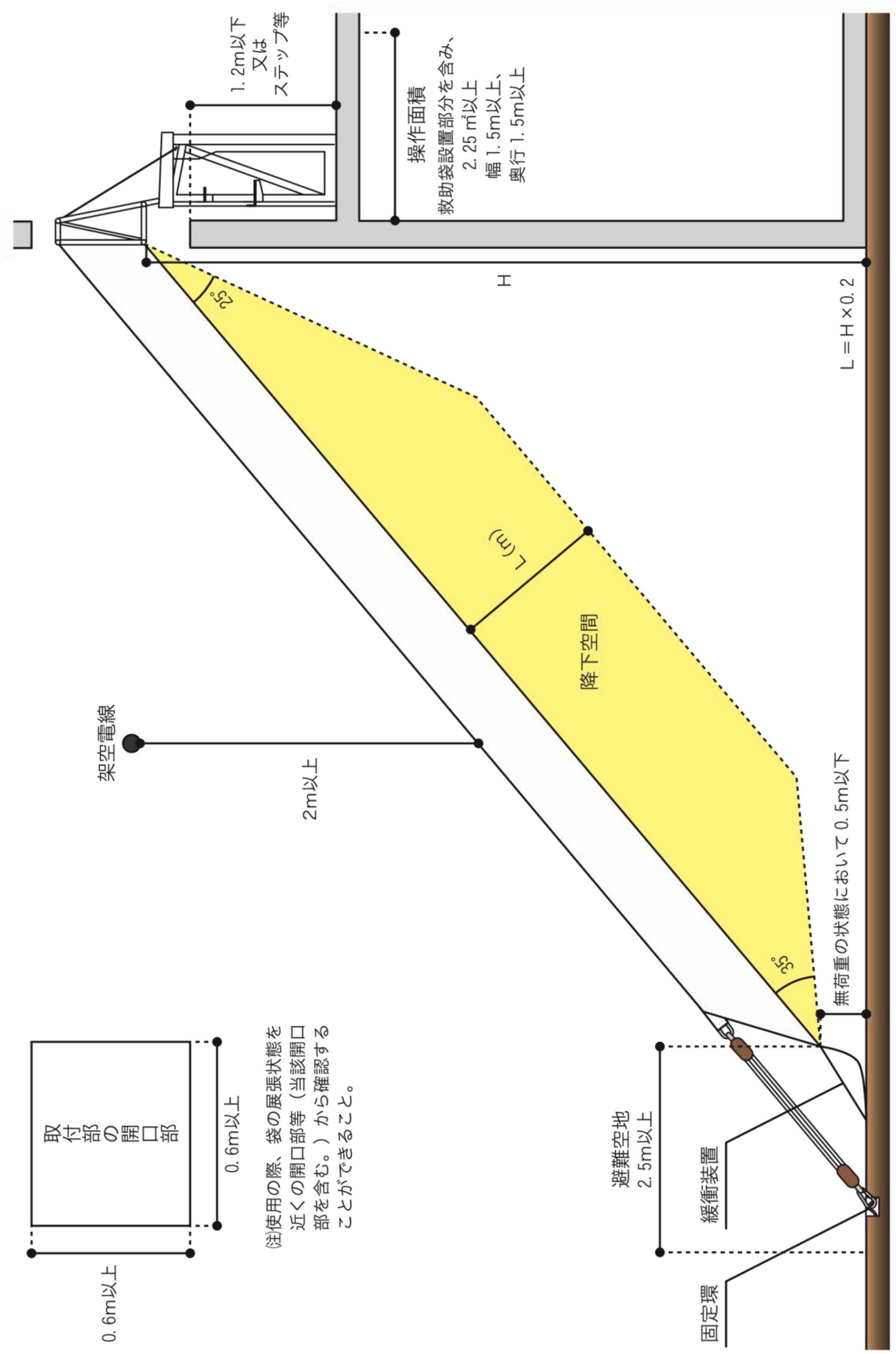

第１－57図

⑺　救助袋（垂直式のもの）

規則第27条第１項第10号及び避難器具設置基準告示第３第３号⑵に規定する垂直式の救助袋の設置方法等は、次によること（第１－64図参照）。

ア　救助袋の長さは、避難上支障がなく、かつ、安全な降下速度を保つことができる長さであること（規則第27条第１項第10号イ関係）。

イ　救助袋は、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分に取り付けること（規則第27条第１項第10号ロ関係）。

ウ　救助袋の取付け具は、ボルト締め、溶接その他の方法で堅固に取り付けること（規則第27条第１項第10号ハ関係）。

エ　取付け具に用いる材料は、ＪＩＳ　Ｇ　3101若しくはＪＩＳ　Ｇ　3444に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するものであり、かつ、耐食性を有しない材質のものにあっては、耐食加工を施したものであること（規則第27条第１項第10号ニ関係）。

オ　取付部の開口部の大きさは、高さ及び幅がそれぞれ 0.6ｍ以上で、入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展張状態を近くの開口部等（当該開口部を含む。）から確認することができるものであること（避難器具設置基準告示第３第３号⑵関係。第１－58図参照）。

（取付部の開口部）

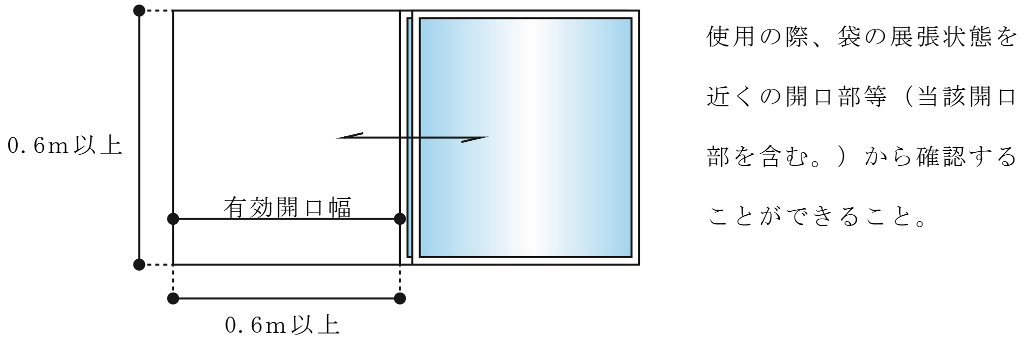

第１－58図

カ　壁面の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床面から 1.2m以下の高さとすること。ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合にあっては、この限りでない（避難器具設置基準告示第３第３号関係。第１－59図参照）。

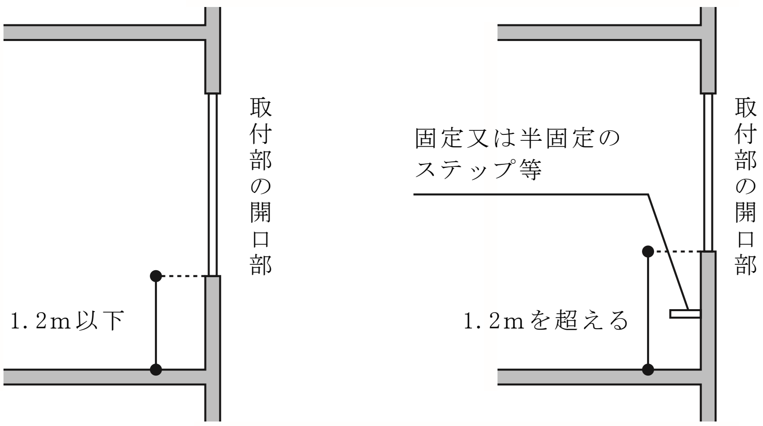

第１－59図

キ　壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合にあっては、ストッパー等を設け、窓及び扉等が救助袋の使用中に閉鎖しない措置を講ずること。ただし、救助袋の操作及び降下に支障を生じるおそれのないものにあっては、この限りでない（避難器具設置基準告示第３第３号関係）。

ク　操作面積は、救助袋の設置部分を含み、幅 1.5m以上、奥行 1.5m以上とすること。ただし、操作に支障のない範囲内で形状を変えることができるものとし、この場合の操作面積は、2.25㎡以上とすること（避難器具設置基準告示第３第３号⑵関係。第１－60図参照）。

（操作面積）

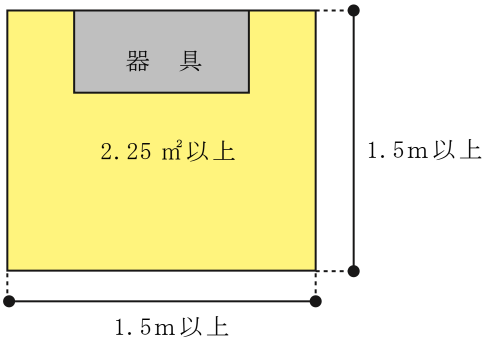

第１－60 図

ケ　降下空間は、当該器具の中心から半径１ｍ以上の円柱形の範囲とすること。ただし、救助袋と壁との間隔は 0.3m（ひさし等の突起物がある場合にあっては救助袋と突起物の先端との間隔は 0.5m（突起物が入口金具から下方３ｍ以内の場合にあっては 0.3m））以上とすることができること（避難器具設置基準告示第３第３号⑵イ関係。第１－61図参照）。

（降下空間）

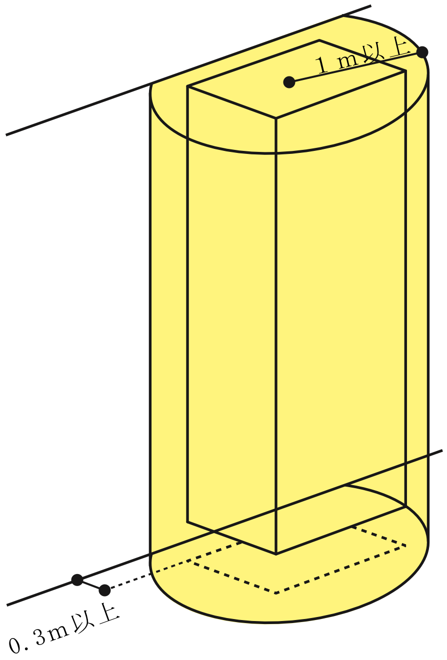

第１－61図

コ　避難空地は、降下空間の水平投影面積以上の面積とすること（避難器具設置基準告示第３第３号⑵ロ関係。第１－62図参照）。

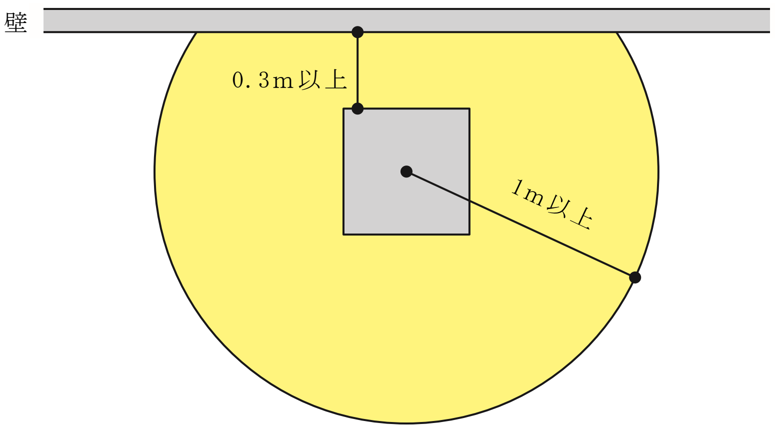

第１－62図

サ　降下空間及び避難空地を共用して避難器具を設ける場合は、器具相互の外面を１ｍまで接近させることができる（避難器具設置基準告示第３第３号⑵ニ関係）。

シ　避難空地には、当該避難空地の最大幅員（１ｍを超えるものについては、１ｍとすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること（避難器具設置基準告示第３第３号関係）。

ス　袋本体の下部出口部と降着面等との間隔は、無荷重の状態において 0.5m以下であること（避難器具設置基準告示第３第３号⑵ハ関係。第１－63図参照）。

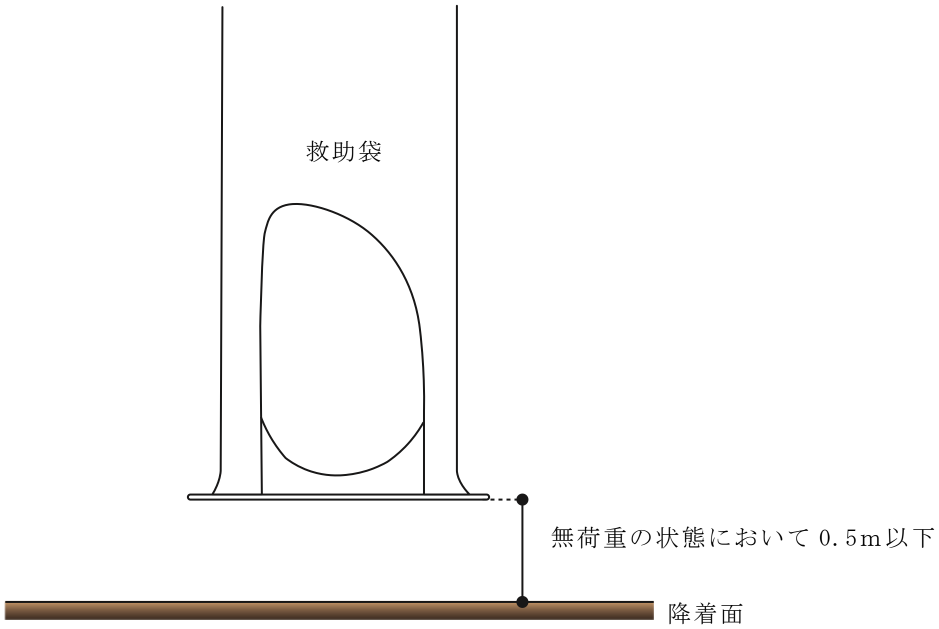

第１－63図

セ　降下空間と架空電線との間隔は 1.2m以上とするとともに、救助袋の上端と架空電線との間隔は２ｍ以上とすること（避難器具設置基準告示第３第３号関係）。

ソ　救助袋は、避難器具告示に適合するもの又は認定品のものとすること。●

（垂直式の救助袋の設置例）

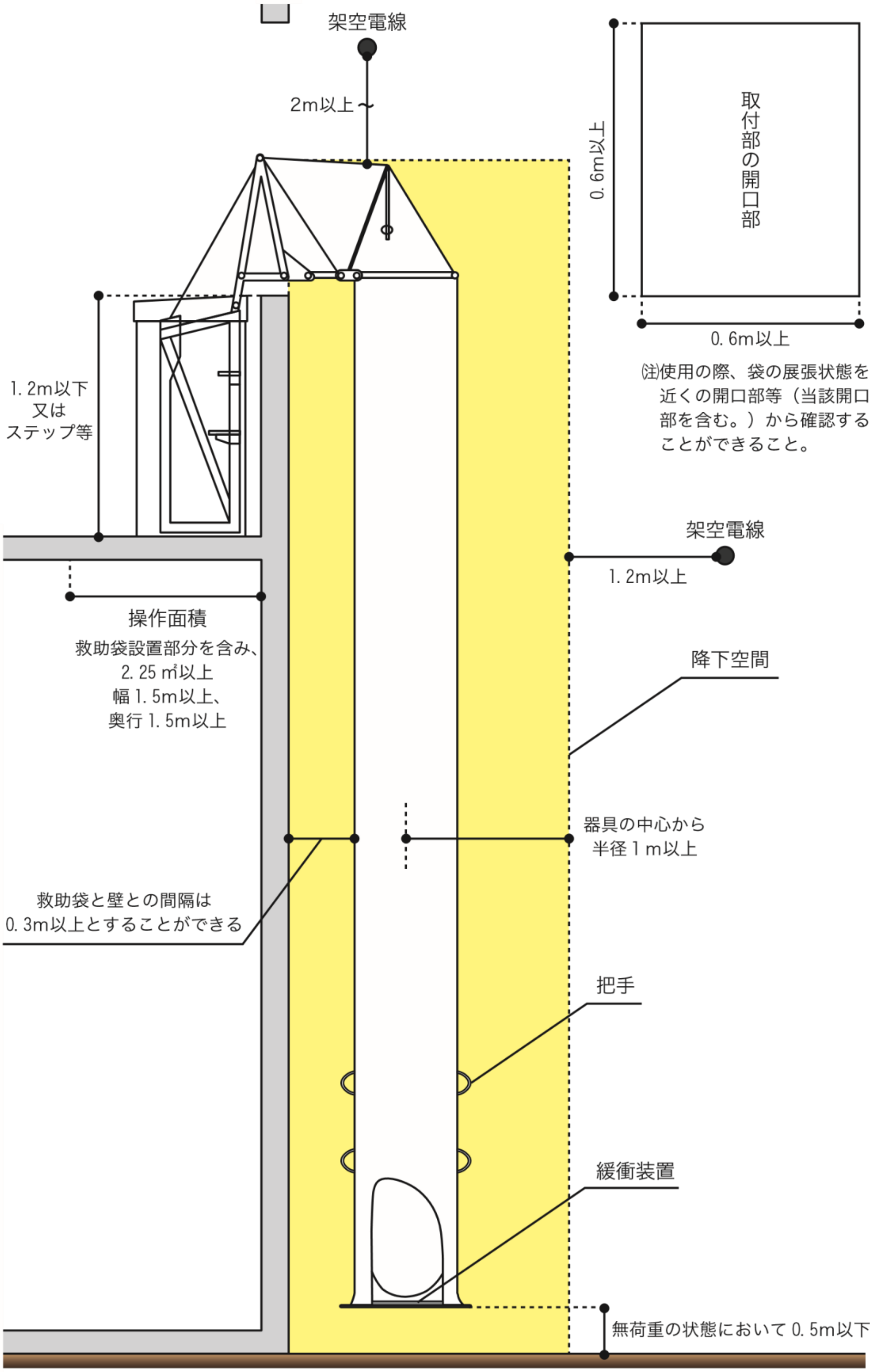

第１－64図

⑻　救助袋（避難器具用ハッチに格納したもの）

規則第27条第１項第10号及び避難器具設置基準告示第３第３号に規定する避難器具用ハッチに格納した救助袋の設置方法等は、次によること（第１－71図参照）。

ア　救助袋の長さは、避難上支障がなく、かつ、安全な降下速度を保つことができる長さであること（規則第27条第１項第10号イ関係）。

イ　救助袋は、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分に取り付けること（規則第27条第１項第10号ロ関係）。

ウ　救助袋の取付け具は、ボルト締め、溶接その他の方法で堅固に取り付けること（規則第27条第１項第10号ハ関係）。

エ　取付け具に用いる材料は、ＪＩＳ　Ｇ　3101若しくはＪＩＳ　Ｇ　3444に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するものであり、かつ、耐食性を有しない材質のものにあっては、耐食加工を施したものであること（規則第27条第１項第10号ニ関係）。

オ　救助袋は、避難器具用ハッチに常時使用できる状態で格納すること（避難器具設置基準告示第３第３号関係）。

カ　避難器具用ハッチは、避難器具設置基準告示に適合するもの又は認定品のものとすること。●

キ　避難器具用ハッチは、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニー等外気に接する部分の床に設けること。ただし、避難器具専用室内に設置する場合にあっては、この限りでない（避難器具設置基準告示第３第３号関係）。

ク　各階の避難器具用ハッチの降下口は、直下階の降下口と同一垂直線上にない位置であること（避難器具設置基準告示第３第３号関係。第１－65図参照）。この場合、救助袋間は60㎝以上の離隔をとること。

また、隣接するバルコニー等が隔板等によって隔てられている場合については、当該隔板も同様とすること（第１－66図参照）。●

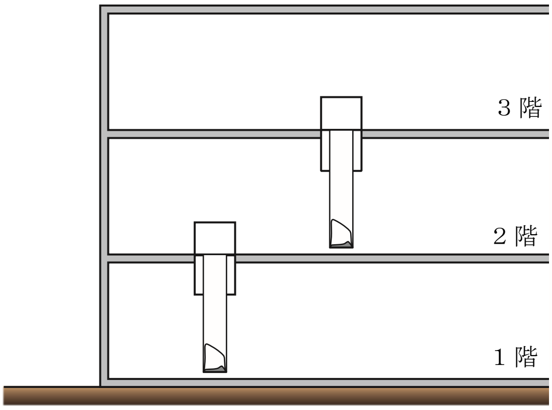

第１－65図

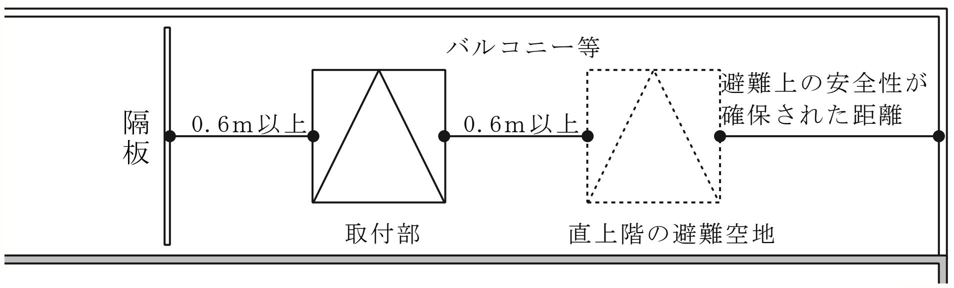

第１－66 図

ケ　操作面積は、 0.5㎡以上（当該器具の水平投影面積を除く。）で、かつ、一辺の長さはそれぞれ 0.6ｍ以上とし、当該救助袋の操作に支障のないものであること（避難器具設置基準告示第３第３号関係。第１－67図参照）。

（操作面積）

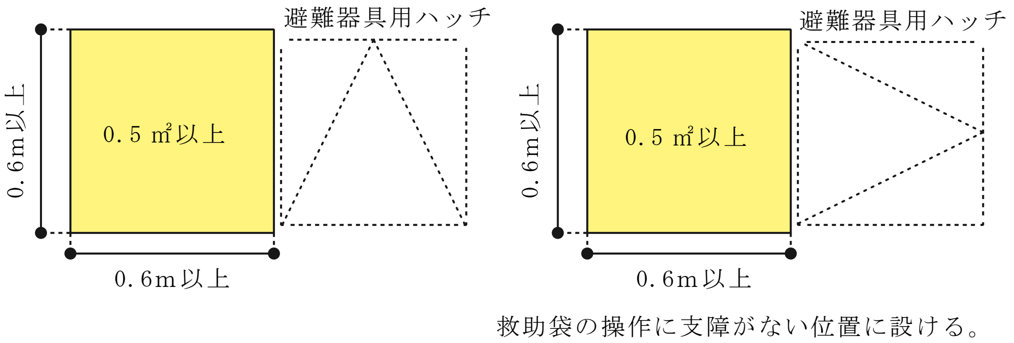

第１－67図

コ　降下空間は、避難器具用ハッチの開口部から降着面等まで当該避難器具用ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲とすること（避難器具設置基準告示第３第３号関係。第１－68図参照）。

（降下空間）

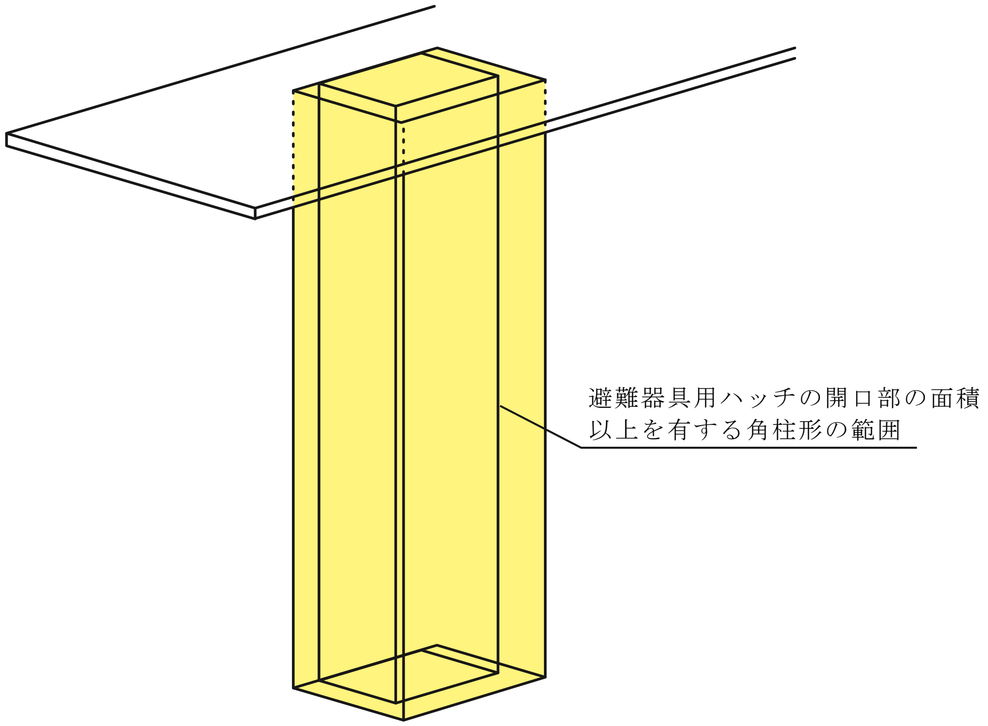

第１－68図

サ　救助袋を使用状態にした場合における当該救助袋の最下部から降着面等までの高さは、0.5ｍ以下であること（避難器具設置基準告示第３第３号関係。第１－69図参照）。

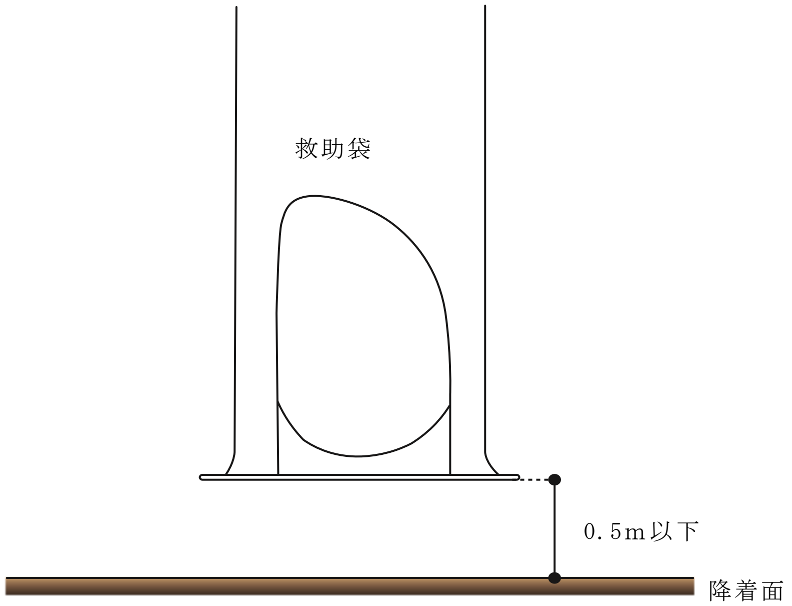

第１－69図

シ　避難空地は、降下空間の水平投影面積以上の面積とし、避難上の安全性が確保されたものとすること（避難器具設置基準告示第３第３号関係。第１－70図参照）。

（避難空地）

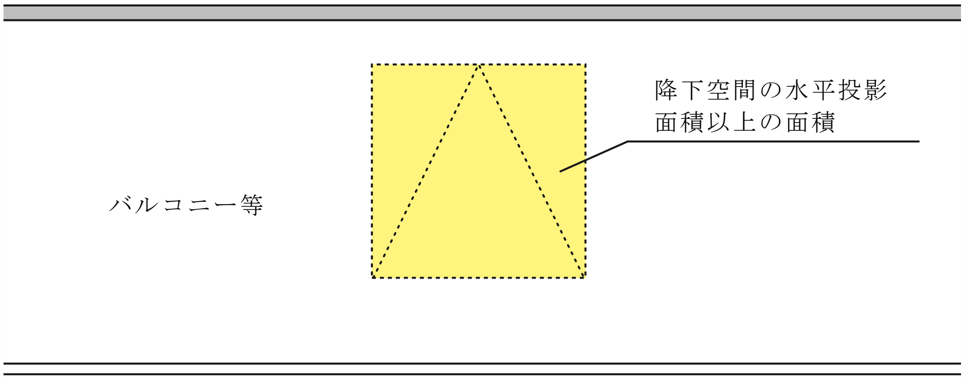

第１－70図

ス　下蓋の下端は、避難器具用ハッチの下蓋が開いた場合に、避難空地の床面上 1.8m以上の位置であること（避難器具設置基準告示第３第３号関係）。

セ　避難階の避難空地には、当該避難空地の最大幅員（１ｍを超えるものにあっては、おおむね１ｍとすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路を設けること（避難器具設置基準告示第３第３号関係）。

ソ　救助袋は、避難器具告示に適合するもの又は認定品のものとすること。●

（避難器具用ハッチに収納した救助袋の設置例）

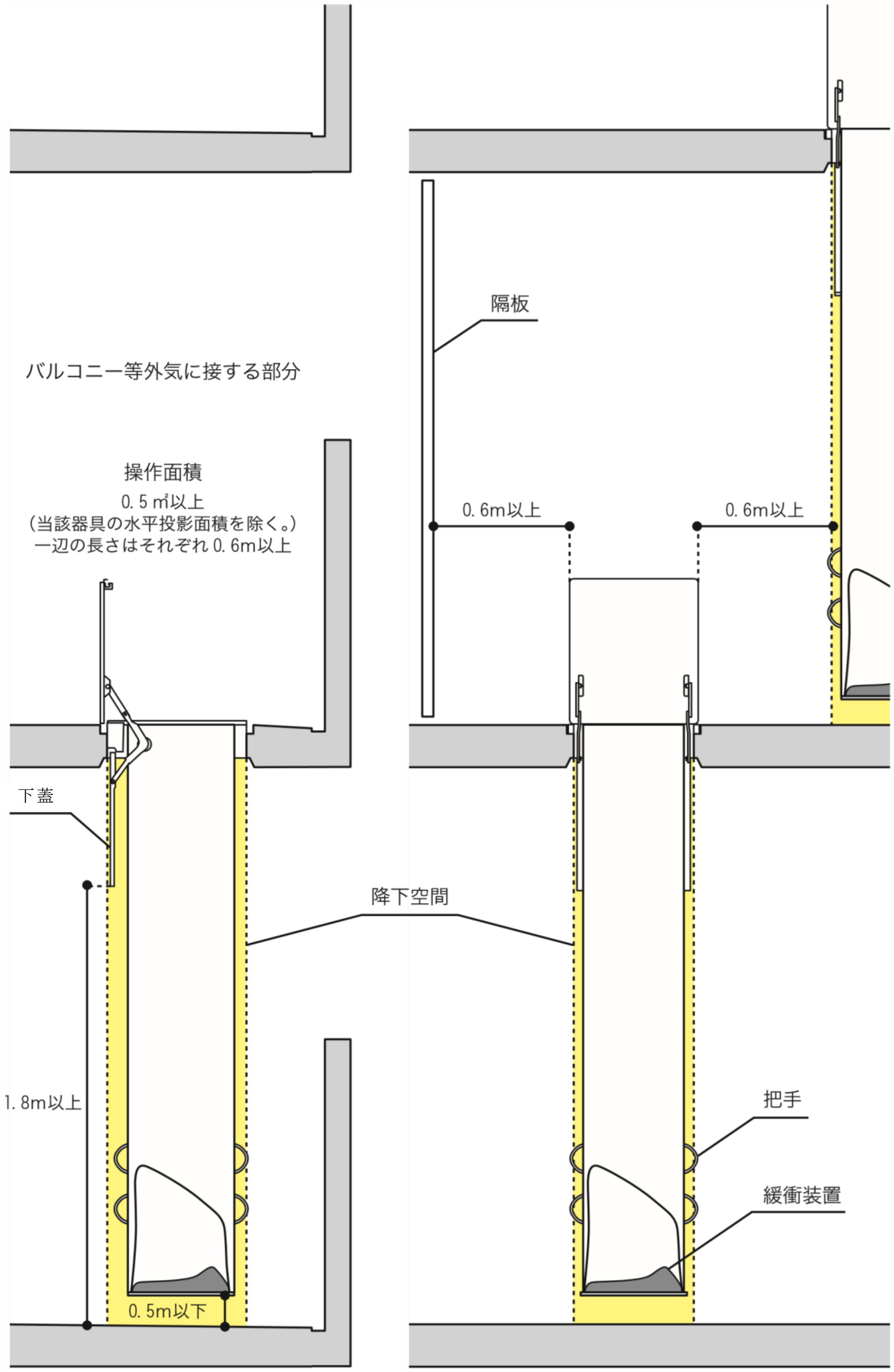

第１－71図

⑼　滑り台

規則第27条第１項第７号及び避難器具設置基準告示第３第４号に規定する滑り台の設置方法等は、次によること（第１－77図及び第１－78図参照）。

ア　滑り台は、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分に取り付けること（規則第27条第１項第７号イ関係）。

イ　滑り台は、ボルト締め、埋込み、溶接その他の方法で堅固に取り付けること（規則第27条第１項第７号ロ関係）。

ウ　避難上支障がなく、かつ、安全な降下速度を保つことができるように設けること（規則第27条第１項第７号ハ関係）。

エ　転落を防止するための適当な措置を講じたものであること（規則第27条第１項第７号ニ関係）。

オ　取付部の開口部の大きさは、高さは 0.8m以上であり、かつ、幅は滑り台の滑り面部分の最大幅以上であること（避難器具設置基準告示第３第４号⑴関係。第１－72図参照）。

（取付部の開口部の大きさ）

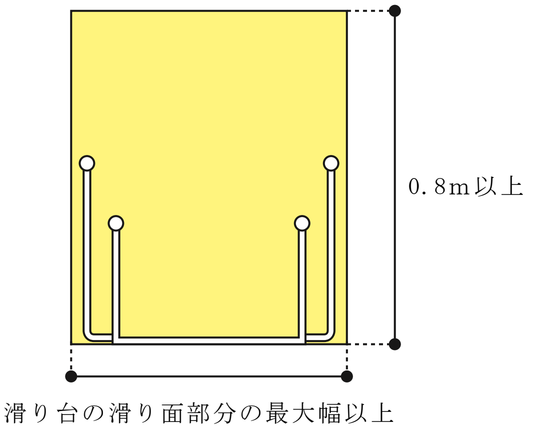

第１－72図

カ　壁面の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床面から 1.2m以下の高さとすること。ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合にあっては、この限りでない（避難器具設置基準告示第３第４号関係。第１－73図参照）。

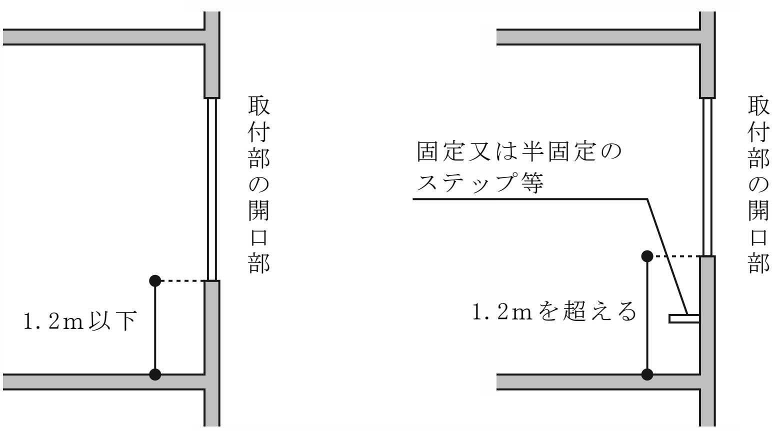

第１－73図

キ　壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合にあっては、ストッパー等を設け、窓及び扉等が滑り台の使用中に閉鎖しない措置を講ずること。ただし、滑り台の操作及び降下に支障を生じるおそれのないものにあっては、この限りでない（避難器具設置基準告示第３第４号関係）。

ク　滑り台の設置されている階の部分から当該滑り台に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること（避難器具設置基準告示第３第４号⑵関係）。

ケ　操作面積は、滑り台を使用するのに必要な広さであること（避難器具設置基準告示第３第４号⑶関係。第１－74図参照）。

（操作面積）

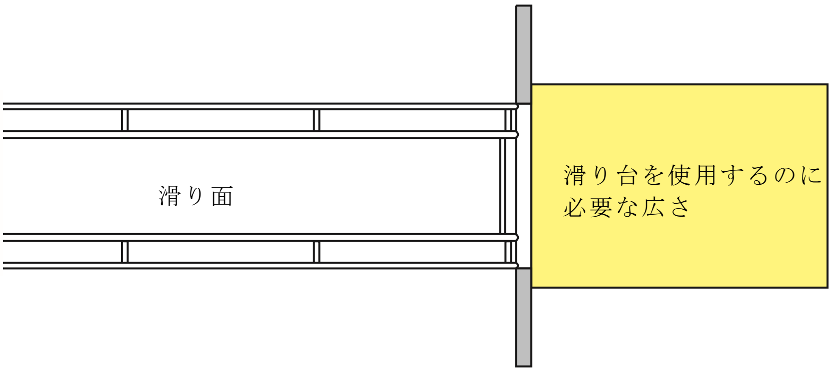

第１－74図

コ　降下空間は、滑り台の滑り面から上方に１m以上及び滑り台の両端からそれぞれ外方向に 0.2m以上の範囲内であること（避難器具設置基準告示第３第４号⑷関係。第１－75図参照）。

（降下空間）

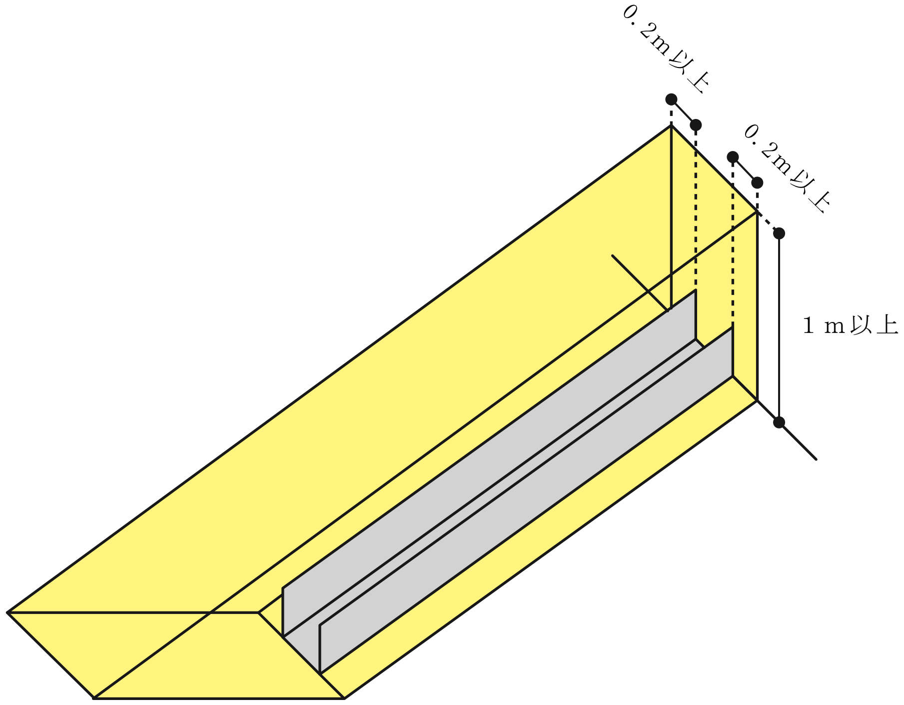

第１－75図

サ　降下空間と架空電線との間隔は 1.2m以上とするとともに、滑り台の上端と架空電線との間隔は２m以上とすること（避難器具設置基準告示第３第４号関係）。

シ　避難空地は、滑り台の下部先端から前方 1.5m以上及び滑り台の中心線から左右にそれぞれ 0.5m以上とすること（避難器具設置基準告示第３第４号⑸関係。第１－76図参照）。

（避難空地）

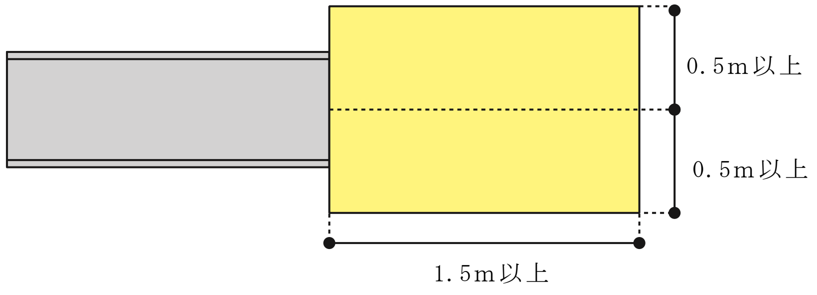

第１－76図

ス　避難空地には、当該避難空地の最大幅員（１mを超えるものにあっては、１mとすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること（避難器具設置基準告示第３第４号関係）。

セ　滑り台は、避難器具告示に適合するもの又は認定品のものとすること。●

（滑り台（直線式）の設置例）

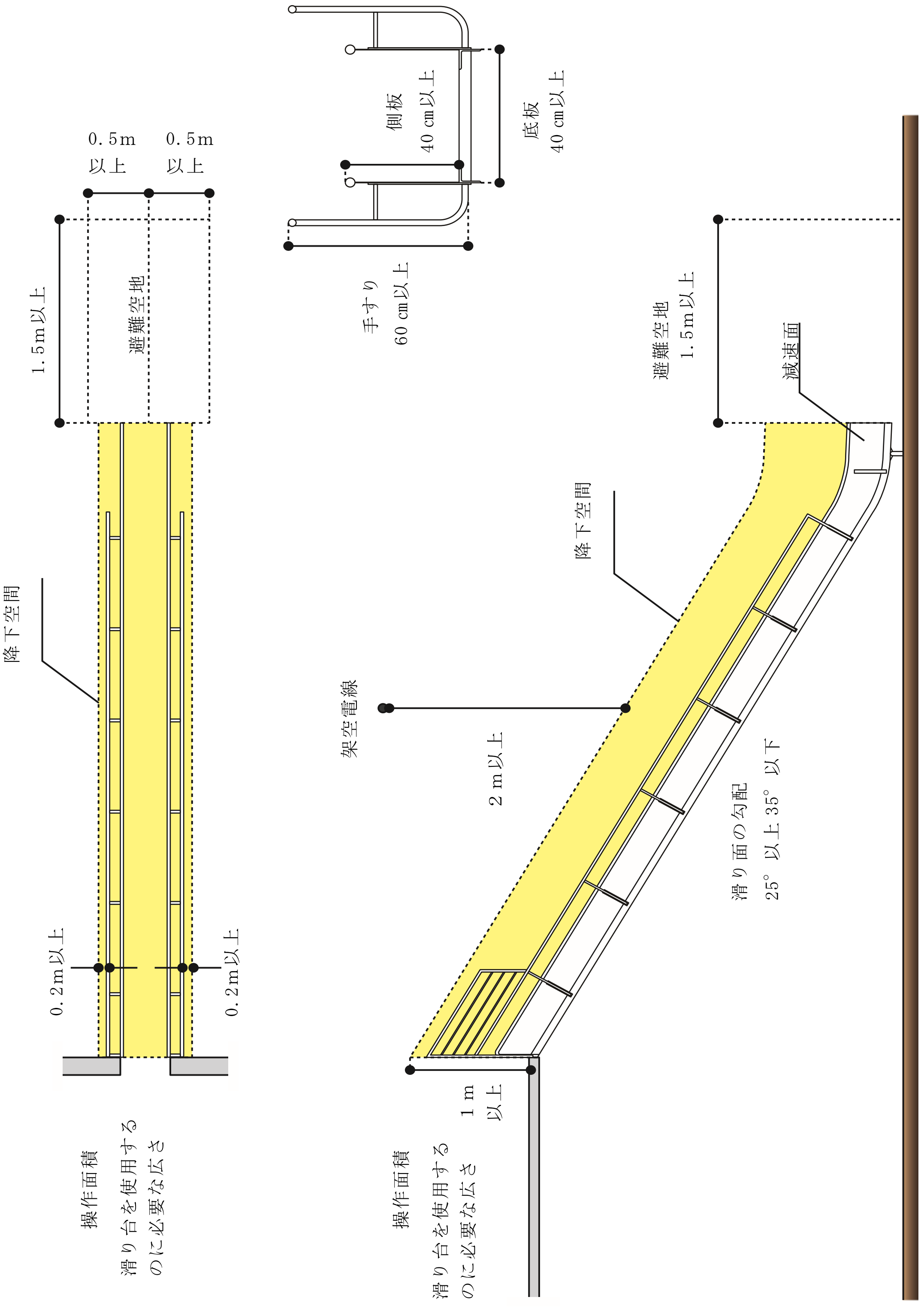

第１－77図

（滑り台（らせん式）の設置例）

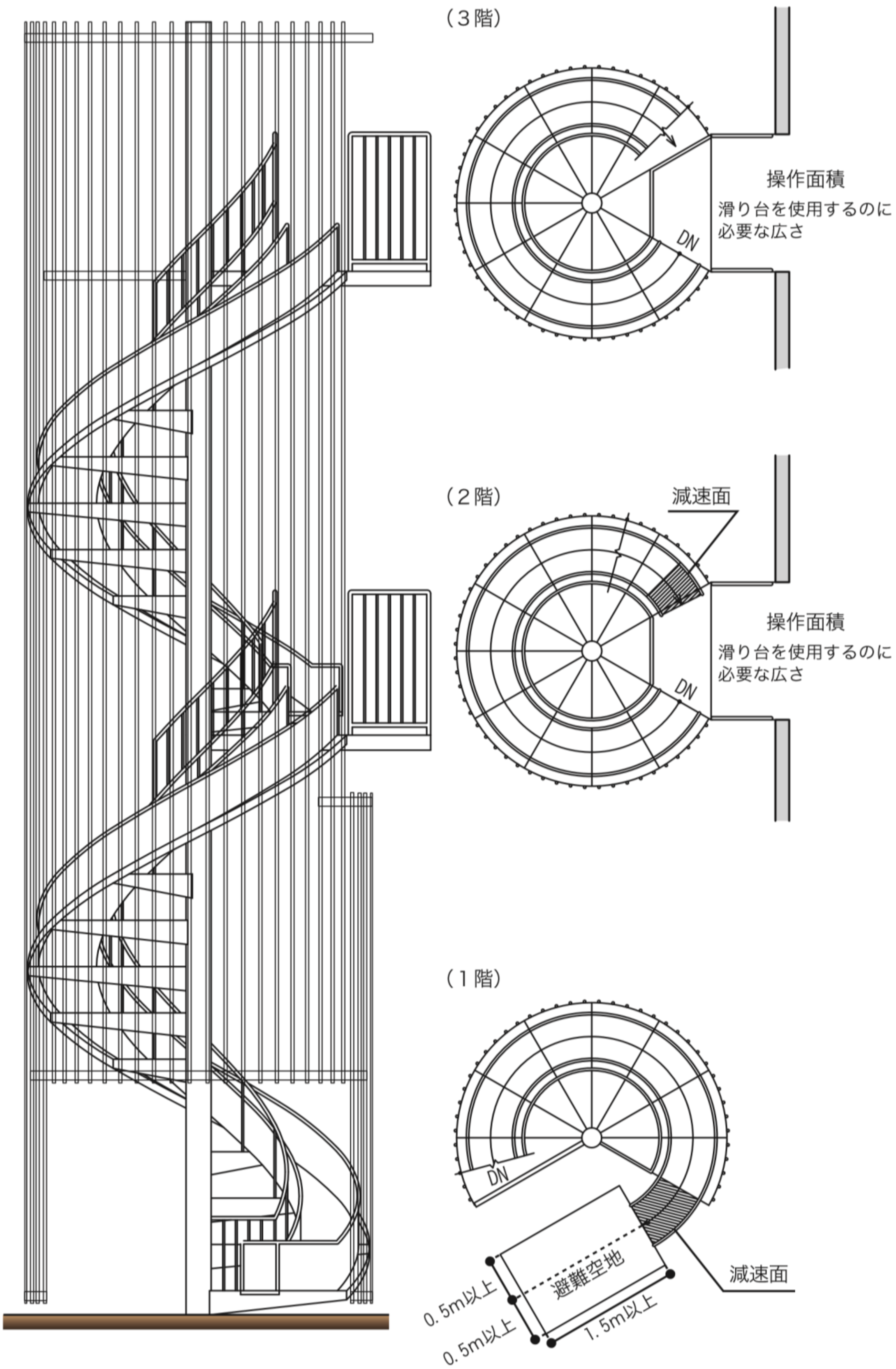

第１－78図

⑽　滑り棒

規則第27条第１項第８号及び避難器具設置基準告示第３第５号に規定する滑り棒の設置方法等は、次によること。

ア　安全、確実かつ容易に使用される構造のものであることを原則とすること。

イ　滑り棒の長さは、取付け位置から地盤面その他の降着面までの長さとすること（規則第27条第１項第８号イ関係）。

ウ　滑り棒は、その上部及び下部を取付け具で固定できるものであること（規則第27条第１項第８号ロ関係）。

エ　滑り棒の取付け具は、次により設けること（規則第27条第１項第８号ハ関係）。

⑺　滑り棒の取付け具は、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分に滑り棒を容易に取り付けることができるように設けること。

⑴　⑺の取付け具に用いる材料は、ＪＩＳ　Ｇ　3101若しくはＪＩＳ　Ｇ　3444に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するものであり、かつ、耐食性を有しない材質のものについては、耐食加工を施したものであること。

オ　取付部の開口部の大きさは、当該開口部を壁面の部分に設ける場合にあっては、高さが 0.8ｍ以上、幅が 0.5ｍ以上又は高さが１ｍ以上、幅が0.45ｍ以上、床面の部分に設ける場合にあっては、直径 0.5ｍ以上の円が内接することができるものであること（避難器具設置基準告示第３第５号関係。第１－79図参照）。

（取付部の開口部の大きさ）

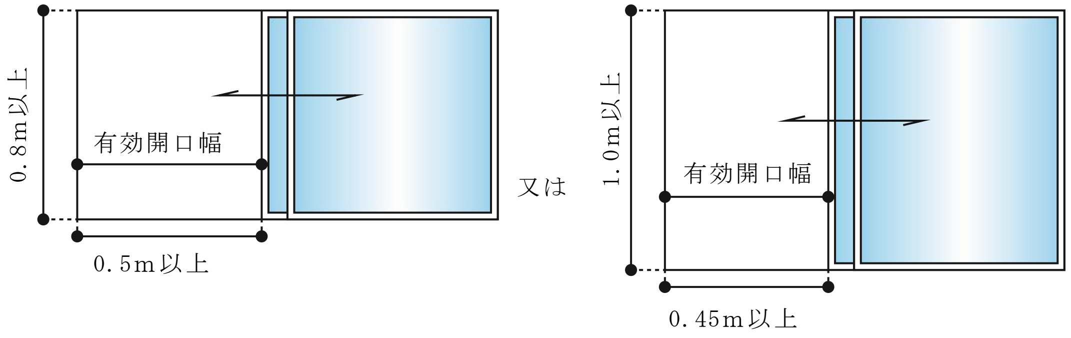

第１－79図

カ　壁面の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床面から 1.2m以下の高さとすること。ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合にあっては、この限りでない（避難器具設置基準告示第３第５号関係。第１－80図参照）。

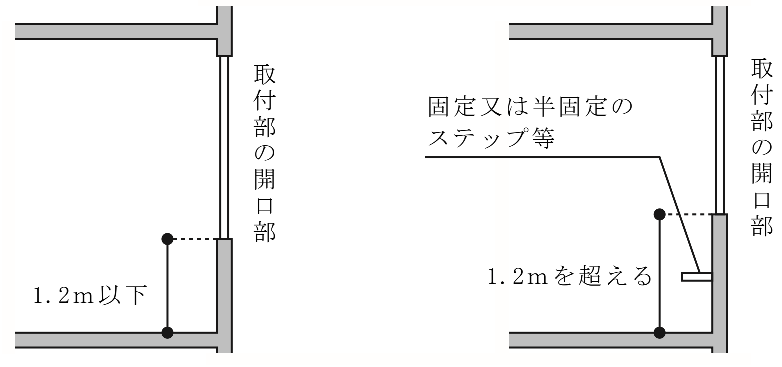

第１－80図

キ　壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合にあっては、ストッパー等を設け、窓及び扉等が滑り棒の使用中に閉鎖しない措置を講ずること。ただし、滑り棒の操作及び降下に支障を生じるおそれのないものにあっては、この限りでない（避難器具設置基準告示第３第５号関係）。

ク　操作面積は、 0.5㎡以上（当該器具の水平投影面積を除く。）で、かつ、一辺の長さはそれぞれ 0.6m以上とし、当該滑り棒の操作に支障のないものであること（避難器具設置基準告示第３第５号関係。第１－81図参照）。

（操作面積）

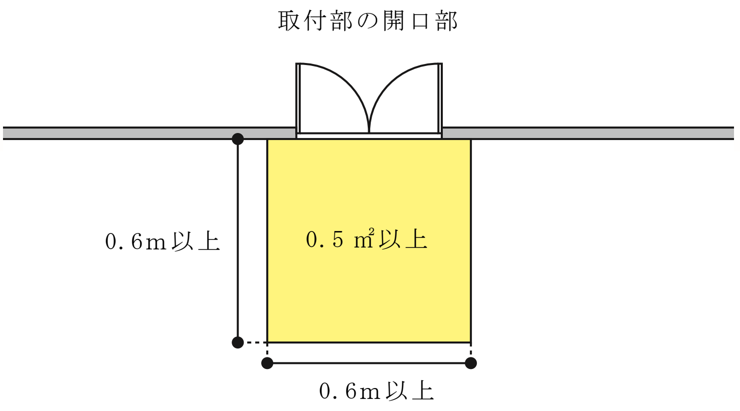

第１－81図

ケ　降下空間は、滑り棒を中心とした半径 0.5ｍの円柱形の範囲とすること（避難器具設置基準告示第３第５号⑴関係。第１－82図参照）。

（降下空間）

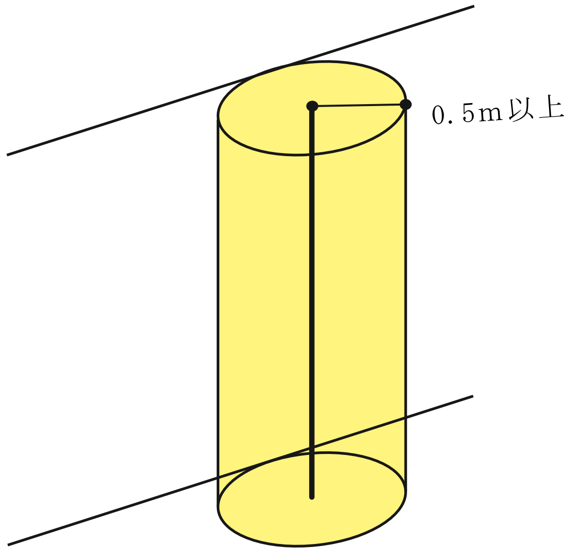

第１－82図

コ　滑り棒は、取付部の開口部の下端から 1.5ｍ以上の高さから降着面等まで設置すること（避難器具設置基準告示第３第５号⑵関係。第１－83図参照）。

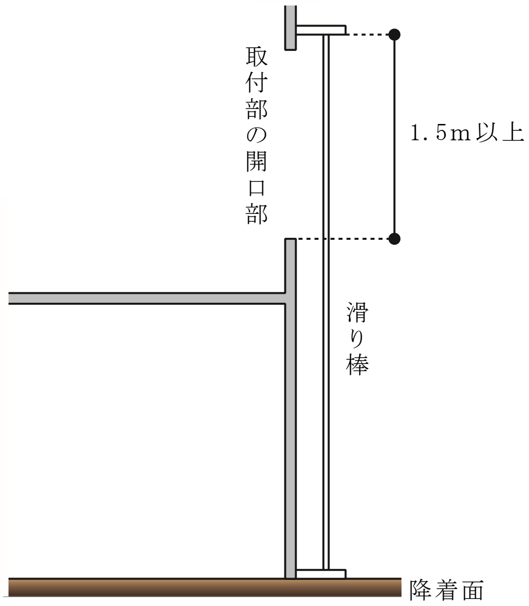

第１－83図

サ　降下空間と架空電線との間隔は 1.2m以上とするとともに、滑り棒の上端と架空電線との間隔は２ｍ以上とすること（避難器具設置基準告示第３第５号関係）。

シ　避難空地は、避難上支障のない広さとすること（避難器具設置基準告示第３第５号関係。第１－84図参照）。

（避難空地）

第１－84図

ス　避難空地には、当該避難空地の最大幅員（１ｍを超えるものにあっては、１ｍとすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること（避難器具設置基準告示第３第５号関係）。

セ　滑り棒は、避難器具告示に適合するものとすること。

⑾　避難ロープ

規則第27条第１項第８号及び避難器具設置基準告示第３第６号に規定する避難ロープの設置方法等は、次によること（第１－88図参照）。

ア　安全、確実かつ容易に使用される構造のものであることを原則とすること。

イ　避難ロープの長さは、取付け位置から地盤面その他の降着面までの長さとすること（規則第27条第１項第８号イ関係）。

ウ　避難ロープの取付け具は、次により設けること（規則第27条第１項第８号ハ関係）。

㈠　避難ロープの取付け具は、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分に避難ロープを容易に取り付けることができるように設けること。ただし、堅固な窓台その他これに類するものに直接避難ロープをつり下げる場合については、当該取付け具を設けることを要しない。

(ｲ)　(ｱ)の取付け具に用いる材料は、ＪＩＳ Ｇ 3101若しくはＪＩＳ Ｇ 3444に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するものであり、かつ、耐食性を有しない材質のものについては、耐食加工を施したものであること。

エ　取付部の開口部の大きさは、当該開口部を壁面の部分に設ける場合にあっては高さが 0.8ｍ以上、幅が 0.5ｍ以上又は高さが１ｍ以上、幅が0.45ｍ以上、床面の部分に設ける場合にあっては直径 0.5ｍ以上の円が内接することができるものであること（避難器具設置基準告示第３第６号関係。第１－85図参照）。

オ　壁面の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床面から 1.2ｍ以下の高さとすること。ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合にあっては、この限りでない（避難器具設置基準告示第３第６号関係。第１－85図参照）。

（取付部の開口部の大きさ）

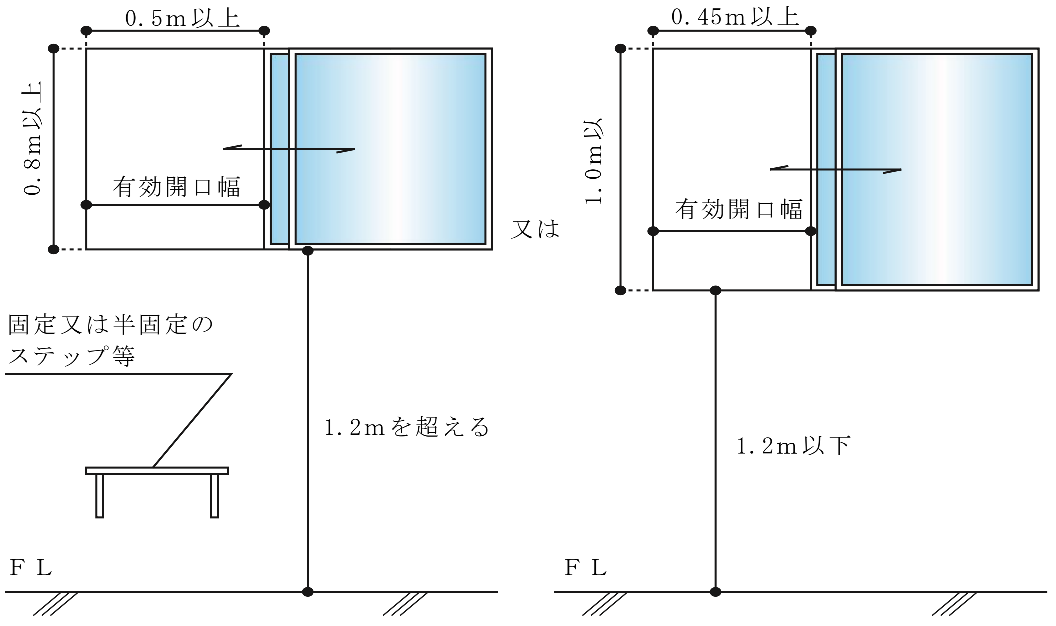

第１－85図

カ　壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合にあっては、ストッパー等を設け、窓及び扉等が避難ロープの使用中に閉鎖しない措置を講ずること。ただし、避難ロープの操作及び降下に支障を生じるおそれのないものにあっては、この限りでない（避難器具設置基準告示第３第６号関係）。

キ　操作面積は、 0.5㎡以上（当該器具の水平投影面積を除く。）で、かつ、一辺の長さはそれぞれ 0.6ｍ以上とし、当該避難ロープの操作に支障のないものであること（避難器具設置基準告示第３第６号関係。第１－86図参照）。

（操作面積）

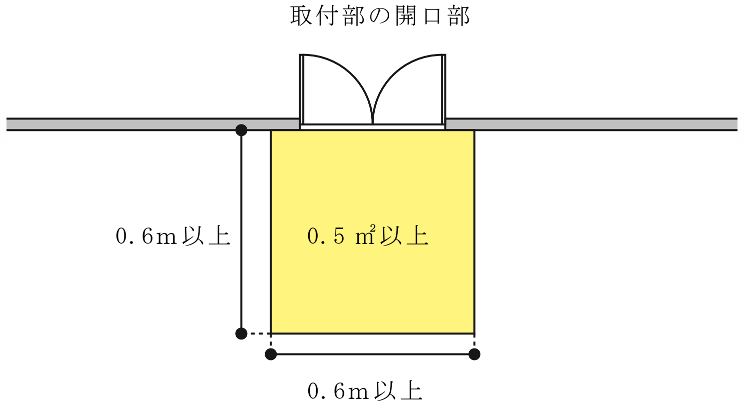

第１－86図

ク　降下空間は、避難ロープを中心とした半径 0.5ｍの円柱形の範囲とすること。ただし、壁面に沿って降下する場合の壁面側に対しては、この限りでない（避難器具設置基準告示第３第６号⑴関係。第１－87図参照）。

（降下空間）

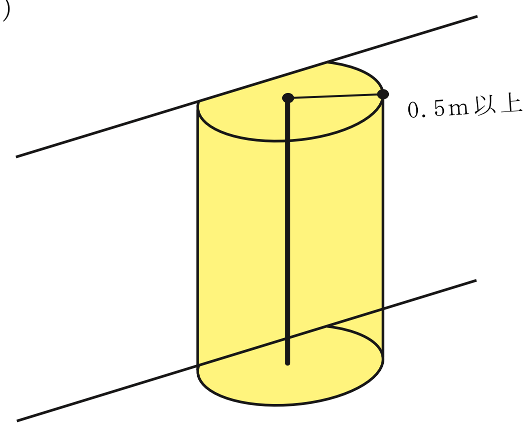

第１－87図

ケ　降下空間と架空電線との間隔は 1.2ｍ以上とするとともに、避難ロープの上端と架空電線との間隔は２ｍ以上とすること（避難器具設置基準告示第３第６号関係）。

コ　避難ロープを使用状態にした場合における当該避難ロープの最下部（伸張した場合を含む。）から降着面等までの高さは、 0.5ｍ以下であること（避難器具設置基準告示第３第６号関係）。

サ　避難空地は、避難上支障のない広さとすること（避難器具設置基準告示第３第６号⑵関係）。

シ　避難空地には、当該避難空地の最大幅員（１ｍを超えるものにあっては、１ｍとすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること（避難器具設置基準告示第３第６号関係）。

ス　避難ロープは、避難器具告示に適合するもの又は認定品のものとすること。●

（避難ロープの設置例）

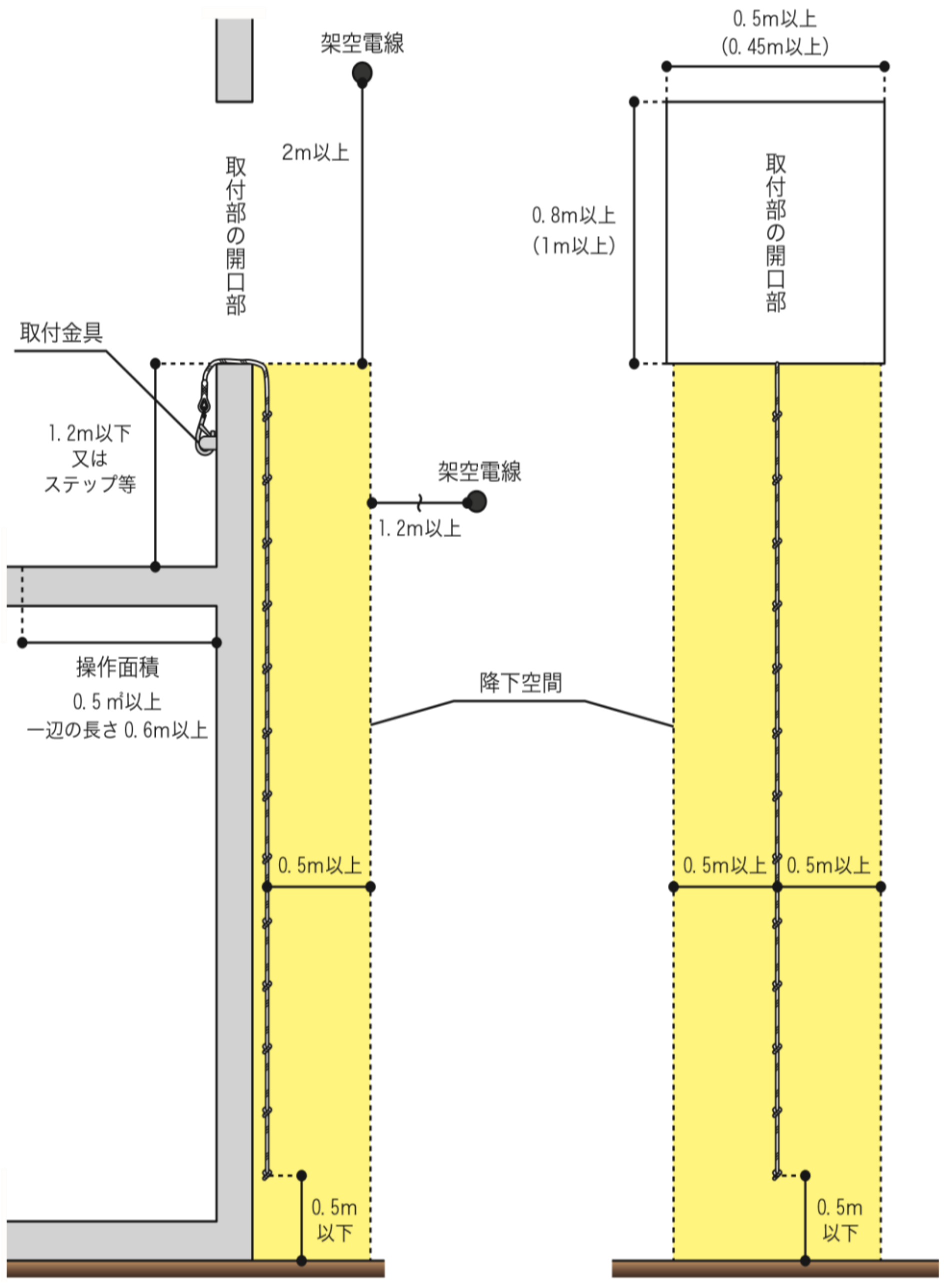

第１－88図

⑿　避難橋

規則第27条第１項第９号及び避難器具設置基準告示第３第７号に規定する避難橋の設置方法等は、次によること。

ア　避難橋は、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分に取り付けること（規則第27条第１項第９号イ関係）。

イ　避難橋は、一端をボルト締め、溶接その他の方法で堅固に取り付けること（規則第27条第１項第９号ロ関係）。

ウ　取付部の開口部の大きさは、高さ 1.8m以上であり、かつ、幅は避難橋の最大幅以上であること（避難器具設置基準告示第３第７号⑴関係。第１－89図参照）。

（取付部の開口部の大きさ）

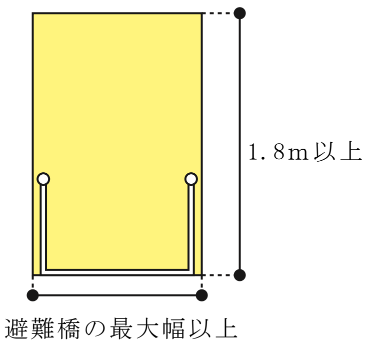

第１－89図

エ　避難橋の設置されている階の部分から当該避難橋に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること（避難器具設置基準告示第３第７号⑵関係）。

オ　操作面積は、避難橋を使用するのに必要な広さであること（避難器具設置基準告示第３第７号⑶関係）。

カ　降下空間は、避難橋の踏面から上方２ｍ以上及び避難橋の最大幅以上であること（避難器具設置基準告示第３第７号⑷関係。第１－90図参照）。

（降下空間）

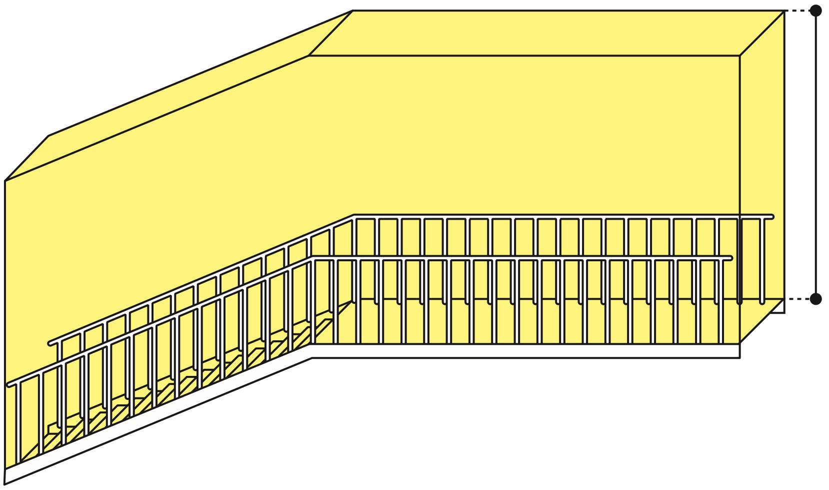

第１－90図

キ　避難空地は、避難上支障のない広さとすること（避難器具設置基準告示第３第７号(5)関係）。

ク　避難空地に設ける避難通路は、有効な経路で広場、道路等に通じていること（避難器具設置基準告示第３第７号(6)関係）。

ケ　降下空間と架空電線との間隔は 1.2ｍ以上とするとともに、避難橋の上端と架空電線との間隔は２ｍ以上とすること（避難器具設置基準告示第３第７号関係）。

コ　避難橋は、避難器具告示に適合するものとすること。

サ　公共用道路上空以外に設ける避難橋は、次によること。●

(ア)　避難橋の主要な部分は、不燃材料とし、構造耐力上主要な部分は鋼材、鉄筋コンクリートその他アルミニウム等の耐久性のある材料で造ること。

　なお、ここでいう「構造耐力上主要な部分」とは、はり、けた、床及びつなぎ材をいう。

(イ)　避難橋は、構造耐力上主要な部分に作用する自重、積載、荷重、積雪その他衝撃等に対して構造耐力上安全であるように計算されるものとすること。

　なお、避難橋に作用する積載荷重は、１㎡につき 500kg以上とすること。

(ウ)　鋼材、アルミニウム等を使用する避難橋の主要な部分を接合するには、リベット打ち又は溶接とすること。

(エ)　避難橋の幅は60㎝以上とし、勾配は５分の１未満とすること。ただし、

５分の１以上の高低差を生じるところに設ける場合は、避難上有効な段を設け、階段式としても差し支えない。

(ｵ)　避難橋には、転落防止のために高さ10㎝以上の巾木及び高さ 110㎝以上の手すり並びに間隔20㎝以内ごとに手すり子を設け、床面には間隔を設けないこと。

(ｶ)　アルミニウム等高温により溶融しやすいもの又は熱により耐力を著しく減少する材料を用いる場合は、断熱性のある不燃性の材料で被覆すること。ただし、避難橋の下方に開口部のない耐火構造の壁がある場合は、この限りでない。

(ｷ)　避難橋は、避難上有効な場所に取付けるとともに、出入口以外の開口部から２ｍ以上離れた位置に設けておくこと。

(ｸ)　避難橋付近の適宜な場所（橋の両端について）には、懐中電灯、ロープ等を収納した箱等を設けておくこと。

(ｹ)　避難の用に供する場合以外は、使用しないものであること。

(ｺ)　避難橋を設置する建築物の部分についても、構造耐力上の安全を確認すること。

(ｻ)　避難橋は、充分なかかり長さをもたせ、常時架橋しておくこと。ただし、機械等の装置により安全に、かつ、速やかに架設操作できるものについては、この限りでない。

シ　公共用道路上空に設ける避難橋は、前サ(ｱ)から(ｺ)までを準用するほか、次によること。●

(ｱ)　公共用道路上に避難橋を設ける場合は、常時架橋してはならない。ただし、関係官公庁の許可を得たものは、この限りでない。

(ｲ)　避難橋を架設するには、転倒式、伸長式、回転式等の移動式とすること。
　なお、移動式のものでも、一端をヒンジ、ブラケット等で常時一方の建築物に緊結しておき、避難時容易に架設操作ができるようにしておくこと。

(ｳ)　道路上に架設する避難橋は、おおむね５ｍ未満の道路に架設すること。

⒀　避難用タラップ

規則第27条第１項第９号及び避難器具設置基準告示第３第８号に規定する避難用タラップの設置方法等は、次によること。

ア　避難用タラップは、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分に取り付けること（規則第27条第１項第９号イ関係）。

イ　避難用タラップは、一端をボルト締め、溶接その他の方法で堅固に取り付けること（規則第27条第１項第９号ロ関係）。

ウ　取付部の開口部の大きさは、高さ 1.8m以上であり、かつ、幅は避難用タラップの最大幅以上であること（避難器具設置基準告示第３第８号⑴関係。（第１－91図参照）。

（取付部の開口部）

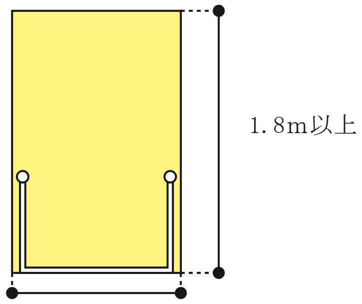

第１－91図

エ　避難用タラップの設置されている階の部分から当該避難用タラップに至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること（避難器具設置基準告示第３第８号⑵関係）。

オ　操作面積は、避難用タラップを使用するのに必要な広さであること（避難器具設置基準告示第３第８号⑶関係）。

カ　降下空間は、避難用タラップの踏面から上方２ｍ以上及び避難用タラップの最大幅以上であること（避難器具設置基準告示第３第８号⑷関係。第１－92図参照）。

（降下空間）

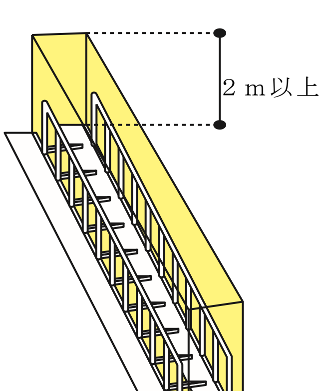

第１－92図

キ　降下空間と架空電線との間隔は 1.2m以上とするとともに、避難用タラップの上端と架空電線との間隔は２ｍ以上とすること（避難器具設置基準告示第３第８号関係）。

ク　避難空地は、避難上支障のない広さとすること（避難器具設置基準告示第３第８号⑸関係）。

ケ　避難空地には、当該避難空地の最大幅員（１ｍを超えるものにあっては、１ｍとすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること（避難器具設置基準告示第３第８号関係）。

コ　避難用タラップを地階に設ける場合は、固定式とし、ドライエリアの部分に設けること。ただし、避難器具専用室内に設置する場合にあっては、この限りでない（避難器具設置基準告示第３第８号関係）。

サ　避難用タラップは、避難器具告示に適合するものとすること。

⒁　防火対象物がセットバックし、通常の避難器具の取付けが困難である場合は、第１－93図により設置することができること。この場合、避難器具を使用する際に転落するおそれのある場合は、降下空間外に転落防止柵を設ける等の安全対策を講じること。

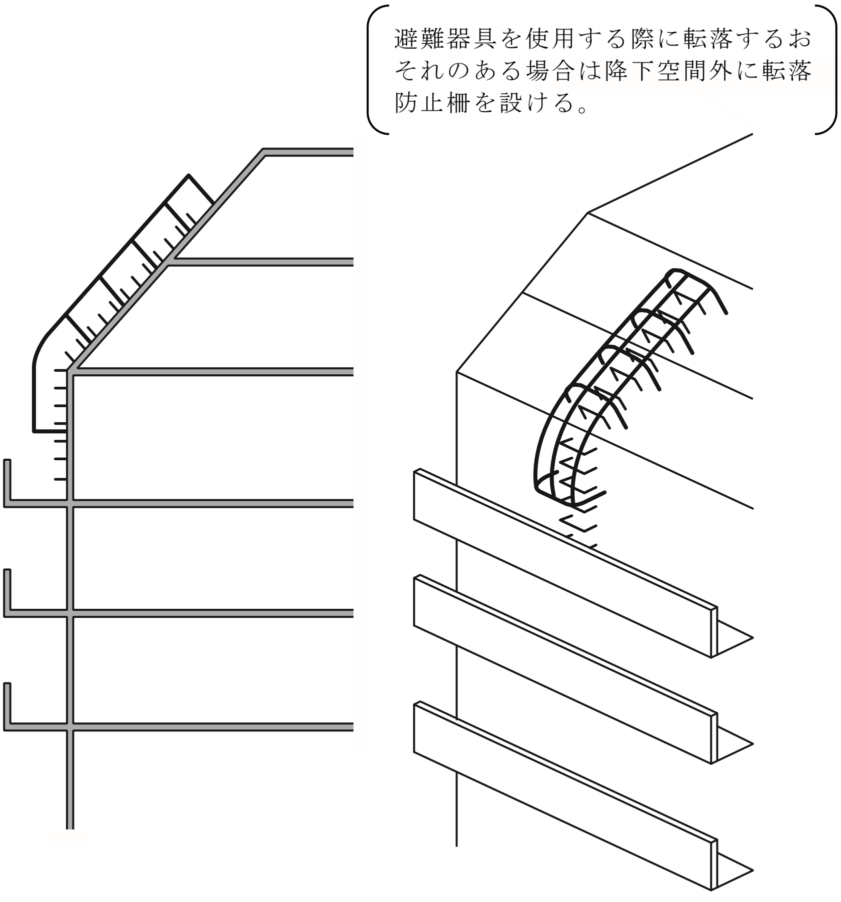

第１－93図

6　避難器具専用室

避難器具設置基準告示第４に規定する避難器具専用室は、次によること（第１－94図参照）。

⑴　不燃材料（ガラスを用いる場合は、網入りガラス又はこれと同等以上の防火性能を有するものに限る。）で区画されていること。ただし、建基令第 112条の規定による防火区画されている場合にあっては、当該規定によること（避難器具設置基準告示第４第１号関係）。

⑵　避難器具専用室は、避難に際し支障のない広さであること（避難器具設置基準告示第４第２号関係）。

なお、ここでいう「避難に際し支障のない広さ」とは、一辺の長さがおおむね90㎝以上で、かつ、２㎡以上の広さとすること。●

⑶　避難器具専用室は、避難器具の使用方法の確認及び操作等が安全に、かつ、円滑に行うことができる明るさを確保するよう非常照明を設置すること（避難器具設置基準告示第４第３号関係）。

なお、ここでいう「非常照明」とは、建基令第５章第４節に規定されるものをいうものであり、配線方式、非常電源等を含め、当該建築基準法令の技術基準に適合しているものであること。

⑷　避難器具専用室の入口には、高さ 1.8ｍ以上、幅0.75ｍ以上の常時閉鎖式の防火戸を設けること（避難器具設置基準告示第４第４号関係）。

⑸　避難階に設ける上昇口は、直接建築物の外部に出られる部分に設けること。ただし、建築物内部に設ける場合にあっては、避難器具専用室を設け、避難上安全な避難通路を外部に避難できる位置に設けること（避難器具設置基準告示第４第５号関係）。

⑹　上昇口の大きさ（器具を取り付けた状態での有効寸法をいう。）は、直径 0.5ｍ以上の円が内接することができる大きさ以上であること（避難器具設置基準告示第４第６号関係）。

⑺　上昇口には、金属製の蓋を設けること。ただし、上昇口の上部が避難器具専用室である場合は、この限りでない（避難器具設置基準告示第４第７号関係）。

⑻　上昇口の上部に、避難を容易にするための手がかり等を床面からの距離が 1.2ｍ以上になるように設けること。ただし、直接建築物の外部に出られる場合はこの限りでない（避難器具設置基準告示第４第８号関係）。

⑼　上昇口の蓋は、容易に開けることができるものとし、蝶番等を用いた片開き

式の蓋にあっては、おおむね 180°開くものを除き、取付面と90°以上の角度で蓋が固定でき、かつ、何らかの操作をしなければ閉鎖しないものであること（避難器具設置基準告示第４第９号関係）。

⑽　上昇口の蓋の上部には、蓋の開放に支障となる物件が放置されることのないよう囲いを設ける等の措置を講ずること（避難器具設置基準告示第４第10号関係）。

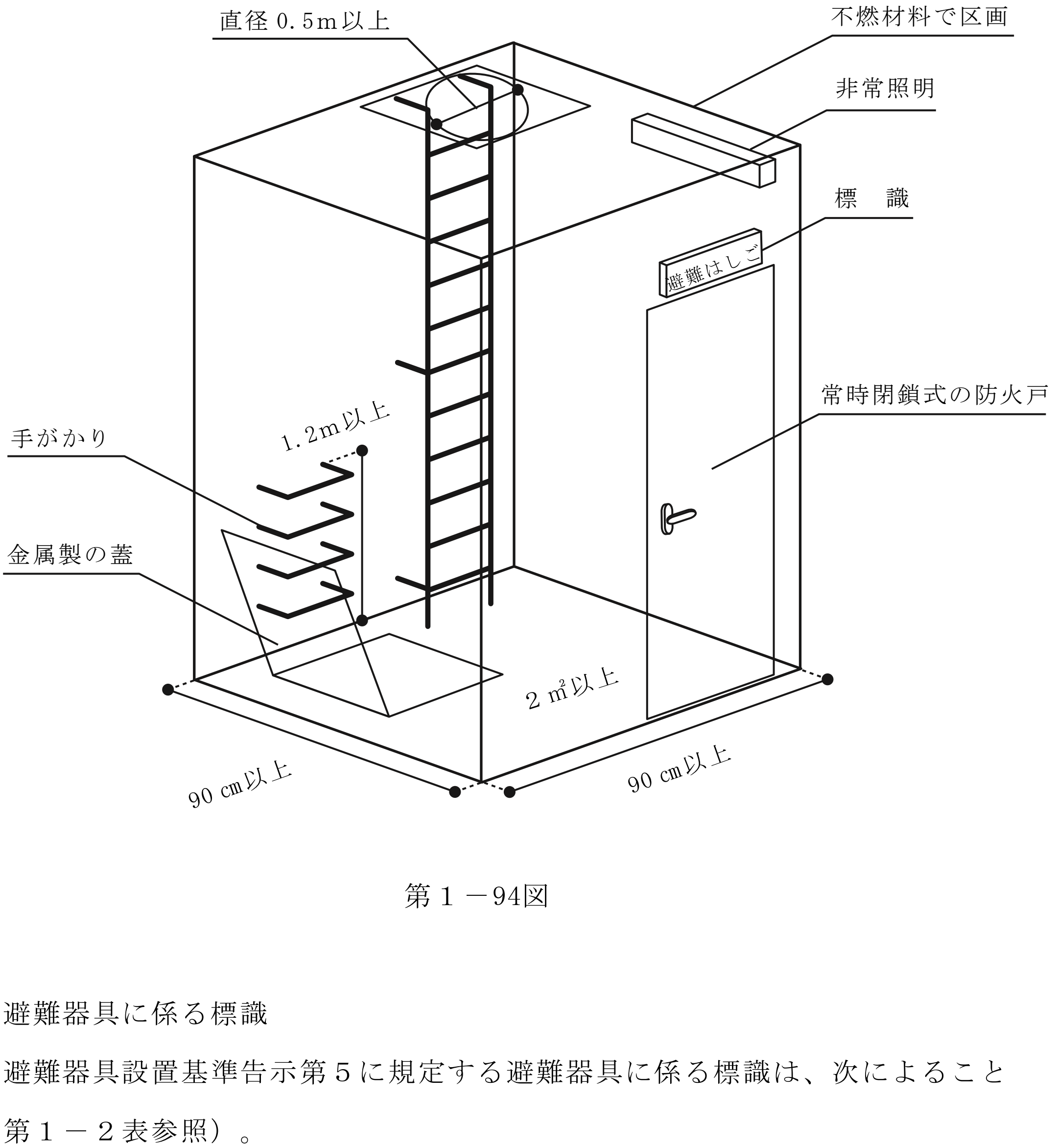

第１－94図

7　避難器具に係る標識

避難器具設置基準告示第５に規定する避難器具に係る標識は、次によること（第１－２表参照）。

⑴　避難器具の位置を示す標識は、次によること。

ア　標識の設置場所は、避難器具の直近の見やすい箇所及び避難器具の設置箇所に至る廊下、通路等に設けること。ただし、避難器具の設置場所が容易にわかる場合にあっては、この限りでない（避難器具設置基準告示第５第１号⑴関係）。

イ　標識の大きさは、縦12㎝以上、横36㎝以上とすること（避難器具設置基準告示第５第１号⑵関係）。

ウ　標識には、「避難器具」又は「避難」若しくは「救助」の文字を有する器具名を記載すること。ただし、避難器具である旨が容易にわかるシンボルマークを表示した場合には、この限りでない（避難器具設置基準告示第５第１号⑶関係）。この場合の文字の大きさは、縦横５㎝以上とすること。●

なお、避難ロープ、避難はしご等一般に普及している用語については、当該器具名をもってかえることができる（第１－95図参照）。

エ　標識の地色と文字の色は、相互に対比色となる配色とし、文字が明確に読みとれるものであること（避難器具設置基準告示第５第１号⑷関係）。

なお、ここでいう「相互に対比色となる配色」とは、地色を白色、文字を黒色とすること。●

また、灯火とする場合は、常時点灯しているものであって、常用電源が停電したときは、自動的に常用電源から予備電源に切り替えられるものであること。●

（避難はしごの標識の例）

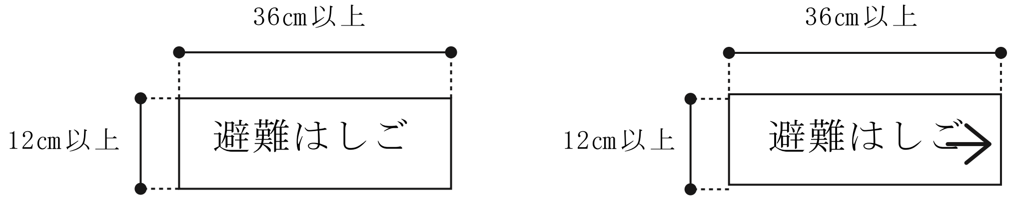

第１－95図

⑵　避難器具の使用方法を表示する標識は、次によること。

ア　標識は、避難器具の直近の見やすい箇所に設置すること。ただし、使用方法の簡便なものにあっては、設置しないことができる（避難器具設置基準告示第５第２号⑴関係）。

イ　使用方法は、図及び文字等を用いてわかりやすく表示すること（避難器具設置基準告示第５第２号⑵関係）。この場合の標識の大きさは、縦30㎝以上、横60㎝以上で、地色を白色、文字を黒色とし、文字の大きさは、縦横１㎝以上とすること。●

第１－２表

種　類	設置場所	大きさ	色	表示方法
設置位置を表示する標識	避難器具、又は避難器具直近の見やすい位置	縦：12 ㎝以上 横：36 ㎝以上	白地に黒文字（避難器具である旨を容易に判別できる場合は他の色をもってかえることができる。）	文字「避難器具」文字の大きさ５㎝以上
使用方法を表示する標識		縦：30 ㎝以上 横：60 ㎝以上		使用方法をわかりやすく表示する文字の大きさ１㎝以上
設置位置まで誘導する標識	設置位置に至る廊下、通路及び室の入り口等	縦：12 ㎝以上 横：36 ㎝以上		文字「避難器具」文字の大きさ５㎝以上

備考１　設置位置を表示する標識及び設置位置まで誘導する標識の表示方法のうち、避難ロープ、避難はしご等一般に普及している用語については、当該器具名をもってかえることができる。
　２　灯火とする場合は、常時点灯の予備電源内蔵式とすること。

８　取付方法

避難器具の取付方法は、避難器具設置基準告示第８に規定するほか、避難器具を取り付ける固定部には、一定の強度が求められることから木造部分への取り付けを避けたり、取付け具を固定するには、一定の強度を有する金属拡張アンカーで施工する必要がある等、避難器具を取り付ける固定部の強度、取付け具の構造及び強度、取付け具を固定する場合の工法等について留意すること。

９　各避難器具の取付部、操作面積、降下空間及び避難空地は、第１－３表から第１－６表までによること。

第１－３表　取付部の開口部の大きさ

避難器具の種類	取付部の開口部の大きさ	
○避難はしご（避難器具用ハッチに格納したものを除く。） ○緩降機 ○滑り棒 ○避難ロープ	（壁面の部分に設ける場合） 高さ：0.8m以上 幅　：0.5m以上 又は 高さ：１m以上 幅　：0.45m以上 （床面の部分に設ける場合） 直径0.5m以上の円が内接できるものであること。	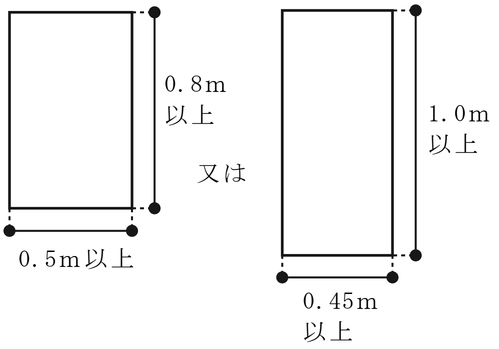
○救助袋（避難器具用ハッチに格納したものを除く。）	高さ及び幅が、それぞれ0.6m以上で、入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展張状態を近くの開口部等（当該開口部を含む。）から確認できるものであること。	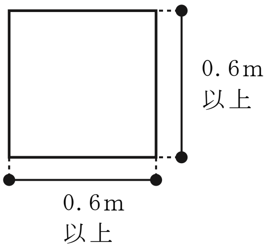
○滑り台	高さ：0.8m以上 幅　：滑り台の滑り面部分の最大幅以上	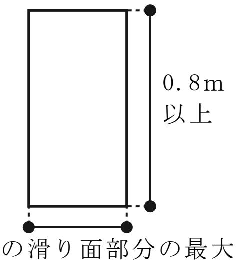 滑り台の滑り面部分の最大幅以上
○避難橋 ○避難用タラップ	高さ：1.8m以上 幅　：避難橋又は避難用タラップの最大幅以上	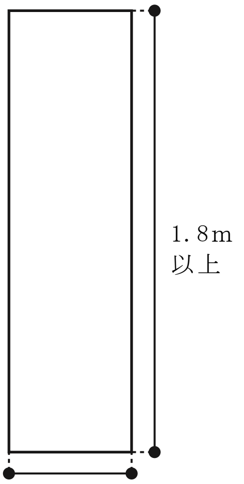 避難橋又は避難用タラップの最大幅以上

第１－４表　操作面積

<table>
<tr><th>避難器具の種類</th><th colspan="2">操作面積</th></tr>
<tr><td>○避難はしご
○緩降機
○救助袋
（避難器具用ハッチに格納したもの。）
○滑り棒
○避難ロープ</td><td>0.5㎡以上（当該器具の水平投影面積を除く。）、かつ、一辺の長さはそれぞれ 0.6m以上であり、当該器具の操作に支障ないもの。</td><td>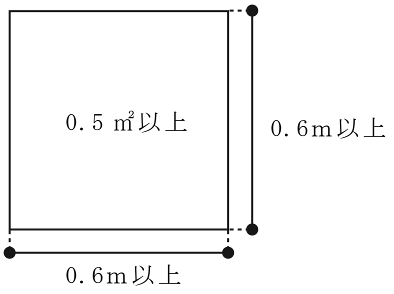
</td></tr>
<tr><td>○救助袋
（避難器具用ハッチに格納したものを除く。）</td><td>幅 1.5m以上、奥行1.5m以上（器具の設置部分を含む。）
ただし、操作に支障のない範囲で形状を変えることが出来るものとし、この場合の操作面積は2.25㎡以上とすること。</td><td>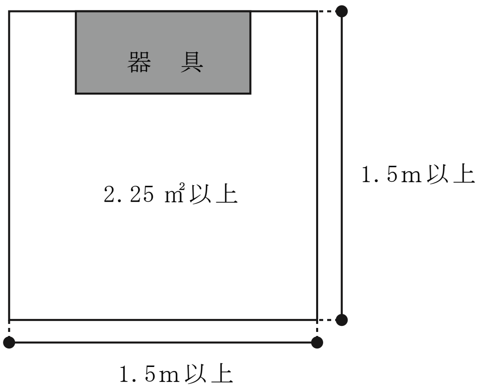
</td></tr>
<tr><td>○滑り台
○避難橋
○避難用タラップ</td><td colspan="2">当該器具を使用するのに必要な広さ</td></tr>
</table>

第１－５表　降下空間

避難器具の種類	降下空間
○避難はしご（避難器具用ハッチに格納したものを除く。）	縦棒の中心線からそれぞれ外方向（縦棒の数が１本のものについては、横桟の端からそれぞれ外方向）に 0.2m以上及び器具の前面から奥行 0.65m以上の角柱形の範囲 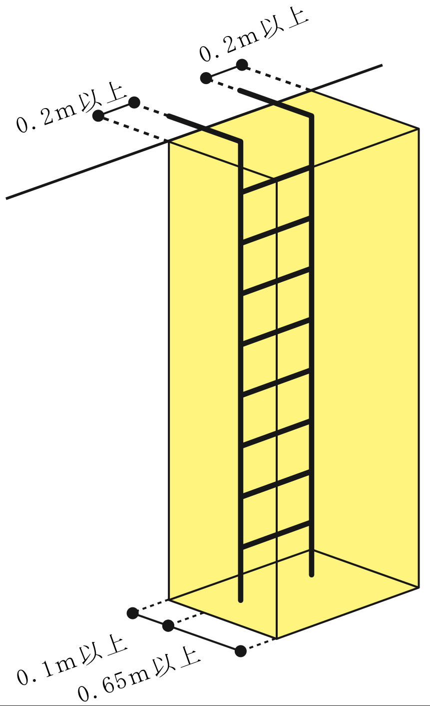
○避難はしご（避難器具用ハッチに格納したもの。） ○救助袋（避難器具用ハッチに格納したもの。）	ハッチの開口部から降着面等まで当該ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲 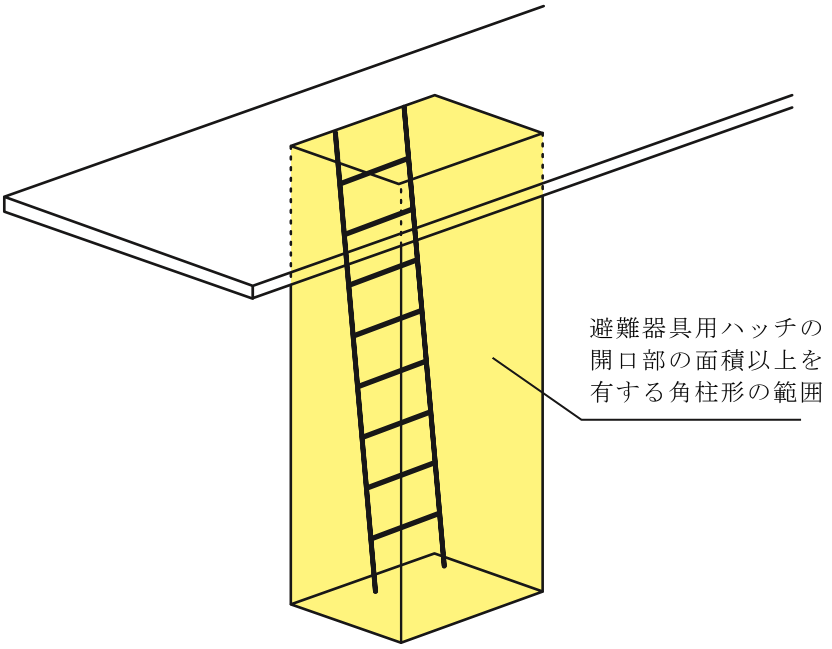

<table>
<tr><th>避難器具の種類</th><th>降下空間</th></tr>
<tr><td>○緩降機</td><td>器具を中心とした半径 0.5mの円柱形に包含される範囲以上。ただし、0.1 m以内の避難上支障のない場合、若しくは 0.1mを超える場合でもロープを損傷しない措置を講じた場合については、突起物を降下空間内に設けることができる。
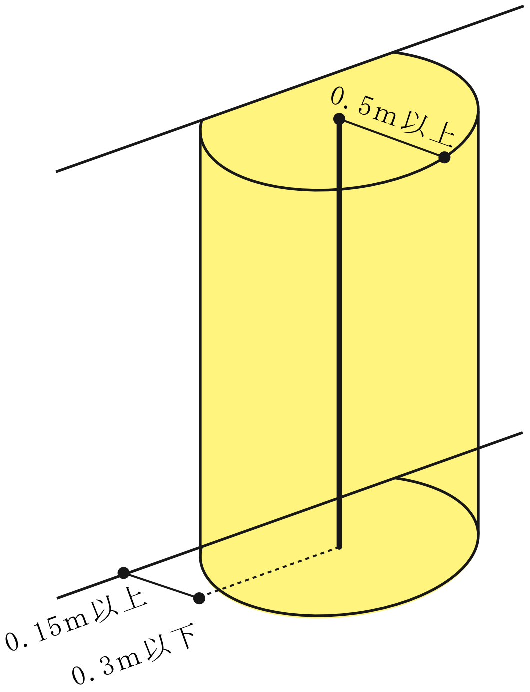
</td></tr>
<tr><td>○救助袋（斜降式）</td><td>救助袋の下方及び側面の方向に対し上部にあっては25°、下部にあっては35°の下図による範囲内。ただし、防火対象物の側面に沿って降下する場合の救助袋と壁面との間隔（最上部を除く。）は 0.3m（ひさし等の突起物のある場合にあっては突起物の先端から 0.5m（突起物が入口金具から下方３m以内の場合にあっては0.3 m））以上とすることができる。
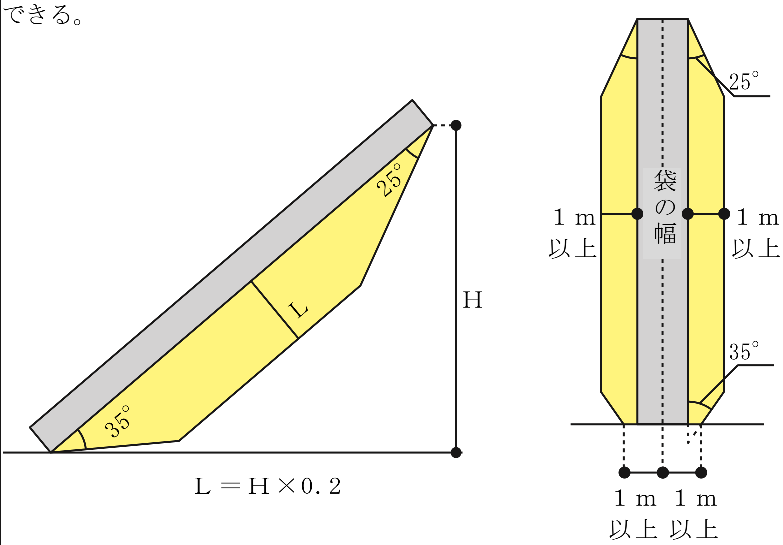
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>避難器具の種類</th><th>降下空間</th></tr>
<tr><td>○救助袋
（垂直式）</td><td>救助袋の中心から半径１ｍ以上の円柱形の範囲。ただし、救助袋と壁との間隔は 0.3ｍ（ひさし等の突起物がある場合にあっては救助袋と突起物の先端との間隔は 0.5ｍ（突起物が入口金具から下方３ｍ以内の場合にあっては 0.3ｍ））以上
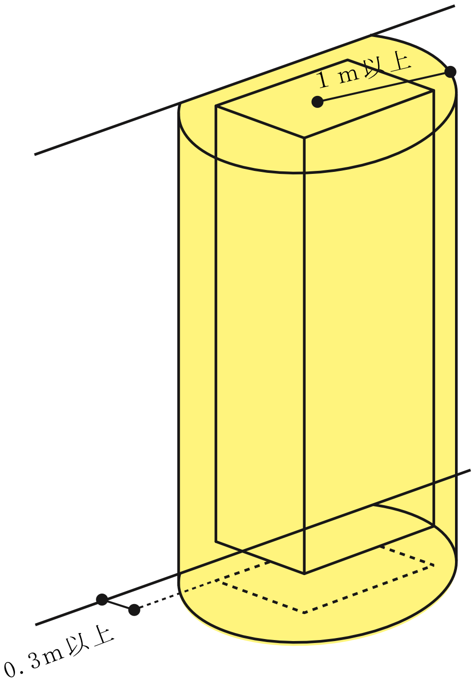
</td></tr>
<tr><td>○滑り台</td><td>滑り台の滑り面から上方に１ｍ以上及び滑り台の両端から外方向に 0.2ｍ以上の範囲
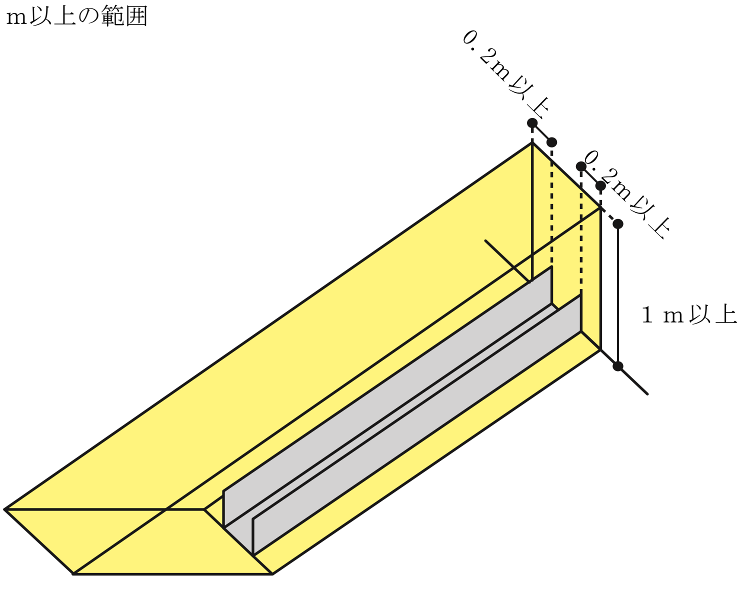
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>避難器具の種類</th><th>降下空間</th></tr>
<tr><td>○滑り棒
○避難ロープ</td><td>器具を中心とした半径 0.5mの円柱形の範囲。ただし、避難ロープついては壁面に沿って降下する場合の壁面側においては、この限りでない。
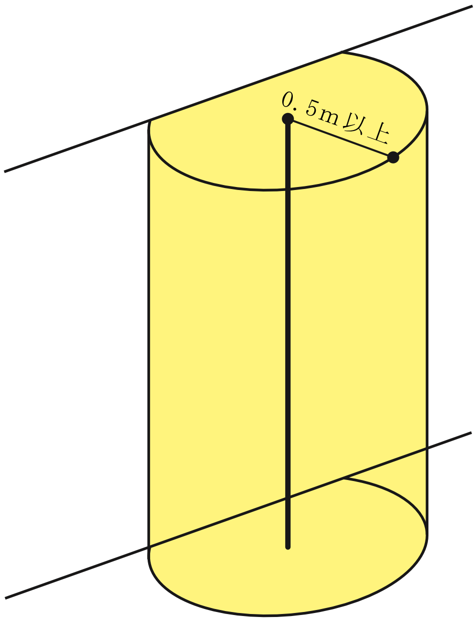
</td></tr>
<tr><td>○避難橋
○避難用タラップ</td><td>避難橋、又は避難用タラップの踏み面から上方２m以上及び当該器具の最大幅以上
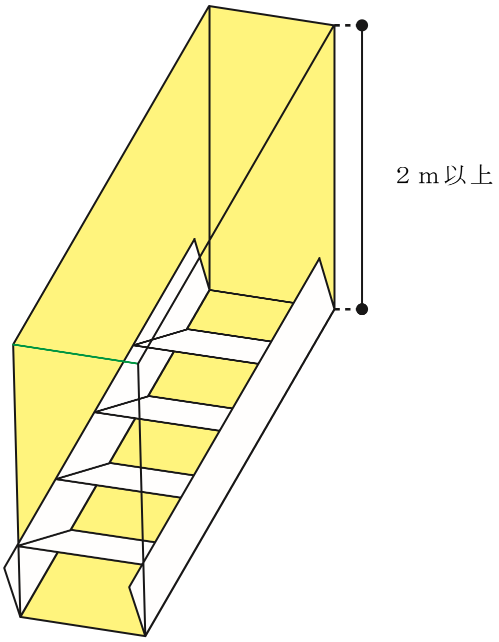
</td></tr>
</table>

第１－６表　避難空地

<table>
<tr><th>避難器具の種類</th><th colspan="2">避難空地</th></tr>
<tr><td>○避難はしご
（避難器具用ハッチに格納したものを除く。）</td><td rowspan="3">降下空間の水平投影面積以上の面積</td><td>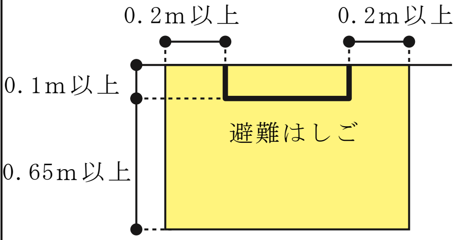
</td></tr>
<tr><td>○緩降機</td><td>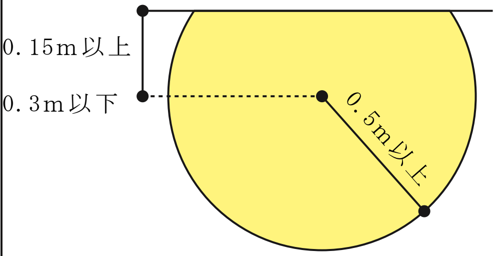
</td></tr>
<tr><td>○救助袋
（垂直式）
（避難器具用ハッチに格納したものを除く。）</td><td>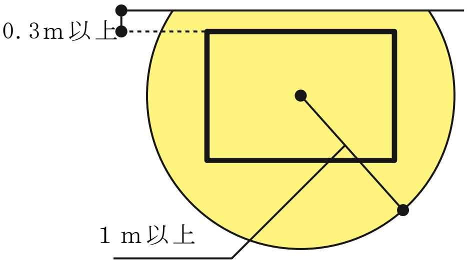
</td></tr>
<tr><td>○避難はしご
（避難器具用ハッチに格納したもの。）
○救助袋
（避難器具用ハッチに格納したもの。）</td><td colspan="2">降下空間の水平投影面積以上の面積</td></tr>
<tr><td>○救助袋
（斜降式）</td><td>展張した袋本体の下端から前方2.5m及び当該救助袋の中心線から左右それぞれ１ｍ以上の幅</td><td>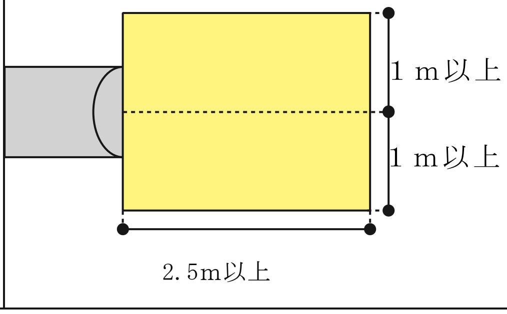
</td></tr>
</table>

避難器具の種類	避難空地	
○滑り台	滑り台の下部先端から前方 1.5m以上及び滑り台の中心線から左右にそれぞれ 0.5m以上の範囲	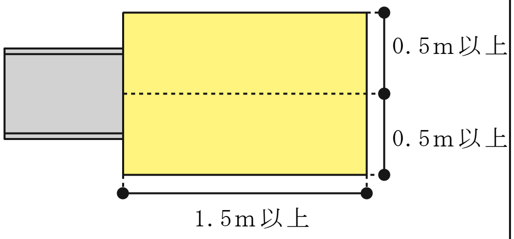
○滑り棒 ○避難ロープ ○避難橋 ○避難用タラップ	避難上支障のない広さ	

10　設置個数の減免の取扱い

⑴　共通事項

規則第26条に規定する避難器具の設置個数の減免の取扱いは、次によること。

ア　規則第26条第３項第２号及び第５項第３号ロに規定する「自動閉鎖装置付きのもの」とは、ドアクローザ、フロアヒンジ、ヒンジクローザ及び引戸クローザのもののうち、扉をある角度まで開け放った場合、開いたままの状態で保持する機能を有していないものをいう。

イ　規則第26条第２項、第５項第３号ハ及び第７項第３号に規定する「屋内に設けるもので消防庁長官が定める部分」は、階段の各階又は各階の中間の部分ごとに設ける直接外気に開放された排煙上有効な開口部で、次の㈠及び㈡に該当するものであること（「消防法施行規則第４条の２の３並びに第26条第２項、第５項第３号ハ及び第６項第３号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件」（平成14年告示第７号）。第１－96図参照）。

㈠　開口部の開口面積は、２㎡以上であること。

㈡　開口部の上端は、当該階段の部分の天井の高さの位置にあること。ただし、階段部分の最上部における当該階段の天井の高さの位置に 500㎠以上の外気に開放された排煙上有効な換気口がある場合は、この限りでない。

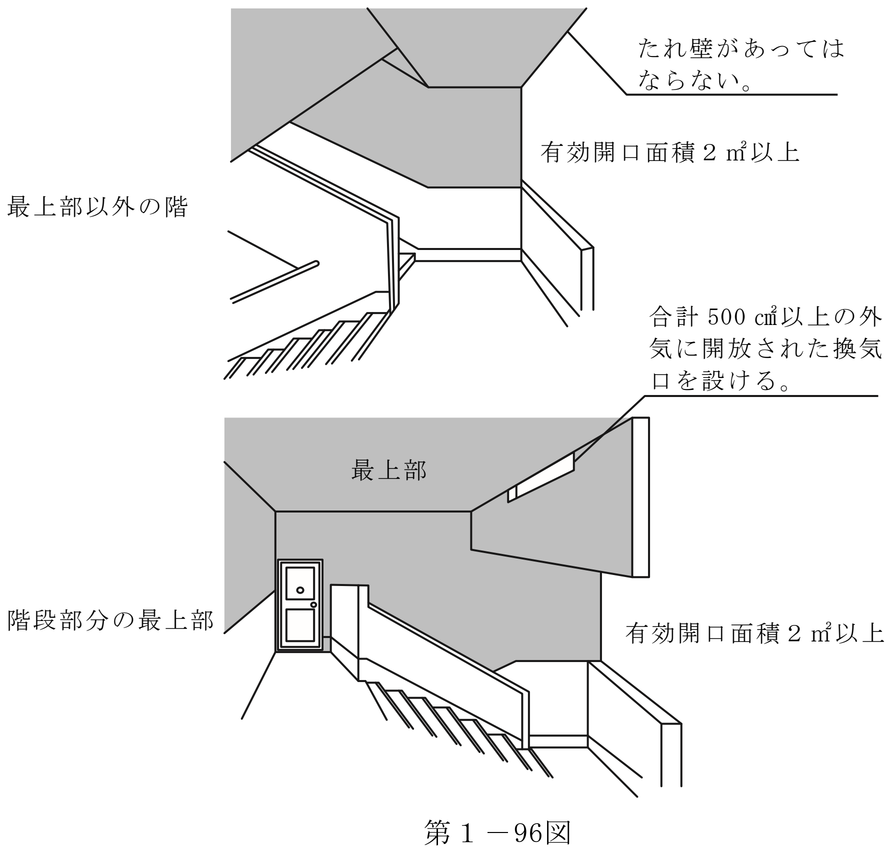

第１－96図

⑵　避難器具の設置個数の減少（規則第26条第１項関係）

ア　令第25条第１項各号に掲げる防火対象物の階が次に該当するときは、当該階に設置する避難器具の個数は、令第25条第２項第１号本文中「 100人」を「 200人」に、「 200人」を「 400人」に、「 300人」を「 600人」に読み替えて算出して得た数以上とする（第１－７表参照）。

㈠　特定主要構造部を耐火構造としたものであること。

㈡　避難階又は地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。以下この項において「直通階段」という。）で、避難階段又は特別避難階段が２以上設けられていること。

イ　令別表第１⒃項に掲げる防火対象物の部分で、令第９条の規定により、防火対象物の用途区分ごとに避難器具が設置されている場合、当該防火対象物ごとに前アにより算出して得た数以上とすることができる（第１－97図参照）。ただし、当該階が規則第４条の２の２で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合は、この限りでない（第１－98図参照）。

３Ｆ（耐火構造）

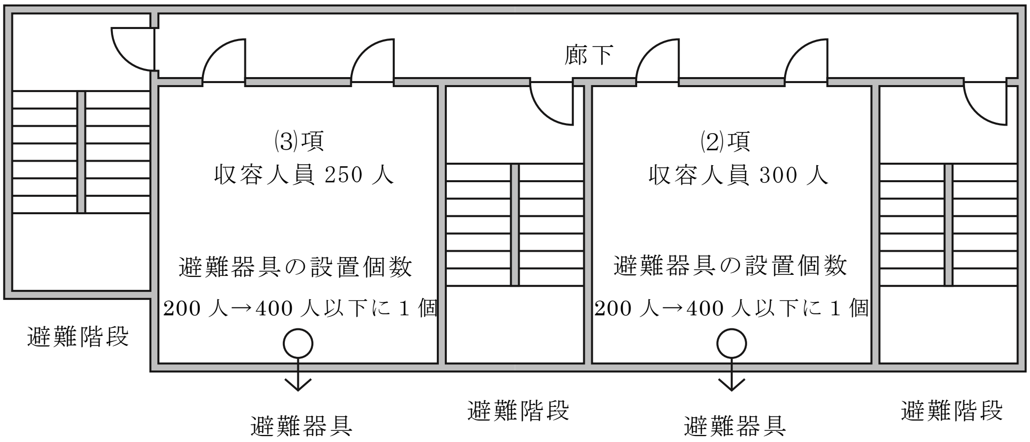

第１－97図

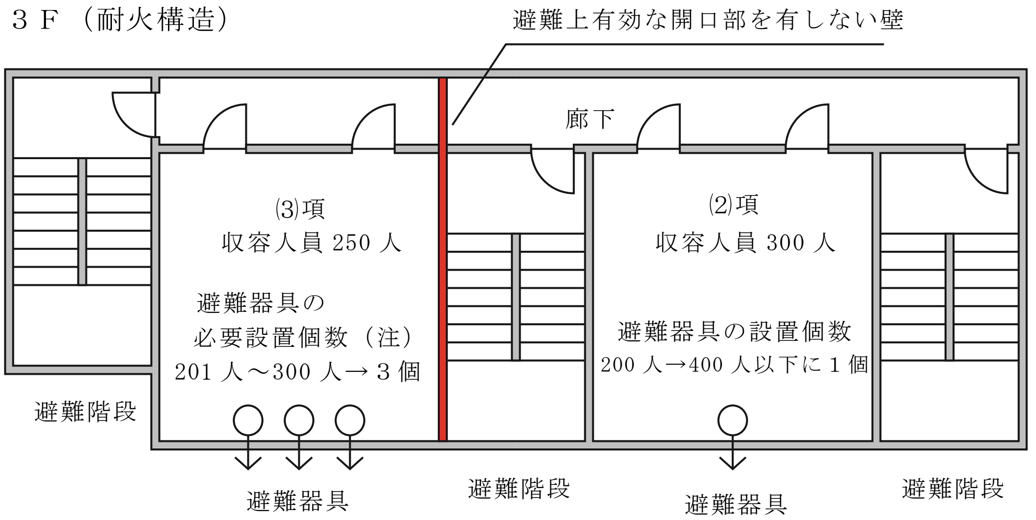

注　令第 25 条第１項第５号が適用される。

第１－98図

第１－７表　避難器具の設置個数の減少

<table>
<tr><th colspan="2">令第25条第１項</th><th>避難器具の設置個数</th><th>規則第26条第１項を適用した場合の避難器具の設置個数</th></tr>
<tr><td>第１号</td><td>令別表第１⑹項に掲げる防火対象物の２階以上の階又は地階で、収容人員が20人（注1）以上のもの</td><td rowspan="2">100人以下　→　１個
101人以上　200人以下　→　２個
201人以上　300人以下　→　３個</td><td rowspan="2">200人以下　→　１個
201人以上　400人以下　→　２個
401人以上　600人以下　→　３個</td></tr>
<tr><td>第２号</td><td>令別表第１⑸項に掲げる防火対象物の２階以上の階又は地階で、収容人員が30人（注1）以上のもの</td></tr>
<tr><td>第３号</td><td>令別表第１⑴項から⑷項まで及び⑺項から⑾項までに掲げる防火対象物の２階以上の階（特定主要構造部を耐火構造とした建築物の２階を除く。）又は地階で、収容人員が50人以上のもの</td><td>200人以下　→　１個
201人以上　400人以下　→　２個
401人以上　600人以下　→　３個</td><td>400人以下　→　１個
401人以上　800人以下　→　２個
801人以上　1,200人以下　→　３個</td></tr>
<tr><td>第４号</td><td>令別表第１⑿項及び⒂項に掲げる防火対象物の３階以上の階又は地階で、収容人員が、３階以上の無窓階又は地階にあっては100人以上、その他の階にあっては150人以上のもの</td><td>300人以下　→　１個
301人以上　600人以下　→　２個
601人以上　900人以下　→　３個</td><td>600人以下　→　１個
601人以上　1,200人以下　→　２個
1,201人以上　1,800人以下　→　３個</td></tr>
<tr><td>第５号</td><td>前各号に掲げるもののほか、令別表第１に掲げる防火対象物の３階（注２）以上の階のうち、当該階から避難階又は地上に直通する階段が２以上設けられていない階で、収容人員が10人以上のもの</td><td>100人以下　→　１個
101人以上　200人以下　→　２個
201人以上　300人以下　→　３個</td><td></td></tr>
</table>

注１　下階に令別表第１⑴項から⑷項まで、⑼項、⑿項イ、⒀項イ、⒁項又は⒂項に掲げる防火対象物が存するものにあっては、10人以上

注２　令別表第１⑵項及び⑶項に掲げる防火対象物並びに同表⒃項イに掲げる防火対象物で２階に同表⑵項又は⑶項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものにあっては、２階

⑶　避難階段又は特別避難階段（規則第26条第２項関係）

規則第26条第２項に規定する避難器具の設置個数の減免の取扱いは、次によること。

ア　令第25条第１項各号に掲げる防火対象物の階に建基令第 120条、第 121条及び第 122条の規定により必要とされる直通階段で、建基令第 123条及び第 124 条に規定する避難階段（屋外に設けるもの及び屋内に設けるもので消防庁長官が定める部分を有するものに限る。）又は特別避難階段としたものが設けられている場合は、当該階に設置する避難器具の個数は、令第25条第２項第１号本文又は規則第26条第１項の規定により算出して得た数から当該避難階段又は特別避難階段の数を引いた数以上とすることができる。この場合において、当該引いた数が１に満たないときは、当該階に避難器具を設置しないことができる（第１－99図参照）。

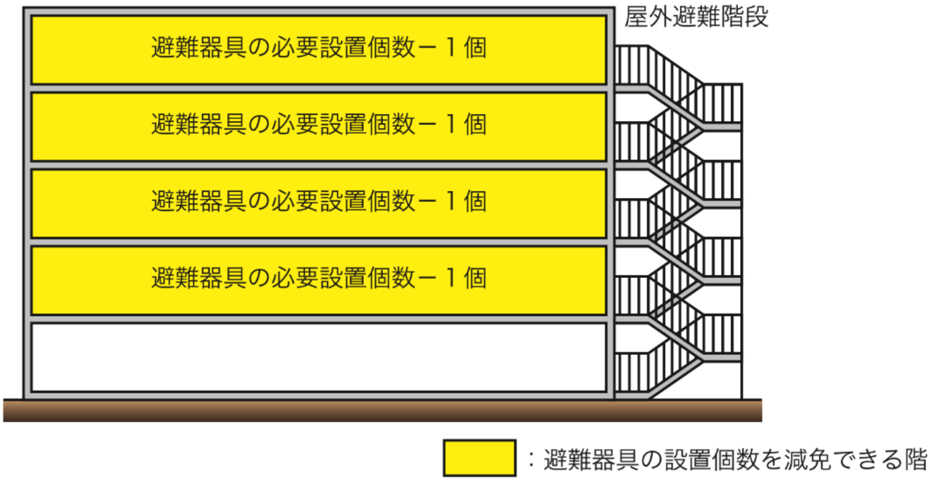

第１－99図

イ　令別表第１⒃項に掲げる防火対象物の部分で、令第９条の規定により、防火対象物の用途区分ごとに避難器具が設置されている場合、当該防火対象物ごとに前アにより算出して得た数以上とすることができる（第１－ 100図参照）。ただし、当該階が規則第４条の２の２で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合は、この限りでない（第１－101 図参照）。

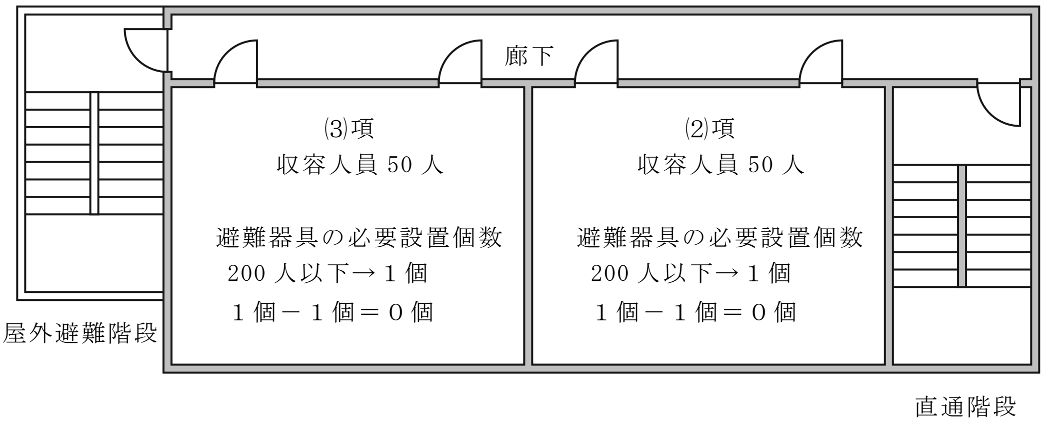

第１－ 100図

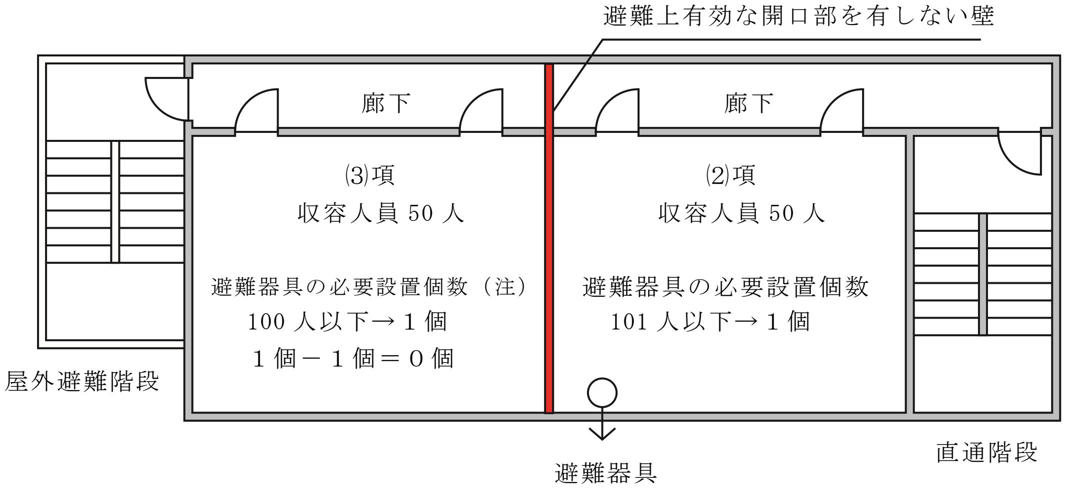

注　令第 25 条第１項第５号が適用される。

第１－ 101図

⑶　渡り廊下（規則第26条第３項関係）

規則第26条第３項に規定する避難器具の設置個数の減免の取扱いは、次によること。

ア　令第25条第１項各号に掲げる防火対象物で特定主要構造部を耐火構造としたものに次に該当する渡り廊下が設けられている場合は、当該渡り廊下が設けられている階に設置する避難器具の個数は、令第25条第２項第１号本文又は規則第26条第１項の規定により算出して得た数から当該渡り廊下の数に２を乗じた数を引いた数以上とすることができる。この場合において、当該引いた数が１に満たないときは、当該階に避難器具を設置しないことができる。

(ｱ)　耐火構造又は鉄骨造であること。

(ｲ)　渡り廊下の両端の出入口に常時閉鎖式又は随時閉鎖式の特定防火設備である防火戸（防火シャッターを除く。）が設けられていること。

(ｳ)　避難、通行及び運搬以外の用途に供しないこと。

イ　規則第26条第３項の規定は、２以上の防火対象物における避難器具の設置義務を有する階の間に、一の渡り廊下が設置されている場合、当該２以上のそれぞれの防火対象物の階について、避難器具の設置個数の減免を行えるものであること（第１－ 102図参照）。

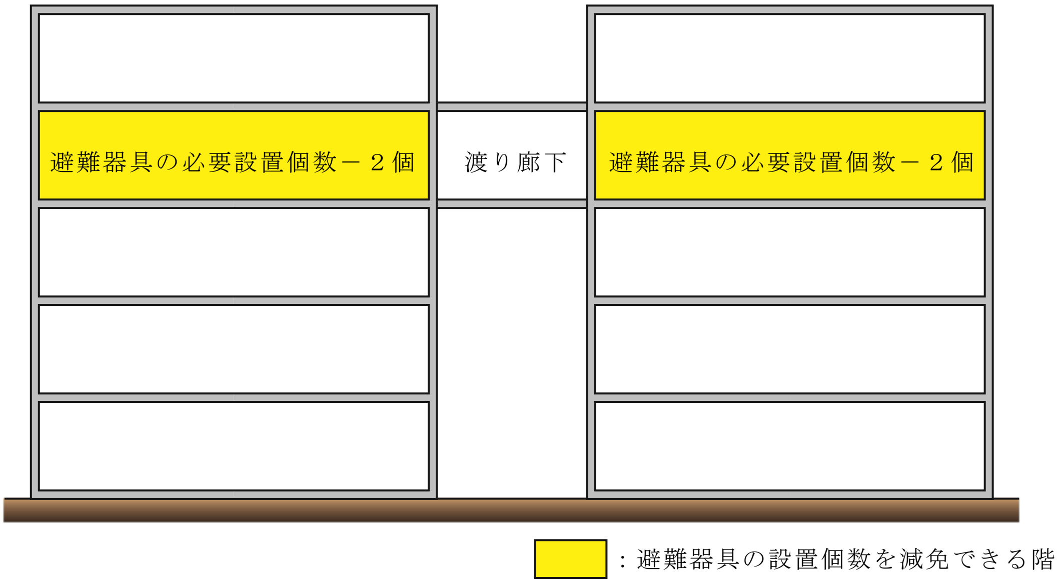

第１－ 102図

ウ　渡り廊下は、規則第26条第３項の規定によるほか、次によること。

(ｱ)　渡り廊下の幅員は、 1.2ｍ以上とし、避難時に予想される荷重に十分耐えられるものであること。

(ｲ)　公共用道路上空に設ける渡り廊下については、「道路の上空に設ける通路の取扱等について」（昭和32年建設省発住第37号、国消発第 860号、警察庁乙備発第14号。以下同じ。）によるものとすること。

(ｳ)　渡り廊下内の給水管、配電管その他の管が、防火対象物の耐火構造の壁又は床を貫通する場合においては、当該管と耐火構造の区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めたものであること。

(ｴ)　渡り廊下内の換気、暖房又は冷房の設備の風道が、防火対象物の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火ダンパーを設けたものであること。

⑸　避難橋（規則第26条第４項関係）

規則第26条第４項に規定する避難器具の設置個数の減免の取扱いは、次によること。

ア　令第25条第１項各号に掲げる防火対象物で特定主要構造部を耐火構造としたものに避難橋を次に該当する屋上広場に設けた場合において、当該直下階から当該屋上広場に通じる避難階段又は特別避難階段が２以上設けられているときは、当該直下階に設置する避難器具の個数は、令第25条第２項第１号本文又は規則第26条第１項の規定により算出して得た数から当該避難橋の数に２を乗じた数を引いた数以上とすることができる。この場合において、当該引いた数が１に満たないときは、当該階（避難橋で連絡する防火対象物のそれぞれの階）に避難器具を設置しないことができる。

㈠　避難橋が設置されている屋上広場の有効面積は、100㎡以上であること。

㈡　屋上広場に面する窓及び出入口に防火戸が設けられているもので、かつ、当該出入口から避難橋に至る経路は、避難上支障がないものであること。

㈢　避難橋に至る経路に設けられている扉等は、避難のとき容易に開閉できるものであること。

イ　規則第26条第４項の規定は、２以上の防火対象物における避難器具の設置義務を有する階の間に、一の避難橋が設置されている場合、当該２以上のそれぞれの防火対象物の屋上広場の直下階について、避難器具の設置個数の減免を行えるものであること（第１－103図参照）。

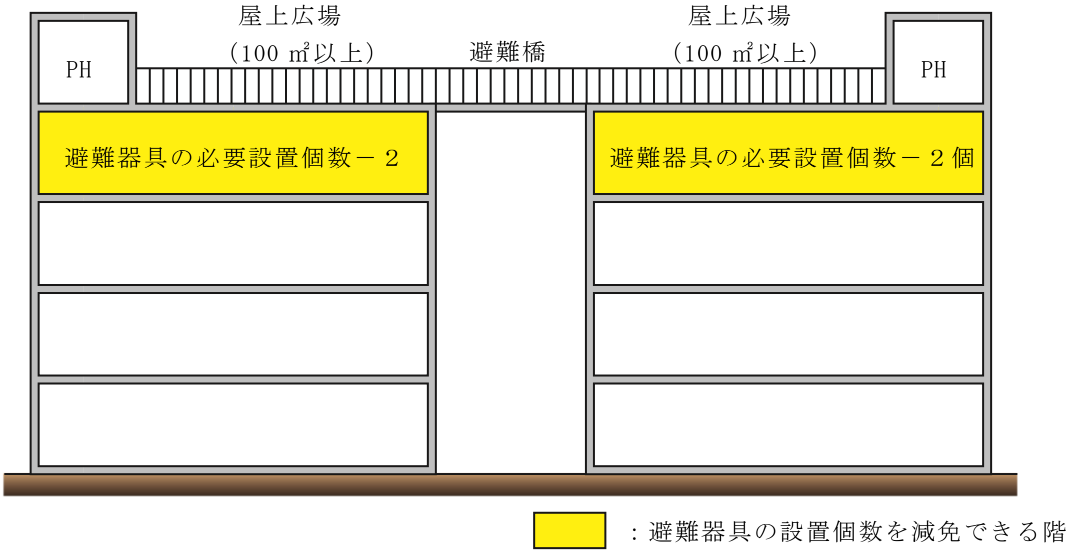

第１－103図

ウ　避難橋は、規則第26条第４項の規定によるほか、次によること。

㈠　避難橋の幅は60㎝以上とし、勾配は５分の１未満とすること。ただし、５分の１以上の高低差を生じるところに設ける場合は、避難上有効な段を設け、階段式としても差し支えない。

㈡　避難時に予想される荷重に十分耐えられるものであること。

㈢　公共用道路上空に設ける避難橋については、「道路の上空に設ける通路の取扱等について」によるものとすること。

㈣　避難橋の主要な部分は、不燃材料とし、構造耐力上主要な部分は鋼材、鉄筋コンクリート、アルミニウム等の耐久性のある材料で造ること。

㈤　避難橋には、転落防止のために高さ10㎝以上の巾木及び高さ 110㎝以上の手すり並びに間隔20㎝以内ごとに手すり子を設け、床面には間隔を設けないこと。

㈥　避難橋は、避難上有効な場所に取り付けるとともに、出入口以外の開口部から２ｍ以上離れた位置に設けておくこと。

⑹　避難上有効なバルコニー等（規則第26条第５項関係）

規則第26条第５項に規定する避難器具を設置することを要しない場合の取扱いは、次によること。

ア　避難器具を設置することを要しない防火対象物の区分

防火対象物の階が次のいずれかに該当するときには、当該階に避難器具を設置しないことができる。

㈠　第１号（第１－８表及び第１－ 104図参照）

あ　令別表第１⑴項から⑻項までに掲げる防火対象物

(あ)　特定主要構造部を耐火構造としたものであること。

(い)　開口部に防火戸を設ける耐火構造の壁又は床で区画されていること。

(う)　(い)の区画された部分の収容人員が、令第25条第１項各号の区分に応じ、それぞれ当該各号の収容人員の数値未満であること。

(え)　壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根。以下同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類するものを除く。以下同じ。）の仕上げを準不燃材料でし、又はスプリンクラー設備が、当該階の主たる用途に供する全ての部分に、令第12条に定める技術上の基準に従い、若しくは当該技術上の基準の例により設けられていること。

㈴　直通階段を避難階段又は特別避難階段としたものであること。

㈵　バルコニーその他これに準ずるもの（以下この項において「バルコニー等」という。）が避難上有効に設けられているか、又は２以上の直通階段が相互に隔った位置に設けられ、かつ、当該階のあらゆる部分（居室の出入口からをいう。）から２以上の異なった経路によりこれらの直通階段のうちの２以上のものに到達しうるよう設けられていること。

い　令別表第１⑼項から⑾項までに掲げる防火対象物

㈠　特定主要構造部を耐火構造としたものであること。

㈡　壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、又はスプリンクラー設備が、当該階の主たる用途に供するすべての部分に、令第12条に定める技術上の基準に従い、若しくは当該技術上の基準の例により設けられていること。

㈢　直通階段を避難階段又は特別避難階段としたものであること。

㈣　バルコニー等が避難上有効に設けられているか、又は２以上の直通階段が相互に隔った位置に設けられ、かつ、当該階のあらゆる部分（居室の出入口からをいう。）から２以上の異なった経路によりこれらの直通階段のうちの２以上のものに到達しうるよう設けられていること。

う　令別表第１⑿項及び⒂項に掲げる防火対象物

㈠　特定主要構造部を耐火構造としたものであること。

㈡　直通階段を避難階段又は特別避難階段としたものであること。

㈢　バルコニー等が避難上有効に設けられているか、又は２以上の直通階段が相互に隔った位置に設けられ、かつ、当該階のあらゆる部分（居室の出入口からをいう。）から２以上の異なった経路によりこれらの直通階段のうちの２以上のものに到達しうるよう設けられていること。

第１－８表　規則26条第５項第１号

免除の条件		(1)項～(8)項	(9)項～(11)項	(12)項、(15)項
①	特定主要構造部を耐火構造	○	○	○
②	開口部に防火戸を設ける耐火構造の壁又は床で区画	○	—	—
③	②の区画された部分の収容人員が、 ・(6)項　20人又は10人（注） ・(5)項　30人又は10人（注） ・(1)項～(4)項、(7)項、(8)項　50人未満	○	—	—
④	準不燃材料で内装制限又はスプリンクラー設備	○	○	—
⑤	直通階段を避難階段又は特別避難階段	○	○	○
⑥	避難上有効なバルコニー等又は２方向避難	○	○	○

注　下階に同表(1)項から(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項又は(15)項に掲げる防火対象物が存するもの

（令別表第１(8)項に掲げる防火対象物）２方向避難の場合の例

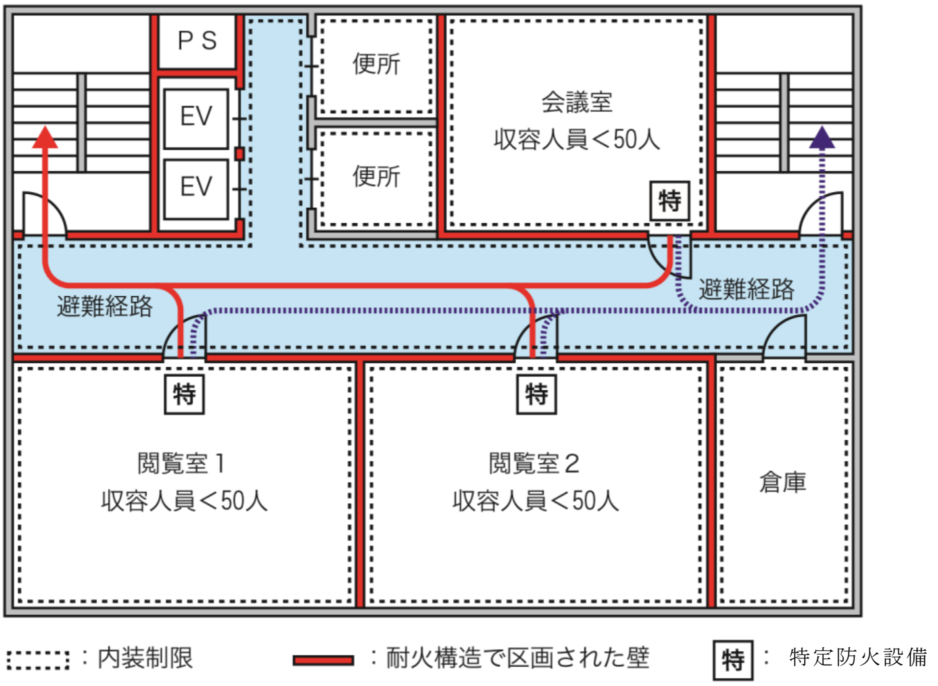

第１－　104図

⑷　第２号（第１－９表及び第１－ 105図参照）

あ　令別表第１⑸項及び⑹項に掲げる防火対象物

㈠　特定主要構造部を耐火構造としたものであること。

㈡　居室の外気に面する部分にバルコニーが避難上有効に設けられており、かつ、当該バルコニーから地上に通ずる階段（建基令第26条に規定されている階段に代わる傾斜路を含む。）が設けられていること。

い　令別表第１⑸項又は⑹項に掲げる防火対象物以外の防火対象物

㈠　特定主要構造部を耐火構造としたものであること。

㈡　居室の外気に面する部分にバルコニー等が避難上有効に設けられており、かつ、当該バルコニー等から地上に通ずる階段その他の避難のための設備若しくは器具が設けられ、又は他の建築物に通ずる設備若しくは器具が設けられていること。

第１－９表　規則第26条第５項第２号

免除の条件		⑸項、⑹項	⑸項、⑹項以外のもの
①	特定主要構造部を耐火構造	○	○
②	居室の外気に面する部分に設けられたバルコニー、かつ、地上に通ずる階段	○	—
③	居室の外気に面する部分に設けられたバルコニー等、かつ、地上に通ずる階段、渡り廊下又は避難器具	—	○

（令別表第１⑹項ロに掲げる防火対象物）

居室の外気に面する部分に設けられたバルコニーの場合の例

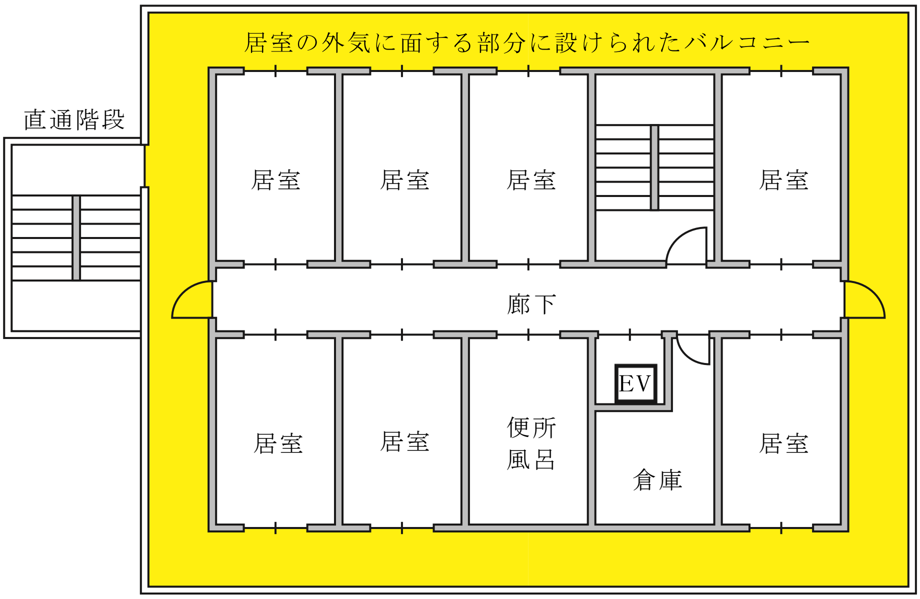

第１－ 105図

㈷　第３号

令別表第１⑴項から⒃項まで、及び⒄項に掲げる防火対象物（第１－ 106図参照）

あ　特定主要構造部を耐火構造としたものであること。

い　居室又は住戸から直通階段に直接通じており、当該居室又は住戸の当該直通階段に面する開口部には特定防火設備である防火戸（防火シャッターを除く。）で、常時閉鎖式又は随時閉鎖式のものを設けたものであること。

う　直通階段が建基令第 123条（第１項第６号、第２項第２号及び第３項第10号を除く。）に定める構造のもの（同条第１項に定める構造のものにあっては、消防庁長官が定める部分を有するものに限る。）であること。

え　収容人員は、30人未満であること。

（令別表第１⒂項に掲げる防火対象物）

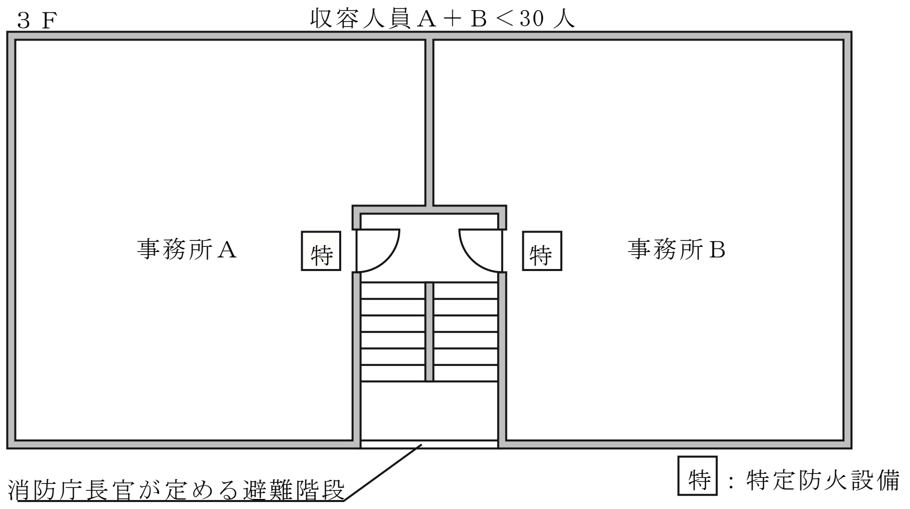

第１－ 106図

イ　避難上有効なバルコニー等

規則第26条第５項第１号へ及び第２号ロに規定する「バルコニー等」は、次の全てに適合すること。

㈠　「バルコニーその他これらに準ずるもの」とは、次のものをいう。

あ　バルコニー（開放廊下を含む。）は、耐火構造とし、その周囲に高さが 110㎝以上の手すり壁、さく又は金網を堅固に固定して設けたものであること。

い　「その他これに準ずるもの」は、ひさし、床又は構造体の突出部がこれに該当し、これらの構造は、次によるものであること。

(あ)　傾斜のある場合

避難時に予想される荷重に十分耐えられるものであり、その上面の傾斜（内側に傾斜がある場合を除く。）が10分の１以下で、幅（幅は外壁、柱等の外面から測るものとする。）を80cm以上とし、その周囲には高さが 110cm以上の手すり壁、さく若しくは金網を設けるか又は外壁、柱等に高さが90cm前後の手すり棒を設けたものであること。

(い)　傾斜のない場合

避難時に予想される荷重に十分耐えられるものであり、その幅は50cm以上のものであること。ただし、幅が80cm未満の場合には、前(あ)の手すり壁、さく、金網又は手すり棒を設けたものであること。

(イ)　「バルコニー等」とは、直接外気に開放された部分を有する煙が充満しない構造のもので一定の面積（おおむね２㎡以上）を有するものをいい、建基令第 112条に規定する防火区画した避難用の専用スペースもこれに該当するものであれば、含まれるものであること。

(ウ)　規則第26条第５項第１号へに規定する「バルコニーその他これらに準ずるものが避難上有効に設けられている」とは、次のあからうまでによること。

なお、バルコニー等に仕切りが設けられ、又は障害物が置かれている場合で、当該仕切り壁等を容易に破壊し、又は除去することができるときは、避難上有効なバルコニー等であること。

あ　建築物の周囲（内側を含む。）にバルコニー等が設けられた場合（第１－ 107図参照）

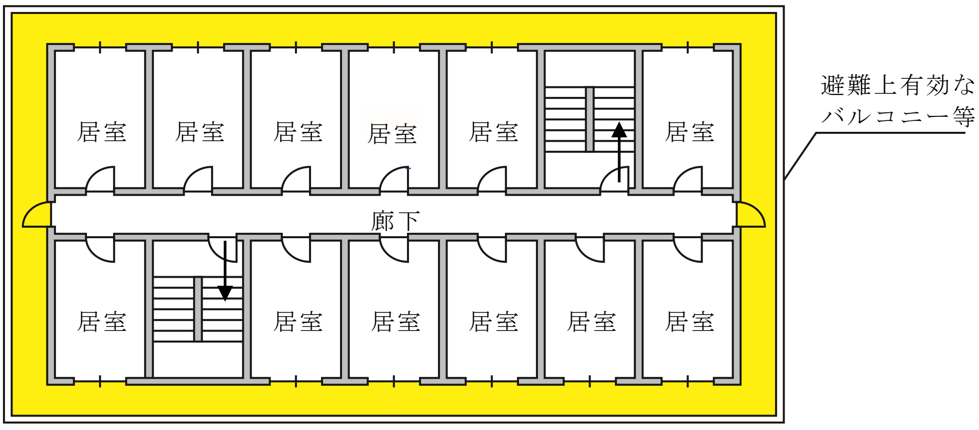

第１－ 107図

い　建築物の居室の外気に面する部分及びその他の部分にバルコニー等が設けられ、かつ、当該バルコニー等により避難階段又は特別避難階段のいずれかの２以上に移行できる場合（第１－　108図参照）

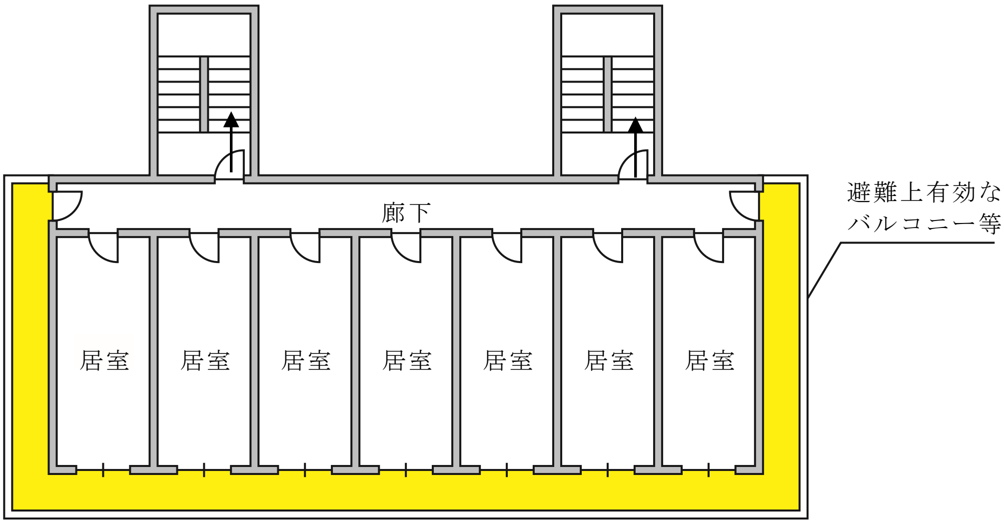

第１－　108図

う　建築物の居室間を相互に連絡できるようバルコニー等が設けられ、かつ、当該バルコニー等により避難階段又は特別避難階段のいずれかの２以上に移行できる場合（第１－　109図参照）

なお、この場合、居室間の隔壁は不燃材料で造られていること。

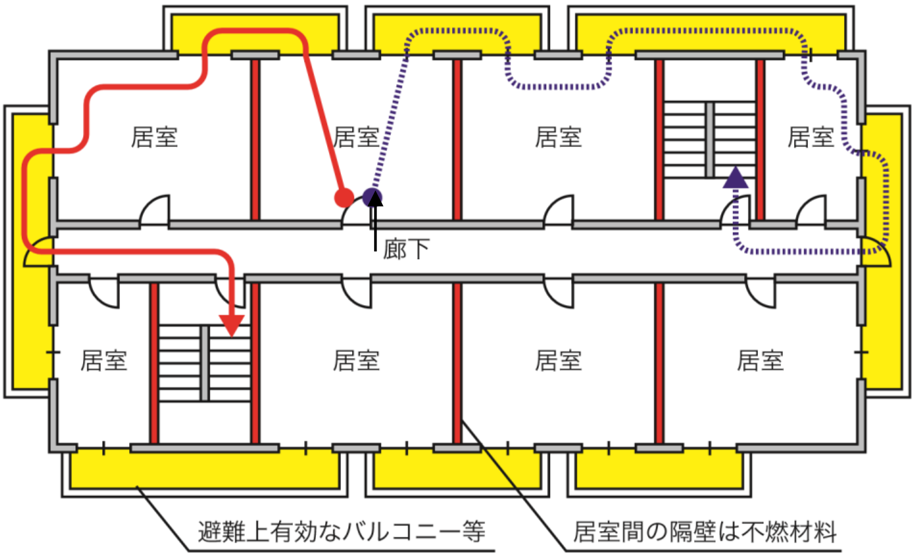

（認められない例）

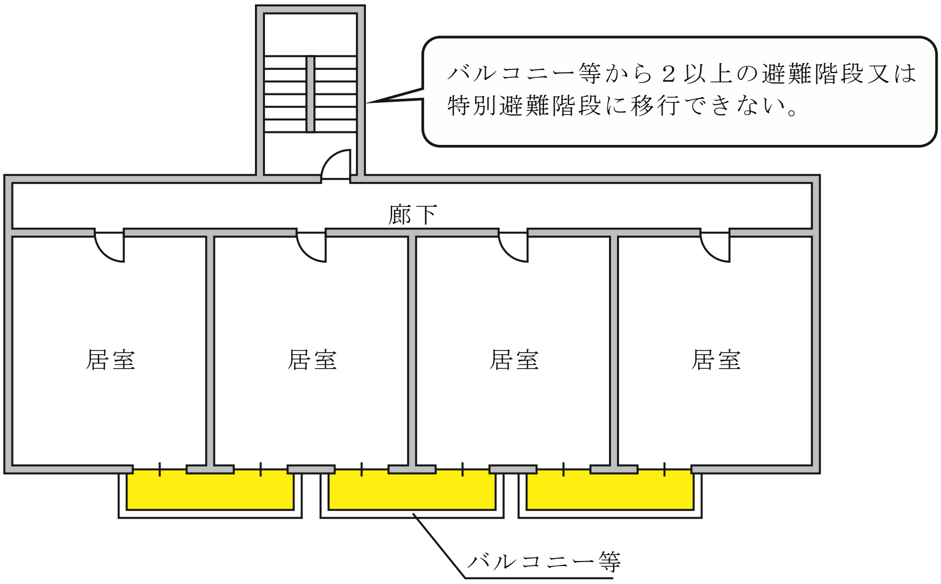

第１－　109図

㈺　屋内から規則第26条第５項第１号へに規定するバルコニー等に通ずる扉は、幅75cm以上、高さ　180cm以上、下端の床面からの高さは15cm以下とすること。ただし、避難上支障がない場合はこの限りではない。

㈹　規則第26条第５項第１号へに規定する「あらゆる部分」とは、居室の出入口からをいうものであること。

ウ　２方向避難

㈠　規則第26条第５項第１号へに規定する「２以上の異なった経路によりこれらの直通階段のうち２以上のものに到達しうるように設けられている」とは、次のような場合をいう。

あ　建築物の両端のそれぞれに直通階段が設けられている場合（第１－　110図参照）

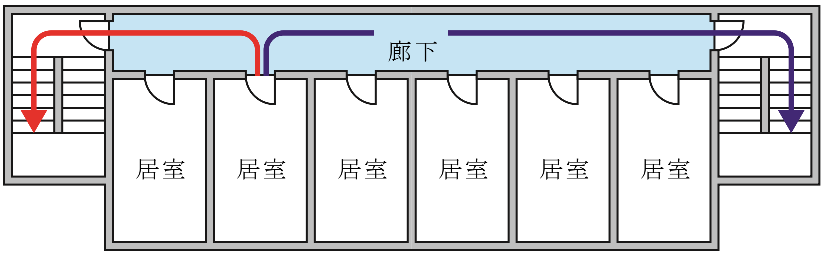

（認められない例）

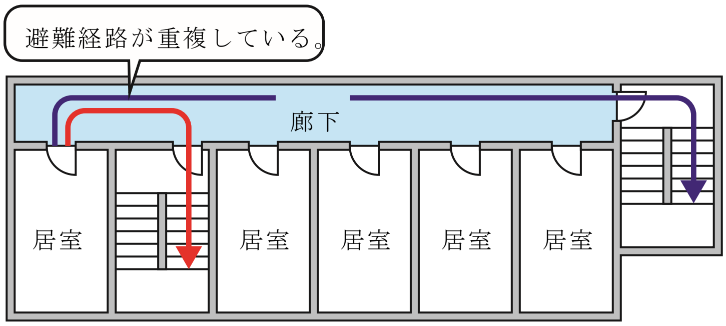

第１－　110図

い　建築物の周囲（内側を含む。）に廊下が設けられ、いずれの部分で火災が生じても異なる２方向に避難できるための直通階段が設けられた場合（第１－　111図参照）

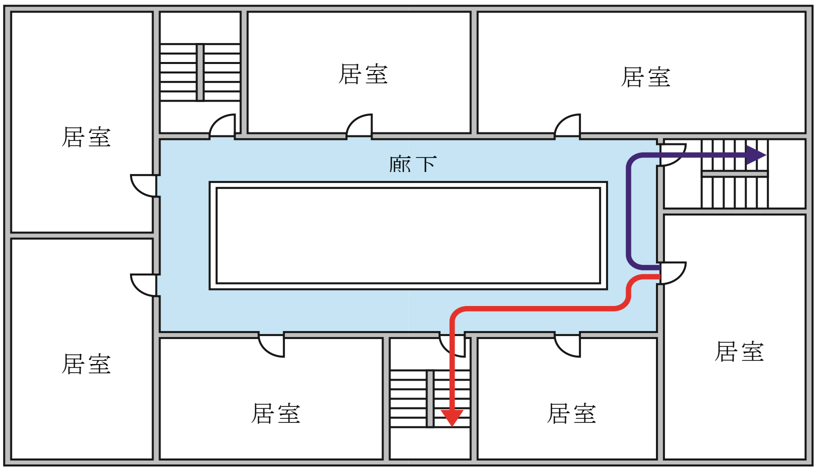

第１－　111図

う　階段、エレベーター、便所等が建築物の中心部に集中したコア型式の建築物については、いずれの部分で火災が発生しても異なる二方向に避難できるよう、２以上の直通階段が設置され、かつ、これらの階段の間隔が水平距離にして30ｍ以上となるように設けられた場合（第１－　112図参照）

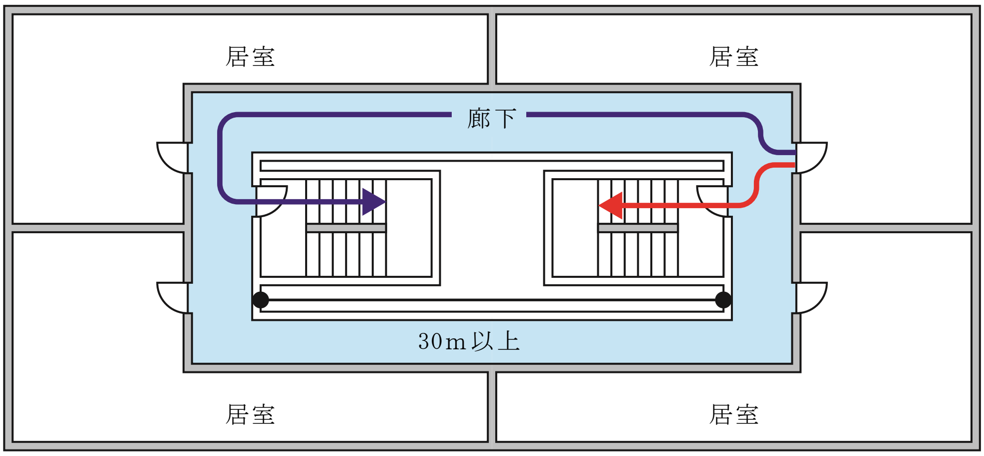

第１－ 112図

(ｲ)　規則第26条第５項第１号へに規定する「あらゆる部分」とは、居室の出入口からをいうものであること。

エ　居室の外気に面する部分に設けられたバルコニー等

(ｱ)　規則第26条第５項第２号ロに規定する「居室の外気に面する部分にバルコニー等が避難上有効に設けられており」とは、次のような場合をいう。

あ　前イ(ｳ)あ及びいに掲げる場合

い　建築物の居室と他の居室とを区画する壁が不燃材料で造られ、隣室の居室とを相互に連絡できるバルコニー等が設けられた場合（第１－ 113図参照）

　なお、独立したバルコニー等については、それぞれに避難のための設備、器具を設けること。

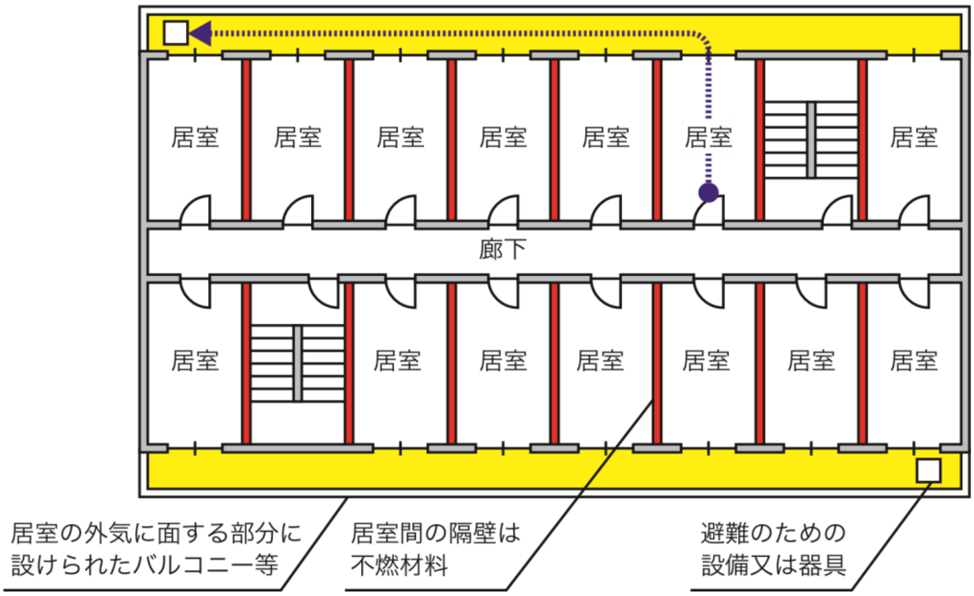

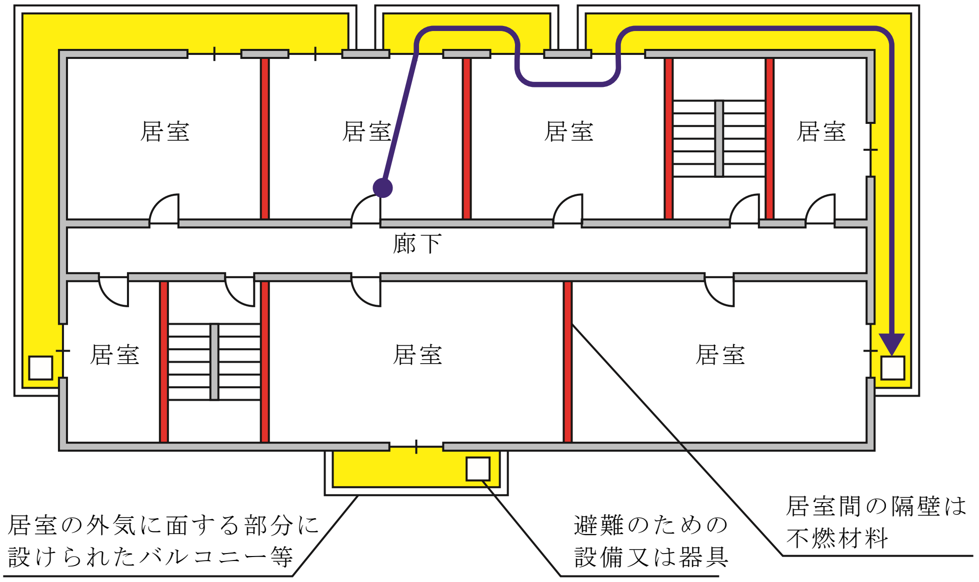

（認められない例）

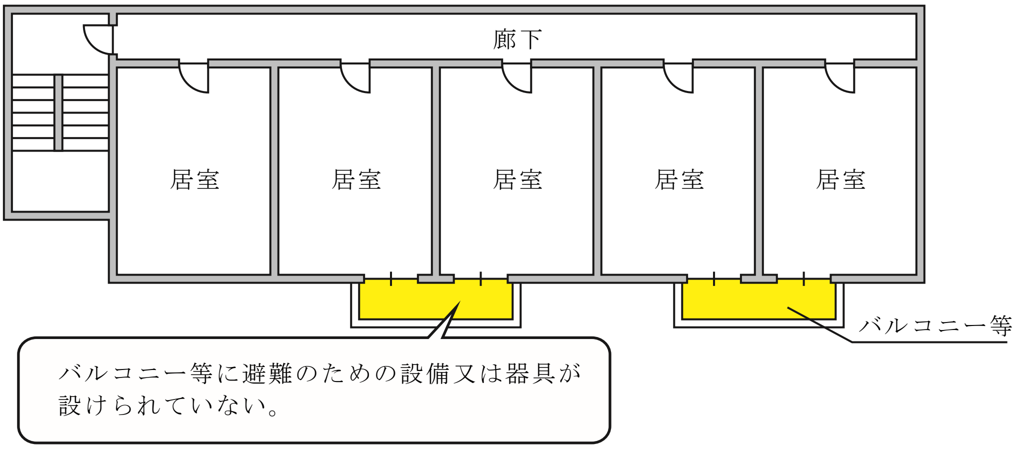

第１－ 113図

(イ)　屋内から規則第26条第５項第２号ロに規定するバルコニー等に通ずる扉は、幅75cm以上、高さ 180cm以上、下端の床面からの高さは15cm以下とすること。ただし、避難上支障がない場合はこの限りではない。

(ウ)　規則第26条第５項第２号ロに規定する「その他の避難のための設備若しくは器具」とは、次に掲げるものをいう。

あ　「設備」とは、各階のバルコニー等に設けられた階段及び傾斜路をいう。

い　「器具」とは、各階のバルコニー等に設けられた避難用タラップ、避難はしご、緩降機及び救助袋をいう。

(エ)　規則第26条第５項第２号ロに規定する「他の建築物に通じる設備若しくは器具」とは、次に掲げるものをいう。

あ　「設備」とは、渡り廊下をいう。

い　「器具」とは、避難橋をいう。

⑺　屋上広場（規則第26条第７項関係）

規則第26条第７項に規定する避難器具の設置を要しない場合の取扱いは、次によること。

ア　令第25条第１項第３号及び第４号に掲げる防火対象物の階（令別表第１⑴項及び⑷項に掲げる防火対象物の階を除く。）が、特定主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上広場の直下階であり、かつ、当該階から当該屋上広場に通ずる避難階段又は特別避難階段が２以上設けられている場合には、当該階には避難器具を設置しないことができる（第１－ 114図参照）。

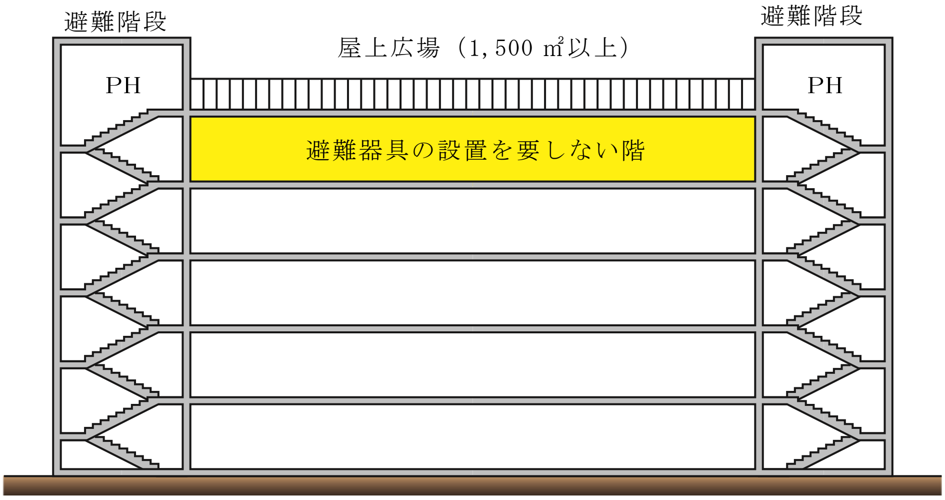

第１－ 114図

イ　屋上広場は、規則第26条第７項の規定によるほか、次によること。

㈠　屋上広場の面積が 1,500㎡以上であること。

なお、避難上の障害となる建築物、工作物等の部分については、屋上広場の面積算定から除くものであること。

㈡　屋上広場に面する窓及び出入口に、防火戸が設けられていること。

なお、この場合、屋上広場に面して換気口が設けられている場合には、防火設備（火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられていること。

㈢　屋上広場から避難階又は地上に通ずる直通階段で建基令第 123条に規定する避難階段（屋外に設けるもの及び屋内に設けるもので消防庁長官が定める部分を有するものに限る。）又は特別避難階段としたものその他避難

のための設備又は器具が設けられていること。

㈤　屋上広場には、転落防止のための高さが 110㎝以上の手すり壁、さく又は金網を設けること。

㈥　屋上の床版の耐火性能は、建基令第 107条に規定する耐火性能を有するものとすること。

㈦　屋上広場は、道又ははしご付消防自動車が、安全かつ効率的な救助活動を実施するために設ける空地に面していること。

第２　誘導灯及び誘導標識

誘導灯は、火災時、防火対象物内にいる者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示し、又は避難上有効な照度を与える照明器具をいい、避難口誘導灯、通路誘導灯及び客席誘導灯がある。

また、誘導標識は、火災時、防火対象物内にいる者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示した標識をいう。

１　誘導灯の種類

第２－１表

<table>
<tr><th colspan="2">種類</th><th>定義</th><th>姿図</th></tr>
<tr><td colspan="2">避難口誘導灯</td><td>避難口を明示するために設ける誘導灯をいう。</td><td> </td></tr>
<tr><td rowspan="2">通路誘導灯</td><td>通路誘導灯</td><td>避難経路となる廊下等、居室内の避難経路及び展開した場所に設ける誘導灯で、避難の方向を明示し、避難上有効な照度を与えるものをいう。</td><td> </td></tr>
<tr><td>階段通路誘導灯</td><td>避難経路となる階段及び傾斜路に設ける誘導灯で、床面に避難上有効な照度を与えるものをいう。</td><td>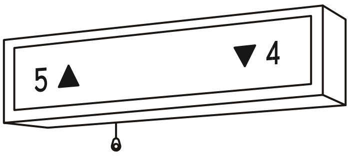</td></tr>
<tr><td colspan="2">客席誘導灯</td><td>客席の通路部分に設ける誘導灯で、床面に避難上有効な照度を与えるものをいう。</td><td>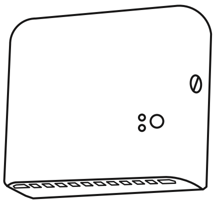</td></tr>
</table>

２　用語例

⑴　「居室」とは、建基法第２条第４号に定める執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のため継続的に使用する室及び駐車場、機械室、倉庫その他これらに相当する室（継続的に使用することのない出入口が容易に見とおすことができる小規模な自動車車庫、収納庫、更衣室その他これらに相当する室を除く。）をいう。

⑵　「避難施設」とは、避難階若しくは地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）、

直通階段の階段室、当該附室の出入口又は直接屋外へ通ずる出入口をいう。

⑶　「廊下等」とは、避難施設に通ずる廊下又は通路をいう。

⑷　「主要な避難口」とは、次に掲げる避難口をいう。

ア　避難階

屋内から直接地上に通ずる出入口（附室が設けられている場合については、当該附室の出入口）（第２－１図参照）

イ　避難階以外の階

直通階段の出入口（附室が設けられている場合については、当該附室の出入口）（第２－２図参照）

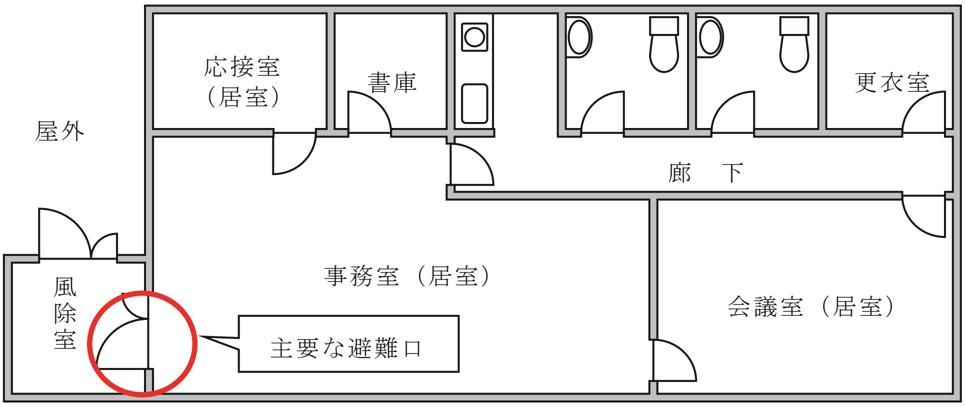

第２－１図

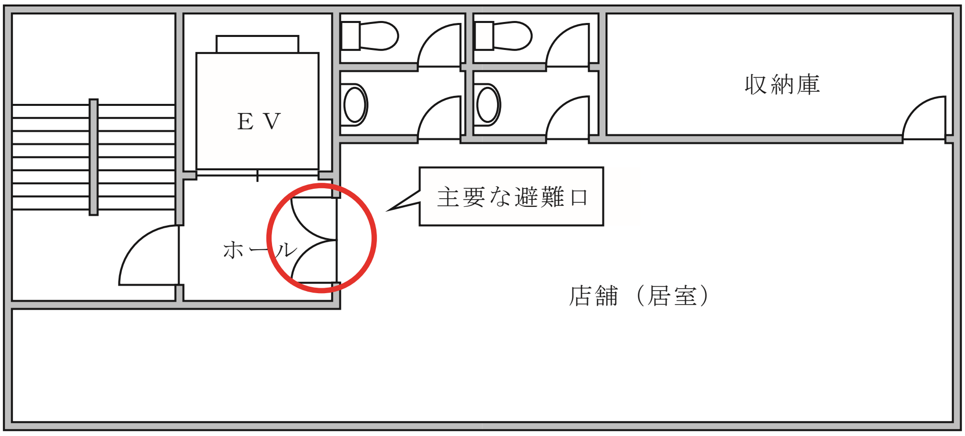

第２－２図

⑸　「容易に見とおし、かつ、識別することができる」とは、建築物の構造、什器等の設置による避難施設又は誘導灯の視認の障害がないことをいう。

なお、吹き抜け等がある場合は、避難経路を含めて視認できることが必要であること。ただし、避難施設又は誘導灯が障害物により視認できない場合であっても、人が若干移動（おおむね５ｍ以内）することにより避難施設又は誘導

灯を視認できる場合は、この限りでない（第２－３図及び第２－４図参照）。

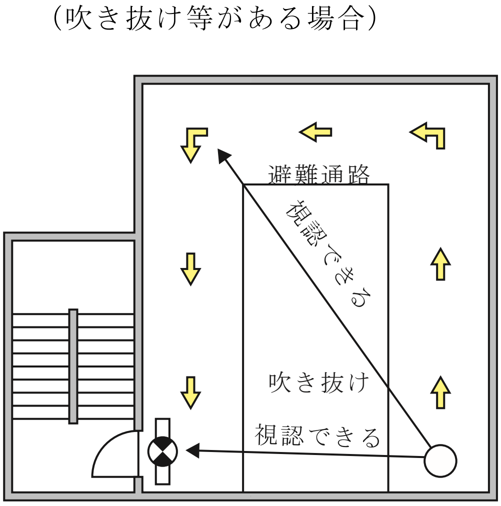

第２－３図

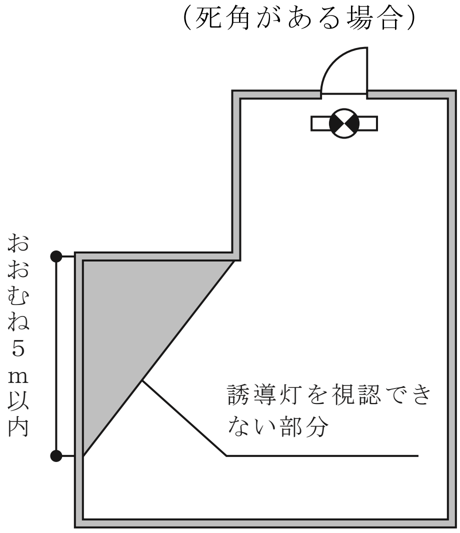

第２－４図

(6)　「最終避難口」とは、屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合については、当該附室の出入口）をいう（第２－５図参照）。

(7)　「直通階段の出入口」とは、地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）の階段室及びその附室の出入口をいう（第２－５図参照）。

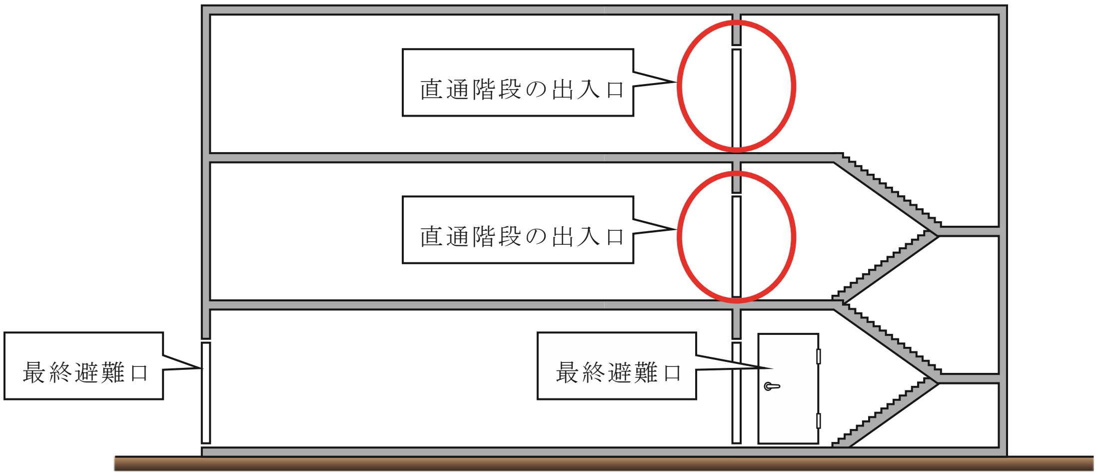

第２－５図

(8)　「非常用の照明装置」とは、建基令第５章第４節に規定されるものをいうものであり、配線方式、非常電源等を含め、当該建築基準法令の技術基準に適合しているものをいう。

3　誘導灯の有効範囲

誘導灯の有効範囲は、規則第28条の３第２項の規定によるほか、次によること。

(1)　避難口誘導灯及び通路誘導灯の有効範囲は、原則として、当該誘導灯までの

歩行距離が次のア又はイに定める距離のうち、いずれかの距離以下となる範囲とされていること。この場合において、いずれの方法によるかは、設置者の選択によるものであること。

ア　規則第28条の３第２項第１号表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる距離

なお、当該距離については、Ａ級にあっては縦寸法 0.4m、Ｂ級にあっては 0.2m、Ｃ級にあっては 0.1mを基本に定められたものであること（第２－２表参照）。

第２－２表

区　分			距離（m）
避難口誘導灯	Ａ級	避難の方向を示すシンボルのないもの	60
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	40
	Ｂ級	避難の方向を示すシンボルのないもの	30
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	20
	Ｃ級　注		15
通路誘導灯	Ａ級		20
	Ｂ級		15
	Ｃ級		10

注　避難口誘導灯のうちＣ級のものについては、避難口であることを示すシンボルについて一定の大きさを確保する観点から、避難の方向を示すシンボルの併記は認められていないこと（誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年告示第２号。以下「誘導灯告示」という。）第５第１号⑹イただし書）。

イ　規則第28条の３第２項第２号の次式に定めるところにより、算出した距離

Ｄ＝ｋｈ

Ｄ：歩行距離（m）

ｈ：避難口誘導灯又は通路誘導灯の表示面の縦寸法（m）

ｋ：次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値

区　分		ｋの値
避難口誘導灯	避難の方向を示すシンボルのないもの	150
	避難の方向を示すシンボルのあるもの	100
通路誘導灯		50

（算定例）

区分：避難口誘導灯Ａ級（避難の方向を示すシンボルのないもの）

表示面縦寸法：　0.5m

ｋ×ｈ＝Ｄ

150×0.5＝75m

⑵　規則第28条の３第２項ただし書に規定する「誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合」とは、次の場合が該当すること（第２－６図参照）。

ア　壁面があり陰になる部分がある場合。ただし、人が若干移動（おおむね歩行距離５ｍ以内）することにより、誘導灯を容易に見とおすことができる場合又は識別できる場合を除く。

イ　階段により階数がかわる場合

ウ　0.4　ｍ以上のはり、又は防煙たれ壁がある場合

　なお、吊具等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は、見とおしはきかないものとすること。

エ　一定以上の高さのパーテーション、ショーケース、棚、又は可動間仕切がある場合

　なお、一定以上の高さとは通常 1.5m程度とし、誘導灯がこれらの障害物より高い位置に、避難上有効に設けられている場合には、見とおせるものとすること。

オ　吊広告、垂れ幕がある場合

（壁面があり陰になる部分がある場合の例）

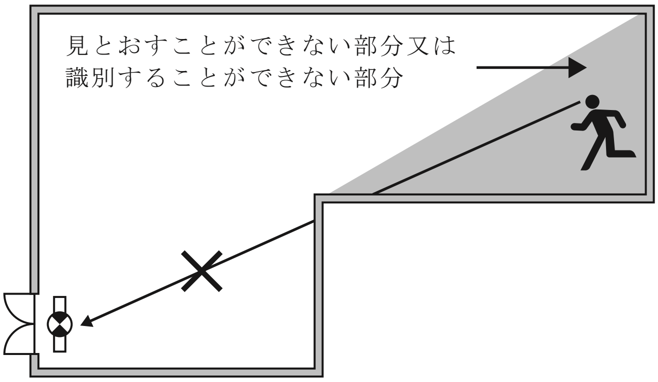

（階段により階数がかわる場合の例）

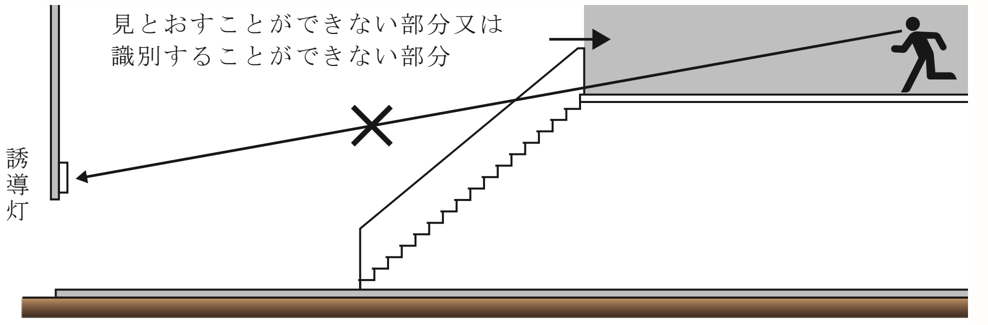

（0.4m以上のはりがある場合の例）

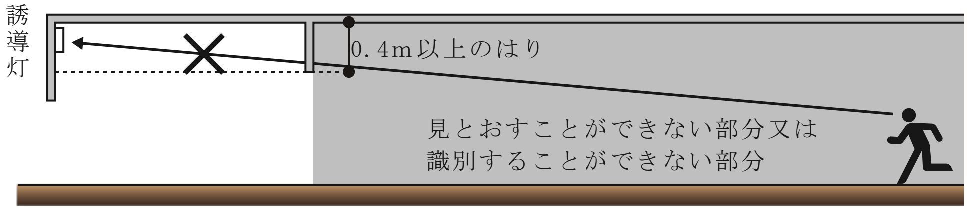

（一定以上の高さのパーテーションがある場合の例）

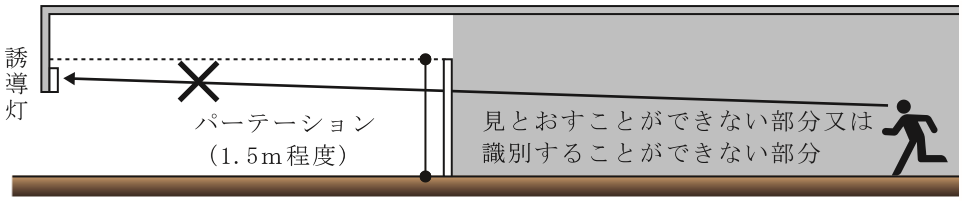

第２－６図

⑶　規則第28条の３第２項ただし書に規定する「誘導灯までの歩行距離が10ｍ以下となる範囲」とは、第２－７図の例により設けること。

（Ｂ級の場合）

（参考）居室内の各部分から誘導灯を見とおしできない場合の例　　（参考）居室内の各部分から誘導灯を見とおしできる場合の例

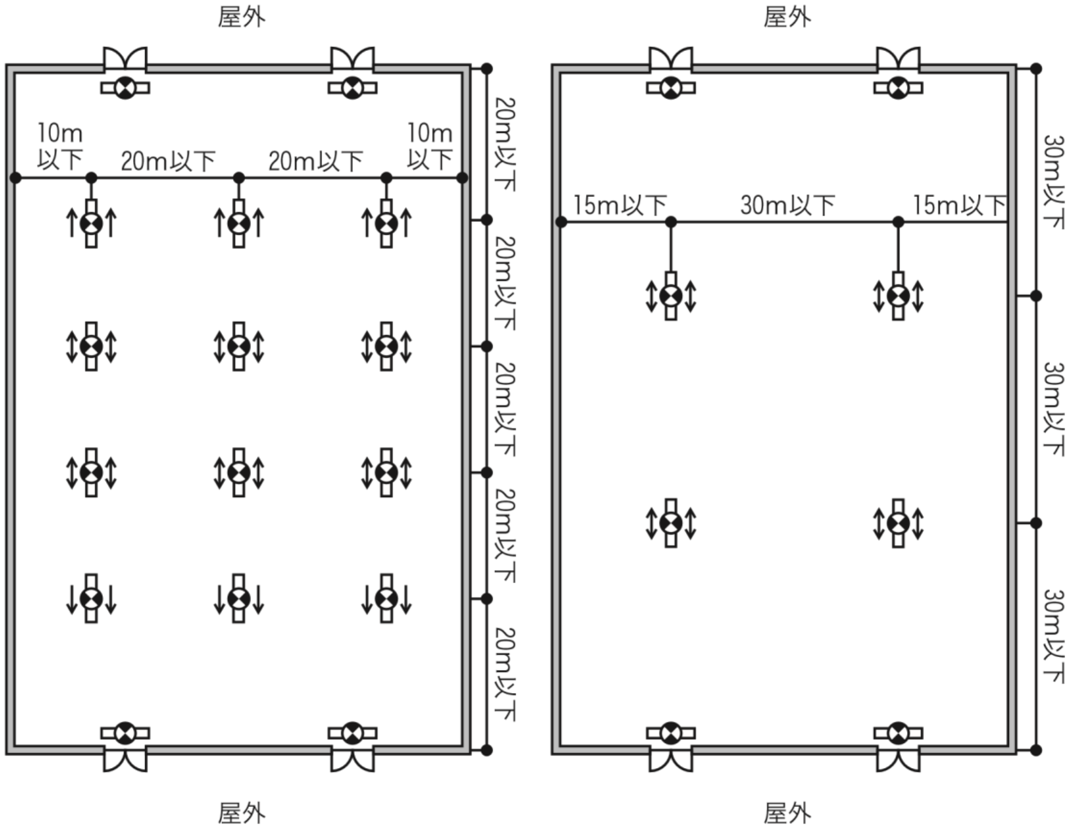

第２－７図

⑷　誘導灯の有効範囲は、表示面の裏側には及ばないものであること。

4　誘導灯の機器

誘導灯は、誘導灯告示に適合するもの又は認定品のものとすること。●

5　避難口誘導灯

避難口誘導灯は、規則第28条の３第３項第１号並びに第４項第１号から第３号まで、第７号及び第８号の規定によるほか、次によること。

⑴　避難口誘導灯は、次に掲げる場所に設置すること。

ア　最終避難口（規則第28条の３第３項第１号イ関係。第２－８図参照）

なお、最終避難口に附室が設けられている場合については、避難口誘導灯は当該附室の出入口に設ければよく、（避難経路が明らかな）近接した位置に二重に設ける必要はないこと（第２－９図参照）。ただし、附室内に複数

の出入口があるため、最終避難口が識別できない場合には、当該最終避難口に誘導標識を設置すること（次のイにおいて同じ。）。

第２－８図

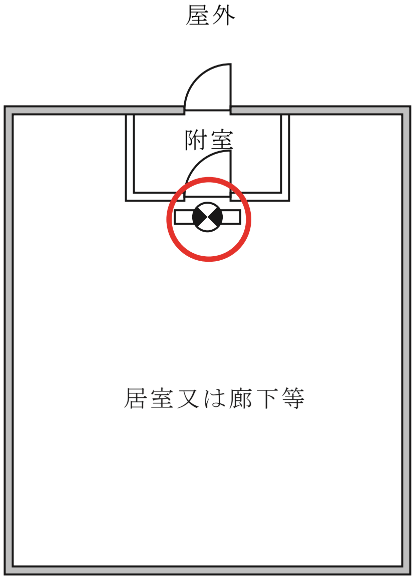

第２－９図

イ　直通階段の出入口（規則第28条の３第３項第１号ロ関係。第２－10図及び第２－11図参照）

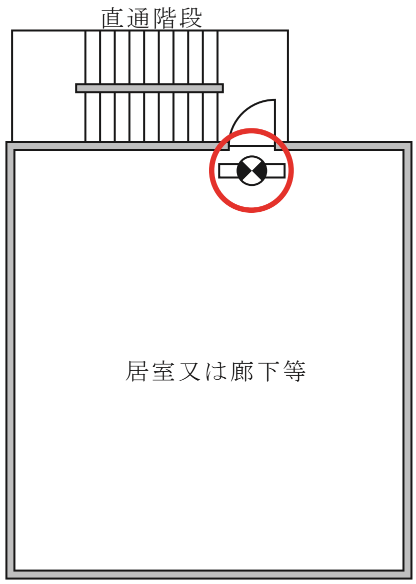

第２－10図

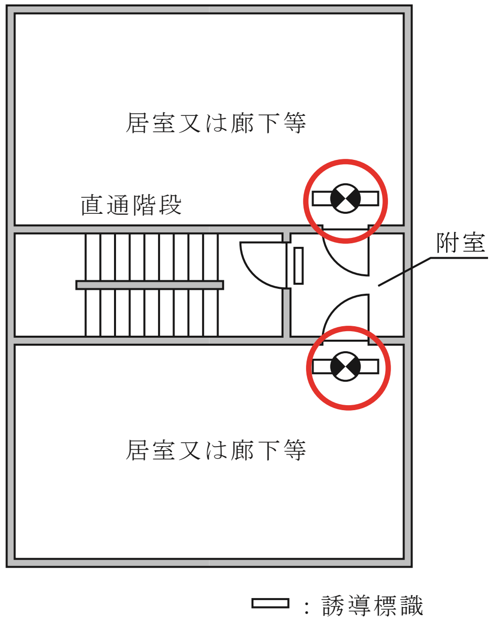

第２－11図

ウ　ア又はイに掲げる避難口に通ずる廊下等に通ずる出入口（規則第28条の３第３項第１号ハ関係。第２－12図参照）。ただし、室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、床面積

が 100㎡（主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあっては、 400㎡）以下である居室の出入口を除く（誘導灯告示第３第２号関係。第２－13図参照）。

（連続した居室の設置例）

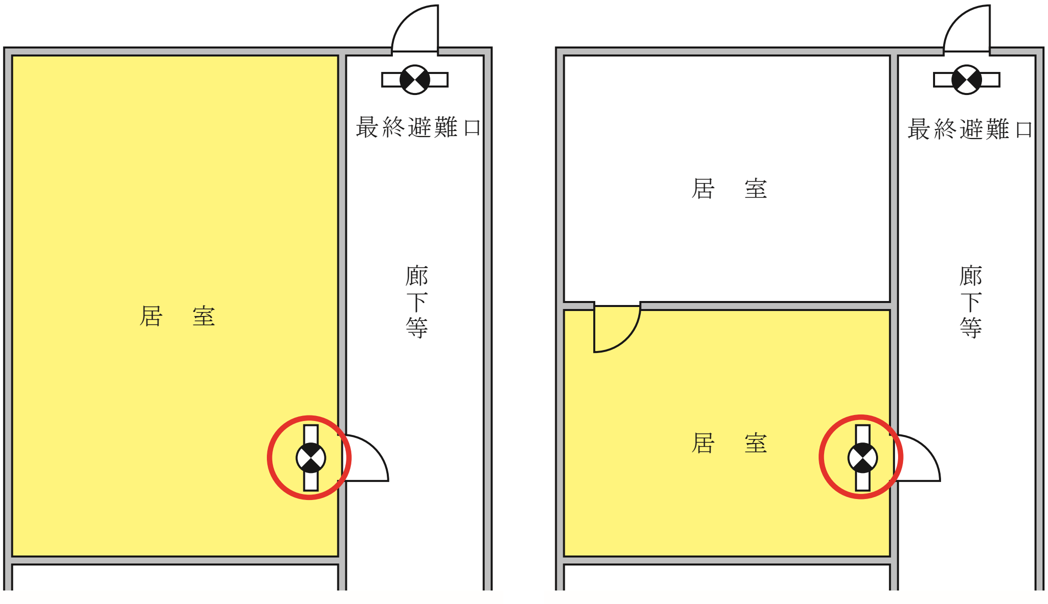

第２－12図

（室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができる居室の例）

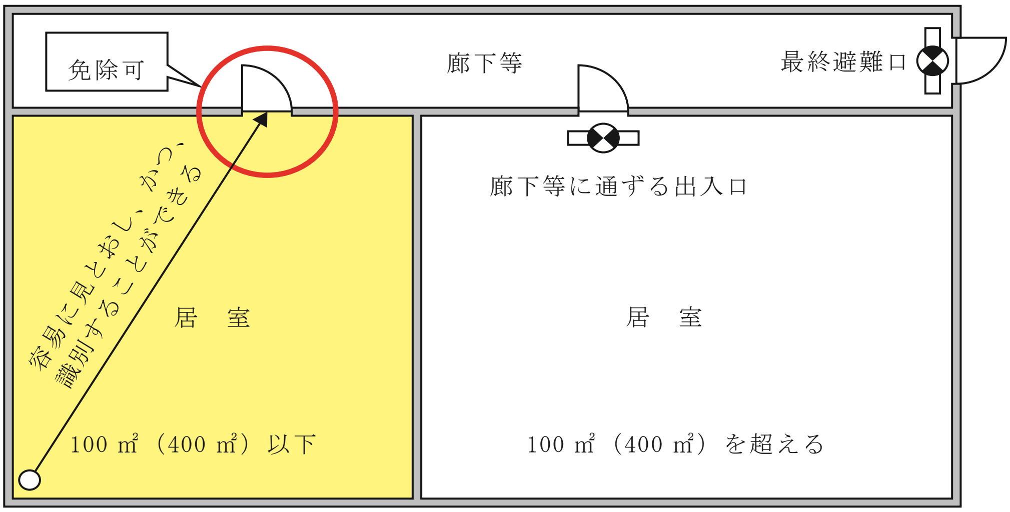

（　　）：主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するもの

第２－13図

エ　ア又はイに掲げる避難口に通ずる廊下等に設ける防火戸で、直接手で開くことができるもの（くぐり戸付きの防火シャッターを含む。）がある場所（規則第28条の３第３項第１号ニ関係。第２－14図参照）ただし、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別することができる照度が確保されるように非常用の照明装置が設けられている場合を除く（第２－15図参照）。

（くぐり戸付きの防火シャッターの場合の例）

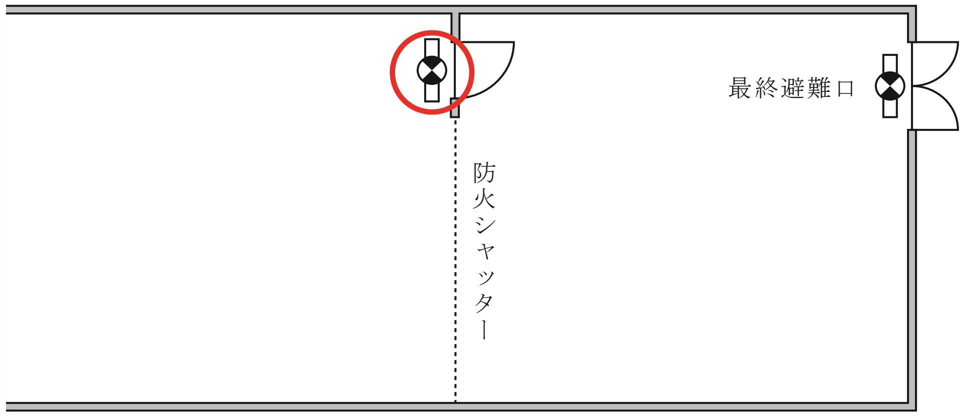

第２－14図

（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸の場合の例）

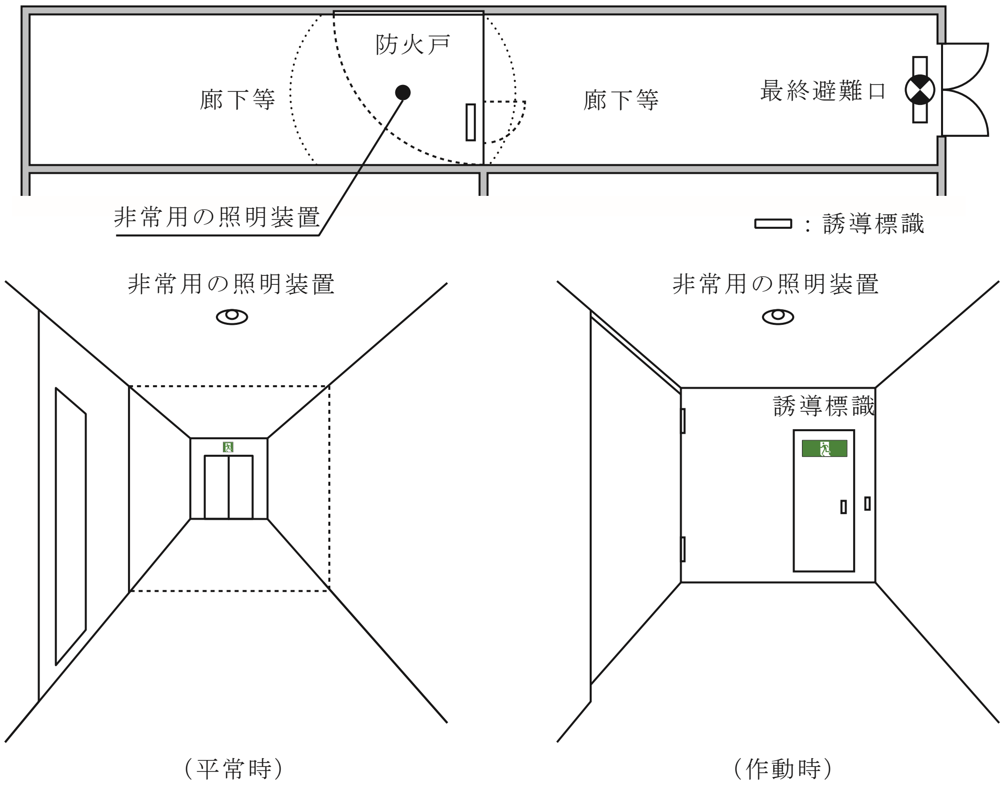

第２－15図

オ　地階へ通じている直通階段の階段室から避難階の廊下等へ通ずる出入口（避難経路となるものに限る。）（第２－16図参照）●

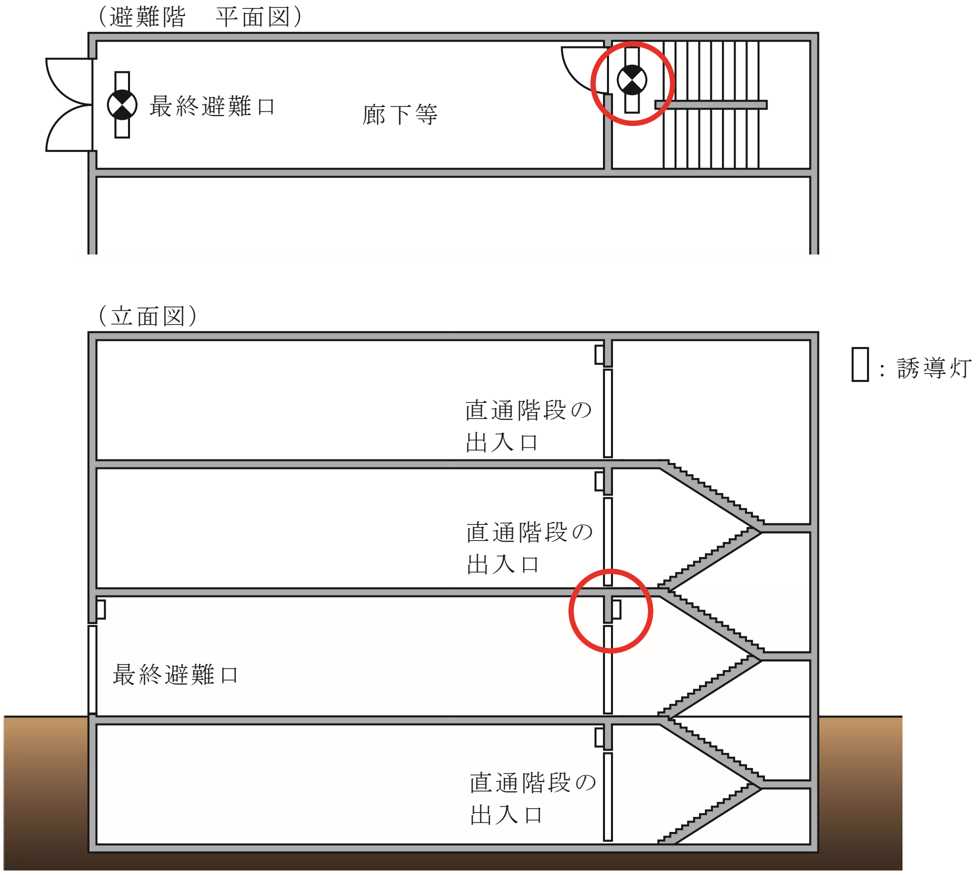

第２－16図

カ　不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備の防護区画からの出入口（第２－17図参照）。ただし、非常用の照明装置が設置されているなど十分な照度が確保されている場合は、誘導標識とすることができる。●

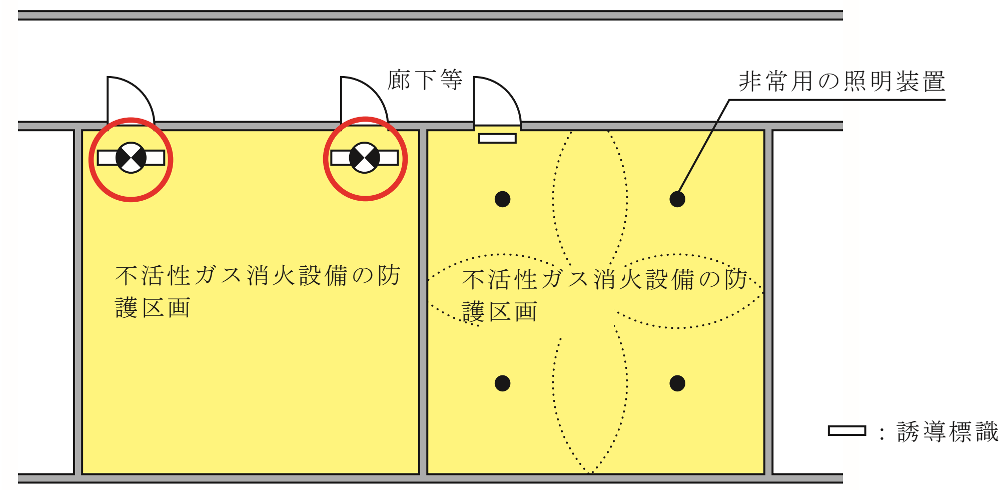

第２－17図

⑵　防火対象物の構造等を考慮して、次のいずれかに該当する場合は、令第32条の規定を適用して、避難口誘導灯の設置を免除することができる。

ア　防火対象物の避難階で、居室の掃き出し窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難できる構造となっている当該居室の出入口（第２－18図参照）

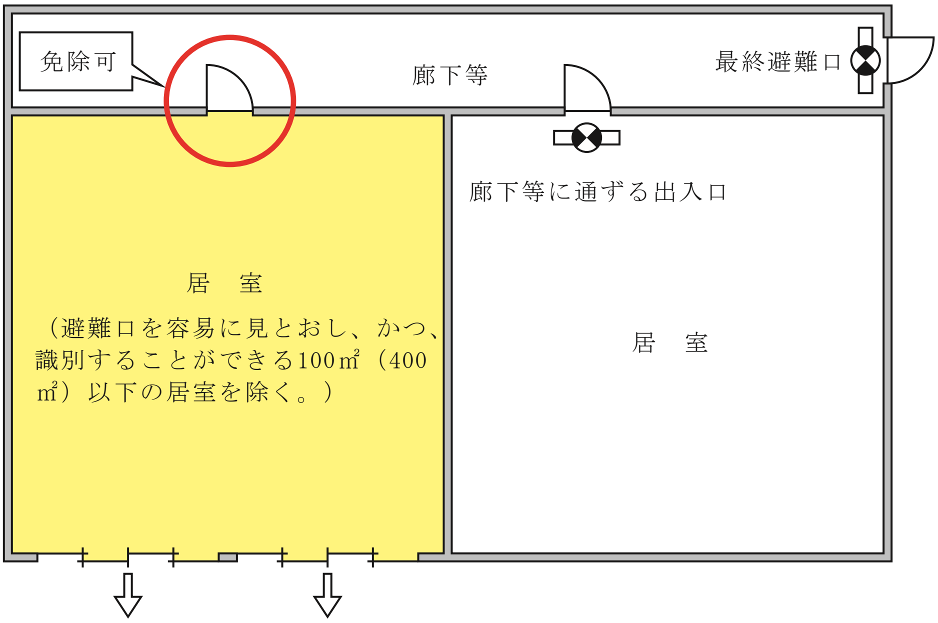

第２－18図

イ　直通階段からの最終避難口で、直接地上に出られることが判断できる場合（第２－19図参照）

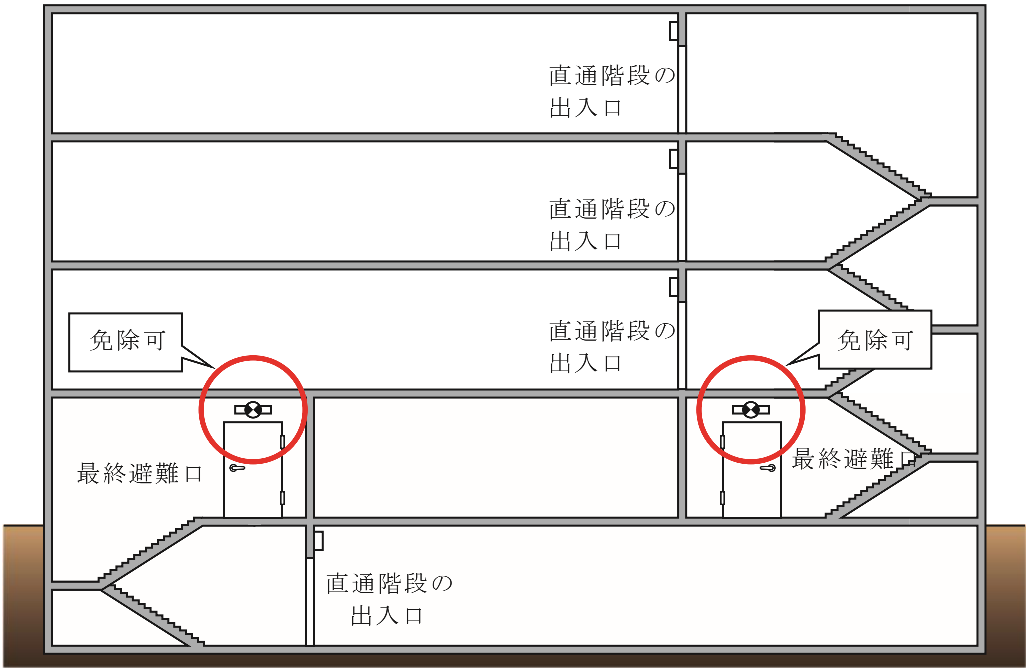

第２－19 図

ウ　最終避難口及び直通階段の出入口のうち、廊下等が常時外気に開放されており、煙等の滞留するおそれがなく、避難上支障のない出入口（第２－20図参照）

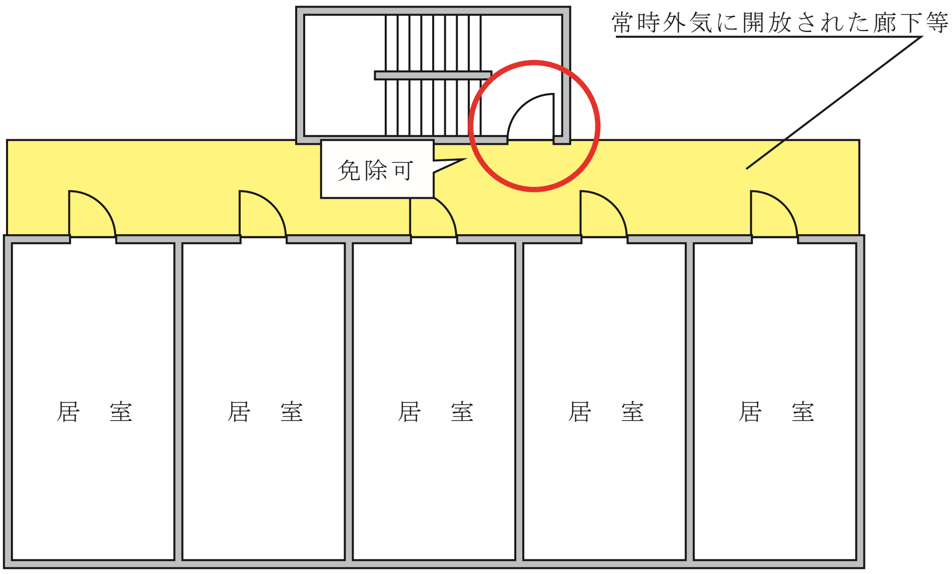

第２－20図

エ　令別表第１に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する部分

オ　令別表第１⑴項に掲げる防火対象物のうち、屋外観覧場で部分的に客席が設けられ、客席放送、避難誘導員等により避難誘導体制が確立されている場合における観覧席からの出入口部分。ただし、夜間に使用する場合を除く。

カ　避難口が接近して２以上ある場合で、その一の避難口に設けた避難口誘導灯の灯火により容易に識別することができる他の避難口（おおむね10m以内にあるものに限る。第２－21図参照）この場合、他の避難口には蓄光式誘導標識を設置すること。

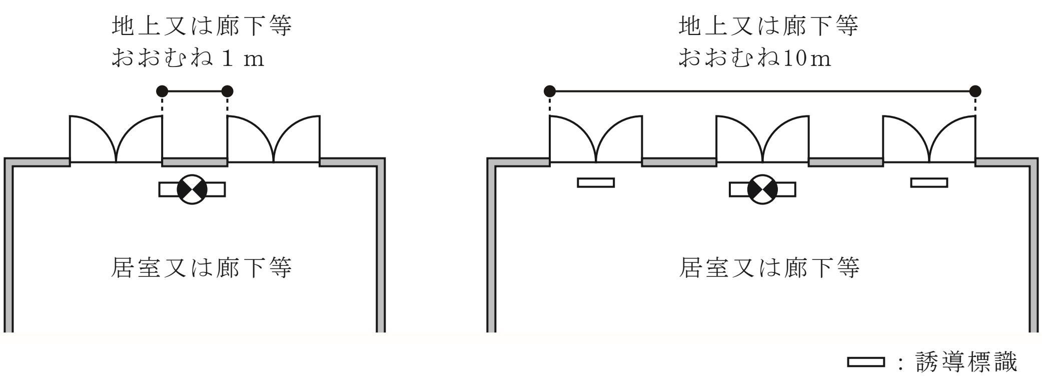

第２－21図

キ　居室の各部分から避難施設の位置が明らかに見とおすことができ、かつ、容易に判別できる部分（防火対象物の関係者及び関係者に雇用されているもの以外の者の出入りがないものに限る。）（第２－22図参照）

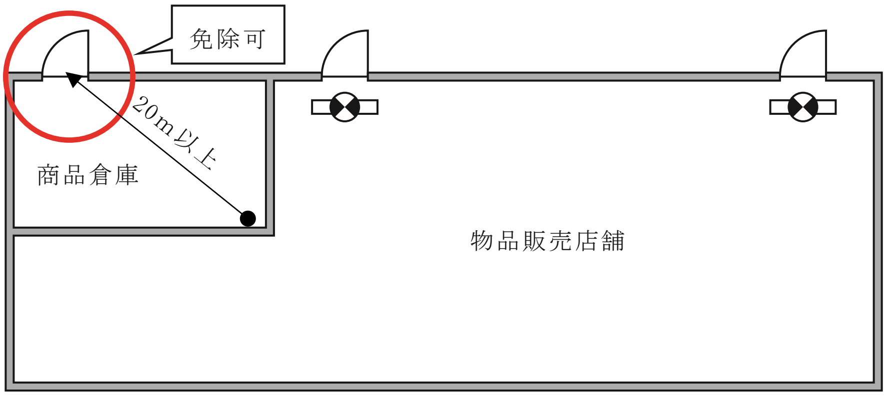

第２－22図

⑶　設置要領

ア　表示面は多数の目にふれ易い位置に設置すること（第２－23図参照）。

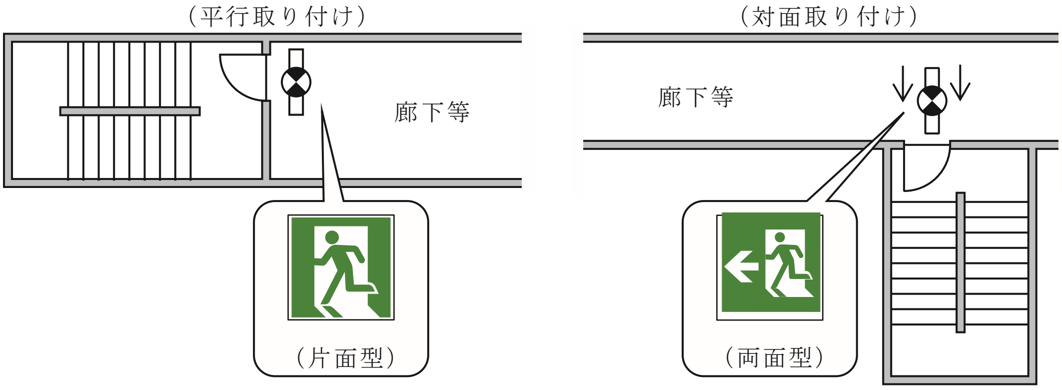

第２－23図

イ　廊下等から屈折して避難口に至る場合（おおむね３ｍ以内、かつ、他の出入口がない場合に限る。）については、矢印付のものを設置すること（第２－24図参照）。●

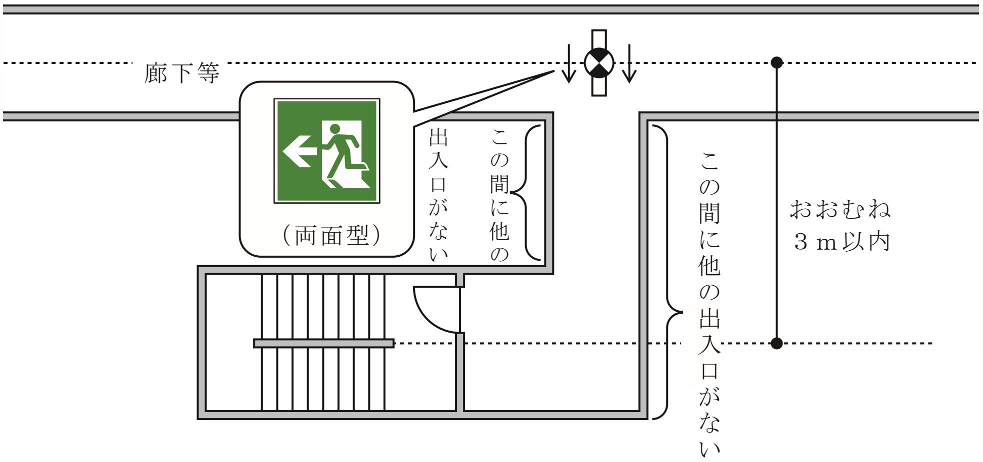

第２－24図

ウ　避難口誘導灯は、避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。●

(ｱ)　ランプの交換等による維持管理や気付きやすさ等を考慮して、避難口上部又はその直近で、床面から誘導灯下面までの高さが 1.5ｍ以上 2.5ｍ以下となるように設置すること。ただし、建築物の構造上この部分に設置できない場合又は位置を変更することにより容易に見とおすことができる場合については、この限りでない。●

(ｲ)　直近に防煙たれ壁等がある場合は、視認性を確保するため当該たれ壁等より下方に設けること（第２－25図参照）。●

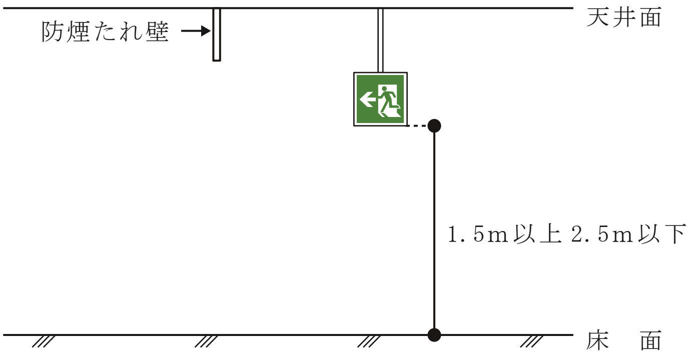

第２－25図

エ　規則第28条の３第４項第３号に掲げる部分で、誘導灯の区分がＡ級、ＢＨ級（避難口誘導灯にあっては表示面の明るさが20以上のもの、通路誘導灯にあっては表示面の明るさが25以上のものをいう。以下同じ。）を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者のみが使用する場所については、令第32条の規定を適用して、ＢＬ級（ＢＨ級以外のＢ級の誘導灯をいう。以下同じ。）又はＣ級とすることができる。

オ　避難口誘導灯は、通行の障害とならないように設けること。

カ　誘導灯の視認障害を発生させるディスコ等の特殊照明回路には、信号装置と連動した開閉器を設け、火災発生時には当該特殊照明を停止すること。●

キ　地震動等に耐えられるよう壁又は天井等（天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。以下この項において同じ。）に堅固に固定すること。

6　通路誘導灯

規則第28条の３第３項第２号並びに第４項第１号から第３号の２まで、第５号、第７号及び第８号の規定によるほか、次によること。

⑴　通路誘導灯は、次の位置に掲げる場所に設置すること。

ア　廊下等の曲がり角（規則第28条の３第３項第２号イ関係。第２－26図参照）

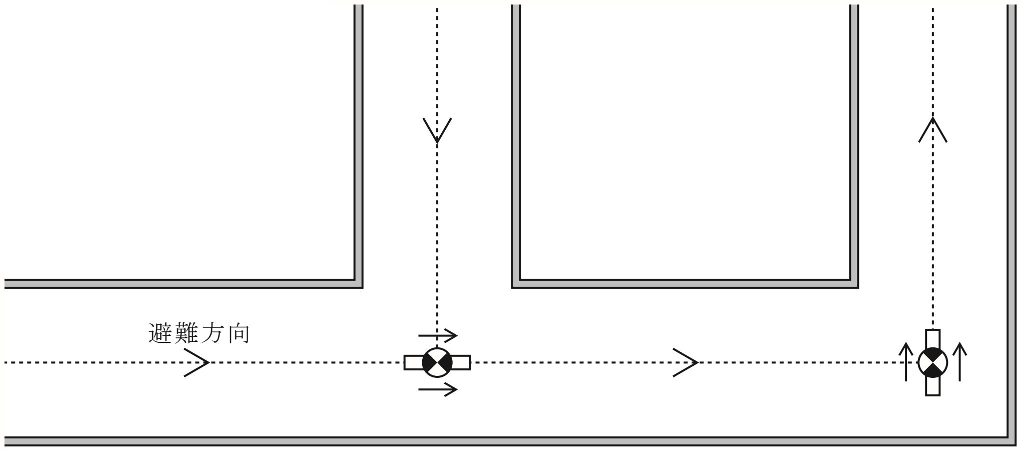

第２－26図

イ　最終避難口及び直通階段の出入口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所（規則第28条の３第３項第２号ロ関係。第２－27図参照）

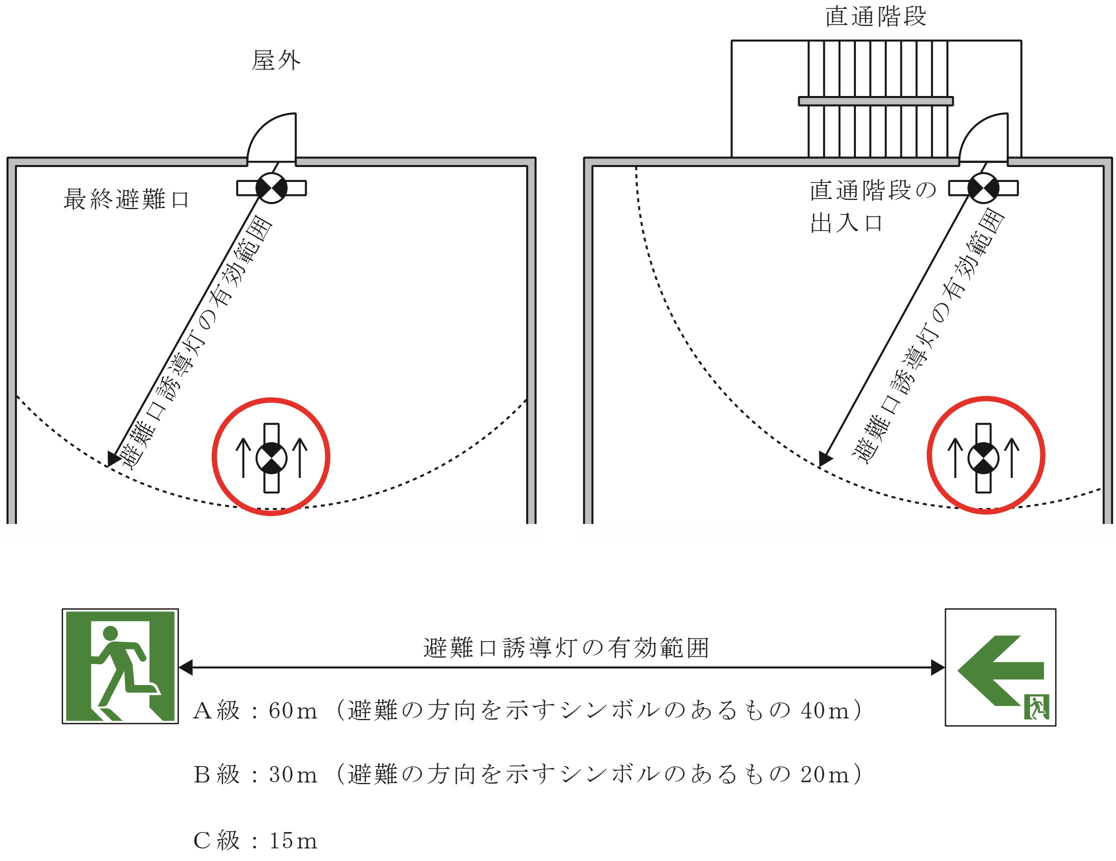

第２－27図

ウ　廊下等の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所（規則第28条の３第３項第２号ハ。第２－28図参照）

（廊下等の各部分への通路誘導灯の配置）

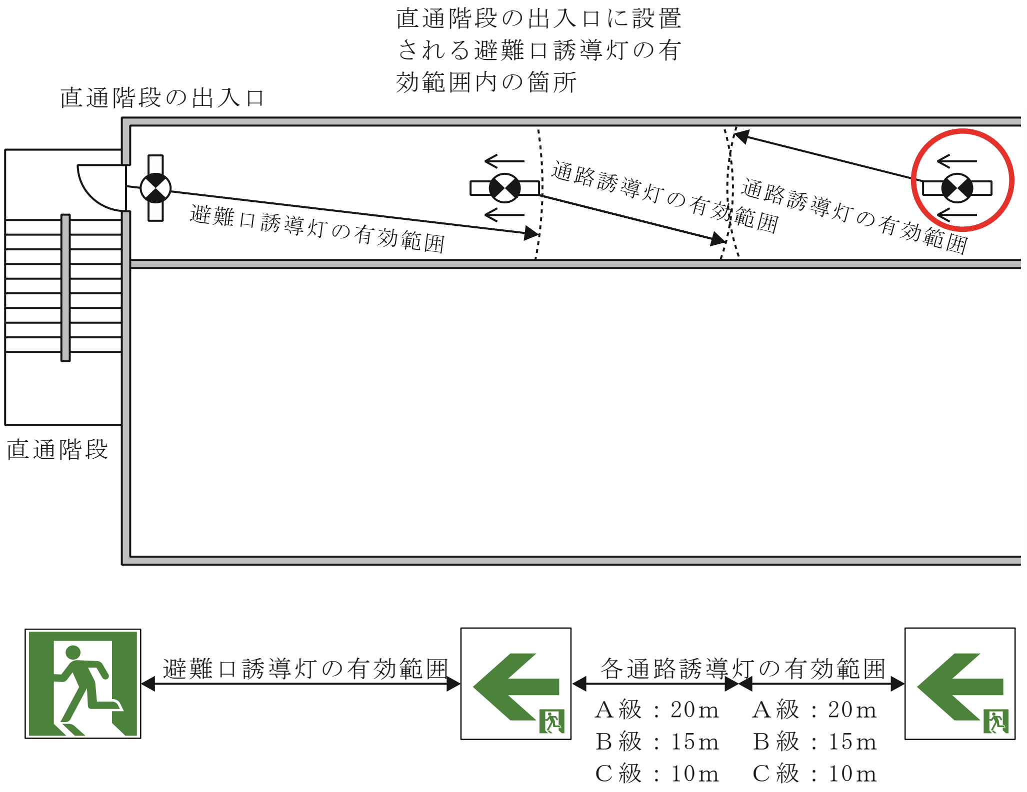

（避難口への廊下等の各部分への通路誘導灯の配置）

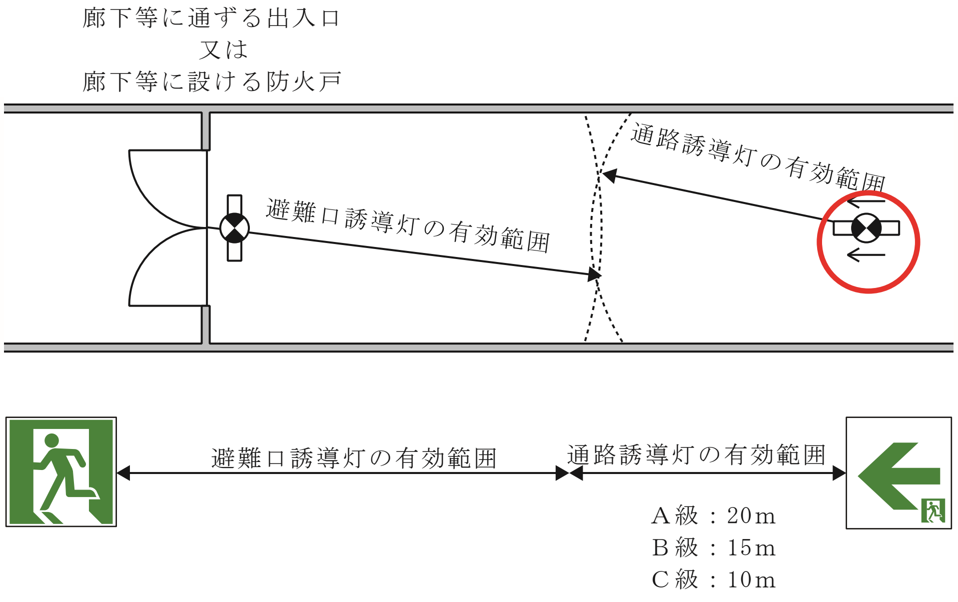

第２－28図

⑵　防火対象物の構造等を考慮して、次のいずれかに該当する場合は、令第32条の規定を適用して、通路誘導灯の設置を免除することができる。

ア　窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難できる構造となっている避難階の廊下等

イ　令別表第１⑹項ニ（⒃項イに掲げる防火対象物の当該用途部分を含む。）に掲げる防火対象物で、日の出から日没までの間のみ使用し、外光により避難上有効な照度が得られる廊下等

ウ　常時外気に開放されており、煙等の滞留するおそれがなく、避難上支障のない廊下等

エ　令別表第１に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する廊下等

オ　客席誘導灯を設けた居室内

カ　避難口誘導灯の設置を要しない居室内

キ　防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者以外の者の出入りがない倉庫、機械室等

⑶　設置要領

ア　規則第28条の３第４項第３号に掲げる部分で、誘導灯の区分がＡ級又はＢＨ級を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者のみが使用する場所については、令第32条の規定を適用して、ＢＬ級又はＣ級とすることができる。

イ　床面に埋め込む通路誘導灯は、器具面を床面以上とし、突出し部分は５㎜以下とすること。●

ウ　廊下等の直線部分に同じ区分の通路誘導灯を２以上設置する場合は、おおむね等間隔となるように設置すること。●

エ　避難施設への出入口が２か所以上ある場所で、当該出入口から20ｍ以上となる部分に設置するものの表示は、原則として二方向避難を明示し、その他のものは、一方向を明示すること（第２－29図参照）。●

オ　居室内に防火戸（防火シャッターを含む。）がある場合は、隣接区画から避難してきた者が避難施設へ避難できる方向に指示すること。●

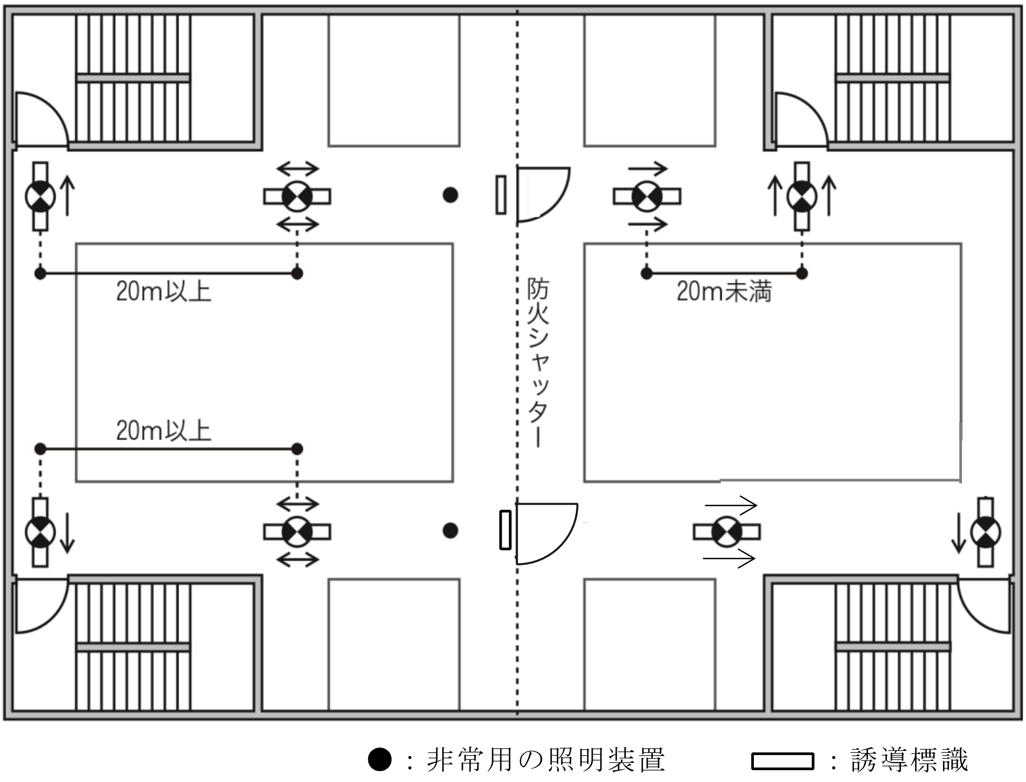

第２－29図

カ　ランプの交換等により維持管理や目線を考慮して、床面から誘導灯下面までの高さが、 2.5m以下となるように設置すること。ただし、建築物の構造上この部分に設置できない場合又は位置を変更することにより容易に見とおすことができる場合については、この限りでない。●

キ　規則第28条の３第４項第３号の２に規定する「床面又はその直近の避難上有効な箇所」とは、床面又は床面からの高さがおおむね１ｍ以下の避難上有効な箇所をいうものであること（第２－30図参照）。

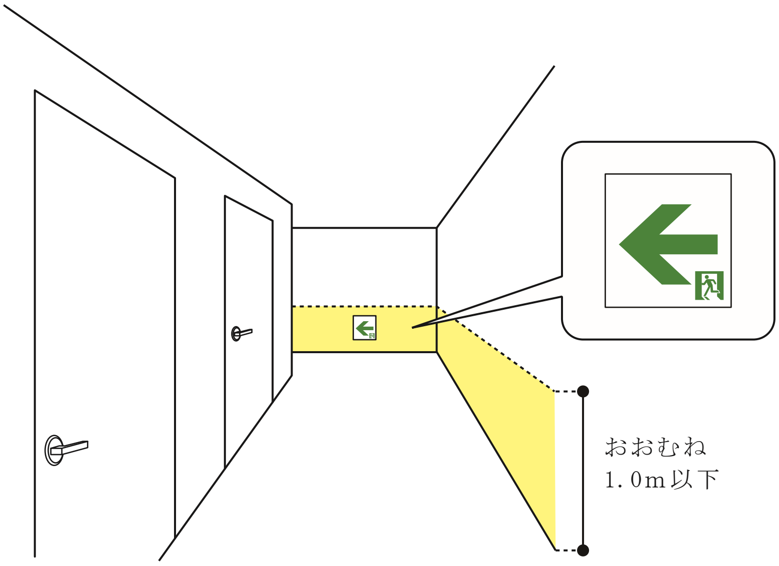

第２－30図

ク　直近に防煙たれ壁等がある場合は、当該防煙たれ壁より下方の箇所に設けること。●

ケ　表示面は、多数の目にふれやすい位置に設置すること（第２－31図参照）。

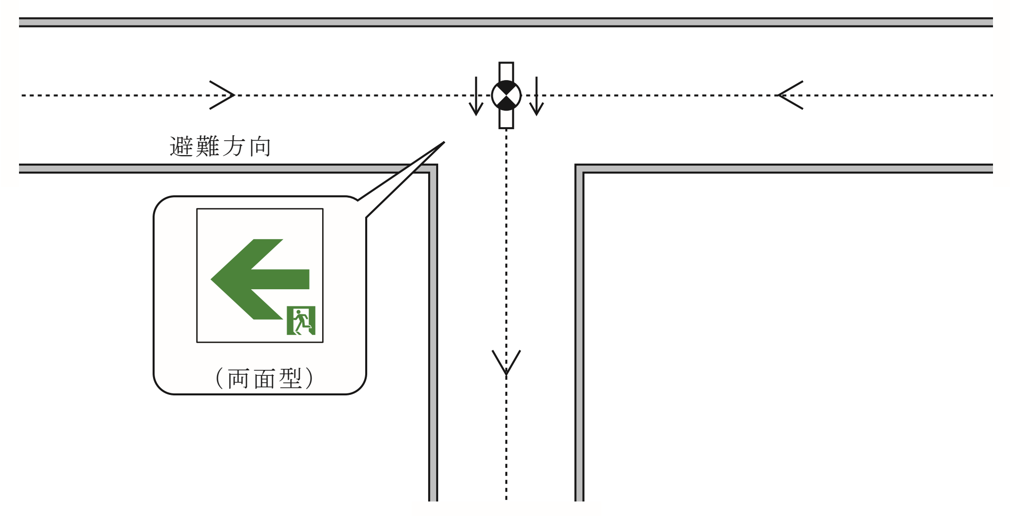

第２－31図

コ　地震動等に耐えられるよう壁、床又は天井等に堅固に固定すること。

サ　扉若しくはロッカー等の移動するもの又は扉の開閉により見えにくくなる個所には設置しないこと。●

7　避難口誘導灯及び通路誘導灯を設置する場合の手順

避難口誘導灯及び通路誘導灯を規則第28条の３第３項の規定に従って設置する場合の手順については、第２－32図の例によること。

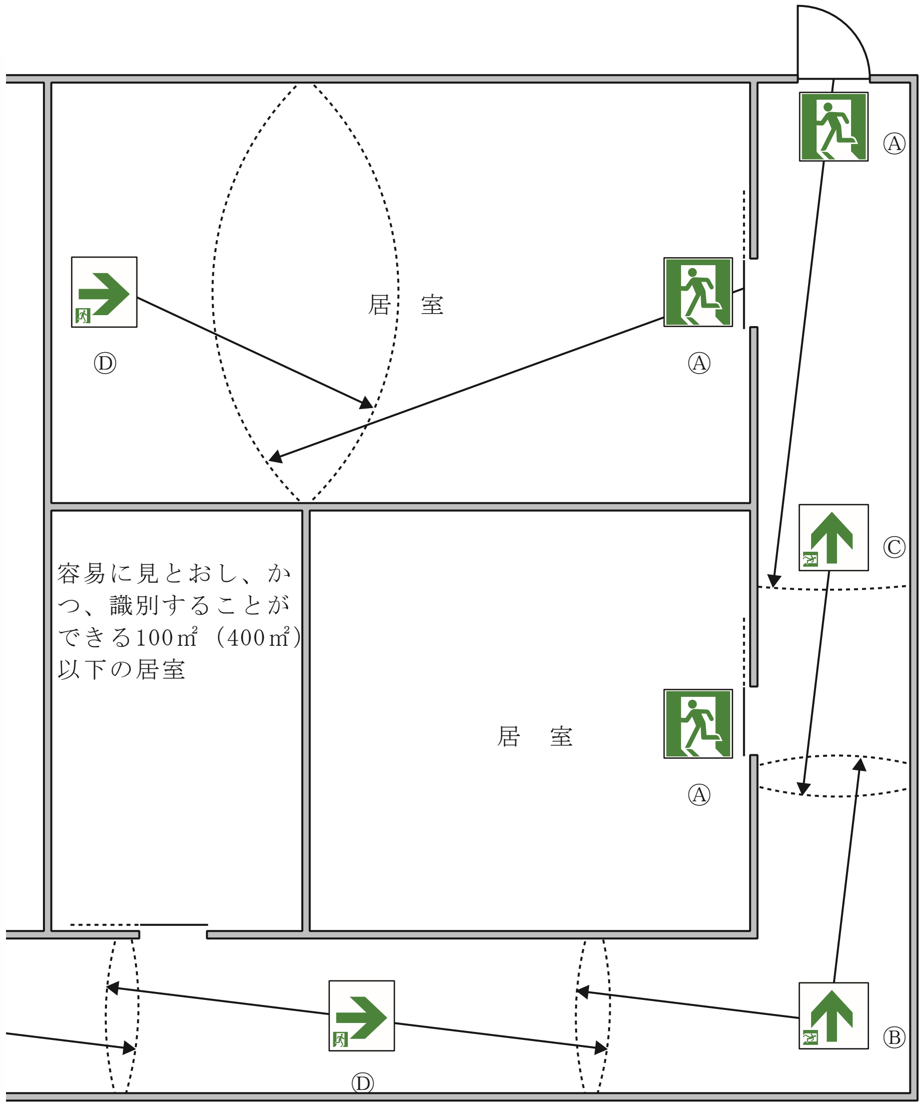

① 規則第28条の３第３項第１号イからニまでに掲げる避難口に、避難口誘導灯を設ける。Ⓐ

② 曲り角に通路誘導灯を設ける。Ⓑ

③ 主要な避難口（最終避難口及び直通階段の出入口）に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所に通路誘導灯を設ける。Ⓒ

④ 廊下等又は居室の各部分について、Ⓐ～Ⓒの誘導灯の有効範囲外となる部分がある場合、当該部分をその有効範囲内に包含することができるよう通路誘導灯を設ける。Ⓓ

⑤ 防火対象物又はその部分の位置、構造及び設備の状況並びに使用状況から判断して、避難上の有効性や建築構造、日常の利用形態との調和を更に図るべく、設置位置、使用機器等を調整する。

第２－32図

８　階段通路誘導灯

令第26条第２項第２号及び規則第28条の３第４項第４号の規定によるほか、次によること（非常用の照明装置が設けられている部分を除く。）。

⑴　設置個所

階段又は傾斜路には、階段通路誘導灯を設けること。

⑵　次のいずれかに該当する場合は、令第32条の規定を適用し、階段通路誘導灯の設置を要しない。

ア　屋外階段又は外光により避難上有効な照度が得られる常時外気に開放された階段

イ　令別表第１⑹項ニに掲げる防火対象物で日の出から日没までの間のみ使用し、外光により避難上有効な照度が得られる階段

ウ　令別表第１に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する階段

エ　階段付近に設けられた避難口誘導灯により、規則第28条の３第４項第４号に規定する照度が確保できる当該階段部分（第２－33図参照）

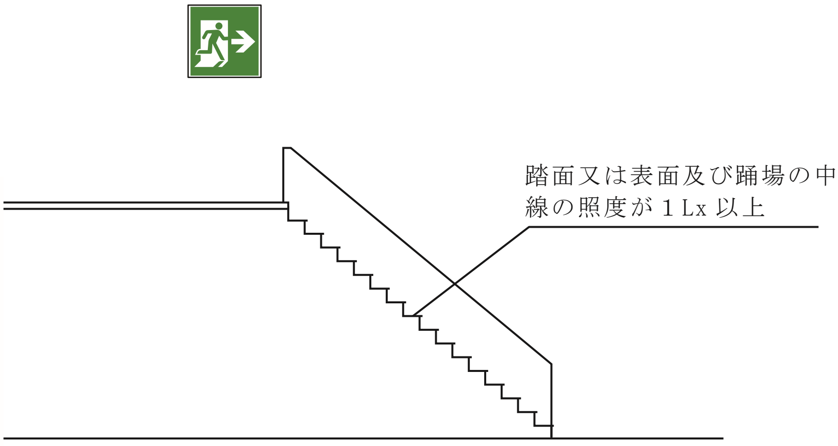

第２－33図

⑶　設置要領

ア　規則第28条の３第４項第４号に規定する「踏面又は表面及び踊場の中心線の照度が１Lx（ルクス）以上」とは、第２－34図の例によること。

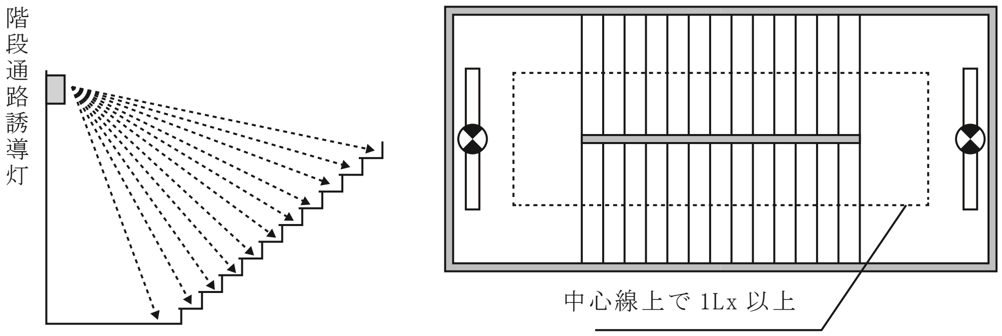

第２－34図

イ　地震動等に耐えられるよう壁、床又は天井等に堅固に固定すること。

9　客席誘導灯

令第26条第２項第３号及び規則第28条の規定によるほか、次によること。

⑴　設置個所

客席誘導灯は、令別表第１⑴項に掲げる防火対象物並びに同表⒃項イ及び（16の２）項に掲げる防火対象物の部分で、同表⑴項に掲げる防火対象物の用途に供されるものの客席に設けること。

⑵　次のいずれかに該当する場合は、令第32条の規定を適用し、客席誘導灯の設置を要しない。

ア　外光により避難上有効な照度が得られる屋外観覧場等の客席部分

イ　避難口誘導灯により避難上有効な照度が得られる客席部分

ウ　移動式の客席部分で、非常用の照明装置により避難上有効な照度が得られる部分

⑶　消灯

自動火災報知設備の火災信号等により、点灯するものについては、12に準じて消灯することができる。

⑷　設置要領

ア　規則第28条に規定する「客席内の通路の床面における水平面」とは、客席内通路の中心線における踏面の照度を計ることをいう（第２－35図参照）。

（客席内通路が階段状になっている部分）

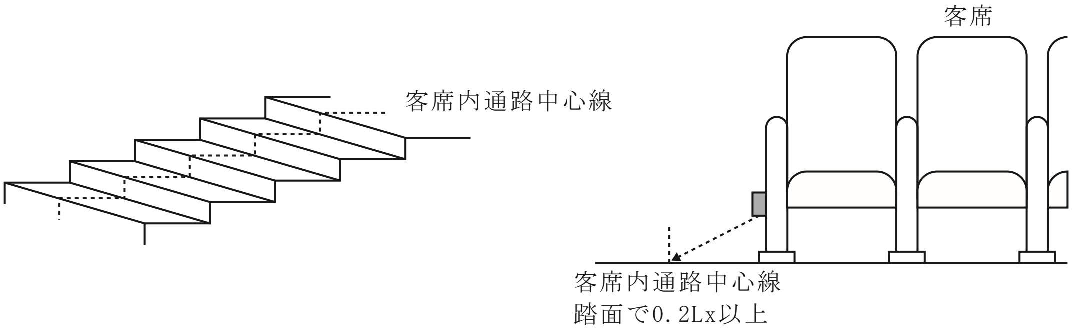

第２－35図

イ　客席を壁、床等に機械的に収納できる構造のものについては、当該客席の使用状態において避難上有効な照度を得られるよう設置すること。

ウ　原則として、床面から 0.5m以下の高さに設けること（第２－36図参照）。●

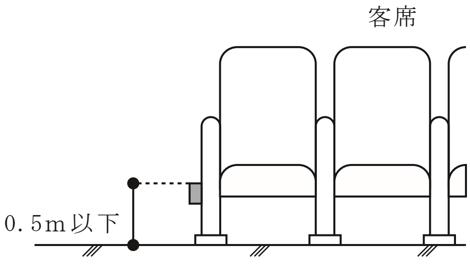

第２－36図

エ　客席誘導灯（電源配線も含む。）は、避難上障害とならないように設置すること。

10　特殊場所に対する基準の特例

冷凍庫又は冷蔵庫（以下この項において「冷凍庫等」という。）の用に供される部分に設置する誘導灯については、次の基準により令第32条の規定を適用し、当該誘導灯の設置を緩和することができるものであること。

⑴　次のいずれかに適合する場合は、冷凍庫等の出入口に設ける避難口誘導灯を設置しないことができる。

ア　冷蔵庫等内における各部分から最も近い出入口までの歩行距離が30m以下である場合

イ　出入口であることを明示することができる表示及び緑色の灯火が設けられ、かつ、冷凍庫等内の作業に蓄電池で駆動する運搬車等に付置又は付属する照明により充分な照度が保持できる場合

ウ　通路部分の曲折点が１以下で、当該曲折点から出入口であることを明示する表示及び非常電源を附置した緑色の灯火を容易に確認できる場合

⑵　冷凍庫等内の通路が整然と確保され、かつ、避難上十分な照度を有している場合は、通路誘導灯を設置しないことができる。

11　非常電源、配線等

非常電源、配線等は、規則第28条の３第４項第９号から第11号までの規定によるほか、次によること。

⑴　非常電源等

非常電源（別置型のものに限る。）及び非常電源回路の配線は、第３章第１節第３非常電源によること。

⑵　常用電源回路の配線

ア　常用電源からの配線は、配電盤又は分電盤から専用回路とすること。

イ　専用回路の開閉器の見やすい箇所に、誘導灯の電源である旨の赤色の表示を付しておくこと。●

ウ　一の専用回路は、２以上の階（小規模な防火対象物を除く。）にわたらないこと（第２－37図参照）。ただし、階段通路誘導灯については、この限りでない。●

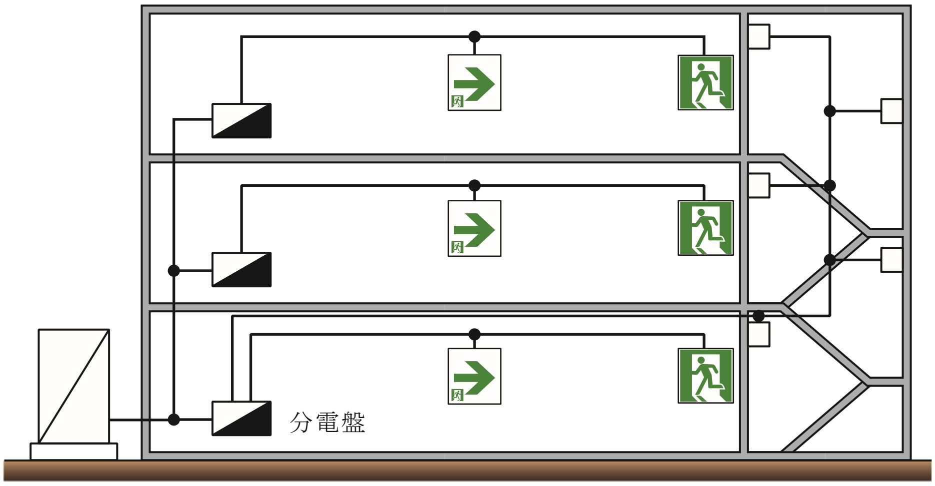

第２－37図

⑶　非常電源は、原則として蓄電池設備によるものとすること。ただし、非常電源の容量を60分間以上とする場合、20分間を超える時間における作動に係る容量については蓄電池設備のほか自家発電設備によることができること。この場合において、常用電源が停電したときの電力供給の順番（蓄電池設備→自家発電設備又は自家発電設備→蓄電池設備）については任意であるが、電源の切り

換えが円滑に行われるように措置する必要があること。

⑷　非常電源の容量は、誘導灯に設ける点滅機能及び音声誘導機能についても必要であること。

⑸　非常電源の容量60分間とする防火対象物

ア　次のいずれかに該当するものであること（誘導灯告示第４関係）。

㈠　令別表第１⑴項から⒃項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかを満たすこと。

あ　延べ面積５万㎡以上

い　地階を除く階数が15以上であり、かつ、延べ面積３万㎡以上

㈡　令別表第１（16の2）項に掲げる防火対象物で、延べ面積1,000㎡以上であること。

イ　非常電源の容量を60分間以上としなければならない部分は、次によること（第２－38図及び第２－39図参照）。

㈠　最終避難口

㈡　直通階段の出入口

㈢　避難階で最終避難口に通ずる廊下等

㈣　直通階段

（延べ面積が５万㎡以上の防火対象物）

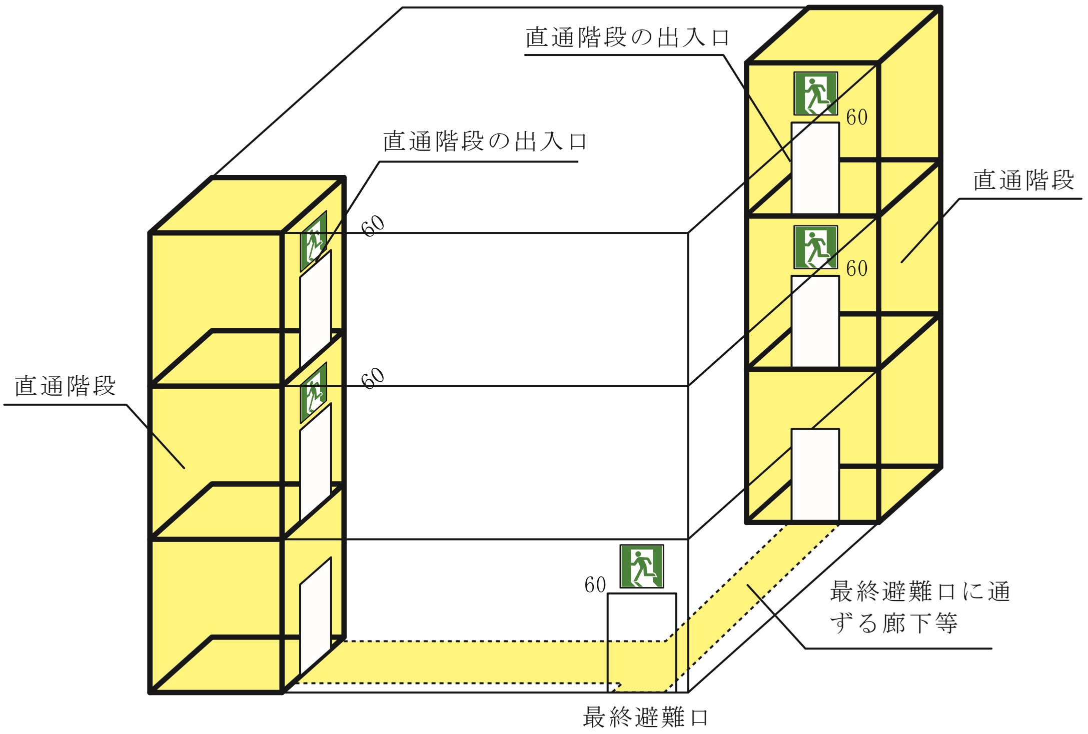

第２－38図

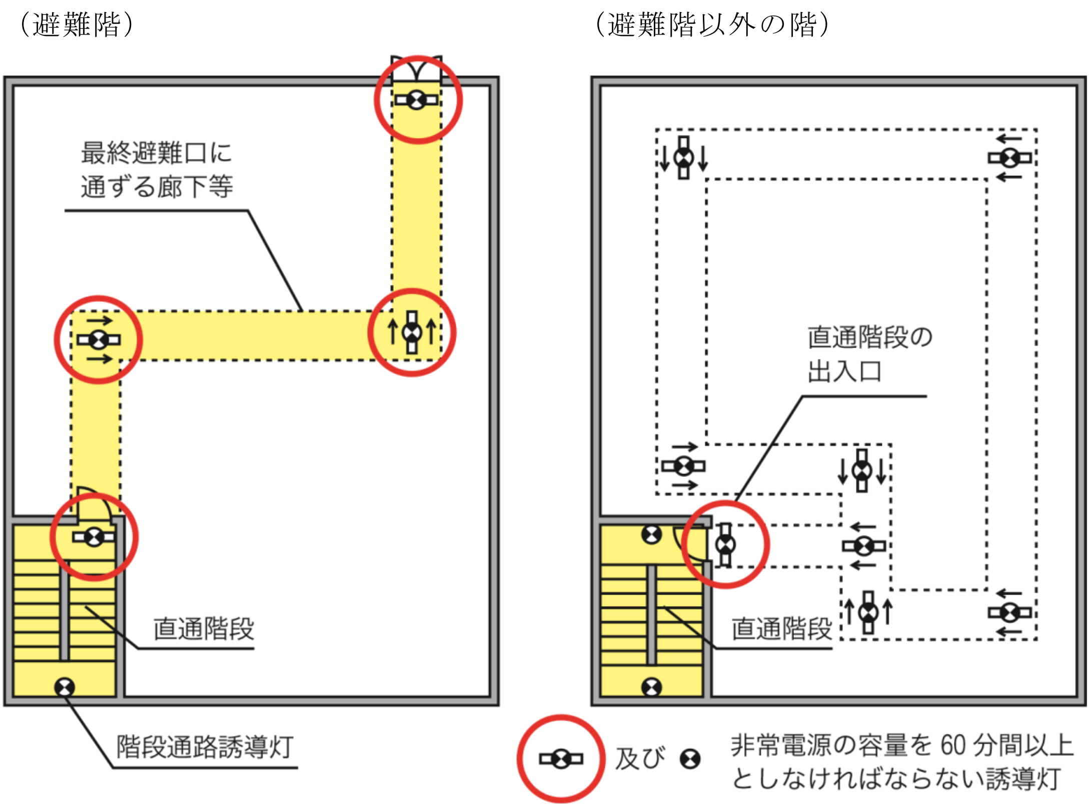

第２－39図

12　誘導灯の消灯

規則第28条の３第４項第２号ただし書に規定する誘導灯の消灯については、次によること。

(1)　主な構成（第２－40図参照）

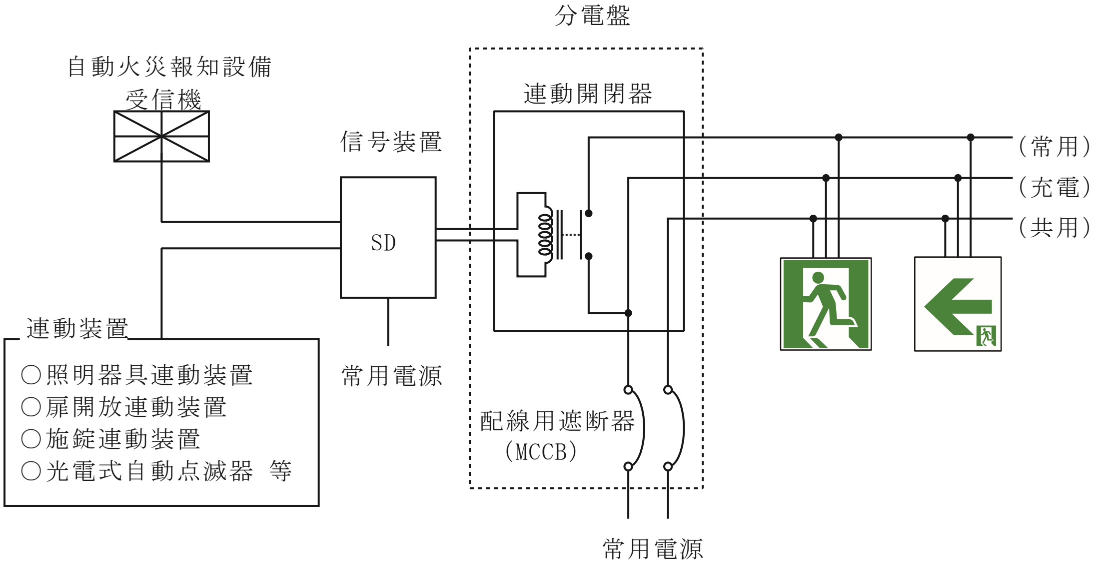

第２－40 図

(2)　誘導灯を消灯することができる防火対象物又はその部分

誘導灯を消灯することができる防火対象物又はその部分は、次のいずれかに

掲げる場所であること。

なお、自動火災報知設備から発せられた火災信号と連動して点灯し、かつ、当該場所の利用形態に応じて点灯するように措置されている場合に限る。

ア　当該防火対象物が無人である場合

イ　外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所

ウ　利用形態により特に暗さが必要である場所

エ　主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供される場所

⑶　階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯

階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯については、前⑵ア及びイに掲げる場所については、令第32条の規定を適用し、これらの例により消灯することができる。

⑷　誘導灯の消灯対象

ア　防火対象物が無人である場合

規則第28条の３第４項第２号に規定する「防火対象物が無人である場合」とは、次によること。

㋐　「無人」とは、当該防火対象物全体について、休業、休日、夜間等において定期的に人が存しない状態が繰り返し継続されることをいうこと。この場合において、防災センター要員、警備員等によって管理を行っている場合も「無人」とみなすこと。

㋑　「無人」でない状態では、消灯対象とはならないこと。

イ　外光により避難口又は避難の方向が選別できる場所

規則第28条の３第４項第２号イに規定する「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合は、次によること。

㋐　「外光」とは、自然光のことであり、当該場所には採光のための十分な開口部が存する必要があること。

㋑　消灯対象となるのは、外光により避難施設を識別できる間に限られること。

ウ　利用形態により特に暗さが必要である場所

規則第28条の３第４項第２号ロに規定する「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合は、通常予想される使用状態において、映像等による視覚効果、演出効果上、特に暗さが必要な第２－３表の左欄に掲げ

る用途に供される場所であり、消灯対象となるのは同表の右欄に掲げる使用状態にある場合であること。

第２－３表

用　途	使用状態
遊園地のアトラクション等の用に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など常時暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、営業時間中に限り行うことができるものであること。したがって、清掃、点検等のため人が存する場合には、消灯はできないものであること。
劇場、映画館、プラネタリウム、映画スタジオ等の用途に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など一定時間継続して暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、映画館における上映時間中、劇場における上映中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。
集会場等の用に供される部分など一時的（数分程度）に暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。

エ　主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所

規則第28条の３第４項第２号ハに規定する「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合は、次によること。

(ｱ)　「当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者」とは、当該防火対象物（特に避難経路）について熟知している者であり、通常出入りしていないなど内部の状態に疎い者は含まれないこと。

(ｲ)　当該規定においては、令別表第１(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ及び(10)項から(15)項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限るものであること。

(5)　誘導灯の点灯及び消灯方法

ア　消灯方法

(ｱ)　消灯の方法は、次によること。

あ　手動スイッチによる消灯

防火対象物の関係者が信号装置の手動スイッチの操作により、消灯する方法

い　施錠連動による消灯

防火対象物の最終退出扉に施錠状態を検出する施錠スイッチを設け、

これと連動し消灯する方法

う　照明連動による消灯

有人の場合、必ず点灯される照明器具と連動し、照明を消灯した場合、これをリレー等で検出し、自動的に消灯する方法

え　外光連動による消灯

外光で充分明るさが確保できる場所の誘導灯を光電式自動点滅器と連動し、一時消灯する方法

(イ)　誘導灯の消灯は、手動で行う方式とすること。ただし、規則第28条の３第４項第２号ロに規定する「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合であって、当該必要性の観点から誘導灯の消灯時間が最小限に設定されているときは、誘導灯の消灯を自動で行う方式とすることができること。

(ウ)　個々の誘導灯ごとではなく、消灯対象ごとに、一括して消灯する方式とすること。

(エ)　規則第28条の３第４項第２号ロに規定する「利用形態により特に暗さが必要である場所」において誘導灯の消灯を行う場合には、当該場所の利用者に対し、次に掲げる事項について、掲示、放送等によりあらかじめ周知すること。

あ　誘導灯が消灯されること。

い　火災の際には誘導灯が点灯すること。

う　避難経路

イ　点灯方法

(ア)　規則第28条の３第４項第２号に規定する「自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯」する場合には、消灯している全ての避難口誘導灯及び通路誘導灯を点灯すること。

(イ)　規則第28条の３第４項第２号に規定する「当該場所の利用形態に応じて点灯」する場合には、誘導灯を消灯している場所が前(4)の要件に適合しなくなったとき、自動又は手動により点灯すること。この場合において、消灯対象ごとの点灯方法の具体例は、第２－４表のとおりであること。

第２－４表

消灯対象	点灯方法	
	自　動	手　動
防火対象物が無人である場合	○照明器具連動装置 ○扉開放連動装置 ○施錠連動装置 ○赤外線センサー　等	防災センター要員、警備員、宿直者等により、当該場所の利用形態に応じて、迅速かつ確実に点灯することができる防火管理体制が整備されていること。
「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 ○光電式自動点滅器　等	
「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 ○扉開放連動装置　等	
「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合	○照明器具連動装置　等	

注１　当該場所の利用形態に応じた点灯方法としては、上表に掲げるもの等から、いずれかの方法を適宜選択すればよいこと。

注２　自動を選択した場合にあっても、点滅器を操作すること等により、手動でも点灯できるものであること。

⑹　信号装置

自動火災報知設備の作動と連動させる場合は、信号装置（自動火災報知設備から発せられた火災信号等を中継し、誘導灯に伝達する装置をいう。以下同じ。）を用いること。

ア　信号装置は、原則として自動火災報知設備の受信機と同一の室に設けること。ただし、劇場、映画館等の利用形態により特に暗さが必要である場所について、当該場所に専用で設ける場合は、この限りでない。●

イ　信号装置の設置箇所直近に、次の事項を表示すること。●

㈠　誘導灯信号装置である旨

㈡　消灯条件

㈢　連動開閉器等の種別

㈣　操作責任者又は管理者

⑺　連動開閉器

信号装置からの信号により誘導灯を消灯するための電磁開閉器（以下この項において「連動開閉器」という。）は、次によること。

ア　連動開閉器

(ｱ) 構造は、ＪＩＳ等の規定に適合するものを使用すること。

(ｲ) 誘導灯の専用電源回路を分岐した分電盤等に収納すること。

(ｳ) 接点容量は、負荷となる誘導灯に対して十分な容量を有するものであること。

(ｴ) 連動開閉器の二次側回路は、消灯信号時において開回路となるものであること。

イ　光電式自動点滅器（自然光の明暗により自動的に電気信号を出力するものをいう。）

(ｱ) 構造は、ＪＩＳ Ｃ 8369（光電式自動点滅器）に適合する分離式のものを用いること。

(ｲ) 光電式自動点滅器の設置位置は、直射日光を避け、外光のみによって作動する位置（窓際等一般照明の影響を受けない場所）に設けること。

ウ　施錠連動装置（出入口扉の施錠と連動して電気信号を出力するものをいう。）

(ｱ) 施錠時に回路が閉（ＯＮ）となる接点を有するものを使用すること。

(ｲ) 複数の施錠連動装置を用いる場合は、それぞれ直列に接続すること。

エ　照明器具連動装置（照明器具の点灯と連動して電気信号を出力するものをいう。）

(ｱ) 照明器具連動装置は、誘導灯を消灯する防火対象物又はその部分が使用される場合、必ず点灯される照明器具の点灯と連動するものであること。

(ｲ) 照明器具点灯時に信号回路が開（ＯＦＦ）となる回路構成となっているものであること。

(ｳ) 複数の照明器具連動装置を用いる場合は、それぞれの点滅器を直列に接続すること。

(8) 配線

配線は、前11を準用するほか、次によること。

ア　誘導灯を消灯している間においても、非常電源の蓄電池設備に常時充電することができる配線方式とすること。

イ　点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等は、防災センター等に設けること。ただし、規則第28条の３第４項第２号ロに規定する「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合には、防災センター等のほか、当該場所を見とおすことができる場所又はその付近に設けることができること。●

ウ　点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等には、その旨を表示すること。●

エ　次に掲げる操作回路及び信号回路（信号装置から誘導灯までの回路をいう。以下同じ。）の配線は、耐熱配線とすること（第２－41図参照）。●

㈠　自動火災報知設備の受信機又は連動装置から信号装置までの配線。ただし、防災センター等内に設置されている機器間相互の配線は、この限りでない。

㈡　信号装置から誘導灯までの配線。ただし、信号回路等に常時電圧が印加されている方式とした場合は、この限りでない。

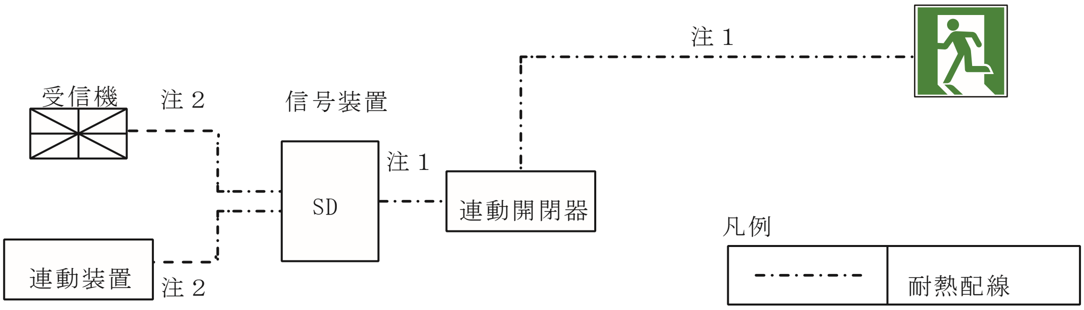

注１　信号回路等に常時電圧が印加されている方式とした場合は、一般配線でもよい。

注２　防災センター等内に設置されている機器間相互の配線は、一般配線でもよい。

第２－41図

13　点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯

点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯は、規則第28条の３第４項第６号の規定によるほか、次によること。

⑴　主な構成（第２－42図参照）

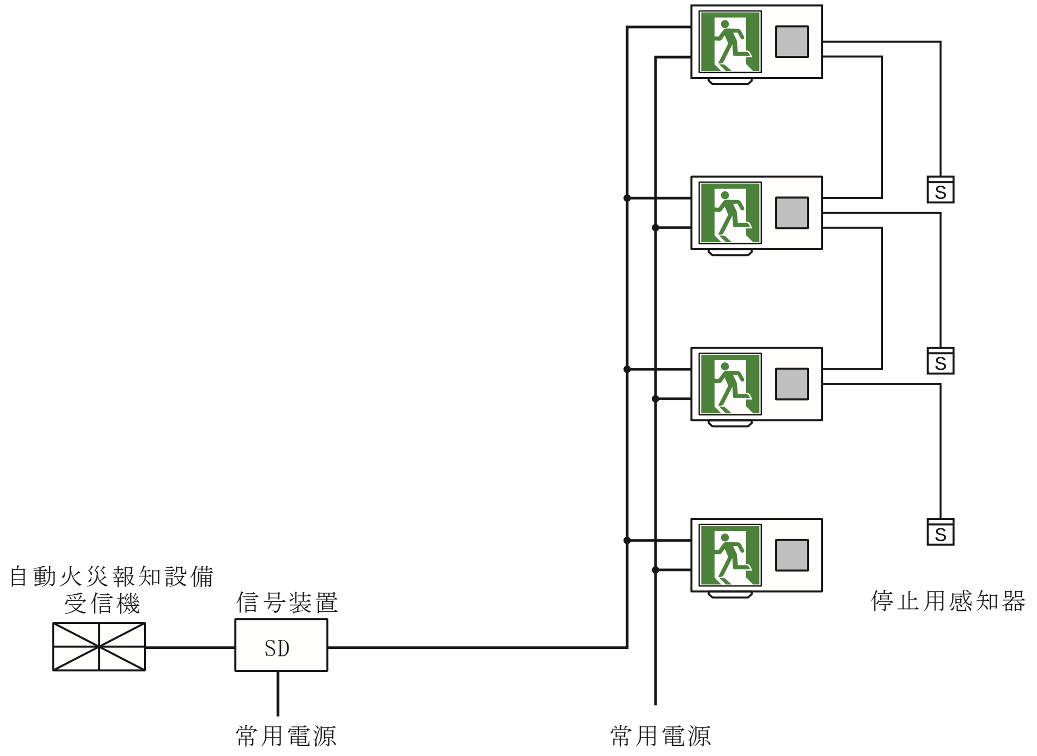

第２－42図

⑵　用語例

ア　「点滅形誘導灯」とは、自動火災報知設備から発せられた火災信号を受信したとき、常用電源又は非常電源によりキセノンランプ、白熱電球又は蛍光ランプを点滅する装置を誘導灯器具に内蔵するもの又は外付けするもの（誘導灯の近くに外付け形点滅装置を設置するものを含む。）をいう。

イ　「誘導音装置付誘導灯」とは、自動火災報知設備から発せられた火災信号を受信し、避難口の所在を示すための警報音及び音声を繰り返し発生する装置を誘導灯の内部に有するもの又は外部に取り付けるもの（誘導灯の近くに取り付ける誘導音装置を含む。）をいう。

ウ　「点滅形誘導音装置付誘導灯」とは、点滅機能及び音声誘導機能を付加した誘導灯をいう。

⑶　点滅形誘導灯等を設置する防火対象物又はその部分

点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯又は点滅形誘導音装置付誘導灯（以下こ

の項において「点滅形誘導灯等」という。）は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置すること。●

ア　視力又は聴力の弱い者が出入りする防火対象物で、これらの避難経路となる部分

イ　令別表第１⑷項に掲げる防火対象物の地階のうち、売場面積が 1,000㎡以上の階で売場に面する主要な出入口

ウ　不特定多数の者が出入りする防火対象物で、誘導灯を容易に識別しにくい部分

⑷　設置する場所

点滅形誘導灯等は、最終避難口又は直通階段の出入口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯には設けてはならないこと（規則第28条の３第４項第６号イ関係。第２－43図参照）。

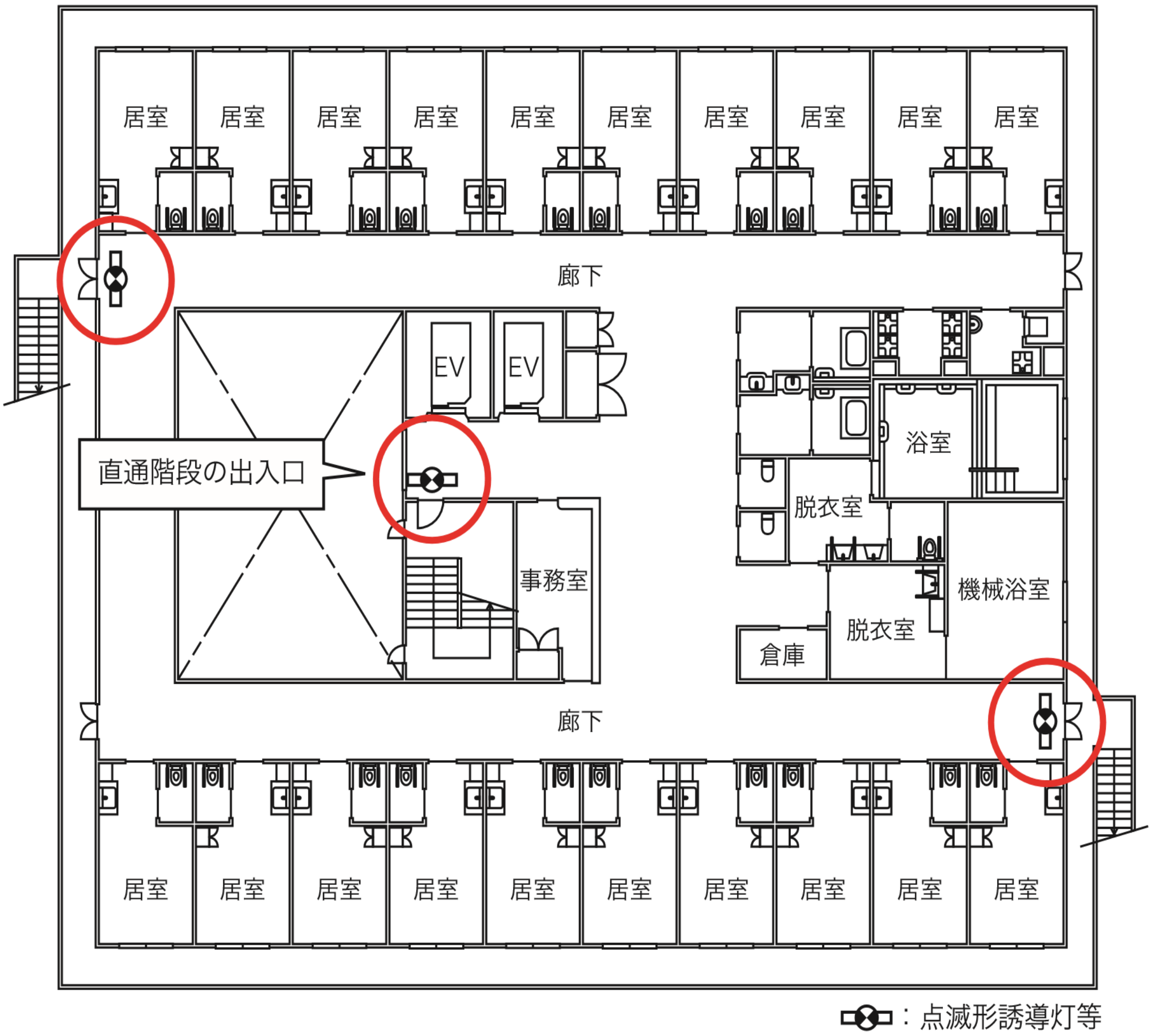

第２－43図

⑸　起動方法

ア　感知器からの火災信号のほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号）と連動して点滅機能及び音声誘導機能が起動するものであること（第２－44図参照）。

イ　規則第24条第５号ハに掲げる防火対象物又はその部分においては、地区音響装置の鳴動範囲（区分鳴動／全区域鳴動）について、点滅機能及び音声誘導機能を起動することができるものとすること。●

ウ　音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備が設置されている防火対象物又はその部分においては、点滅機能及び音声誘導機能の起動のタイミングは、火災警報又は火災放送と同時に開始されるものであること。●

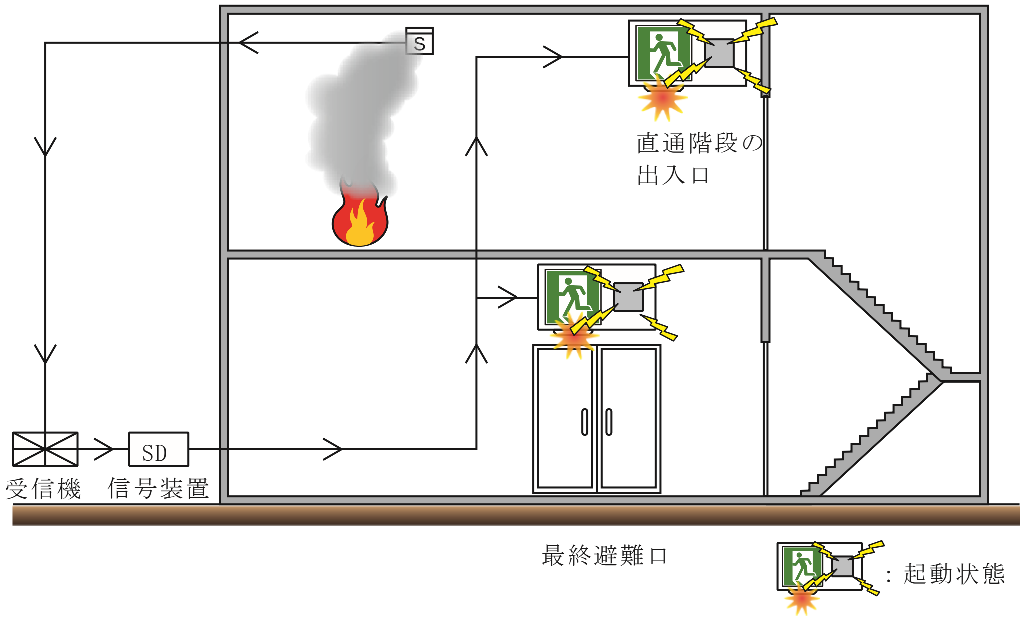

第２－44図

⑹　停止方法

ア　熱又は煙が滞留している避難経路への積極的な避難誘導を避けるため、直通階段の出入口から避難する方向に設けられている自動火災報知設備の感知器が作動したときは、誘導灯の点滅及び音声誘導が停止すること。ただし、次に掲げる出入口に点滅形誘導灯等を設置するものについては、この限りでない。

(ｱ)　屋外階段の出入口又は当該附室の出入口

(ｲ)　「消防法施行規則第４条の２の３並びに第26条第２項、第５項第３号ハ及び第６項第３号〔現行　第７項第３号〕の規定に基づき、屋内避難階段

等の部分を定める件」（平成14年告示第７号）に規定する屋内避難階段等の出入口又は当該附室の出入口

(ｳ)　特別避難階段の出入口又は当該附室の出入口

イ　前アの場合において、当該階段室には、煙感知器を次のいずれかにより設け、出火階が地上階の場合にあっては、出火階の直上階以上、地下階の場合にあっては地階の点滅及び音声誘導を停止させるものであること。

(ｱ)　地上階にあっては、点滅形誘導灯等を設置した直下階に、地下階にあっては、地下１階に点滅及び音声誘導の停止専用の煙感知器（第２種蓄積型）を設けること（第２－45図参照）。

なお、当該煙感知器には、その旨の表示を付すこと。●

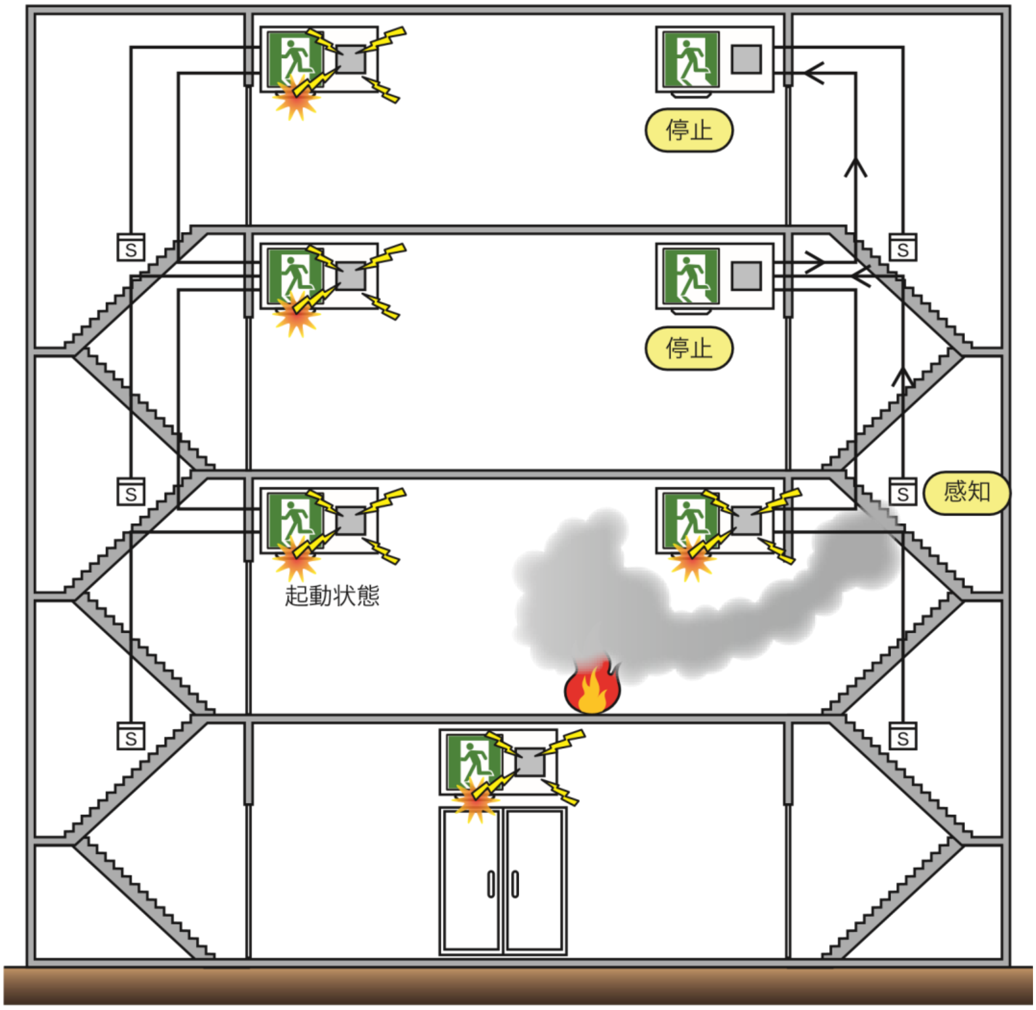

第２－45図

(ｲ)　自動火災報知設備の煙感知器が、当該階段室の煙を感知することができるように設けられており、かつ、適切に警戒区域が設定されている場合については、前(ｱ)にかかわらず当該煙感知器と連動させてもよいものである

こと。

なお、自動火災報知設備の煙感知器を用いて点滅及び音声誘導を停止させる場合は、出火階の火災信号等と、階段室に設けられた煙感知器の火災信号とを演算処理できる信号装置を設ける必要があること。

ウ　音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備により火災警報又は火災放送が行われているときは、誘導灯の音声誘導が停止するよう措置すること。ただし、誘導灯の設置位置、音圧レベル（当該誘導灯の中心から１ｍ離れた位置で70dB）を調整する等により、火災警報又は火災放送の内容伝達が困難若しくは不十分となるおそれのない場合については、この限りでない。●

⑺　信号装置

信号装置は、原則として自動火災報知設備の受信機と同一の室に設けること。●

⑻　配線

配線は、前11を準用するほか、次に掲げる操作回路及び信号回路の配線は、耐熱配線とすること（第２－46図参照）。●

ア　自動火災報知設備の受信機又は連動装置から信号装置までの配線。ただし、防災センター等内に設置されている機器間相互の配線は、この限りでない。

イ　信号装置から誘導灯までの配線。ただし、信号回路等に常時電圧が印加されている方式とした場合は、この限りでない。

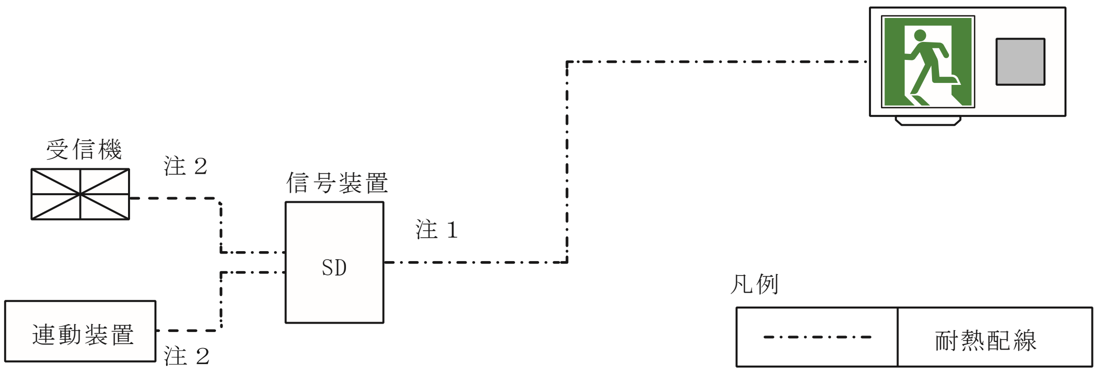

注１　信号回路等に常時電圧が印加されている方式とした場合は、一般配線でもよい。
注２　防災センター等内に設置されている機器間相互の配線は、一般配線でもよい。

第２－46 図

14　総合操作盤

「総合操作盤の基準を定める件」（平成16年告示第７号）に適合していること。

15　誘導標識

⑴　用語例

ア　「中輝度蓄光式誘導標識」とは、ＪＩＳ Ｚ 8716の常用光源蛍光ランプＤ65により照度 200Lx（ルクス）の外光を20分間照射し、その後20分経過した後における表示面（イにおいて「照射後表示面」という。）が24 mcd／㎡（ミリカンデラ毎平方メートル）以上100mcd／㎡未満の平均輝度を有する蓄光式誘導標識をいう。

イ　「高輝度蓄光式誘導標識」とは、照射後表示面が100mcd／㎡以上の平均輝度を有する蓄光式誘導標識をいう。

⑵　機器

誘導標識は、誘導灯告示に適合するもの又は認定品のものとすること。●

⑶　中輝度蓄光式誘導標識

中輝度蓄光式誘導標識の設置は、規則第28条の３第５項の規定によるほか、次によること。

ア　設置位置等

㈠　避難口に設ける中輝度蓄光式誘導標識は、規則第28条の３第３項第１号に掲げる避難口の上部等に設けること。

㈡　廊下又は通路に設ける中輝度蓄光式誘導標識は、各階ごとに、その廊下及び通路の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が 7.5m以下となる箇所及び曲がり角の床又は壁に設けること（第２－47図参照）。

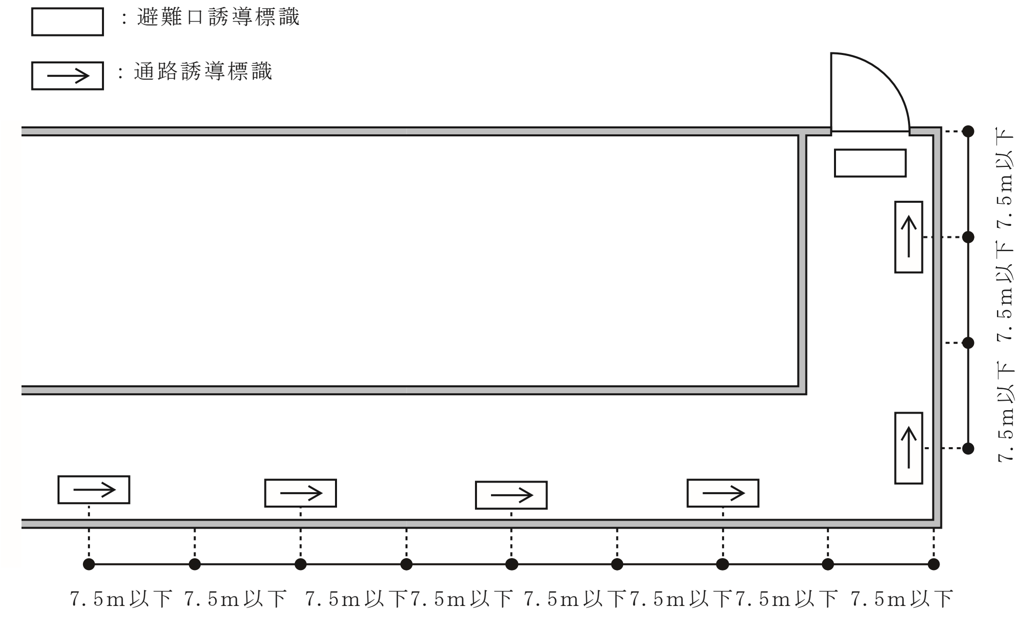

第２－47図

(ｳ)　階段又は傾斜路に設ける中輝度蓄光式誘導標識は、特に避難の方向を指示する必要がある箇所に、設けることとすること。

(ｴ)　自然光による採光が十分でない場合には、照明（一般照明を含む。）による補足が必要であること。

イ　設置要領

(ｱ)　容易にはがれないよう接着剤、両面テープ等で固定すること。●

(ｲ)　設置環境及び設置場所（床面に設置するもの又は壁面に設置するもの。）を踏まえ、必要に応じて、耐水性、耐薬品性、耐摩耗性等を有するものを使用すること。●

(4)　高輝度蓄光式誘導標識

高輝度蓄光式誘導標識は、規則第28条の２第１項第３号、第２項第２号、第３項第３号、規則第28条の３第４項第３号の２及び第10号並びに誘導灯告示によるほか、次によること。

ア　共通事項

(ｱ)　高輝度蓄光式誘導標識の性能を保持するために必要な照度等

あ　誘導灯告示第３第１号(3)及び第３の２第４号に規定する「性能を保持するために必要な照度」としては、停電等により通常の照明が消灯してから20分間経過した後の高輝度蓄光式誘導標識の表示面において、おおむね 100 mcd／㎡以上（規則第28条の２第１項第３号、第２項第２号及び第３項第３号の規定において高輝度蓄光式誘導標識を設ける避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離がおおむね15ｍ以上となる場合にあっては20分間経過した後の表示面がおおむね 300 mcd／㎡以上、規則第28条の３第４項第10号の規定において通路誘導灯を補完するものとして高輝度蓄光式誘導標識を設ける場合にあっては60分間経過した後の表示面がおおむね75 mcd／㎡以上）の平均輝度となる照度を目安とすること（第２－５表参照）。

第２－５表

防火対象物の区分		照明が消灯してから20分間経過した後の輝度（単位：mcd／㎡）
規則第28条の２第１項第３号、第２項第２号及び第３項第３号	小規模な路面店等	おおむね100mcd／㎡以上（避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離がおおむね15ｍ以上となる場合については、おおむね300mcd／㎡以上）
規則第28条の３第４項第３号の２	個室型遊興店舗	おおむね100mcd／㎡以上
規則第28条の３第４項第10号	大規模・高層の防火対象物等	おおむね100mcd／㎡以上（照明が消灯してから60分間経過した後の表示面がおおむね75 mcd／㎡以上）

い　前あの照度は、①高輝度蓄光式誘導標識の性能、②照明に用いられている光源の特性（特に、蓄光材料の励起に必要となる紫外線等の強度）に応じて異なるものであることから、別記「蓄光式誘導標識の試験データ」の例により試験データを確認する等して、これらの組合せが適切なものとなるようにする必要があること（第２－48図参照）。この場合において、主な光源の種別に応じた留意点等は、次のとおりであること。

(あ)　一般的な蛍光灯による照明下において、高輝度蓄光式誘導標識が設けられており、当該箇所における照度が 200Lx以上である場合には、停電等により通常の照明が消灯してから20分間経過した後における高輝度蓄光式誘導標識の表示面が 100 mcd／㎡以上の平均輝度となるものとみなして差し支えない。

(い)　開発普及が進んでいる新たな光源は、従来の蛍光灯と特性が大きく異なる場合がある（例えば、現在流通しているＬＥＤ照明器具は、可視光領域での照度が同レベルであっても紫外線強度は蛍光灯より小さいものが一般的である等）ことから、特に留意すること。

（壁面に設置した場合の例）

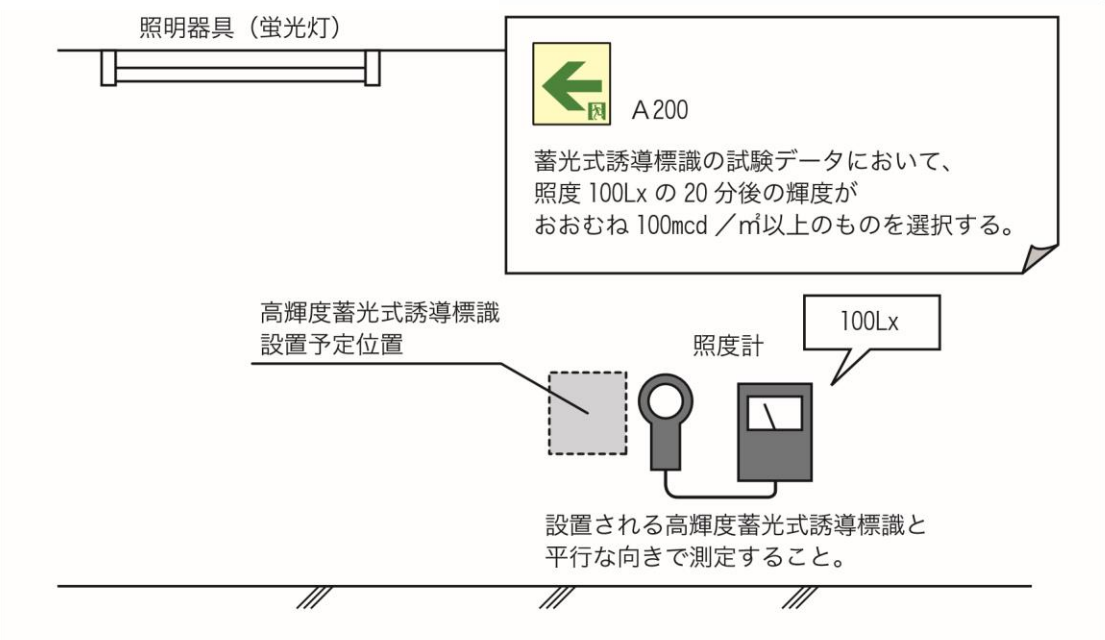

蓄光式誘導標識の試験データ

○蓄光式誘導標識の型式等：Ａ２００
○光源となる照明器具の種類：蛍光灯・白熱電球・ＬＥＤ・その他（　　　　）
○照明器具の型式等：○○○○○○
○測定機器の型式等
・測定機器：○○○○○○
・紫外線強度計：○○○○○○
・輝度計：○○○○○

照度（lx）	紫外線強度（μW/㎠）	20分後の輝度（mcd／㎡）
50	4.0	67
100	8.0	130
200	15.8	186

第２－48 図

う　無人の防火対象物又はその部分についてまで、照明器具の点灯を求めるものではないこと。

え　高輝度蓄光式誘導標識の性能を保持するために必要な照度を確保することができない場合にあっては、誘導灯又は光を発する帯状の標示等により誘導標示を行うことが必要であること。

⑷　床面又はその直近に設ける高輝度蓄光式誘導標識

あ　誘導灯告示第３の２第２号に規定する「床面又はその直近の箇所」と

は、床面又は床面からの高さがおおむね１ｍ以下の避難上有効な箇所をいうものであること（第２－49図参照）。

（通路誘導灯に補完して床面又はその直近に高輝度蓄光式誘導標識を設ける場合の例）

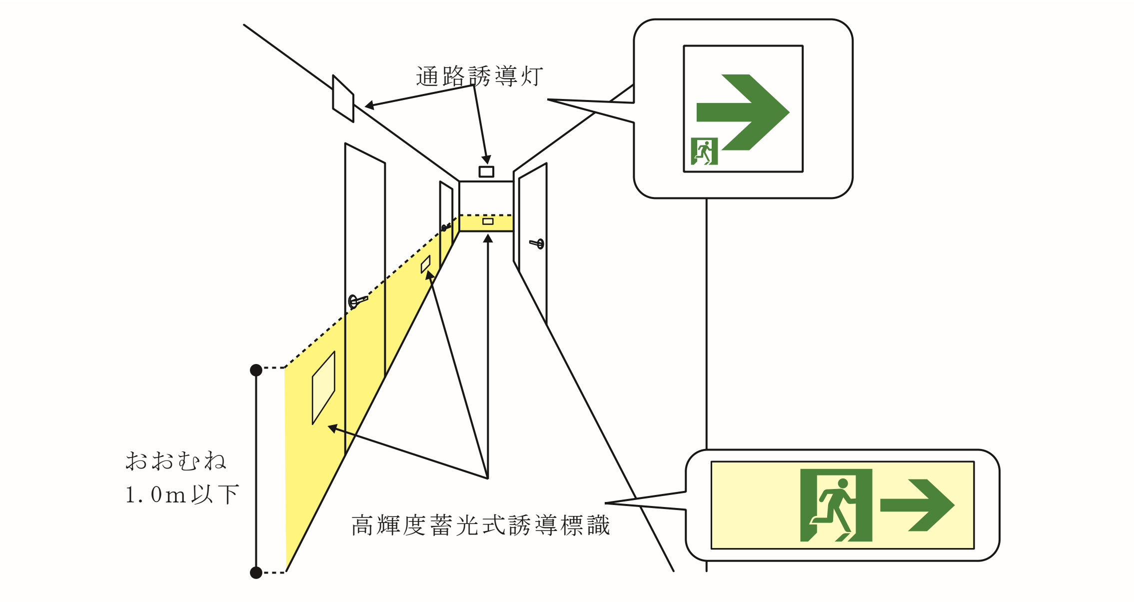

第２－49図

い　階段、傾斜路、段差等のある場所においては、転倒、転落等を防止するため、その始点及び終点となる箇所に、高輝度蓄光式誘導標識を設けること。この場合において、高輝度蓄光式誘導標識上の「避難の方向を示すシンボル」（誘導灯告示別図第２）の向きを、避難時の上り・下りの方向に合わせたものとすることも考えられること（第２－50図参照）。

　なお、避難する際の錯覚（踏面が極めて暗い環境のため、階段なのか踊場なのかを判断できない）による転倒、転落等を防ぐため、蓄光式誘導標識の設置高さは、統一すること。

（階段、傾斜路、段差等のある場所に高輝度蓄光式誘導標識を設ける場合の例）

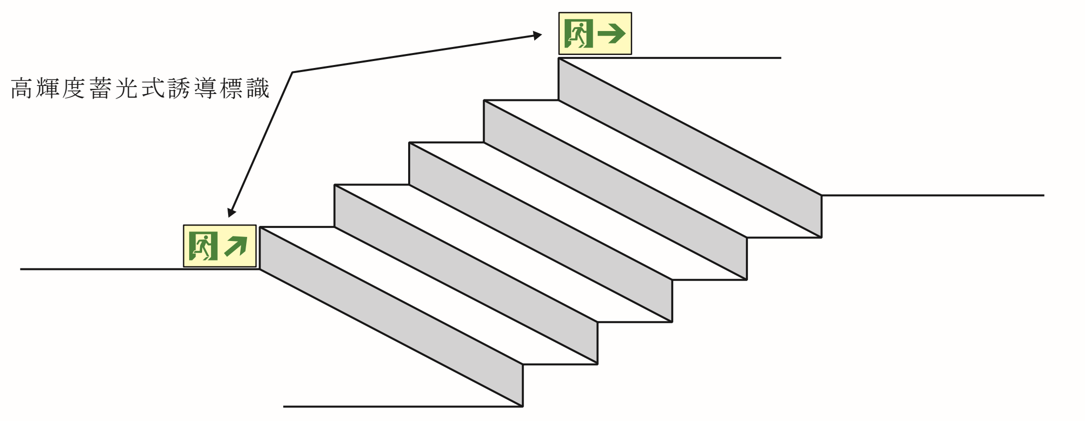

第２－50図

う　誘導標識の材料は、誘導灯告示第５第３号⑴に「堅ろうで耐久性のあるもの」とされているが、蓄光材料には水等の影響により著しく性能が低下するものもあることから、床面、巾木等に設ける高輝度蓄光式誘導標識で、通行、清掃、雨風等による摩耗、浸水等の影響が懸念されるものについては、耐摩耗性や耐水性を有するものを設置すること。●

え　規則第28条の３第４項第３号の２及び第10号の規定においては、通路誘導灯を補完するものとして高輝度蓄光式誘導標識を設けることが定められているものであり、高輝度蓄光式誘導標識が設けられていることをもって、当該箇所における通路誘導灯を免除することはできないこと（第２－51図参照）。

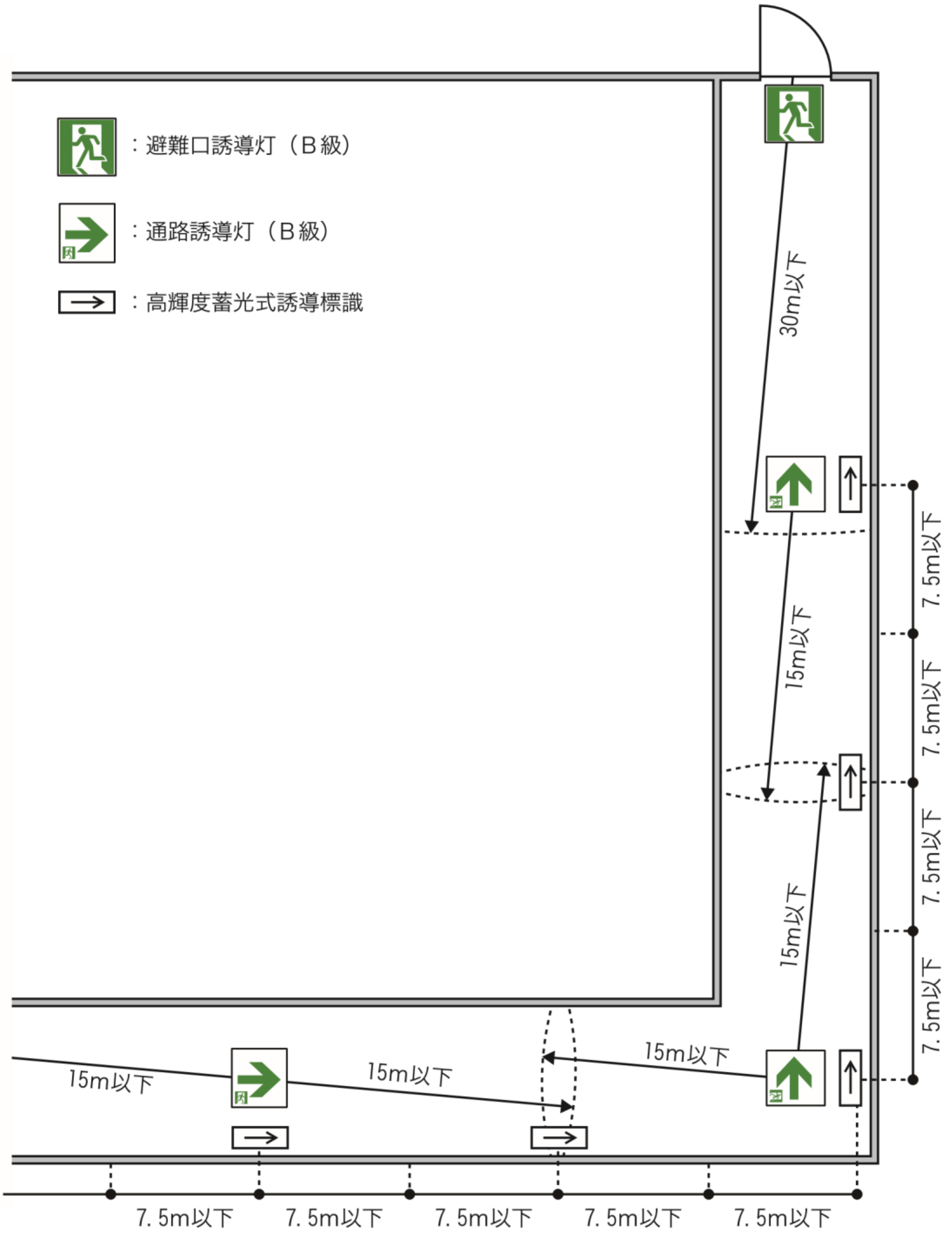

第２－51図

(ｳ)　光を発する帯状の標示等を用いた同等以上の避難安全性を有する誘導標示

あ　誘導灯告示第３の２ただし書に規定する「光を発する帯状の標示」としては、次に掲げるものとすること。

(ｱ)　通路の床面又は壁面に避難する方向に沿ってライン状に標示を行うもの（第２－52図参照）

(ｲ)　階段等の踏面において端部の位置を示すように標示を行うもの（第

２－53図参照）

（通路の床面又は壁面に避難する方向に沿ってライン状に標示を行う場合の例）

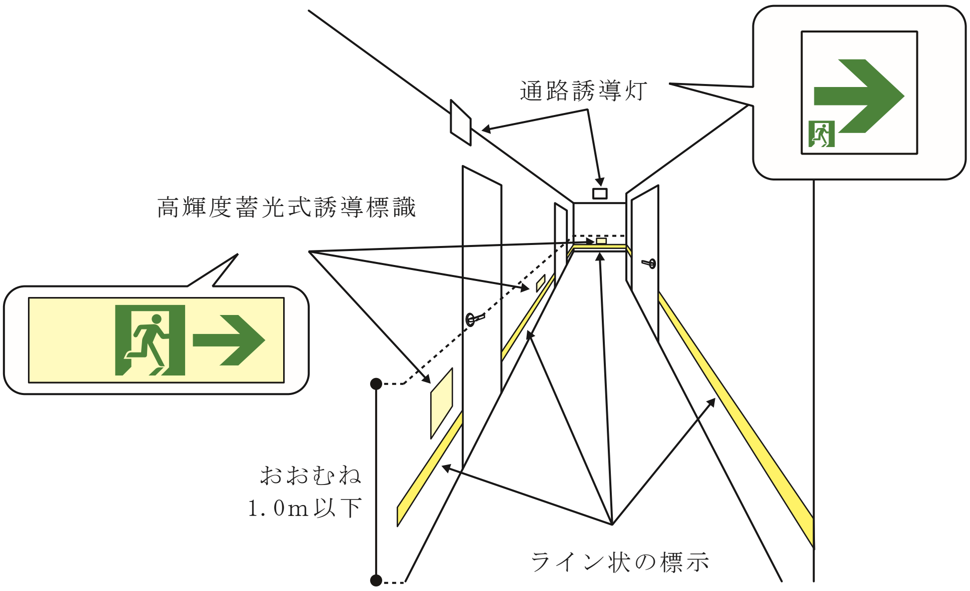

第２－52図

（階段等の踏面において端部の位置を示すように標示を行う場合の例）

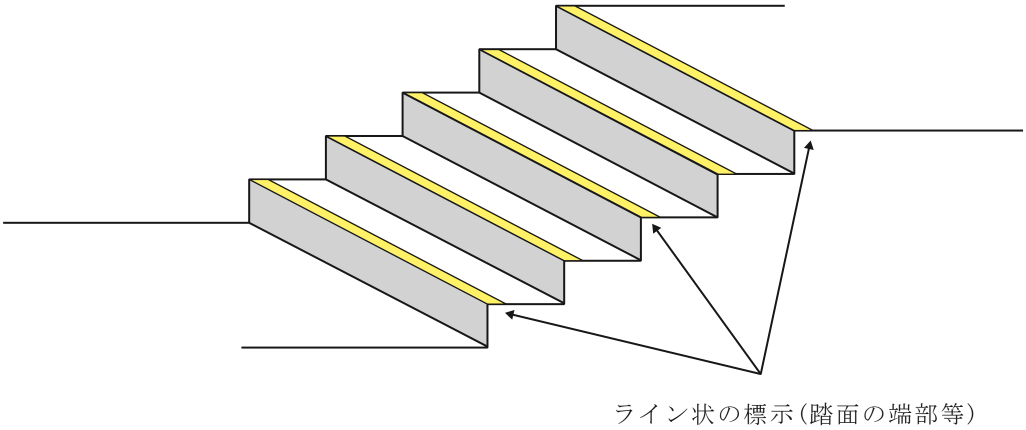

第２－53 図

い　前あに掲げる光を発する帯状の標示等は、停電等により通常の照明が消灯してから20分間（規則第28条の３第４項第10号の規定において通路誘導灯を補完するものとして設ける場合については60分間）経過した後における当該表面の平均輝度が、おおむね次式により求めた値を目安として確保されるようにすること。

$$L' \geqq L\frac{100}{d'}$$

L’　：当該標示の表面における平均輝度（mcd／㎡）

L　　：２（mcd／㎡）

d’　：当該標示の幅（㎜）

また、当該標示を用いる場合にあっても、所期の性能が確保されるよう前㈠い、㈡あ及びうの例等により適切に設置及び維持するとともに、曲り角等の必要な箇所において高輝度蓄光式誘導標識等により避難の方向を明示することが必要であること（第２－52図参照）。

う　誘導灯告示第３の２ただし書に規定する「その他の方法」としては、高輝度蓄光式誘導標識又は前あの「帯状の標示」を補完するものは、次に掲げるものとすること。

㋐　避難口の外周、ドアノブ、階段等の手すりをマーキングする標示（第２－54図参照）

㋑　階段のシンボルを用いた階段始点用の標示（第２－55図参照）

（避難口の外周、ドアノブ、階段等の手すりをマーキングする標示の例）

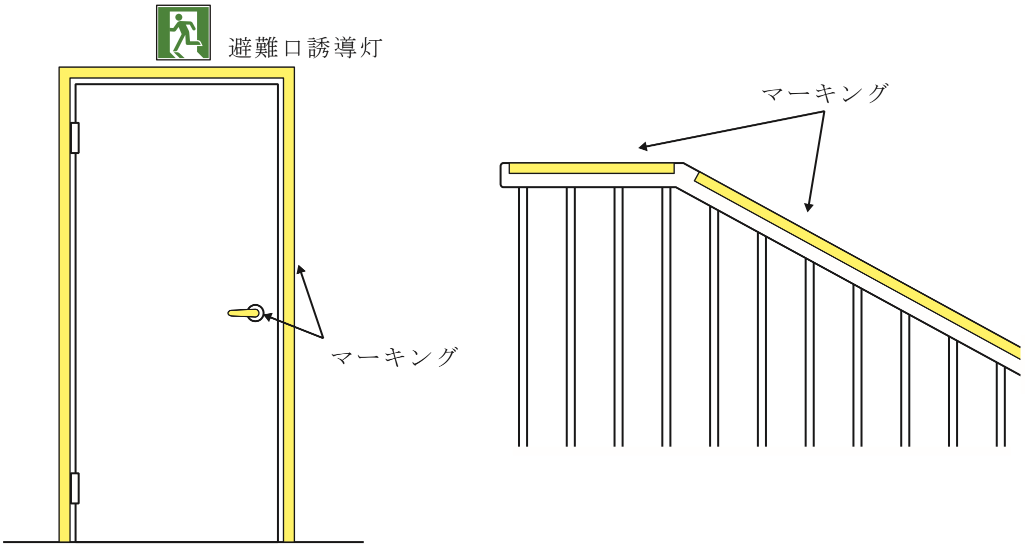

第２－54図

（階段のシンボルを用いた階段始点用の標示の参考例）

上り階段であることを示すシンボル

下り階段であることを示すシンボル

第２－55図

え　前あからうまでの標示については、蓄光材料を用いるもののほか、光源を用いるもの（前イに掲げる時間に相当する容量の非常電源を有するものに限る。）も含まれるものであること。

イ　小規模な路面店等（避難が容易な居室における避難口誘導灯を要しない関係）

規則第28条の２第１項第３号ハに規定する避難口誘導灯の設置を要しない居室（以下この項において「小規模な路面店等」という。）に設置する高輝度蓄光式誘導標識は、次によること。

(ｱ)　小規模な路面店等における高輝度蓄光式誘導標識の設置例（第２－56図参照）

（単独建屋の場合）

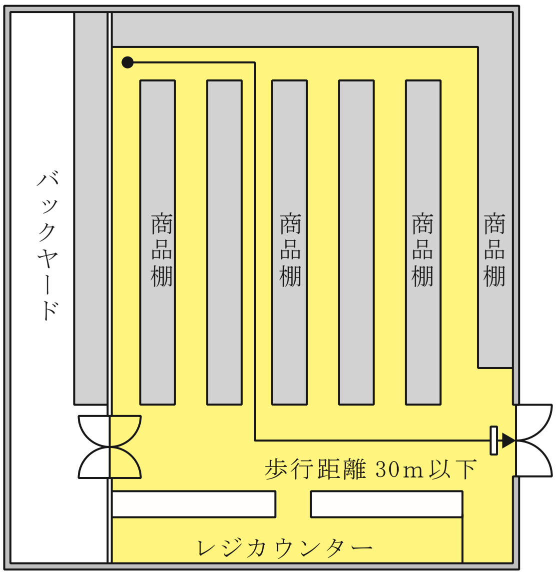

（防火対象物の一部に当該居室が存する場合）

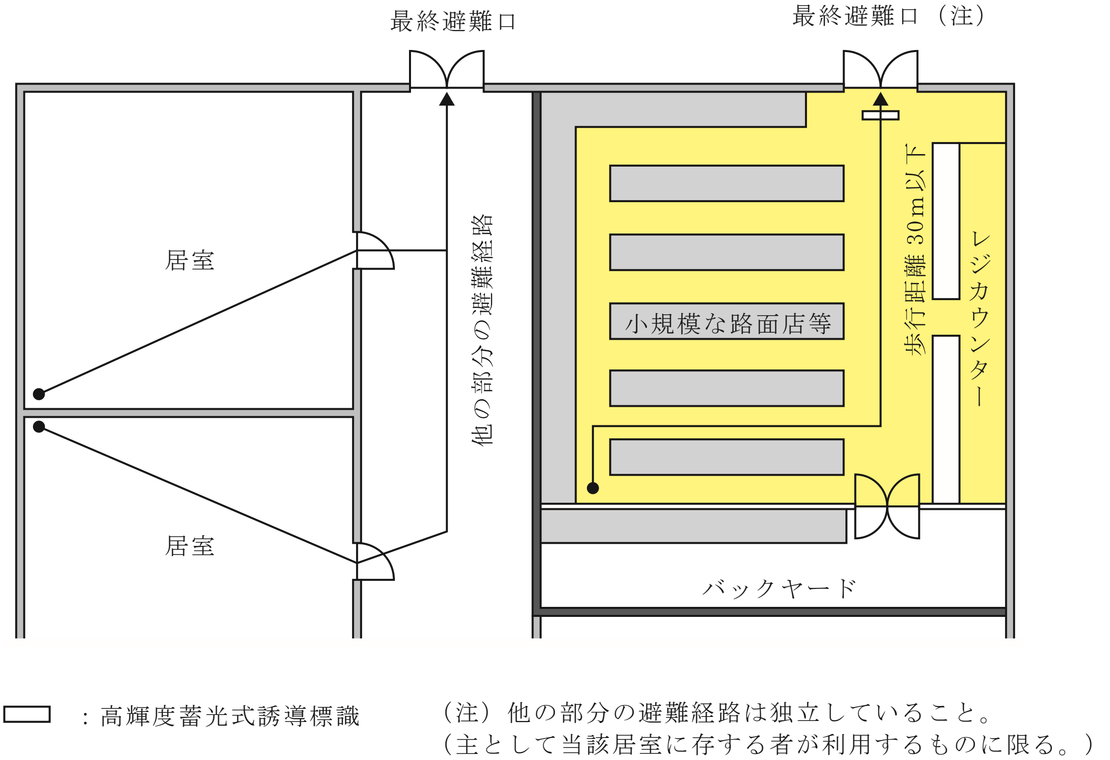

第２－56図

⑷　小規模な路面店等の要件

規則第28条の２第１項第１号及び第２号に掲げるもののほか、令別表第１⑴項から⒃項までに掲げる防火対象物の避難階にある居室で、次のあからうまでに該当するもの（規則第28条の２第１項第３号関係）

なお、ここでいう「居室」とは、地階及び無窓階に存する居室（例えば、傾斜地において階全体としては地階扱いとなるが、当該居室は直接地上に面しているもの等）も、当該規定の要件に適合すれば設置することを要しない居室の対象となるものであること（第２－57図参照）。

あ　最終避難口（主として当該居室に存する者が利用するものに限る。）を有すること。

なお、ここでいう「主として当該居室に存する者が利用する」避難口とは、当該居室に存する者が避難する際に利用するものであって、他の部分に存する者が避難する際の動線には当たっていないものをいうものであること（例えば、一階層のコンビニエンスストアにおける売場部分の出入口等）。

い　室内の各部分から、最終避難口を容易に見とおし、かつ、識別するこ

とができ、室内の各部分から当該最終避難口に至る歩行距離が30ｍ以下であること。

う　高輝度蓄光式誘導標識が設けられていること。

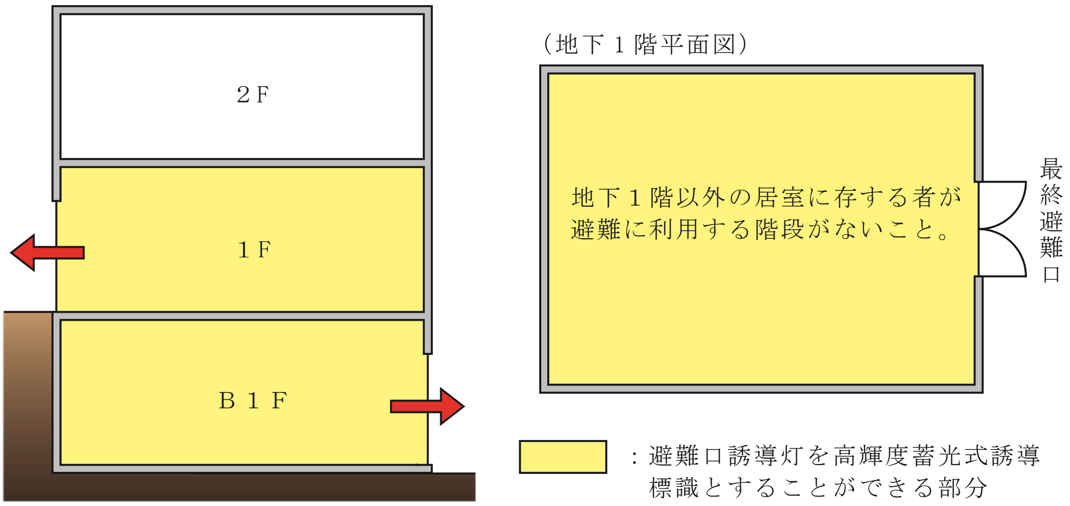

第２－57図

(ｳ)　高輝度蓄光式誘導標識は、次により設けられていること（誘導灯告示第３関係）。

あ　最終避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。

い　性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けること。

う　蓄光式誘導標識の周囲には、蓄光式誘導標識と紛らわしい又は蓄光式誘導標識を遮る広告物、掲示物等を設けないこと。

え　前(ｲ)いの最終避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離がおおむね15ｍ以上となる場合において、避難上有効な視認性を確保するため、次式により求めた値を目安として、高輝度蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法の大きさを確保すること。

Ｄ　≦　150　×　ｈ

Ｄ：避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離（ｍ）

ｈ：高輝度蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法（ｍ）

ウ　個室型遊興店舗（通路上の煙の滞留を想定した床面等への誘導標示関係）

規則第28条の３第４項第３号の２ただし書に規定する通路誘導灯を補完するために設けられる高輝度蓄光式誘導標識は、次によること。

⑺　令別表第１⑵項ニ、⒃項イ、（16の２）項及び（16の３）項に掲げる防火対象物（同表⒃項イ、（16の２）項及び（16の３）項に掲げる防火対象物にあっては、同表⑵項ニに掲げる防火対象物の用途に供する部分に限る。）（以下この項において「個室型遊興店舗」という。）における高輝度蓄光式誘導標識の設置例（第２－58図参照）

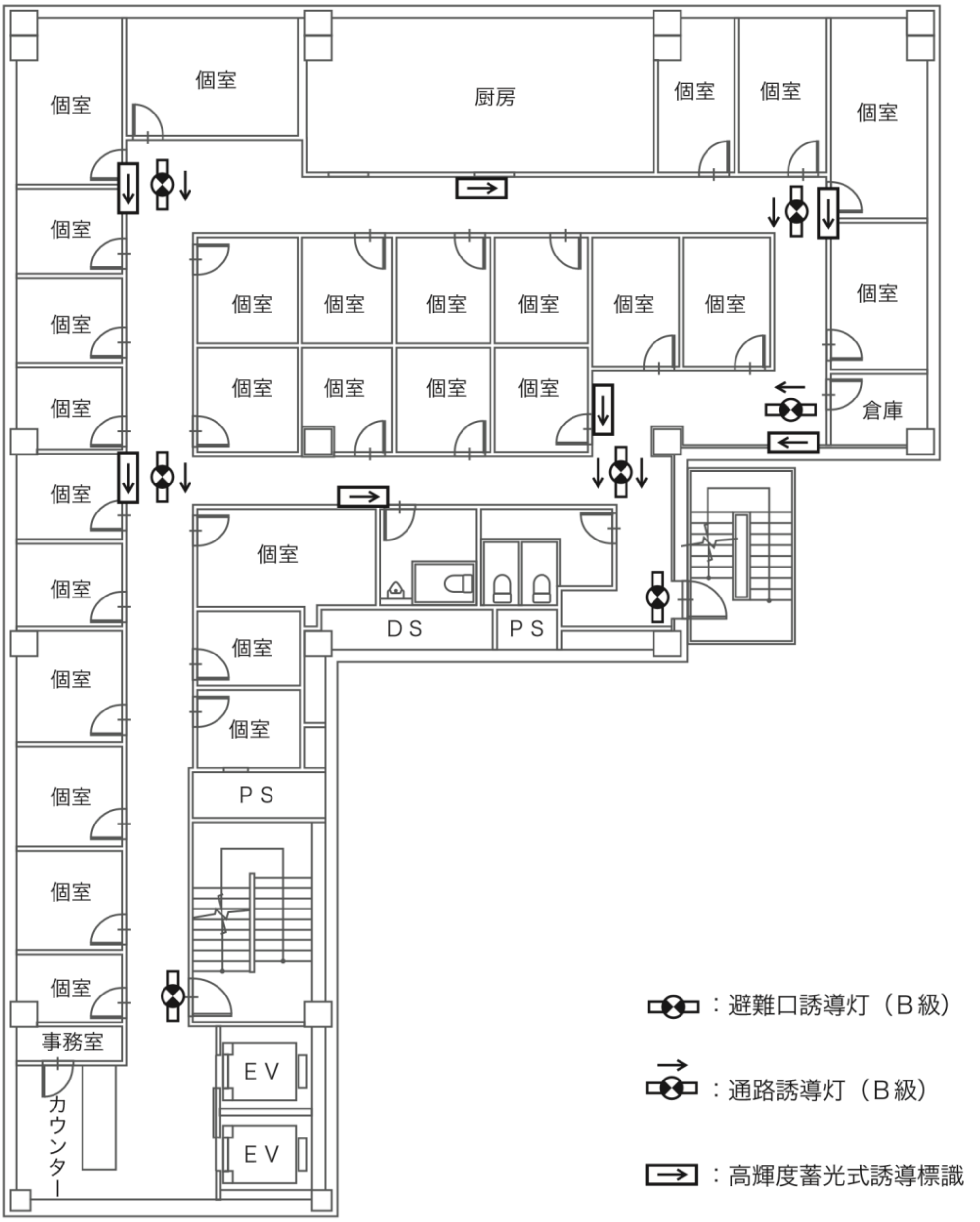

第２－58図

⑷　規則第28条の３第４項第３号の２ただし書の規定においては、通路誘導灯を補完するものとして高輝度蓄光式誘導標識を設けることが定められているものであり、高輝度蓄光式誘導標識が設けられていることをもって、

当該箇所における通路誘導灯を免除することはできないこと。

(ウ)　高輝度蓄光式誘導標識は、次により設けられていること（誘導灯告示第３の２関係）。ただし、光を発する帯状の標示を設けることその他の方法によりこれと同等以上の避難安全性が確保されている場合にあっては、この限りでない。

あ　床面又はその直近の箇所に設けること。

なお、ここでいう「その直近」とは、床面からの高さがおおむね１ｍ以下の避難上有効な箇所をいうものであること（第２－59図参照）。

い　廊下及び通路の各部分から一の蓄光式誘導標識までの歩行距離が 7.5ｍ以下となる箇所及び曲がり角に設けること。

う　性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けること。

なお、個室型遊興店舗においては、避難経路の見とおしが悪く、照明も暗い等の状況が想定されることから、高輝度蓄光式誘導標識等の種別及び設置位置に留意すること。

え　高輝度蓄光式誘導標識の周囲には、高輝度蓄光式誘導標識と紛らわしい又は高輝度蓄光式誘導標識を遮る広告物、掲示物等を設けないこと。

（通路誘導灯に補完して床面又はその直近に高輝度蓄光式誘導標識を設ける場合の例）

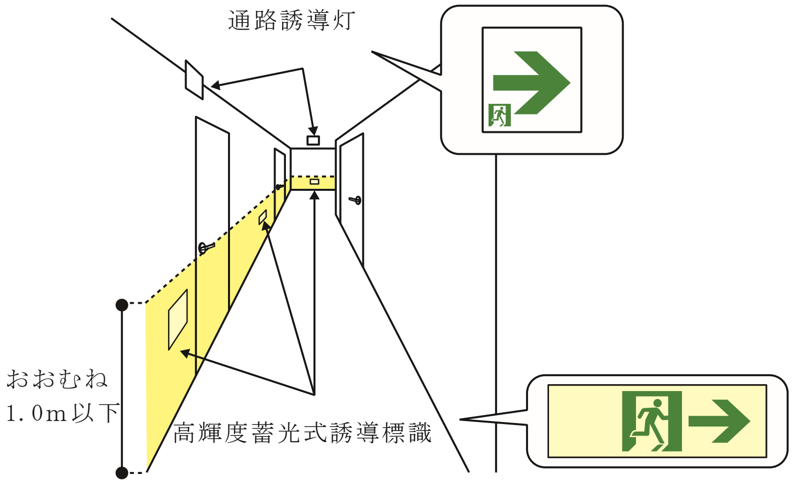

（通路の床面又は壁面に避難する方向に沿ってライン状に標示を行う場合の例）

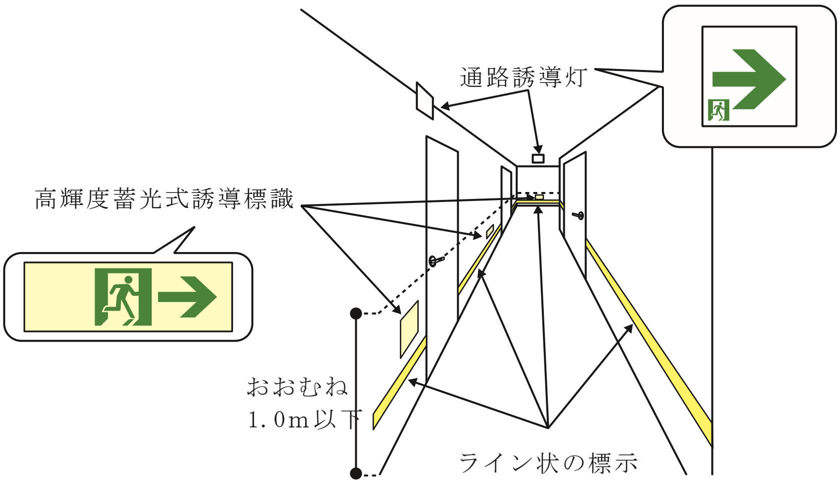

第２－59図

エ　大規模・高層の防火対象物等（停電時の長時間避難に対応した誘導標示関係）

規則第28条の３第４項第10号に規定する通路誘導灯を補完するために設けられる高輝度蓄光式誘導標識は、次によること。

㈠　大規模・高層の防火対象物等の要件

誘導灯の非常電源の容量を60分間とする防火対象物（以下この項において「大規模・高層の防火対象物等」という。）は、次のいずれかに該当するものであること（誘導灯告示第４関係）。

あ　令別表第１⑴項から⒃項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかを満たすこと。

㈠　延べ面積５万㎡以上

㈡　地階を除く階数が15以上であり、かつ、延べ面積３万㎡以上

い　令別表第１（16の２）項に掲げる防火対象物で、延べ面積 1,000㎡以上であること。

㈡　大規模・高層の防火対象物等における高輝度蓄光式誘導標識の設置例（第２－60図参照）

（延べ面積が５万㎡以上の防火対象物）

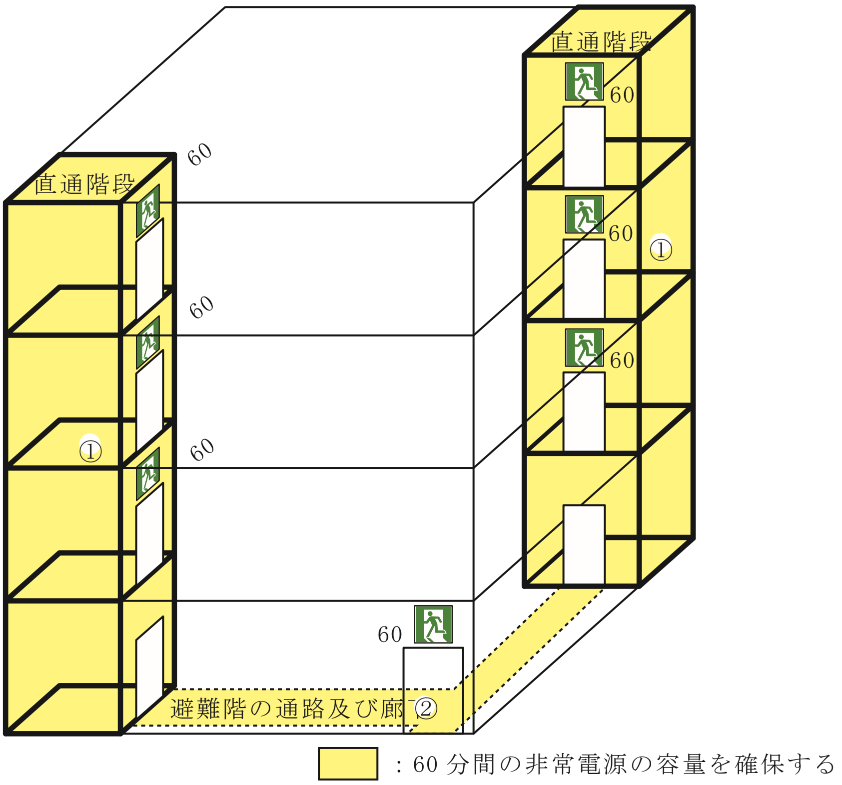

①　直通階段の階段室

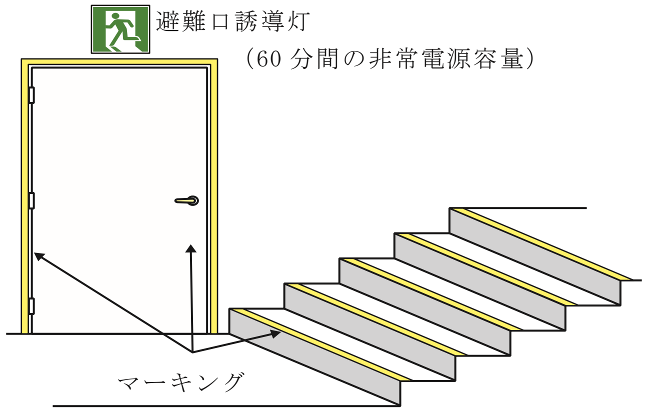

②　避難階の通路及び廊下部分

（通路誘導灯に補完して床面又はその直近に高輝度蓄光式誘導標識を設ける場合の例）

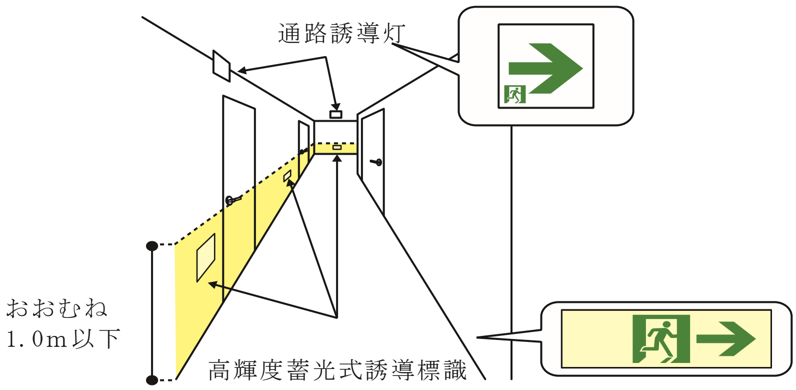

（通路の床面又は壁面に避難する方向に沿ってライン状に標示を行う場合の例）

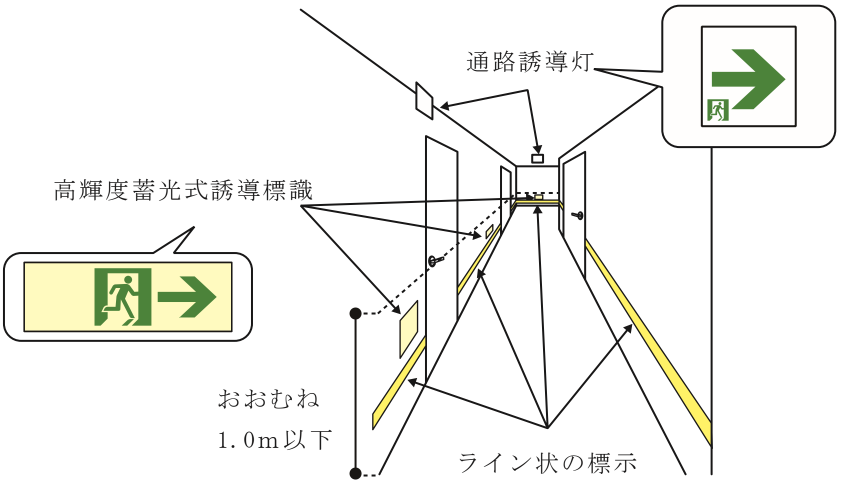

第２－60図

(ｳ)　規則第28条の３第４項第10号の規定においては、通路誘導灯を補完するものとして高輝度蓄光式誘導標識を設けることが定められているものであり、高輝度蓄光式誘導標識が設けられていることをもって、当該箇所における通路誘導灯を免除することはできないこと。

(ｴ)　高輝度蓄光式誘導標識は、次により設けられていること（誘導灯告示第３の２関係）。ただし、光を発する帯状の標示を設けることその他の方法によりこれと同等以上の避難安全性が確保されている場合にあっては、この限りでない。

あ　床面又はその直近の箇所に設けること。
　なお、ここでいう「その直近」とは、床面からの高さがおおむね１ｍ以下の避難上有効な箇所をいうものであること。

い　廊下及び通路の各部分から一の蓄光式誘導標識までの歩行距離が 7.5ｍ以下となる箇所及び曲がり角に設けること。

う　性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けること。

え　高輝度蓄光式誘導標識の周囲には、高輝度蓄光式誘導標識と紛らわしい又は高輝度蓄光式誘導標識を遮る広告物、掲示物等を設けないこと。

お　階段（特に、避難時に下り方向で用いられるもの）においては、転倒、転落等を防止するため、踏面端部の位置等を示すように、光を発する帯状の標示等を設けることが適当であること。●

別記

蓄光式誘導標識の試験データ

○蓄光式誘導標識の型式等：

○光源となる照明器具の種類：蛍光灯・白熱電球・ＬＥＤ・その他（　　　　　）

○照明器具の型式等：

○測定機器の型式等

・測定機器：

・紫外線強度計：

・輝度計：

照度（lx）	紫外線強度（μW／㎠）	２０分後の輝度（mcd／㎡）
１５		
２５		
５０		
１００		
２００		
３００		
４００		
５００		
６００		
７００		
８００		
９００		
１０００		

※１　「照度」、「紫外線強度」及び「輝度」は、照度計（ＪＩＳ　Ｃ　16901－１の適合品等）、紫外線強度計（おおむね波長 360nm～ 480nmの範囲を測定できるもの）、輝度計（色彩輝度計等）を用いて測定した結果を記載。

※２　「20分後の輝度」欄には、蓄光式誘導標識を照明器具により20分間照射し、その後20分間経過した後における測定値を記載（規則第28条の３第４項第10号の規定において誘導灯を補完するものとして蓄光式誘導標識を設ける場合にあっては、「60分後の輝度」として、照明器具により20分間照射し、その後60分間経過した後における測定値を記載）。

※３　当該試験データを設置届に添付する等して、試験結果報告書に記載の「設置場所の照度」と突合して、蓄光式誘導標識の性能を保持するために必要な照度が確保されていることを確認。

※４　蓄光式誘導標識を複数設ける防火対象物にあっては、

○　当該防火対象物に設ける蓄光式誘導標識の型式等ごとに当該試験データを添付するとともに、

○　試験結果報告書の「設置場所の照度」についても、各設置箇所によって照度が異なる場合には、当該照度の範囲（例：○○lx～△△lx）を記載。

また、必要に応じ、個別の設置箇所における照度を別紙にて添付。

※５　経年等に伴い、「照度」、「輝度」等が所期の条件に適しないことが、点検等の際に明らかとなった場合には、個別の状況に応じ、照明器具の交換・変更、蓄光式誘導標識の交換・変更等を適宜実施。